

# 小山市地域防災計画

小山市防災会議



# 目 次

## 第 1 編 総則

第 1 節	計画の目的等 .....	総	—	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と業務の大綱 .....	総	—	2
第 3 節	住民及び事業所の責務 .....	総	—	11
第 4 節	本市の自然的条件及び社会的条件 .....	総	—	12
第 5 節	災害の想定 .....	総	—	15
第 6 節	本市の災害対策の課題と目指す方向 .....	総	—	22

## 第2編 水害・台風、竜巻等 風害・雪害対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）	水1	—	1
第2節	地域防災力の向上（総務部、市民生活部、消防本部）	水1	—	5
第3節	防災訓練の実施（総務部、建設水道部、消防本部）	水1	—	10
第4節	ボランティア活動の環境整備（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）	水1	—	13
第5節	水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくり（産業観光部、建設水道部、都市整備部）	水1	—	16
第6節	防災拠点の整備（全部）	水1	—	17
第7節	情報通信網の整備（総合政策部、総務部、市民生活部、消防本部）	水1	—	20
第8節	建築物災害予防対策（全部）	水1	—	22
第9節	公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）	水1	—	24
第10節	要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）	水1	—	29
第11節	土砂災害予防対策（総務部、建設水道部、消防本部）	水1	—	34
第12節	水防体制の整備（総務部、建設水道部、消防本部）	水1	—	41
第13節	避難体制の整備（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）	水1	—	45
第14節	消防・救急・救助体制の整備（消防本部）	水1	—	52
第15節	保健医療体制の整備（保健福祉部、消防本部）	水1	—	53
第16節	緊急輸送体制の整備（総務部、理財部、建設水道部、消防本部）	水1	—	56
第17節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（総務部、保健福祉部、産業観光部）	水1	—	58
第18節	農業関係災害予防対策（産業観光部）	水1	—	61
第19節	危険物施設等災害予防対策（消防本部）	水1	—	62
第20節	文教対策（総合政策部、教育委員会）	水1	—	66
第21節	大規模災害時における受援・応援（市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部）	水1	—	69

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制の確立（全部）	水2	—	1
第2節	動員計画（全部）	水2	—	9
第3節	気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）	水2	—	15
第4節	被害情報の収集・報告（全部）	水2	—	27
第5節	通信手段の確保（総務部、消防本部）	水2	—	36
第6節	相互応援協力・応援・派遣要請（総務部、消防本部）	水2	—	38

第7節	災害救助法の適用（総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）	水 2	—	43
第8節	被害拡大防止活動（総務部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部）	水 2	—	48
第9節	避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）	水 2	—	56
第10節	避難所の開設・運営（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）	水 2	—	65
第11節	広報・広聴活動（全部）	水 2	—	71
第12節	救急・救助活動（消防本部）	水 2	—	75
第13節	医療・救護活動（保健福祉部、消防本部）	水 2	—	79
第14節	要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）	水 2	—	82
第15節	緊急輸送活動（理財部）	水 2	—	84
第16節	食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全部）	水 2	—	87
第17節	保健衛生活動（市民生活部、保健福祉部）	水 2	—	93
第18節	行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬（市民生活部、保健福祉部、消防本部）	水 2	—	96
第19節	障害物除去活動（建設水道部）	水 2	—	100
第20節	廃棄物処理活動（市民生活部、建設水道部、小山広域保健衛生組合）	水 2	—	102
第21節	公共施設等応急対策（建設水道部）	水 2	—	107
第22節	農地・農業用施設応急対策（産業観光部）	水 2	—	112
第23節	危険物施設等応急対策（消防本部）	水 2	—	114
第24節	文教対策（教育委員会）	水 2	—	119
第25節	住宅応急対策（建設水道部、都市整備部）	水 2	—	123
第26節	ボランティア受入・活動支援（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）	水 2	—	127
第27節	義援物資・義援金・見舞金の受入（総合政策部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、出納室）	水 2	—	129

### 第3章 災害復旧・復興対策計画

第1節	災害の復旧と災害復興計画の策定（全部）	水 3	—	1
第2節	民生の安定化対策（全部）	水 3	—	3
第3節	公共施設等災害復旧対策（全部）	水 3	—	13

## 第3編 震災対策編

### 第1章 災害予防計画

第1節	防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）	震1	—	1
第2節	地域防災力の向上（総務部、市民生活部、消防本部）	震1	—	5
第3節	防災訓練の実施（総務部、建設水道部、消防本部）	震1	—	10
第4節	ボランティア活動の環境整備（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）	震1	—	13
第5節	震災に強いまちづくり（建設水道部、都市整備部）	震1	—	16
第6節	防災拠点の整備（全部）	震1	—	18
第7節	情報通信網の整備（総合政策部、総務部、市民生活部、消防本部）	震1	—	21
第8節	建築物災害予防対策（全部）	震1	—	23
第9節	公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）	震1	—	27
第10節	要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）	震1	—	32
第11節	地盤災害予防対策（総務部、建設水道部、消防本部）	震1	—	37
第12節	避難体制の整備（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）	震1	—	39
第13節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備（消防本部）	震1	—	44
第14節	保健医療体制の整備（保健福祉部、消防本部）	震1	—	48
第15節	緊急輸送体制の整備（総務部、理財部、建設水道部、消防本部）	震1	—	51
第16節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（総務部、保健福祉部、産業観光部）	震1	—	54
第17節	農業関係災害予防対策（産業観光部）	震1	—	58
第18節	危険物施設等災害予防対策（消防本部）	震1	—	59
第19節	文教対策（総合政策部、教育委員会）	震1	—	63
第20節	大規模災害時における受援・応援（市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部）	震1	—	66

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制の確立（全部）	震2	—	1
第2節	動員計画（全部）	震2	—	10
第3節	地震情報の収集（総務部、消防本部）	震2	—	15
第4節	被害情報の収集・報告（全部）	震2	—	24
第5節	通信手段の確保（総務部、消防本部）	震2	—	33
第6節	相互応援協力・応援・派遣要請（総務部、消防本部）	震2	—	35
第7節	災害救助法の適用（総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）	震2	—	39
第8節	二次災害防止活動（総務部、建設水道部、都市整備部、消防本部）	震2	—	44

第9節	避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）	震 2	—	46
第10節	避難所の開設・運営（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）	震 2	—	52
第11節	広報・広聴活動（全部）	震 2	—	58
第12節	救急・救助・消火活動（消防本部）	震 2	—	62
第13節	医療・救護活動（保健福祉部、消防本部）	震 2	—	66
第14節	要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）	震 2	—	69
第15節	緊急輸送活動（理財部）	震 2	—	71
第16節	食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全部）	震 2	—	74
第17節	保健衛生活動（市民生活部、保健福祉部）	震 2	—	80
第18節	行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬（市民生活部、保健福祉部、消防本部）	震 2	—	83
第19節	障害物除去活動（建設水道部）	震 2	—	87
第20節	廃棄物処理活動（市民生活部、建設水道部、小山広域保健衛生組合）	震 2	—	89
第21節	公共施設等応急対策（建設水道部）	震 2	—	92
第22節	農地・農業用施設応急対策（産業観光部）	震 2	—	97
第23節	危険物施設等応急対策（消防本部）	震 2	—	99
第24節	文教対策（教育委員会）	震 2	—	104
第25節	住宅応急対策（都市整備部、建設水道部）	震 2	—	108
第26節	ボランティア受入・活動支援（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）	震 2	—	112
第27節	義援物資・義援金・見舞金の受入（総合政策部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、出納室）	震 2	—	114

### 第3章 災害復旧・復興対策計画

第1節	災害の復旧と災害復興計画の策定（全部）	震 3	—	1
第2節	民生の安定化対策（全部）	震 3	—	3
第3節	公共施設等災害復旧対策（全部）	震 3	—	15

## 第4編 火災・事故災害対策編

### 第1章 火災対策

第1節	災害予防計画 .....	火 1	—	1
第2節	災害応急対策 .....	火 1	—	7
第3節	復 旧 .....	火 1	—	12

### 第2章 交通関係事故災害対策

第1節	災害予防計画 .....	火 2	—	1
第2節	災害応急対策 .....	火 2	—	4
第3節	復 旧 .....	火 2	—	9

### 第3章 放射性物質・危険物等事故対策計画

第1節	災害予防計画 .....	火 3	—	1
第2節	災害応急対策 .....	火 3	—	6
第3節	復 旧 .....	火 3	—	11



## 第5編 原子力災害対策編

### 第1章 総 則

第1節	計画策定の趣旨	原 1	—	1
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	原 1	—	3
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	原 1	—	5
第4節	運用上の介入レベル	原 1	—	6
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	原 1	—	8

### 第2章 災害予防計画

第1節	防災意識の高揚	原 2	—	1
第2節	初動体制の整備	原 2	—	3
第3節	市民等への情報伝達体制の整備	原 2	—	4
第4節	避難活動体制等の整備	原 2	—	5
第5節	住民等の健康対策	原 2	—	7
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	原 2	—	9
第7節	児童生徒等の安全対策	原 2	—	10

### 第3章 災害応急対策

第1節	情報の収集・初期活動	原 3	—	1
第2節	災害対策本部等の設置	原 3	—	2
第3節	住民等への情報伝達	原 3	—	5
第4節	屋内退避・避難誘導等	原 3	—	7
第5節	医療救護活動等	原 3	—	9
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	原 3	—	10
第7節	児童生徒等の安全対策	原 3	—	13

### 第4章 災害復旧対策

第1節	住民等の健康対策	原 4	—	1
第2節	風評被害対策	原 4	—	3
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	原 4	—	4
第4節	損害賠償	原 4	—	6
第5節	各種制限の解除	原 4	—	7

## 資料編

※本編の後を参照

# 第1編 総則



## 第1節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

### 第1 計画の目的

小山市地域防災計画（以下「計画」という。）は、水害・台風（土砂災害を含む）、竜巻等風害・雪害や地震等の災害に対処するため、市及び防災関係機関等が実施すべき災害予防、応急、復旧・復興対策について定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、住民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とする。

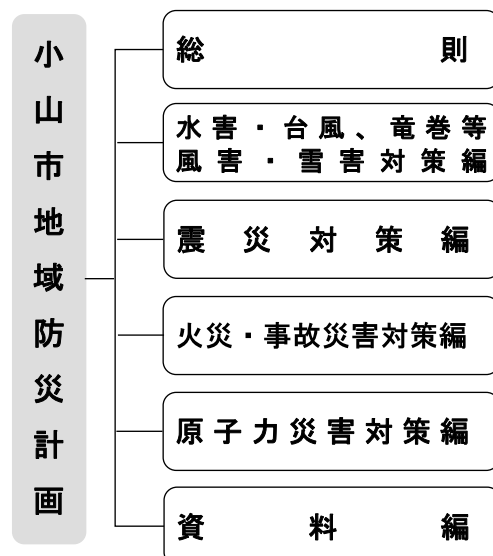
### 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び小山市防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条の規定に基づき小山市防災会議が策定する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき災害対策の基本的事項を定める。

また、国の防災基本計画及び栃木県地域防災計画との整合性を図るとともに、小山市総合計画に定める「市民が生き生き 安全・安心で健康なくらしづくり」に関する具体的計画として小山市国土強靱化地域計画と連携しつつその推進を図る。

### 第3 計画の構成

本計画は、次のように構成されている。



\* 大規模な災害が発生して、本市の職員のみで対応が困難な場合や災害時応援協定等を結んでいる自治体等が被災した場合は、小山市災害時受援・応援計画により応急・復旧活動を円滑に実施する。

## 第4 計画の修正

災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期する。



## 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が、円滑かつ的確に実施されるよう、市や県、防災関係機関等の防災に関する責務及び災害時に果たすべき役割を明確にする。

### 第1 防災関係機関等の責務

#### 1 市

市は、市域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町及び各防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

#### 2 県

県と警察は、市町を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携し、防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を援助し、調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県、市町の防災活動が円滑に行われるよう指示、指導、助言、その他適切な措置を行う。

#### 4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県、市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

#### 6 住民

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。



## 第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

### 1 市

処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<p><b>災害予防対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する組織の整備・改善</li> <li>・ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の支援</li> <li>・ 都市整備、治水、砂防等災害に強いまちづくりの推進</li> <li>・ 災害危険箇所の災害防止対策</li> <li>・ 防災訓練の実施に関すること</li> <li>・ 防災に関する施設・設備の整備、点検</li> <li>・ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</li> <li>・ 自主防災組織等の育成支援</li> <li>・ ボランティア活動の環境整備</li> <li>・ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</li> <li>・ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善</li> <li>・ その他法令及び小山市地域防災計画に基づく予防対策の実施</li> </ul> <p><b>災害応急対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置に関すること</li> <li>・ 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</li> <li>・ 栃木県・自衛隊・災害時応援協定等締結先への応援要請</li> <li>・ 専門家等の派遣要請</li> <li>・ 災害救助法の運用</li> <li>・ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</li> <li>・ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</li> <li>・ 緊急輸送体制の確保</li> <li>・ 緊急物資の調達・供給</li> <li>・ 災害を受けた児童生徒等への支援</li> <li>・ 施設、設備の応急復旧</li> <li>・ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</li> <li>・ 住民への広報活動</li> <li>・ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</li> <li>・ その他法令及び小山市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</li> </ul> <p><b>災害復旧・復興対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</li> <li>・ 民生の安定化策の実施</li> <li>・ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</li> <li>・ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> </ul>

## 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 損害賠償の請求等に係る支援</li><li>・ 風評被害による影響等の軽減</li><li>・ 各種制限の解除</li><li>・ その他法令及び小山市地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施</li></ul>

## 2 県

処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<p><b>災害予防対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災に関する組織の整備・改善</li><li>・ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</li><li>・ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</li><li>・ 災害危険箇所の災害防止対策</li><li>・ 防災に関する施設・設備の整備、点検</li><li>・ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</li><li>・ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検</li><li>・ 消防防災ヘリコプターの運用、点検</li><li>・ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</li><li>・ 自主防災組織等の育成支援</li><li>・ ボランティア活動の環境整備</li><li>・ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</li><li>・ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</li><li>・ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防対策の実施</li></ul> <p><b>災害応急対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</li><li>・ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立</li><li>・ 専門家等の派遣要請</li><li>・ 災害救助法の運用</li><li>・ 消火・水防等の応急措置活動</li><li>・ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</li><li>・ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</li><li>・ 緊急輸送体制の確保</li><li>・ 緊急物資の調達・供給</li><li>・ 災害を受けた児童生徒等の応急教育</li><li>・ 施設、設備の応急復旧</li><li>・ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</li><li>・ 県民への広報活動</li><li>・ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入</li><li>・ 県外からの避難者の受入れに対する総合調整</li><li>・ 住民の避難・屋内退避、立入り制限</li></ul>

処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示</li> <li>・ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</li> </ul> <p><b>災害復旧・復興対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</li> <li>・ 民生の安定化策の実施</li> <li>・ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</li> <li>・ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> <li>・ 損害賠償の請求等に係る支援</li> <li>・ 風評被害による影響等の軽減</li> <li>・ 各種制限の解除</li> <li>・ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施</li> </ul>

3 小山警察署

処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること</li> <li>・ 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制</li> <li>・ 防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</li> <li>・ 警察通信の確保及び統制に関すること</li> </ul>

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 農 政 局 ( 栃 木 県 拠 点 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の主要食糧の需給調整に関すること</li> <li>・ 農業関係の被害状況の調査・報告に関すること</li> </ul>
関 東 運 輸 局 ( 栃 木 運 輸 支 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸事業の災害予防に関すること</li> <li>・ 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための、緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること</li> <li>・ 運輸事業の復旧、復興に関すること</li> </ul>
東 京 管 区 気 象 台 ( 宇 都 宮 地 方 気 象 台 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること</li> <li>・ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予報を行い、予測、特別警報・警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること</li> <li>・ 気象庁が発表する緊急地震速報（特別警報・警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること</li> <li>・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと</li> <li>・ 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に</li> </ul>

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
	<p>関して、技術的な支援・協力及び助言を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること</li> <li>・県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</li> </ul>
<p>栃木労働局 (栃木労働基準監督署・小山公共職業安定所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業安全（鉱山関係を除く）に関すること</li> <li>・雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること</li> <li>・労働者の被ばく管理の監督指導に関すること</li> </ul>
<p>関東地方整備局 (利根川上流河川事務所・下館河川事務所) (宇都宮国道事務所)</p>	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること</p> <p><b>災害予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上必要な教育、訓練</li> <li>・通信施設等の整備</li> <li>・公共施設等の整備</li> <li>・災害危険区域等の関係機関への通知</li> <li>・官庁施設の災害予防措置</li> <li>・豪雪害の予防</li> <li>・災害時のための応急資機材の備蓄</li> </ul> <p><b>災害応急対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報の収集、予警報（特別警報含む）の伝達等</li> <li>・市町が行う避難指示等の判断に関して、技術的な支援・協力及び助言を行うこと</li> <li>・水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</li> <li>・建設機械と技術者の現況の把握</li> <li>・災害時における復旧用資材の確保</li> <li>・災害発生が予想されるとき、又は災害時における応急工事</li> <li>・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</li> <li>・緊急交通路・緊急輸送道路の確保に関すること</li> <li>・災害時におけるTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣に関すること</li> <li>・災害時におけるリエゾン(情報連絡員)の派遣に関すること</li> </ul> <p><b>災害復旧等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧工事の施工に関すること</li> </ul>

5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<p>陸上自衛隊 第12特科隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のために派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること</li> </ul>

6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
<p>日 本 郵 便(株) (市 内 郵 便 局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</li> <li>・日本郵便株式会社の災害特別事務取扱</li> <li>・被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>・被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>・被災地あて救援用郵便物の料金免除</li> </ul>
<p>日 本 赤 十 字 社 (栃 木 県 支 部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること</li> <li>・避難所の設置の支援としての生活環境の整備、心のケアに関すること</li> <li>・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること</li> <li>・義援金品の募集、配分に関すること</li> <li>・日赤医療施設等の保全に関すること</li> <li>・輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること</li> </ul>
<p>日 本 放 送 協 会 (宇 都 宮 放 送 局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集</li> <li>・報道 災害、気象の予報、警報（特別警報含む）、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知</li> <li>・受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供</li> <li>・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</li> </ul>
<p>東日本旅客鉄道(株) (大宮支社小山駅)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと</li> <li>・災害により路線が不通となった場合 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること</li> <li>・路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと</li> <li>・死傷者の救護及び処理を行うこと</li> <li>・事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと</li> <li>・停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと</li> </ul>
<p>東日本電信電話(株) (栃 木 支 店)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること</li> <li>・電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること</li> <li>・災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること</li> </ul>

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事</li> <li>・災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、県、市、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事</li> </ul>
東京電力パワーグリッド(株) (栃木南支社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事</li> </ul>
KDDI(株)(小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信施設の運用と保全に関する事</li> <li>・災害時における通信の疎通の確保に関する事</li> </ul>
(株)NTTドコモ (栃木支店)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動通信施設の運用と保全に関する事</li> <li>・災害時における移動通信の疎通の確保に関する事</li> </ul>

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事</li> </ul>
関東自動車(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における救助物資、避難者の輸送の協力に関する事</li> </ul>
北日本ガス(株) (一社)栃木県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス施設の安全・保全に関する事</li> <li>・災害時におけるガスの供給に関する事</li> </ul>
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対する防災知識の普及に関する事</li> <li>・情報の収集に関する事 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集</li> <li>・報道に関する事 災害及び気象予報、警報(特別警報含む)、被害状況、官公署通報事項の周知</li> <li>・受信対策に関する事 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供</li> <li>・放送通信施設の保守に関する事 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</li> <li>・義援金品の募集、配分等の協力に関する事</li> </ul>
土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門、水路の安全管理及び災害復旧に関する事</li> </ul>

(市内土地改良区)	・災害時における水門等の操作に関すること
(一社)栃木県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力を行うこと</li> <li>・水防に関する情報又は資料の収集及び提供をすること</li> <li>・水防に関する調査研究を行うこと</li> <li>・水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと</li> </ul>

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
(一社)小山地区医師会 (一社)小山歯科医師会	・災害時における救急医療活動に関すること
地方独立行政法人新 小山市市民病院（以下 「新小山市市民病院」 という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施する防災訓練の協力に関すること</li> <li>・災害時における負傷者の医療救護及び助産の実施に関すること</li> <li>・収容患者に対する医療の確保に関すること</li> <li>・DMAT（災害派遣医療チーム）の受入に関すること</li> <li>・被ばく医療への協力に関すること</li> <li>・被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること</li> </ul>
テレビ小山放送(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送通信施設の安全管理及び災害復旧に関すること</li> <li>・災害の発生、被害状況、災害対策活動等各種情報の収集及び住民への報道に関すること</li> </ul>
おやまコミュニティ FM（おーラジ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送通信施設の安全管理及び災害復旧に関すること</li> <li>・災害の発生、被害状況、災害対策活動等各種情報の収集及び住民への報道に関すること</li> </ul>
小山農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う農業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること</li> <li>・農作物等の災害応急対策についての指導に関すること</li> <li>・被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること</li> <li>・所管施設の災害応急及び復旧に関すること</li> <li>・飼料、肥料等の確保対策に関すること</li> <li>・農林水産物等の出荷制限等への協力</li> </ul>
小山商工会議所 小山市おもいがわ商 工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること</li> <li>・災害時における物価安定についての協力に関すること</li> <li>・救援用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにこれらのあっせんに関すること</li> </ul>
小山市社会福祉協議 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンターの運営に関すること</li> <li>・ボランティアの受入及び調整に関すること</li> <li>・被災者の生活支援及び救援物資の支給に関すること</li> </ul>

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う応急対策への協力に関する事</li> </ul>
病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における負傷者の医療救護及び助産の実施に関する事</li> <li>・収容患者に対する医療の確保に関する事</li> <li>・被ばく医療への協力に関する事</li> <li>・被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事</li> </ul>
社会福祉施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事</li> <li>・災害時における入所者の安全確保に関する事</li> <li>・要配慮者に対する避難所等の提供に関する事</li> <li>・被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事</li> <li>・福祉避難所としての施設の提供に関する事</li> </ul>
学 校 法 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における応急教育対策の実施に関する事</li> </ul>
小山建設業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における応急復旧の協力に関する事</li> </ul>
危険物関連施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における危険物等施設の安全確保に関する事</li> </ul>



## 第3節 住民及び事業所の責務

住民及び市内の事業所は、平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害発生時には、「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、自主的、自発的な防災活動を実施する。

また、市の実施する災害対策に、自発的に協力するよう努める。

### 第1 住民の役割

住民は、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立って、平常時は災害に対する備えを心がけ、災害発生時は、被害の軽減、拡大防止のために次のように行動する。

平常時の取り組み	災害発生時の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する知識の習得</li> <li>・ 地域固有の災害特性の理解</li> <li>・ 家屋等の耐震化の促進及び家具の転倒防止対策</li> <li>・ ブロック塀等の倒壊・落下防止改修及び生け垣化</li> <li>・ 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置</li> <li>・ 家族等との連絡方法の確認</li> <li>・ 避難所及び避難経路の確認</li> <li>・ 飲料水、食料（ローリングストック）、生活必需品等の備蓄</li> <li>・ 各種防災訓練への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身の回りの安全の確保</li> <li>・ 正確な情報の把握及び伝達</li> <li>・ 出火防止及び初期消火</li> <li>・ 適切な避難の実施</li> <li>・ 組織的な応急復旧活動への参加と協力</li> <li>・ 要配慮者に対する対策</li> </ul>

### 第2 事業所の責務

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に対応できる防災体制の充実に努め、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保するように努めなければならない。また、地域の防災活動へ積極的に参加、協力するように努めなければならない。そのため、事業所は、平常時及び災害発生時には次のように行動する。

平常時の取り組み	災害発生時の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災責任者の育成</li> <li>・ 建築物の耐震化の促進</li> <li>・ 施設及び設備の安全管理</li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 従業員に対する防災知識の普及</li> <li>・ 防災計画の作成（帰宅困難者対策含む）</li> <li>・ 事業継続計画（BCP）の作成</li> <li>・ 地域の防災活動への参加、協力</li> <li>・ 防災用資機材の備蓄と管理</li> <li>・ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄</li> <li>・ 広告、外装材等の落下防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な情報の把握及び伝達</li> <li>・ 出火防止措置及び初期消火の実施</li> <li>・ 従業員、利用者等の避難誘導</li> <li>・ 応急救助・救護</li> <li>・ ボランティア活動への支援</li> <li>・ 組織的な応急復旧活動への参加と協力</li> </ul>

## 第4節 本市の自然的条件及び社会的条件

効果的な災害対策の実施に資するため、本市の気象、地勢、地質等の自然的条件及び人口、土地利用、社会構造の変化等の社会的条件を明らかにする。

### 第1 自然的条件

#### 1 位置

本市は栃木県の南部に位置し、東京からは北に約60km、県都宇都宮市からは南に約30kmの位置にある。北緯36度18分、東経139度48分、海拔35.1m、市中央部には思川が、東部に鬼怒川が、西部に巴波川が流れている。

市の東側は茨城県に接しており、隣接市町は東に真岡市・茨城県結城市及び筑西市、南に野木町・茨城県古河市、西に栃木市、北は下野市に接している。

#### 2 地勢

本市の面積は、171.75km<sup>2</sup>で、東西20.25km、南北21.40kmの市域を有しており、栃木県の面積の2.7%を占めている。

地形等は、関東平野のほぼ中央に位置しほとんど起伏がなく、市の中央を南流する思川により大きく東西に二分される。東部は市街地及び工業地帯並びに山林、畑作地帯である洪積層の台地と鬼怒川、田川に沿った水田を主とする沖積層の低地となり、西部は思川、巴波川、与良川に沿った水田を主とする沖積層の低地となっている。

#### 3 気象

本市の気候は、やや内陸性を帯びた太平洋側気候を示し、おおむね温暖で住みよい気候である。「表日本式気候」を示し、県中央、県北部ほどの気温の厳しさはなく、比較的温暖である。

降水量は、年平均1300mm程度であるが、6月から9月にかけて、台風や梅雨前線等の影響により集中的に雨が降ることがあり、河川の増水等に十分警戒する必要がある。

風向きは、一般に夏は南東風、冬は強い北西風が多く吹き、特に冬から春先にかけては通称「男体おろし」といわれる、強い乾燥した季節風が吹き荒れるため、火災には十分注意が必要である。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口

本市の人口は、令和2年の国勢調査では166,791人で、県内第2位の都市である。概ね令和2年から3年頃にピークを迎えたとみられる。

また、1世帯当たりの人口は2.4人で、少しずつ減少傾向にある。

年齢別3階層人口では、令和2年に老年人口（65歳以上）が25.3%、年少人口（15歳未満）が12.6%で

あり、老年人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んでいる。

こうした実態を踏まえ、転入者に対する本市の防災対策の周知徹底や、高齢者に対する支援等、各種対策を講じる必要がある。

### 人 口 の 推 移

年 別	世帯数	人 口 (人)		
		総 数	男	女
昭和60年	37,625	134,242	67,247	66,995
平成2年	42,409	142,262	71,588	70,674
7年	48,299	150,115	75,814	74,301
12年	52,760	155,198	78,196	77,002
17年	57,225	160,150	80,723	79,427
22年	62,844	164,454	82,825	81,629
27年	65,792	166,760	84,100	82,660
令和2年	69,030	166,791	84,531	82,260

(国勢調査より。)

## 2 土地利用

本市では、無秩序な市街化を抑制し、土地の計画的な利用を図るため、市域の面積の約43%にあたる3,248haを市街化区域に指定している。この区域内では、良好な市街地環境の保全等を確保するため、本市では10種類の用途地域を定め、それぞれの地域ごとに用途・形態等の制限を設けることにより、合理的な土地利用への誘導及び根幹的な都市施設の整備を促進している。

また、現在市街地における火災の危険を排除するため、約203.1haが準防火地域に指定され、耐火性の高い建築物の建築を誘導し、火災に強い市街地の整備を促進している。

### 本市における準防火地域一覧

区域名	指定範囲
若木町	1丁目の一部、2丁目の一部
花垣町	1丁目の一部、2丁目の一部
本郷町	1丁目の一部、2丁目の全部、3丁目の一部
城山町	1丁目の一部、2丁目の全部、3丁目の一部
中央町	1丁目の一部、2丁目の全部、3丁目の一部
宮本町	1丁目の一部、2丁目の一部、3丁目の一部
天神町	1丁目の一部、2丁目の一部
城北	6丁目の一部
城東	1丁目から3丁目までの各一部、5丁目・6丁目の一部
駅東通り	1丁目の一部、2丁目の一部
間々田	1丁目から4丁目までの各一部
乙女	2丁目の一部、3丁目の一部
暁	2丁目の一部
喜沢	海道西の一部、川岸の一部

## 第4節 本市の自然的条件及び社会的条件

### 3 交通

市内の主要な道路は、広域幹線道路として市域を南北に貫通する国道4号と新4号国道、及び東西に貫通する国道50号を軸として、主要地方道や一般県道が放射線状に整備されている。また鉄道は、南北のJR宇都宮線と東北新幹線を軸に、東からJR水戸線、西からJR両毛線が小山駅で結節しており、交通の要衝地となっている。

### 4 社会構造の変化に対する防災面の対応

#### (1) 都市化の進展

都市基盤や交通網が整備され、さらに首都圏への通勤圏として宅地開発が行われたこと等に伴い、人口が年々増加し、高層ビルも建築される等、急速に都市化が進展している。

このため、雨水排水対策等、災害に強い都市基盤の整備を図る必要がある。

#### (2) 高齢化・国際化の進展

人口構造の変化や医療福祉サービスの向上等による高齢化、またグローバル社会の到来等による国際化の進展に伴い、高齢者や外国人等の要配慮者が年々増加している。

このため、災害時における避難誘導対策等、要配慮者に配慮した対策を講じる必要がある。

#### (3) 情報化の進展

企業活動はもちろん、日常生活においてもコンピュータが普及し、情報通信ネットワークへの依存度が拡大する等、情報化が進展している。

このため、これらの施設が災害による被害を受けた場合は、甚大な損失が見込まれるため、施設・設備の補完的機能の充実等、対策を講じる必要がある。

#### (4) 地域コミュニティの変化

個々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会における連帯意識が変化しつつある。

災害時には、地域住民が協力して防災活動を実施する必要があるため、自主防災組織の育成等、地域の防災力の向上を図る必要がある。

#### (5) 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

## 第5節 災害の想定

災害予防対策の立案にあたり、本市の地理的条件、過去に発生した災害等を勘案し、本市において予想される水害・台風、竜巻等風害・雪害、地震災害を想定する。

### 第1 気象災害（台風等）

本市における気象災害としては、春先から9月頃にかけて大雨・雷雨による被害、8月～10月頃にかけて台風による被害が想定される。

これらを考慮して、市及び各防災関係機関は、それぞれの災害が発生しやすい時期の前に、災害時における活動体制や情報収集・伝達体制の確認、機器や資機材の整備点検等、必要な対策を講じるよう努める。

#### 1 風 害

風害については、過去、台風の来襲やダウンバーストと呼ばれる突風災害等により、住家、農作物等に甚大な被害を被ったことがある。

これらの風害による被害を未然に防止するため、老朽建築物に対する適切な補修等、必要な対策を講ずる必要がある。

(参考) 風速と被害状況

予報用語	平均風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物の被害
やや強い風	10以上 15未満	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が揺れ始める。	樋（とい）が揺れ始める。
強い風	15以上 20未満	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。
非常に強い風	20以上 25未満	何かにつかまっていないと立ってられない。 飛来物によって負傷する恐れがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。
	25以上 30未満	屋外での行動はきわめて危険。		固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。
猛烈な風	30以上 35未満			多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。
	35以上 40未満	住宅で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。		
	40以上 45未満			

※風の速さは常に変化し一様でないので、風速は平均風速と瞬間風速を使う。

※平均風速は10分間の空気の移動距離を1秒間に直したもので、単に風速といえば平均風速をいい、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがある。

(参考) 台風の大きさ・強さ

大きさ	強風半径
大型 (大きい)	500km以上800km未満
超大型 (非常に大きい)	800km以上

強さ	域内最大風速
強い	33m/s (64ノット) 以上 44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上 54m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105ノット) 以上

## 2 洪水浸水被害

水害を起こす大雨は、台風と梅雨時期のものが最も多い。これらによる河川の氾濫、浸水、また低地における内水排除不良による浸水等については特に注意を要する。

洪水時の迅速かつ円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国及び県により公表された洪水浸水想定区域図によると、洪水予報河川等が氾濫した場合の浸水が想定される区域は、以下のとおりである。

なお、計画降雨とは、河川法施行令に規定する洪水防御に関する計画の基本となる洪水（基本高水）の設定の前提となる降雨をいい、想定最大規模降雨とは、想定し得る最大規模の降雨をいう。

## 【思川・巴波川流域】

## (1) 渡良瀬川の洪水浸水想定（管轄：国土交通省）

対象区間	群馬県みどり市大間々町高津戸地先から利根川合流点まで
降雨想定	計画降雨：72時間総雨量434mm 想定最大降雨：72時間総雨量812mm
洪水浸水想定区域	生井地区（浸水深0～3m） 寒川地区（浸水深0～3m）

## (2) 思川・巴波川の洪水浸水想定（管轄：国土交通省）

対象区間	《思川》小山市大字乙女地先から渡良瀬川合流点まで 《巴波川》小山市大字中里地先から渡良瀬川への合流点まで
降雨想定	計画降雨：72時間総雨量336mm 想定最大降雨：72時間総雨量491mm
洪水浸水想定区域	生井地区（浸水深5～10m以上） 寒川地区（浸水深3～5m以上） 穂積地区の一部（浸水深0～3m以上） 中地区の一部（浸水深0～3m）

## (3) 利根川の洪水浸水想定（管轄：国土交通省）

対象区間	群馬県伊勢崎市柴町地先から海まで
降雨想定	計画降雨：72時間総雨量336mm 想定最大降雨：72時間総雨量491mm
洪水浸水想定区域	間々田地区の一部（浸水深0～3m）

## (4) 思川の洪水浸水想定（管轄：栃木県）

対象区間	鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで
降雨想定	計画降雨：48時間総雨量306mm 想定最大降雨：48時間総雨量619mm
洪水浸水想定区域	生井地区（浸水深5m以上） 寒川地区（浸水深0.5～5m以上）

第5節 災害の想定

	間々田地区の一部（浸水深0～5m以上） 豊田地区の一部（浸水深0～3m） 穂積地区（浸水深0～3m） 小山地区の一部（浸水深0～3m以上） 桑地区の一部（浸水深0～3m以上）
--	---

(5) 巴波川の洪水浸水想定（管轄：栃木県）

対象区間	栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで
降雨想定	計画降雨：24時間総雨量240mm 想定最大降雨：24時間総雨量630mm
洪水浸水想定区域	寒川地区（浸水深0～3m、永野川の合流点付近では3～5m） 中地区（浸水深0～3m） 穂積地区（浸水深0～3m） 生井地区の一部（浸水深0～3m以上）

(6) 永野川の洪水浸水想定（管轄：栃木県）

対象区間	栃木市星野町地先山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで
降雨想定	計画降雨：2日総雨量292mm 想定最大降雨：2日総雨量811mm
洪水浸水想定区域	寒川地区の一部（浸水深0～5m以上） 中地区の一部（浸水深0～3m以上）

(7) 姿川の洪水浸水想定（管轄：栃木県）

対象区間	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで
降雨想定	計画降雨：24時間総雨量219mm 想定最大降雨：24時間総雨量634mm
洪水浸水想定区域	桑地区の一部（浸水深0～3m以上）

(8) 思川・巴波川流域の洪水浸水想定

(1)～(7)の渡良瀬川・思川・巴波川・利根川・永野川・姿川の6河川8種類の洪水浸水想定区域図をもとに、各河川の洪水浸水想定区域を合成すると以下の通りとなる。

合成洪水浸水想定区域	生井地区（浸水深0～10m以上） 寒川地区（浸水深0～5m以上） 間々田地区の一部（浸水深0～5m以上） 豊田地区の一部（浸水深0～3m） 穂積地区（浸水深0～3m以上） 中地区（浸水深0～3m以上） 桑地区（浸水深0～3m以上） 小山地区の一部（浸水深0～3m以上）
------------	---



## 【鬼怒川流域】

## (9) 鬼怒川の洪水浸水想定（管轄：国土交通省）

対象区間	宇都宮市山田町地先から利根川への合流点まで
降雨想定	計画降雨：72時間総雨量495mm 想定最大降雨：72時間総雨量669mm
洪水浸水想定区域	絹地区（浸水深0～5m）

## (10) 田川放水路の洪水浸水想定（管轄：国土交通省）

対象区間	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで
降雨想定	計画降雨：72時間総雨量495mm 想定最大規模降雨：72時間総雨量669mm
洪水浸水想定区域	絹地区（浸水深0～3m）

## (11) 田川の洪水浸水想定（管轄：栃木県）

対象区間	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで
降雨想定	計画降雨：6時間総雨量163mm 想定最大規模降雨：6時間総雨量365mm
洪水浸水想定区域	絹地区（浸水深0～5m以上）

## 3 急傾斜地のがけ崩れ

台風等の大雨に伴い、思川沿いの急傾斜地については、がけ崩れの危険性があるため、平常時から点検等により危険性の把握に努める。

本市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が8箇所（5箇所が特別警戒区域）及び急傾斜法に基づく急傾斜地崩壊危険区域が6区域7箇所指定されており、いずれもがけ崩れの危険性がある。

## 第2 地震被害想定

### 1 想定地震

本市に影響をもたらす地震として、主に「茨城県南西部地震」「首都直下地震」「東海地震」「小山市直下型地震」を想定している。

#### (1) 茨城県南西部地震

茨城県南西部では、定常的に地震活動が活発であり、やや深いところ（50km前後）ではマグニチュード5～6程度の地震が数年に1回の割合で発生している。

#### (2) 首都直下地震

1923年の関東大震災（プレート型）とは異なる型で、ある程度の切迫性を有している。南関東では、プレートの沈み込みによって蓄積された歪（エネルギー）の一部が、海溝型巨大地震に先立ちいくつかの直下地震により放出されている。国（首都直下地震対策検討ワーキンググループ）の想定（H25.12.19）している都心南部を震源とする地震（地震規模モーメントマグニチュード7.3）が発生した場合、本市の一部地域で震度6弱となる（H25栃木県地震被害想定調査）。

#### (3) 東海地震

南関東地域直下の地震の発生により震度6弱相当以上になると推定される地域の範囲（H13.12.18中央防災会議）

駿河湾沖においては、1854年の安政東海地震から約150年以上大地震が発生していないため、マグニチュード8クラスの大地震がいつ発生してもおかしくないと見られている。そのため、国は、東海地震発生時の被害想定や、地震防災対策強化地域の指定など様々な対策を行っている。本市は、国の震度予測（H13.12.18）において震度6弱が発生すると予測される地域からかなりの距離があることから、強化地域には指定されていない。

### 2 被害想定

本計画における地震被害の想定は、栃木県防災端末地震被害予測システムに基づき、人的・物的被害の予測を行う。

#### (1) 地震規模、震源等の設定

小山市で、最も甚大な被害をもたらす可能性が高い地震として、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模	震源深さ
想定小山市直下地震	M6.9	5 km

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

ア 小山市に、最も甚大な被害をもたらす可能性が高い地震を設定するため、小山市に直下で地震が発生したと想定する。

イ 小山市及びその周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていないため、阪神・淡路大震災レベルの地震（M6.9）が小山市の直下で発生したと仮定し、被害を想定する。

ウ 震源深さは5kmとする。国内の内陸型地震の震源の深さは、地表付近から深さ約20km程度の範囲で発生し、10kmより浅いものが多い。そのため、ここでは、震源深さを5kmとし、より被害が大きくなる設定とする。

(2) 発災ケース

発災ケースについては、人的被害が最も大きくなる冬 深夜 風速10m/sの場合の被害を想定する。

3 被害想定結果

(1) 震度

本市全域で震度7又は6強となる。

(2) 液状化

思川以西及び鬼怒川流域の地域において、液状化現象が発生する。特に、渡良瀬遊水地周辺において、危険度が高く想定されている。

(3) 本市における被害予測結果

「想定小山市直下地震」における被害予測は、次のとおりである。

算定項目		想定地震	小山市の直下に震源を想定した地震
家屋	全壊	地震動	8,975棟
		液状化	95棟
		土砂災害	0棟
	半壊	地震動	15,398棟
		液状化	154棟
		土砂災害	0棟
	延焼による焼失		
総計			24,842棟
人的被害	死者数		571人
	負傷者数		4,483人
	避難所生活者		11,004人

(栃木県地震被害想定調査より。)

被害予想結果表からもわかるように、「想定小山市直下地震」においては、甚大な被害が予測される。

市は、栃木県被害想定調査結果を一つの目安とし、また今後、国や県あるいは各防災関係機関が発表する報告書等、地震に関する最新情報の収集に努め、その成果を、本市の震災対策に反映させ、必要な予防措置を講じるものとする。

## 第6節 本市の災害対策の課題と目指す方向

都市基盤の整備等による総合的なハード対策と、地域住民との連携や情報伝達体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、安全で安心な地域づくりを目指すために必要な対策を明らかにする。

### 第1 課題と目指す方向

本市では、過去の水害の教訓を踏まえ、被害の軽減を図るため、治水・雨水排水対策等の基盤整備を強化する一方で、備蓄品や救助用資機材の整備、災害時応援協定等の締結による応援体制の充実など、防災対策の強化に努めてきた。

しかし、近年、温暖化により集中豪雨が多発するなど気象条件が変化し、あるいは震度6を超える大規模地震が危険予想地域以外においても発生していることから、より一層防災対策を強化していく必要がある。

そのため、甚大な被害をもたらした全国各地の災害事例を検証し、本市の地域特性を勘案しながら、課題を抽出し、「減災」の視点に立った、災害に強いまちづくりを目指すよう留意することとする。

特に、河川の洪水対策や防災上重要な拠点となる公共施設における耐震改修の促進など、防災基盤の強化を図るとともに、避難指示等災害情報を迅速に伝達するための手段を整備するなどの対策を講じる必要がある。

また、このようなハード対策に併せて、ハザードマップ等を活用した防災知識の普及・啓発、自主防災組織の育成等の地域防災力の向上、避難所運営等の各種防災対策の推進等、ソフト対策について、男女双方の視点を十分に考慮して強化を図ることとし、ハード・ソフト両面における対策を効果的に組み合わせることにより、災害の未然防止と被害の最小化に向けた総合的な防災体制の充実を図ることとする。

### 第2 主な取り組み内容

#### 1 防災体制の充実

##### (1) 災害対策本部のあり方の検討

災害対策本部の体制を見直し、効率的な本部運営ができるよう体制の整備を図る。

##### (2) 情報の収集・伝達及び通信

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

##### (3) 物資、資機材の備蓄、調達体制の整備

災害時における被災住民の生活を確保するため、食料・生活必需品等必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。また、調達した物資を円滑に受け入れるため、受入体制の整備を図る。

##### (4) 要配慮者対策の強化

高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等（以下「要配慮者」という。）は、災害発生時の情報伝達、避難行動、避難所での生活等において特別な配慮を要することから、平時から状況の把握に努めるとともに、災害時において迅速で円滑な避難の支援や安否確認等が実施できるよう体制の整備を図る。

また、要配慮者のうち、災害の発生や発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難行動における支援体制を構築する。

(5) 広域応援体制の整備

他市町や民間業者等と災害時応援協定等を締結し、災害時において迅速で適切な応急救援活動が実施できるよう体制の整備を図る。

## 2 防災まちづくり

(1) 防災拠点の整備

災害時において、災害対策活動の指揮機能や災害情報の収集・発信機能、避難者の収容機能等、各種災害応急活動を展開する上で、必要な機能を備えた施設の整備を図るとともに、災害態様に応じた施設の配置等、防災拠点の整備・充実を図る。

(2) 防災都市構造の構築

住宅密集地等、消防活動に支障を及ぼす地域を解消するため、総合的な都市整備を推進する他、建築物の不燃化・耐震化の促進や緊急車両の通行路の確保等、災害に強い都市構造の形成を図る。

(3) 防災情報基盤の整備

災害時においては、住民に対し迅速に災害情報を伝達する必要があるため、同報系防災行政無線等、一斉通報システムの整備を図る。

## 3 防災ひとづくり

(1) 防災知識の普及・啓発

住民、行政、防災関係機関が一体となった防災訓練を実施するとともに、防災ガイドブックを配布する等、防災意識の高揚を図る。

(2) 自主防災体制の充実

災害時においては、地域住民自らが初期消火や避難誘導等の応急活動を実施することが、被害の拡大を防ぐことから、自主的な防災組織づくりを促進する。



# **第2編 水害・台風、竜巻等 風害・雪害対策編**





## 第1章 災害予防計画

水害・台風、竜巻等風害・雪害による被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等の実施すべき対策を以下のとおり定める。

### 第1節 防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）

市は、住民が自ら身の安全を確保するとともに、地域社会の一員として、地域の防災活動に積極的に協力するよう、防災意識の普及・啓発に努める。

また、職員、児童生徒や防災上重要な施設の管理者等に対し、災害時の適正な判断力を養い、迅速な初動体制が確立できるよう、積極的に防災教育を行う。

#### 第1 住民の防災意識の高揚

##### 1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、市民は自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所等で自ら活動する、あるいは市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

##### (1) 内容

- ア 本市の防災対策
- イ 過去に発生した災害の状況
- ウ 災害に対する日常の心得
- エ 災害発生時の心得
- オ 洪水が発生した際の災害危険箇所
- カ 避難所等の確認や食料（ローリングストック）・生活必需品等の非常持出品の確保
- キ 災害時にとるべき行動（避難指示等発令時の行動、避難所等での行動等）
- ク 市や地域（自治会、自主防災組織等）で行う、防災訓練等への参加
- ケ 気象注警報（特別警報含む）、洪水予報等の災害情報

##### (2) 方法

- ア 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- イ 広報紙や防災ガイドブック、ハザードマップ等の配布

## 第1節 防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）

- ウ CATV（テレビ小山）、インターネット（防災ポータルサイト等）やコミュニティFM（おーラジ）による情報の提供
- エ 防災訓練の実施等
- オ 広報車
- カ 安全安心情報メールの登録促進

## 2 啓発強化期間

市は、特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚を図る。

名称	期間
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
全国火災予防運動	春3月1日～3月7日 秋11月9日～11月15日
水防月間	5月1日～5月31日
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
危険物安全週間	6月第2週の日曜日から土曜日の間
防災週間	8月30日～9月5日

## 3 防災知識の普及啓発推進

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、市は、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、警戒レベルとそれに応じて住民が取るべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報の意味について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待機場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 第2 職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時の適正な判断力を養成するため、各種講習会を開催し、あるいは災害対応マニュアルの作成・配布を行うなど、防災教育の徹底を図る。

- (1) 気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風あるいは災害危険箇所等の災害に関する知識
- (2) 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- (3) 災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- (4) 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法

- (5) 一次救命処置等の応急手当に関する知識
- (6) その他災害対策上必要な事項

### 第3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

#### 1 児童生徒及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法を習得させる。

##### (1) 防災教育

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去に発生した災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の適切な対応力を育むことに留意する。

またその際、国や県等により作成された各種防災関係資料の活用や、県防災館等の防災関連施設の見学、被災体験談の聞き取り調査など、指導内容・方法に配慮する。

ウ 災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達段階に応じて、進んで他の人々や集団、地域社会の一員として防災活動に貢献できるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

##### (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

##### (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修の機会を充実する。

### 第4 防災上重要な施設の管理者等に対する教育（総務部、消防本部、防災関係機関）

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安全管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者及び職員に対して、防災教育を実施する。また、これらの施設に対し、被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

市及び防災関係機関は、その他の事業所の管理者に対しても、防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について、必要な知識の普及に努める。

### 第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策に当たっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市及び防災関係機関は、県と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測及び

## 第1節 防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）

発生による被害の予測など、基礎的な調査研究を推進し、地域防災計画等へ反映させるよう努める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女や性的少数者の方（性的マイノリティ）の視点に十分配慮するよう努める。

## 第2節 地域防災力の向上（総務部、市民生活部、消防本部）

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、地域における人的ネットワークの整備を図るなど、地域の防災力の向上を図る。

### 第1 自主防災組織の育成・強化

大規模な災害が発生すると、防災関係機関による救助活動のみでは、適切な対応が困難となることが予想される。平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、救助隊により救出された人の割合は、全体の1.7%に過ぎず、多くの人が自力脱出も含め地域住民の協力による救助であったといわれている。また、東日本大震災においては、津波から避難する際の住民同士の声かけや避難所への誘導、安否確認、避難所の運営支援、炊き出し等での活動を行っている。

こうした実態を踏まえ、市は、地域住民が相互に協力し、避難誘導や救出救護の実施にあたることを目的とした、自主防災組織の育成を促進し、地域の防災力の向上を図るよう努める。自主防災組織活動のカバー率（自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数／市内の全世帯数：%）100%を最終目標とし、当面は全国平均を目標とする。

また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

#### 1 自主防災組織の役割

災害時には、地域住民が協力して防災活動に取り組み、被害の拡大を防ぐことが重要である。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識のもと、平常時から災害に備えた各種活動を実施し、災害発生時には、被害を最小限に抑えるため、連帯して避難誘導や救出救助等の応急活動を実施する。

#### 2 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

##### ア 危険箇所等の把握

浸水の危険がある箇所、危険物集積地域、土砂災害警戒区域等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難所等の所在及び状態の確認を行う。

##### イ 防災資機材の整備

地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救助・救護、避難誘導等の応急活動用資機材を共同で備蓄するとともに、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法の習得に努める。

## 第2節 地域防災力の向上（市民生活部、消防本部）

### ウ 防災知識・技術の習得

市等が実施する研修会・講演会への参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識や技術の習得に努める。

### エ 避難行動要支援者の把握

市及び福祉関係者等と連携し、地域の避難行動要支援者を把握するとともに、災害時における避難誘導、救助・救護体制の整備に努める。

### オ 活動体制・連携体制の確立

災害時に迅速な応急活動を実施できるよう、実践的な防災訓練を実施する。また、防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

## (2) 災害時の活動

### ア 情報の収集伝達

適切な応急措置を図るため、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、地域住民に伝達する。

### イ 救出救護

建物の倒壊、落下物等により脱出不可能となる者が生じたときは、救出救助活動を実施し、適切な処置を施す。

### ウ 避難誘導

避難指示等の発令、地域住民の生命に危険が生じた場合は、迅速に避難所等に誘導する。

### エ 食料、生活必需品の配分等

避難所等において、市等から提供された食料等の配分・炊き出しを行う。

## 3 自主防災組織への支援

### (1) 組織化及び活性化の促進

市は、市内全域における自主防災組織の結成を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動に参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。

(ア) 自主防災組織への資機材の整備支援

(イ) 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

(ウ) 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

(エ) 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

(オ) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

### (2) 商店会等の地域団体の活用

市は、町内会、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

## 第2 個人における対策

### 1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

○住民個人が行う主な災害対策

#### (1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 気象警報（特別警報含む）・注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- ウ 過去に発生した被害状況
- エ ハザードマップ等による近隣の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の把握
- オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発令時の行動、避難方法、避難所等での行動）等

#### (2) 家族防災会議の開催

- ア 避難所等・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（N T Tや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任）等

#### (3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分以上の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 消火器、スコップ、バール、大工道具、発電機（蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検
- エ 家族の状況に合わせた必要物品

#### (4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

#### (5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、A E Dの使用方法など）

#### (6) 市、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

#### (7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

### 第3 企業、事業所の対策

企業、事業所等は、困った時は共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

#### ※事業継続計画の概要

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

### 第4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）において規定されているとおり、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関であり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である。災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団（水防団）は定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (2) 団員に対する各種教育訓練の実施
- (3) 地域住民、事業所、大学等に対する団活動や加入促進の広報
- (4) 団員を活用した地域における各種教育訓練等

### 第5 防火クラブ等の育成・強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

また、幼少期からの防火・防災意識向上のため、幼年消防クラブ・少年消防クラブ・中高校生消防サポーターズクラブを育成する。



## 第6 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

## 第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

自主防災会等の住民組織及び市内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを災害対策基本法による地区防災計画の素案として、市防災会議に提案することができる。

地区防災計画について市（市防災会議）は、提案された計画の趣旨を踏まえ、市地域防災計画に当該計画を位置づけることができるものとする。

## 第3節 防災訓練の実施（総務部、建設水道部、消防本部）

市は、実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策を図る。

### 第1 防災訓練の目的

災害時において、本計画に定める各種の応急措置を、迅速かつ的確に実施するためには、平常時より防災訓練を実施し、関係職員の災害対応能力を養成することが必要である。このため、市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、防災知識及び技術の習得を目指した各種防災訓練を実施する。

また、災害発生時の対応は、水害・台風、竜巻等風害・雪害等の災害の原因のみならず、気象や発災時間等の条件によっても異なることから、状況に応じたテーマを設定し、より実践的な防災活動のノウハウを獲得することができるよう配慮する。

さらに、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図るなど、防災体制の充実・強化に努める。

### 第2 市及び防災関係機関の防災訓練

市及び防災関係機関は、職員の災害対応能力を養成し、災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、大規模災害を想定して次のとおり訓練を実施する。

#### 1 防災図上総合訓練

市は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、県と相互に協力し大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。また県との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し市民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、さらに実践的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施にあたっては、訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定等を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。

##### (1) 状況予測型図上訓練

市は、災害時の状況を予測する能力の向上を図るため、イメージトレーニング方式の図上訓練を定期的に実施する。

##### (2) 図上シミュレーション訓練

市は、災害時にとるべき状況判断や意思決定能力の向上を図るため、ロールプレイング方式の図上訓練を定期的に実施する。

(3) 避難所運営訓練

市は、災害時にスムーズな避難所開設と誰がどんな状況で避難してきても、円滑に避難所の運営ができるよう、HUGゲームを活用した訓練を定期的実施する。

(4) 通信訓練・情報伝達訓練

市は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

(5) 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業者等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

(6) 土砂災害・全国防災訓練

土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

市は、非常無線通信訓練その他必要な訓練を実施するよう努める。

### 第3 水防訓練

市は、防災資機材・機器の操作能力の向上や応急活動の手順の確認等を目的に、実物若しくはそれに近いものを用いることで、災害時の活動を模擬的に行う「実動型防災訓練」を実施し、防災体制の検証に努める。

市は、水防計画の検証、洪水発生時における水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団を中心に、避難誘導、救出救助、水防工法等の水防訓練を定期的実施する。

また、災害時の応急対策活動には住民の果たすべき役割が重要であることから、地域住民に訓練の参加を促すとともに、自主防災組織は積極的に訓練に参加するよう努める。

水防訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

(1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練

(2) 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練

(3) 救出・救助訓練

(4) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、炊き出し訓練

(5) 水防工法訓練

(6) 救援物資・緊急物資輸送訓練

(7) 広域応援訓練等

#### 第4 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難誘導訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難行動要支援者避難支援訓練等

## 第4節 ボランティア活動の環境整備（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）

市は、災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性を考慮し、活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア関係団体相互の連絡・協力体制の整備を図る。また、災害ボランティアの活動に関する情報交換を行い、ボランティアの育成を推進する。

### 第1 ボランティア活動の支援の目的

大規模災害時における災害ボランティアの活動は、医療救護等の専門分野に係る災害応急活動の他、避難所等における被災者の生活支援等、災害発生直後から復旧過程に至る各段階において、大きな役割を果たし、その存在は欠かすことができない。

このため、平常時から災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害時のボランティア活動が円滑で効果的に実施されるよう、社会福祉協議会及びボランティア関係団体・NPO法人と連携・協力体制を整備するよう努める。

### 第2 平常時における災害ボランティアの活動体制の整備

#### 1 連絡・協力体制の推進

市は、災害などの緊急時に、被災地での救援救護や再建などの支援活動が、行政とボランティア・NPOが連携して円滑に行われるよう、平常時から緊急時に備えて、相互の連絡・協力体制の整備を図る。

- (1) 防災啓発の積極的な実施
- (2) 危機管理課、社会福祉協議会及び小山市市民活動センターの3者で協働し、緊急時にすぐに対応できる体制づくりの促進
- (3) 災害時に動けるボランティアの育成、研修等の実施

#### 2 災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティア活動の知識や心構えなど、自主防災組織等との連携を図りながら、地域におけるボランティアの育成や、ボランティアコーディネーターの養成・研修の充実を図る。

また、日本赤十字社、その他のボランティア関係機関・団体との連絡調整会議の設置等により、ボランティアに関する情報交換を行いながら、ボランティア人材の育成を図る。

- (1) 防災士養成講座の受講を促進し、防災士取得者を増やす。
- (2) 防災リーダー講習会の受講の促進

### 第3 災害時におけるボランティア活動の支援

市は、災害により、市内外のボランティアから救援活動等の申し出を受けた際、社会福祉協議会及びボランティア関係団体と緊密に連携しながら、円滑で効果的なボランティア活動が実施できるよう、必要な環境整備に努める。

#### 1 ボランティア情報窓口の設置

被災地におけるボランティアニーズの情報把握に努め、ボランティアの受け入れ、派遣等を行う災害ボランティアセンターの設置を支援する。

また、この組織においては、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても適切に対応し、ボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。

- (1) 毎年1回程度、センター設置体験講座の実施
- (2) 災害時のホームページ開設のための準備（雛形の作成）
- (3) 必要な情報を提供するためのブログの充実

#### 2 災害ボランティアの活動支援

日本赤十字社、ボランティアその他関係機関等との連携を図りながら、災害など緊急時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な資機材や物資の調達・援助など、その活動環境の整備を図る。

また、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係機関との連携による体制の整備を図る。

- (1) 社会福祉協議会を中心とした「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の整備
- (2) 毎年1回程度、「災害ボランティアセンター」の設置訓練の実施
- (3) 小山市災害対策本部、社会福祉協議会、小山市市民活動センターとの連携強化、情報共有化と連絡体制の構築

### 第4 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいい、その活動は、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

#### 1 専門ボランティア

- (1) 医療（医師、看護師等）
- (2) 高齢者、障がい者等の介護（介護士等）
- (3) 土木・建築（砂防ボランティア、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）
- (4) 通訳（外国語・手話通訳者等）

## 2 一般ボランティア

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の生活支援
- (3) 救援物資、資機材の仕分け・配給
- (4) 軽易な応急復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入業務

## 第5節 水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくり（産業観光部、建設水道部、都市整備部）

市は、防災の観点を踏まえた都市基盤の整備（排水対策の強化）、防災上危険な箇所への解消など、水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくりに向けた対策を、総合的かつ計画的に推進する。

### 第1 水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくりの計画的な推進

市は、将来の望ましい都市像を明確にし、都市計画策定上の指針として、土地利用や都市施設の整備計画等を定めた「小山市都市計画マスタープラン（平成17年1月策定公表）」に基づき、水害・台風、竜巻等風害・雪害に強いまちづくりを推進するため、必要な各種施策を計画的に実施する。

### 第2 水害に強い都市基盤の整備

市は、災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるとともに、応急復旧活動を円滑に実施できるよう、水害に強い都市基盤を整備する。

#### 1 河川の洪水対策

市は、防災関係機関と連携し、堤防の強化等、洪水浸水想定区域図で示された区域における洪水対策を、積極的に推進する。

#### 2 集中豪雨による内水対策

市は、集中豪雨による内水被害を解消するため、雨水幹線管きょを計画的に整備するとともに、道路等の透水性舗装の普及や雨水調整池の整備により、雨水処理機能の向上を図る。

また、雨水の流出抑制のため、田んぼダムによる排水路等への雨水の流出抑制を図る。

#### 3 安全な基盤形成

市は、住民が安全に避難する際の避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地等の狭隘道路地区については、建築物の更新等にあわせ、拡幅や改善整備を推進する。

### 第3 水害時の緊急活動を支える公共施設の整備

市は、迅速に災害応急活動を実施するため、出張所や学校等、防災上重要な施設における防災機能の向上を図る。



## 第6節 防災拠点の整備（全 部）

市は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う防災拠点の、優先度を判断し計画的に整備する。

### 第1 防災拠点の役割

防災拠点とは、大規模災害が発生した場合に、様々な災害応急活動の拠点となる施設をいい、次のような役割をもっている。

- (1) 災害対策活動の指揮
- (2) 救援・救助等の応急活動
- (3) 避難者の収容
- (4) 災害情報の収集及び発信
- (5) 救援物資の集積及び配送

### 第2 防災拠点の種類

#### 1 災害対策活動拠点

市は、災害応急活動を実施するための根幹的施設として、次のとおり防災拠点を設置する。

##### (1) 配置

中心的な災害対策活動拠点は市役所本庁舎とし、地域における活動拠点は各出張所とする。

##### (2) 機能

災害対策活動拠点における主な機能は、次のとおりである。

- ア 災害対策活動の判断・決定及び現場への指揮（出張所においては現地における連絡調整）
- イ 災害情報の収集、住民及び関係機関等への情報発信

#### 2 地域防災拠点

市は、災害時における地域住民の避難・救援施設として、次のとおり防災拠点を設置する。

##### (1) 配置

地域防災拠点は、市の指定避難施設である小中学校等とする。

##### (2) 機能

地域防災拠点における主な機能は、次のとおりである。

- ア 被災住民の指定避難所
- イ 食料等救援物資の配布
- ウ 避難生活者への情報発信
- エ 安否情報の確認

## 第6節 防災拠点の整備（全 部）

### 3 その他の防災拠点

市は、その他災害時に必要な防災拠点を次のとおり設置する。

#### (1) 大規模公園

小山総合公園等大規模な公園を、災害（特に火災）時の緊急避難場所として指定し、消防・自衛隊の活動場所、仮設住宅の設置場所として設置する。

#### (2) 県南体育館

県南体育館を、救援物資の集積及び配送の拠点として設置する。

#### (3) 新小山市民病院

新小山市民病院を、災害拠点病院に準ずる施設として設置する。

#### (4) 健康医療介護総合支援センター

健康医療介護総合支援センターを、医療救護活動の拠点として設置する。

#### (5) 道の駅思川

道の駅思川に物資集積場所を設置する。

## 第3 防災拠点の整備

市は、各防災拠点の機能に応じ、施設・設備の整備充実に努める。

(1) 処理施設における耐震化、耐水性、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

(2) 拠点施設の耐震・不燃等堅牢化

(3) 非常用電源の確保

(4) 情報通信設備の整備

(5) 耐震性貯水槽、防火水槽の整備

(6) 備蓄倉庫の設置

(7) マンホールトイレの整備

## 第4 防災機能を有する都市公園の整備

市は、市街地のオープンスペースである都市公園が防災上果たす役割も大きいことから、地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるような都市公園を中心に、防災機能の整備を促進していく。

主な施設・設備の整備

ア 避難施設（体育館、管理棟等）

イ 災害応急対策設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設 等）

## 第5 防災上有効な広場等の整備

市は、地域防災の実情に鑑み、防災上有効な広場等の確保に努める。

規模・設備

- ア 標準面積は、0.2ha程度
- イ 防災機能有する設備（トイレ、水道、かまど等）

## 第7節 情報通信網の整備（総合政策部、総務部、市民生活部、消防本部）

市は、大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

### 第1 通信手段の整備

#### 1 無線等の整備

市は、災害現場からの情報の収集、及び防災対策上重要な責務を有する職員や施設に情報を伝達するため、MCA無線設備を整備するとともに、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難指示等の伝達手段として、安全安心情報メール、同報系防災行政無線等の整備拡充に努める。（資料3）

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

#### 2 市消防無線の整備

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

#### 3 県防災行政ネットワークの活用

市は、県、県内の市町及び防災関係機関相互の情報連絡手段を確保するため、栃木県防災行政ネットワークを活用し、情報を伝達する。また、気象情報や地震情報の入手手段としても活用する。

#### 4 災害時優先電話の整備

市は、災害が発生し、一般の加入電話の使用が制限された場合に備え、優先的に使用が認められる災害時優先電話の登録について、あらかじめNTTと協議し整備する。

#### 5 衛星携帯電話の整備

市は、災害が発生し、一般の加入電話の使用が制限された場合に備え、衛星携帯電話を整備する。

#### 6 防災ラジオの整備

市は、災害や避難に関する緊急情報を市民に伝達するため、視覚障がい者等への無償貸与ならびに避難行動要支援者のうち75歳以上のみで構成される世帯への購入補助を行いながら防災ラジオを整備する。

## 第2 多様な通信手段の確保等

災害時には、停電や通信施設の損壊等により、通信機能に混乱が発生する。このため市は、危険分散のため多様な情報通信手段を確保するよう努める。

また、市は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、同報系防災行政無線のみならず、CATV（テレビ小山）、Lアラートを用いたテレビやインターネット等による伝達、安全安心情報メール、各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール、コミュニティFM（おーラジ）、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等の活用、要配慮者に有効である戸別通報システムの整備等、災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

## 第3 自治会等からの情報収集体制の構築

災害発生時、自治会長・自主防災会長などから情報を得るため、事前に連絡体制を構築する。

## 第8節 建築物災害予防対策（全 部）

市は、強風や浸水による建築物等の被害を未然に防止するため、公共建築物の点検・改修に努めるとともに、一般建築物の所有者等に対し、適切な予防措置を図るよう指導・啓発を行う。

### 第1 防災上重要な公共建築物の災害予防

災害時における応急対策活動の実施にあたり、重要な役割を果たす公共建築物の施設管理者は、その機能を確保するため、次のとおり必要な災害予防対策を講じる。

#### 1 防災上重要な公共建築物

防災上、重要な建築物として位置づける公共建築物は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部等設置施設（市役所庁舎、出張所等）
- (2) 医療救護活動の施設（健康医療介護総合支援センター、新小山市民病院等）
- (3) 応急対策活動の施設（警察署、消防本部等）
- (4) 避難者収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設（保育所（園）、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

#### 2 建築物及び構造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設の整備に努める。

#### 3 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。また、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

- (1) 法令に基づく点検等
- (2) 建設時の図面及び防災関連図面
- (3) 施設の維持管理の手引

#### 4 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (1) 食料、飲料水の確保
- (2) 非常用電源の確保
- (3) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (4) 配管設備類の固定・強化
- (5) 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- (6) その他防災設備の充実

## 第2 一般建築物に対する予防対策

### 1 老朽危険建築物に対する調査、指導

市は、保安上著しく危険な老朽建築物の所有者に対し、必要に応じて、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等適切な措置を講じるよう指導、助言を行う。

### 2 特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、ホテル、大規模販売店、スーパーマーケット、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が利用する特殊建築物の施設管理者に対して、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

## 第3 市街地再開発事業等の促進

市は、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「都市再開発法（昭和44年法律第38号）」に基づく市街地再開発事業を促進するとともに、市街地再開発事業の施行者に対し、技術指導を行う。

## 第9節 公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）

市民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道、電力、ガス、通信等の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、安全性を考慮した施設整備を行うとともに、応急復旧活動の円滑な実施に向けた必要な体制を整備するよう努める。

### 第1 道路・橋梁施設の予防対策

道路及び橋梁施設は、災害時において、救助活動や救援物資の輸送等の応急活動を展開する上で、大変重要な役割を果たす。

このため、施設管理者は、災害に備えた施設の整備を実施するとともに、情報収集体制の整備等必要な予防措置を講じる。

#### 1 施設の整備

各施設管理者は、災害時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定されている道路の補修、改修整備を推進するほか、市街地の狭隘道路地区については、建築物の更新等にあわせ、計画的に拡幅や改善整備を推進する。また橋梁施設については、耐震性の強化等災害に強い施設の整備を推進する。

#### 2 施設の点検整備

各施設管理者は、定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

#### 3 情報収集伝達及び協力体制の整備

各施設管理者は、災害情報の収集・伝達体制を整備するとともに、迅速な応急復旧活動の実施のため、建設業関係団体との応援協力体制の整備に努める。

### 第2 ライフライン関係施設の予防対策

#### 1 水道施設の災害予防

市は、災害時において、断水等の被害を最小限に抑えるとともに、水道水の安定供給と二次災害防止のため、必要な体制を整備する。

##### (1) 施設の整備

##### ア 浄水場・配水池等の整備

被害を最小限に抑えるため、浄水場や配水池等の基幹施設の耐震性の向上を図るとともに、場内の主要管路についても耐震性の高い材質や継手の水道管に布設替えを行う。また、水道管の破損等の場合に備え、他の浄水場等から水道水を供給できるよう連絡管の整備を行う。さらに停電による水道水の供給停止を防ぐため、浄水場への自家発電の整備や発電機の整備を検討するとともに、燃料を確保



するよう事業者との協定締結に努める。

イ 導水・配水施設等の整備

被害を最小限に抑えるため、老朽化した水道管を耐震性の高い材質や継手の水道管に布設替えを行うとともに、破損等の場合に備え、管路の多系統化やループ化等の整備を図る。

ウ 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、施設仕様書等を整備する。

エ 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧を迅速に実施するため、資機材の備蓄に努める。

オ 給水車の配備

災害時における断水や濁水などに対応するため、給水車を配備する。

カ 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏えい、その他の二次災害が発生を防止するための措置を講じる。

(2) 体制の整備

ア 防災体制の編成

迅速かつ的確な応急復旧体制を講じるため、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。

イ 施設の点検・整備

定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。また、消火機器、塩素ガス漏えい検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

ウ 事前復旧計画の策定

大災害が発生した場合、迅速かつ円滑に水道施設の復旧を図るため、あらかじめ復旧手順を示した作業マニュアル等を策定する。

エ 応援体制の確立

市単独による応急活動が困難な場合に備え、県及び(公社)日本水道協会等関係団体との応援協力体制を整備する。

2 下水道施設の災害予防

市は、災害発生時における下水道施設の被害を最小限に抑えるとともに、応急活動を円滑に実施するため、必要な体制を整備する。

(1) 施設等の整備

ア 下水道施設の維持管理

汚水管きょへ地下水等の不明水が浸入することにより、排水能力を超えた汚水がマンホールから溢れるのを防ぐため、既存下水道施設の点検を行い、不具合が有る場合は適宜、補修等を行う。

## 第9節 公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）

### イ 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

### ウ 二次災害防止

処理場内での薬品注入設備、燃料用設備、消火ガスタンク設備の設置に当たっては、漏えいその他の二次災害が発生しないよう整備に努め、水質汚濁防止を図る。

## (2) 体制の整備

### ア 防災体制の編成

迅速かつ的確な応急復旧体制を講ずるため、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。

### イ 施設の点検・整備

定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

### ウ 事前復旧計画の策定

大災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を図るため、あらかじめ復旧手順を示した作業マニュアル等を策定する。

### エ 応援体制の確立

市単独による応急活動が困難な場合に備え、県及び(公社)日本下水道協会等関係団体との応援協力体制を整備する。

## 3 電力施設の整備

電力事業者は、災害時においても安定的に電力供給を実施するため、施設の整備強化を図るとともに、災害対策を円滑に実施することができるよう、従業員の防災意識の高揚を図る。

### (1) 施設の整備

#### ア 電力施設の整備

電力施設については、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に定める各種基準に基づき、施設の強化を図るよう努める。

#### イ 電力の安定供給

電力供給各社との連携を強化し、緊急時においても安定的に電力供給を実施することができるよう体制の整備に努める。

### (2) 体制の整備

#### ア 資機材の確保

災害時に備え、応急復旧作業等に必要な資機材等を確保するとともに、定期的に整備点検を行うよう努める。

#### イ 防災訓練の実施

従業員の防災意識の高揚を図るとともに、応急復旧活動を円滑に実施するため、防災訓練を定期的に実施するよう努める。また、市の実施する防災訓練に協力するよう努める。

#### 4 ガス施設の整備

ガス供給事業者は、災害時においても安定的にガス供給を実施するため、施設の整備強化を図るとともに、災害対策を円滑に実施することができるよう、従業員の防災意識の高揚を図る。

##### (1) 施設の整備

###### ア ガス施設の整備

ガス施設については、ガス事業法及びガス工作物の技術上の基準等に定める各種基準に基づき、施設の強化を図るよう努める。

###### イ ガスの安定供給

ガス供給各社との連携を強化し、緊急時においても安定的にガス供給を実施することができるよう体制の整備に努める。

##### (2) 体制の整備

###### ア 資機材の確保

災害時に備え、応急復旧作業等に必要な資機材等を確保するとともに、定期的に整備点検を行うよう努める。

###### イ 防災訓練の実施

従業員の防災意識の高揚を図るとともに、応急復旧活動を円滑に実施するため、防災訓練を定期的に変更するよう努める。また、市の実施する防災訓練に協力するよう努める。

#### 5 通信施設の整備

各電気通信事業者は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持するため、施設の整備強化を図るとともに、災害対策を円滑に実施することができるよう、従業員の防災意識の高揚を図る。

##### (1) 施設の整備

災害時における通信の疎通を確保するため、主要伝送路のループ構成等バックアップ機能の向上を図るなど必要な対策を講じるよう努める。

##### (2) 体制の整備

###### ア 資機材の確保

災害時に備え、応急復旧作業等に必要な資機材等を確保するとともに、定期的に整備点検を行うよう努める。

###### イ 防災訓練の実施

従業員の防災意識の高揚を図るとともに、応急復旧活動を円滑に実施するため、防災訓練を定期的に変更するよう努める。また、市の実施する防災訓練に協力するよう努める。

#### 6 情報収集伝達及び協力体制の整備

市は、ライフライン関係事業者との災害情報の収集・伝達体制の整備に努める。

### 第3 廃棄物処理施設の対策

市及び廃棄物処理施設の管理者は、災害時には大量の廃棄物を処理する必要が生じることから、災害に強い施設の整備に努めるとともに、災害時に備えて次の対策を講じる。

- (1) 処理施設における堅牢性、燃料等の備蓄、非常用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限にするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 復旧・補修に必要な資機材、燃料、薬品の確保及び体制の整備に努めるとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (4) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、施設の施工事業者や管理運営事業者との緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

## 第10節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

市は、災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である「要配慮者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

### 第1 現状と課題

災害発生時において、要配慮者は、必要な災害情報の把握や、災害から自らを守るための安全な場所への避難など、災害時における一連の行動において特に配慮を必要とする。平成16年7月に発生した新潟・福島豪雨では、死者・行方不明者16名のうち、13名が70歳以上の高齢者であったといわれている。

また、こうした要配慮者は、避難後においても新しい環境への適応力が不十分であるため、住環境の変化や、避難所での共同生活から体調を崩すことが指摘されており、必要な時に必要な支援を適切に受けられるよう、市は、あらかじめ対策を講じる必要がある。

本市においても、要配慮者のうち災害の発生や発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものである避難行動要支援者は年々増加し、高齢化、国際化の進展等によりこの傾向は今後も続くことが予想されるため、要配慮者に対する支援対策を一層強化する必要がある。

### 第2 地域における安全性の確保

#### 1 地域支援体制の整備

要配慮者を災害から守るためには、地域住民が相互に助けあう環境を整備することが重要である。このため、市は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の関係団体と協力し、平常時から要配慮者のうち特に支援を要するものである避難行動要支援者に対する安否確認を行うなど、地域の支援体制の整備に努める。

##### (1) 避難行動要支援者の実態把握及び情報の共有

###### ア 避難行動要支援者名簿等の作成

市は、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護員、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、その他避難支援等関係者と協力し、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行い、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」を踏まえ、避難行動要支援者について必要な情報（氏名、生年月日、性別、所在、家族構成、緊急連絡先、必要な支援等）を記載した名簿を作成するとともに、状況に応じて避難行動要支援者の所在等を記載したGISデータを作成する。

避難行動要支援者名簿に記載する対象者は、高齢者（ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの世帯を含む、寝たきり高齢者、認知症高齢者）、身体障がい（児）者（肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者、言語機能障がい者、内部機能障がい者、複合障がい者）、知的障がい（児）者、発達障がい（児）者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など、災害の発生や発生のおそれがある場合に

## 第10節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものとする。

また、避難行動要支援者情報の収集及び名簿やマップ等の作成に当たっては、あらかじめ避難行動要支援者本人又は家族からの同意を得て作成し、個人情報の保護に十分配慮する。

なお、名簿情報の更新については、1年ごとに更新を行い避難行動要支援者の把握をする。

### イ 名簿情報の利用及び提供（関係機関による情報の共有）

市は、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、障がい者相談員などの福祉関係者等の避難支援等関係者に対して、平常時からの情報提供に同意を得た名簿情報を提供し、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報の共有による連携を進める。なお、情報の共有にあたっては、関係機関（自治会等の団体組織）との協定や必要に応じた誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

### ウ 避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

## (2) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援者を定めるなど、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」を踏まえた個別避難計画により支援の具体化に努める。

## (3) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。（資料7-7）

## (4) 乳幼児対策

市は、保育所（園）、認定こども園及び幼稚園の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、継続して避難訓練等の防災訓練を計画的に実施する。

## 2 情報伝達・避難誘導體制の整備

### (1) 情報の伝達

市は、災害発生時において、広報車、CATV（テレビ小山）、Lアラートを用いたテレビやインターネット等による伝達、安全安心情報メール、各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール、コミュニティFM（おーラジ）、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ的確に情報が提供されるよう、体制の整備を図るものとする。

また、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者に災害情報を直接伝達できるよう、地域内の体制の整備に努める。

### (2) 避難誘導

市は、災害発生時において、避難行動要支援者を迅速に避難所等へ誘導するため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力を得て、平常時より避難誘導訓練を実施するなど、体制の整備に努める。

### 3 支援対策に対する理解促進

市は、要配慮者及びその家族に対し、災害時の適切な行動等を記載したパンフレット、チラシ等を配布する他、地域の防災訓練等に参加を促す等、市の実施する要配慮者支援対策について理解を得るよう努める。

## 第3 社会福祉施設等における安全性の確保

### 1 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設等に無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

### 2 施設の整備

#### (1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

#### (2) 民間社会福祉施設

市は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、緊急連絡体制の確保についても指導していく。

### 3 非常災害に関する計画の作成

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

### 4 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利

## 第10節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、市は当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わないときは、市長はその旨を公表することができる。

さらに、市は、計画の策定及び訓練の実施について報告を受けた時は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な助言又は勧告を行うことができる。

### 5 防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、平時より防災意識の高揚に努めるよう、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の避難訓練を原則として年1回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に施設管理者から市長に対して訓練実施結果を報告するよう指導する。

また、施設管理者は近隣住民に対しても利用者が避難する際の協力を要請するなど、平時から地域と連携した自主防災体制を確立し、避難の実行性を高めるため、効果的な助言・勧告を行う。

### 6 被災者の受入れ

社会福祉施設等は、災害時において、施設に余裕があり受入れが可能であると判断した場合は、被災した要配慮者の受入れを行う。このため、市は、平時より社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の円滑な受入れを行うため、必要な体制を整備するよう努める。

## 第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

### 1 要配慮者に配慮した施設の整備

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難所等となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

### 2 支援体制の整備

市は、要配慮者に配慮した食料や生活必需品の備蓄に努めるとともに、福祉関係団体と協力し、介護士や手話通訳者等をあらかじめ確保するなど、必要な支援体制を整備するよう努める。

## 第5 外国人に対する防災対策



市は、災害時において、言語や生活習慣の違いから、地域に在住する外国人が孤立するのを防ぐため、国際交流協会等の協力を得て、必要な対策を講じる。

### 1 外国語による防災知識の普及

市は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難所等、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、市は、外国人に配慮し、避難所等標識・案内板等の多言語化やマーク（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「JIS」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共有化に努める。

### 2 地域等における安全性の確保

市は、国際交流協会等及び外国人を多く雇用する企業等の協力を得て、防災教育を実施し、防災意識の向上を図るよう努めるとともに、地域で実施する防災訓練に参加を促すなど、平時から地域社会と交流を深めるよう配慮する。

### 3 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、災害時に外国人に対し適切な情報提供を行うため、国際交流協会等と連携し、通訳・翻訳ボランティアの確保及びスマートフォン翻訳アプリの利用啓発に努める。

### 4 災害情報の入手

市は、災害時に外国人に対し適切な情報提供を行うため、観光庁が発信する災害情報提供アプリ「Safety tips」の利用啓発に努める。

## 第11節 土砂災害予防対策（総務部、建設水道部、消防本部）

市は、豪雨等による土砂災害から、市域を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、土砂災害警戒区域等において、定期点検の実施等、必要な予防措置を講じる。

### 第1 土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害の発生するおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定する。さらに、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

現在、市では令和3年12月時点において、土砂災害警戒区域が8箇所、そのうち5箇所に土砂災害特別警戒区域が指定されており、思川左岸の河岸段丘に分布している。（資料4）

#### 2 警戒避難体制の確立

市は指定された、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、地域住民に対し周知を行う。

##### (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民及び要配慮者利用施設に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

イ がけ崩れ等の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるため、平素から危険予想箇所の実情を把握するためパトロールを実施する。

##### (2) 予報又は警報の発表及び伝達

市は、気象予報又は警報、降水量、区域内の状況を総合的に判断し、危険箇所の警戒巡視及び地域住民に対する避難準備の広報を実施するほか、避難指示及びその他市長が必要と認める事項を実施する。

##### (3) 避難、救助その他土砂災害防止のために必要な措置

ア 警戒土砂災害警戒情報の発表時及び災害発生時に、迅速かつ的確な避難、救助ができるよう、マニュアル等を作成し、関係機関・住民等に周知する。

イ 地域住民は、台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難・情報伝達訓練等を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

市は、県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

ウ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、具体的な避難支援策を整備する。

(4) 土砂災害に係る避難訓練の実施

市は、土砂災害警戒区域の対象地区において、自主防災組織等の避難訓練を通して、急傾斜地等の危険箇所の確認や避難方法を習得させる。

(5) 警戒区域内における要配慮者施設等の名称及び所在地

ア 警戒区域内に、要配慮者等が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項。（資料7-6）

イ 市は、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。

3 土砂災害における避難指示等の判断基準

(1) 土砂災害警戒情報の提供と活用

県と宇都宮地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で「土砂災害警戒情報」を発表し、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努める。

また県は、避難指示の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、防災情報提供システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して避難指示等を発令する。

## 第2 急傾斜法に基づく急傾斜地崩壊対策

### 1 危険箇所の実態調査

市は、県と協力し、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について、調査点検を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、崩壊により相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、県は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、斜面の崩壊を助長、誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施する。

現在、市では急傾斜地崩壊危険区域が8箇所指定されており、思川左岸の河岸段丘に分布している。

（資料4）

### 2 指定区域の縦覧

市は、県により指定された急傾斜地崩壊危険区域について、住民等の縦覧に備え、必要な資料をあらかじめ準備する。

## 第11節 土砂災害予防対策（総務部、建設水道部、消防本部）

### 3 警戒避難体制の確立

市は、地震、大雨等により危険箇所が崩壊する場合に備え、危険箇所の巡視体制や、周辺住民に対する避難指示等の伝達体制等、必要な体制を整備する。

### 4 土地所有者等に対する防災措置

#### (1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者等に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い、災害時における安全の確保を図るよう指導、助言を行う。

また、特に危険区域に指定された区域においては、市は、県と協力し、土地所有者等に対し、必要な防災工事を施すよう指導、助言を行う。

#### (2) 融資制度の周知

市は、急傾斜地崩壊危険区域における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

### 5 住民への周知

市は、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く土砂災害警戒区域の周知を行う。また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知したときは、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。

○危険状況判断のための着眼点

- (1) 降雨量、積算雨量等の増加
- (2) 崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- (3) 斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- (4) 小石が斜面からばらばらと落ち出す

避難指示等の発令基準（土砂災害）

警戒レベル	種類	発令基準	住民が取るべき行動
レベル1	早期注意情報 (気象庁発表)		○災害への心構えを高める
レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁発表)		○避難に備えハザードマップ等により自らの避難行動を確認する
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険度判定情報のレベル1又は2が発表されたとき</li> <li>○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）が発表され、かつ、土砂災害危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合</li> <li>○数時間後に避難経路等事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、夜間～翌早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）に切り替える可能性が高い場合などは夕刻時点で発令）</li> </ul>	危険な場所から 高齢者等は避難
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険度判定情報のレベル2又は3が発表されたとき</li> <li>○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）※1</li> <li>○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）となった場合 ※2</li> <li>○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> <li>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合※3</li> </ul> <p>※夜間・未明であっても、※1、2、3に該当する場</p>	危険な場所から 全員避難

		<p>合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	
<p>レベル5</p>	<p>緊急安全確保</p>	<p>○危険度判定情報のレベル4が発表されたとき 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～2のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p><b>(災害が切迫)</b> 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込んで発令する）</p> <p><b>(災害発生を確認)</b> 2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※発令基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達する。</p>	<p>命の危険 ただちに安全確保！</p>

※警戒レベル5段階の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。

解除及び注意事項

区分	土砂災害警戒区域・情報等
解除	<p>○解除については、土砂災害警戒情報の解除、土砂災害危険度情報の発表状況、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。</p>
注意事項	<p>○栃木県危険度判定情報                      レベル4：現在、雨量が土砂災害警戒基準値を超過している。                      レベル3：1時間後に、雨量が土砂災害警戒基準値を超過することが予想される。                      レベル2：2時間後に、雨量が土砂災害警戒基準値を超過することが予想される。                      レベル1：3時間後に、雨量が土砂災害警戒基準値を超過することが予想される。</p>

### 第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、大雨により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

#### 1 被災宅地危険度判定士の養成

市は、被災した宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、県等が実施する養成講習会に土木建築系技術者を派遣し、被災宅地危険度判定士として積極的に養成する。

#### 2 被災宅地危険度判定士の運用体制の整備

市は、県と連携し、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用体制について整備する。

#### 3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、県と連携し、被災宅地危険度判定実施体制について整備する。（資料1-6）



## 第12節 水防体制の整備（総務部、建設水道部、消防本部）

市は、大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防資機材の整備等水防活動体制の整備を図るとともに、洪水浸水想定区域における避難体制を確立する。

### 第1 水防管理団体等の義務

#### 1 水防管理団体等の責務

市は、「水防法」に基づく、水防管理団体（昭和44年8月8日指定）として、区域内における水防を十分に果たすべき責任を有し、平常時から水防団（本市においては消防団をいう。以下同じ）による地域水防組織の整備に努める。

また、市長、消防長、消防（水防）団長は、水防のためやむを得ない必要がある場合は、区域内に居住する者、水防の現場にある者等に対し、水防活動に従事させることができる。

#### 2 水防計画の策定

市長は、水防管理者として、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加える。また、必要に応じ計画の見直しを図り、知事と協議し、関係機関に周知する。

### 第2 水防協力団体の指定

市は、「水防法」に基づく、水防管理団体（昭和44年8月8日指定）として、水防法第36条の規定に基づき、水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体（法人格を有しない自治会やボランティア団体等を含む）を水防協力団体として指定を行う。

### 第3 水防活動体制の整備

#### 1 資機材等の整備

市は、河川や堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具、資機材の整備に努める。また、定期的に点検を行い、補充、修繕に努める。

（資料5-4）

#### 2 重要水防箇所の確認

市は、水防上特に警戒を要する重要水防箇所について、国、県と連携して、定期的に確認を行う。（資料5-1）

## 第12節 水防体制の整備（総務部、建設水道部、消防本部）

### 3 観測体制

#### (1) 雨量の観測

市は、国（出井）、県（犬塚）により設置された雨量等観測所の他、消防本部（神鳥谷）に設置する観測所により、雨量を観測する。

#### (2) 水位の観測

市は、国（巴波川中里、思川乙女、鬼怒川石井（右））、県（思川観晃橋、姿川姿川橋）により設置された水位観測所により水位を観測するほか、観測所の無い河川、水路等であっても水害が発生するおそれがある場所については、量水計等観測設備の整備を図り、過去の事例を参考に巡視等により水位を観測する。

また、河川が増水し、堤防の巡視が必要な場合に備え、平常時より水防団等巡視員の派遣体制を整備する。

### 4 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 市は、平常時から水防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。

(3) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

## 第4 洪水浸水想定区域における対策

### 1 避難確保のための措置

市は、水防法の規定に基づき公表された洪水浸水想定区域を踏まえ、洪水時における住民の円滑な避難行動を支援するため、次の事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

#### (1) 洪水予報等の伝達方法

ア 自治会長、要配慮者利用施設及び当該施設自衛水防組織等への電話・FAXによる伝達

イ 広報車による伝達

ウ CATV（テレビ小山）、安全安心情報メール、各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メールやコミュニティFM（おーラジ）、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイトによる伝達

エ 同報系防災行政無線による伝達

オ その他の手段（サイレン等危険を知らせるもの）の活用

(2) 避難施設その他の避難所等及び避難経路その他の避難経路に関する事項（資料7-1、7-2）

(3) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地（資料7-5）

(4) 市は、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、

避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わないときは、市長はその旨を公表することができる。

## 2 洪水ハザードマップの見直しと有効利用

市は、上記事項について記載した洪水ハザードマップを活用し、洪水浸水想定区域内の住民に対し周知を図り、効果的な避難等応急対策に資する有効利用を進める。

## 3 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者（市長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認められた時には、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## 4 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

# 第5 道路アンダー冠水対策

近年の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（県・市）は冠水箇所を公表して注意を喚起しており、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図っている。

## 1 冠水箇所を公表

道路管理者（市）は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

## 2 対策工事等の推進

道路管理者（県・市）は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所について重点的に対策工事等を推進する。

○対策工事等の例

- (1) 監視カメラの設置
- (2) 冠水情報板や通報装置の設置
- (3) 冠水喚起看板やチェックラインの設置

## 第12節 水防体制の整備（総務部、建設水道部、消防本部）

- (4) 進入防止柵の設置
- (5) 設備や排水路の点検

### 3 初動体制の確立

道路管理者（県・市）は、初動体制の確立を図り、所要時間の短縮を図るため訓練を実施する。併せて、ドライバーに局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合道路アンダーには進入しないよう周知を行う。

## 第13節 避難体制の整備（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）

市は、洪水の発生により、浸水被害が発生するおそれのある区域等に対し、住民の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難誘導體制を整備するとともに、開設する避難所等の円滑な運用を図るため、地域住民と協力した避難所等運営体制の整備を図る。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を住民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性も住民に周知する。

### 第1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・一時避難所の指定及び整備

#### 1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・一時避難所の指定

市は、災害時における住民の指定緊急避難場所として、都市基幹公園等を指定するほか、公民館、小中学校等体育館、その他の公共・民有施設についても、施設管理者の同意を得て、指定避難所に指定するよう努める。（資料7）

また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、2に記載の事項に留意し適切な整備、又は指定替えを行う。（資料7）

指定緊急避難場所・指定避難所の指定は、人口分布等地域の状況、特性を勘案して行う他、次の事項に留意する。

○指定にあたっての留意事項

ア 原則として住所別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ いったん避難した指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難所に、さらに危険が迫った場合、他の指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難所へ容易に移動できること。

ウ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接していること。

エ 土砂災害・浸水等災害の態様を考慮した、施設の安全性を確保すること。

オ 土砂災害警戒区域等及び危険物等を取扱う施設が周辺にないこと。

カ 福祉避難所にあたっては、生活面での障害が除去された（バリアフリー）施設であること。

#### ※指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・一時避難所の定義

##### ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

##### イ 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

##### ウ 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受

## 第13節 避難体制の整備（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）

けられるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉施設。

### エ 一時避難所（資料7）

水害による危険を回避するため、住民が自主的に一時避難する、地域の公民館などの施設。

## 2 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・一時避難所の整備

市は、指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・一時避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意するものとする。

### ○整備にあたっての留意事項

ア 避難施設においては、耐震性を確保すること。

イ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。

ウ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。

エ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

オ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付でJ I Sにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語化に努めること。

カ 食料、飲料水の備蓄又は供給体制について整備するとともに、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保を図ること。

キ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。

ク 要配慮者に対する必要な育児・介護・医薬用品等の調達方法を整理しておくこと。

ケ 避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。

コ 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに指定避難所へ非常固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。

サ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

シ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について、検討しておくこと。

## 3 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻被害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するよう努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

## 第2 避難に関する知識の周知徹底

市は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味や避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、事業者等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、一時避難所などへの移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### 第3 避難実施・誘導体制の整備

#### 1 避難基準の設定

市は、洪水による浸水が予想される地域の住民の安全を確保するため、避難指示等が発令する場合の基準を、降雨量、河川の水位及び洪水予報等により、あらかじめ設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

避難指示等の種類は、次の表に掲げるとおりである。

避難指示等一覧

警戒レベル	種類	発令時の状況	住民に求める行動
レベル1	早期注意情報 (気象庁発表)		・災害への心構えを高める
レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁発表)		・避難に備えハザードマップ等により自らの避難行動を確認する
レベル3 【高齢者等は避難】	高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等、災害時における一連の行動に特に配慮を要する者とその支援者は、指定された避難所等への避難行動を開始</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>

警戒レベル	種類	発令時の状況	住民に求める行動
レベル4 【全員避難】	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員速やかに、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・ 人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員速やかに、指定された避難所等への避難行動を開始</li> <li>・ 避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅や隣接建物で2階以上のより安全な場所に避難</li> </ul>
レベル5	緊急安全確保	災害が発生した場合 ※災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 命を守る最善の行動</li> <li>・ 少しでも安全な場所へ避難</li> </ul>

※警戒レベル5段階の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。

※災害は「自然現象」であるため、不測の事態も想定される。このため、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切であるとは言えず、浸水の程度によっては、避難所に避難する際に被害に遭うことが予想されるため、状況に応じ自宅や隣接建物で2階以上のより安全な場所に避難させる等、適切な避難指示等の発令が必要である。

## 2 高齢者等避難発表体制の確立

市は、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合、危険予想地域の住民に避難指示を発令する準備に入ったことを知らせる高齢者等避難を発表する体制を確立する。また発表情報は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者にも十分配慮したものとする。

## 3 避難情報伝達手段の整備

市は、避難指示等の避難情報を住民に伝達するため、広報車等の情報伝達手段を整備するとともに、迅速な情報伝達手段として、同報系防災行政無線等、一斉通報システムの整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。



#### 4 避難の考え方

「自分の身は自分で守る」という自助の考え方に基づき行動できるよう、避難の考え方を次の区分に整理し、平常時から市民等へ周知を図る。

(1) 避難（一時的・緊急避難）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全を確保できる場所に一時的に移動する。

(2) 避難

居住地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活を送る。

(3) 待避

自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる。

(4) 垂直避難

安全に屋外への避難ができない状況において、屋内で2階以上のより安全な部屋に移動し、安全を確保する。

#### 5 避難誘導體制の確立

市は、警察、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、次のことに留意した避難誘導體制を整備するよう努める。

(1) 地区ごとの責任者の決定

(2) 地区の実態に応じた避難経路の選定（2箇所以上）

(3) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難への配慮

(4) 避難経路となる道路の安全性の向上

(5) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮

(6) 関係機関の連絡体制の整備

#### 6 避難時に困難が生じると予想される者への対策

(1) 要配慮者対策

市は、在宅の要配慮者を迅速に避難誘導するため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の個々に応じた避難支援体制を整備するよう努める。

また、市は、要配慮者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

(2) 帰宅困難者対策

市は、災害時に列車が長期間停止し帰宅困難となる者を一時的に受け入れるため、J R各駅と協議し、あらかじめ、バス等による代替輸送等の支援対策を講じるよう努める。

また、市の定める避難所等へ避難させることも想定し、あらかじめ県と連携した避難体制について確立しておくよう努めるとともに、民間施設も含めて一時滞在施設の確保に努める。

## 第13節 避難体制の整備（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）

### (3) 不特定多数の利用者がいる施設等の対策

ホテル、スーパーマーケット、病院、社会福祉施設その他不特定多数の人の利用する施設の管理者は、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等、避難誘導體制の整備を図るよう努める。

また、市は、施設管理者に避難訓練の実施に努めるよう指導を行う等、安全体制の確保に努める。

## 7 広域災害による避難者への対策

市は、広域災害等により市・県外からの避難者を一時的に受け入れるため、県と協議し、あらかじめ県と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

## 第4 避難所管理・運営体制の整備

### 1 避難所管理・運営体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等も毎年度確認しておく。

### 2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期における避難所管理・運営を円滑に行うため、あらかじめ避難所単位で管理運営担当者を指定するなど、避難所への職員派遣体制を整備する。

職員派遣体制は、管理運営者1名、女性職員2名以上、男性職員3名以上を目安とする。

避難体制の整備を担当する「総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会」において、あらかじめ避難所単位で、各3名以上の職員派遣名簿を作成しておく。（資料7-9）

このほか、市民生活部においては、外国人に対する周知体制を整備するため、コミュニティFM（おーラジ）へ、外国語が話することができる職員派遣体制を整備する。

### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、避難所の円滑な運営を図るため、自治会、自主防災組織、NPO法人、ボランティア等と連携し、避難所運営体制を事前に検討しておく。

### 4 指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

## 5 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

## 6 避難所の移設について

学校が長期間避難所として使用され、学校運営に支障をきたす場合、避難所を移設するため、市は、公営住宅や市の施設などをあらかじめ定めておくとともに、住宅メーカーとの災害時応援協定を締結するなど、住戸の確保を行う。

# 第5 県外避難者受入対策

## 1 避難受入場所の確保

市は、県からの要請に基づき、県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設の把握に協力する。なお、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

## 2 県外避難者受入体制の整備

市は、県の支援を受け、県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営を行う。

## 第14節 消防・救急・救助体制の整備（消防本部）

市は、家屋の浸水等により孤立し、自力による避難・脱出等が困難な被災者等に対し、迅速かつ的確な救出活動・応急処置、救急搬送等が行えるよう、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

### 第1 市における消防・救急・救助体制の整備

#### 1 組織の充実強化

市は、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織の整備を推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

#### 2 救急・救助体制の充実

市は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

#### 3 医療機関との連携強化

市は、同時多発する救急救助要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

#### 4 広域応援体制の整備

市は、市単独で救急救助活動が困難な場合に備え、広域的な救急救助応援体制を整備するとともに、応援部隊の活動が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。具体的な対策については、第2編第1章第21節の「相互応援体制の整備」を準用する。

### 第2 地域における救急・救助活動の推進

市は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報活動や救急・救助活動への協力を実施する体制を整備する。

## 第15節 保健医療体制の整備（保健福祉部、消防本部）

災害時には、多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、市は、医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施するため、保健医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る。

### 第1 保健医療体制の整備

市は、災害時に多数の負傷者が発生した場合に備え、医師会等医療関係機関と連携し、保健医療体制の整備を図る。

#### 1 市の対策

- (1) 消防機関、小山地区医師会、新小山市民病院及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

#### 2 救護班の編成

市は、救護所を開設した場合の初期救急医療に万全を期するため、小山地区医師会と協議し、救護班の編成や出動体制等について、あらかじめ定めるよう努める。

#### 3 救護所の設置

- (1) 救護所を設置する施設は、原則として避難施設とし、各地区にある中学校を拠点救護施設とする。ただし、必要に応じ他の公共施設を活用する。
- (2) 市は、医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備に努める。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

#### 4 トリアージ実施体制の充実

市及び医師会、新小山市民病院等関係機関は、初期医療処置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分ける「トリアージ」の実施体制の充実を図る。

また、小山地区医師会及び新小山市民病院と連携を図り、医療関係職員に対し各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。

## 第2 後方医療体制等の整備

市は、重症患者等、救護班における医療救護活動では対応が困難な場合に備え、次の後方医療体制の整備を図る。

### 1 後方医療体制の整備充実

#### (1) 医療活動拠点との連携

市は、救護班による対応が困難な重傷患者等を收容するため、新小山市民病院及び県指定の医療活動拠点と連携し、後方医療体制の整備充実に努める。

#### (2) 拠点施設の機能強化

ア 市は、医療活動の拠点となる施設の機能強化を図るため、次の対策を講じるよう努める。

(ア) 建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

(イ) 夜間、休日に発生する災害に対処する医師、看護師等のスタッフの確保

(ウ) 災害時における病院防災マニュアル等の作成

イ 市は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、DMA T等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する施設として、新小山市民病院を災害拠点病院に準ずる施設に指定することにより、災害時における医療の確保を図る。

ウ 新小山市民病院は、必要に応じて、災害時の医療確保のための機能を充実し、市（保健福祉部）は、その整備拡充にあたり必要な支援を行う。

### 2 負傷者の搬送体制の整備

市は、県等関係機関と連携し、多発する負傷者の搬送要請に効率的に対処するため、ヘリコプターの活用も含め、必要な搬送体制の整備に努める。

## 第3 応援要請体制の整備

市は、医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器材が不足する場合に備え、県、日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備に努める。

## 第4 医療機関の対策

各医療機関は、災害時に備え、施設・設備の防災機能の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの作成等、医療体制の確保を図るため必要な措置を講じるよう努める。

(1) 入院患者の容体等を踏まえた避難誘導、搬送体制の整備

(2) 定期的な避難訓練の実施

(3) 避難器具の設置場所、使用方法等の周知

(4) 負傷者に対する応急手当等の実施

## 第5 医療機関のライフラインの確保

市は、医療機関、関係機関と連携して、水道、電気、ガス、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

## 第16節 緊急輸送体制の整備（総務部、理財部、建設水道部、消防本部）

市は、災害時における応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施にあたり、必要な応急対策人員及び援助物資等を輸送するため、関係機関と連携し、緊急輸送体制の整備を図る。

### 第1 緊急輸送道路の指定

県は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、下記設定基準に基づき、本市域における主要な道路を、緊急輸送道路として指定している。（資料6-1）

緊急輸送道路は、防災上重要な機能を果たす公共施設等を結ぶ、重要な道路ネットワークであり、各道路管理者は定期的に点検を行うなど、維持管理の徹底に努める。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路</li> <li>・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路</li> </ul>
第2次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次緊急輸送道路と市・町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路</li> </ul>
第3次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路</li> </ul>

### 第2 陸上輸送体制の整備

#### 1 道路・橋りょうの整備

市は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

#### 2 情報収集伝達体制の整備

市は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

#### 3 緊急輸送車両の確保

市は、物資等の輸送手段として必要な車両を、次のとおり確保する。

##### (1) 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用可能な車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底に努める。

##### (2) 民間業者からの車両の確保

市は、市保有車両が不足する場合に備え、運送業関係団体の協力を得て、輸送車両を確保し物資等の搬送体制の整備に努める。（資料10）



(3) 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時の交通規制に対処するため、必要に応じ、市保有車両を緊急通行車両として県公安委員会（警察署経由）に事前に届け出るとともに、交付された事前届出済証を適切に保管する。

### 第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターによる代替輸送が円滑に実施できるよう、臨時ヘリポートを選定する。

（資料6-2）

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

この要領に定める「離着陸場」の基準は次の通りである。

飛行場外離着陸場	飛行場外離着陸許可申請を国土交通大臣に提出し、一定期間の許可を得て離着陸する場所をいう（航空法第79条ただし書）。 （一般基準、特殊地域基準、防災対応基準の3基準がある。）
緊急離着陸場	捜索救助を任務とするヘリコプターに限り（規則第176条）国土交通大臣の許可を得ることなく離着陸できる場所で、あらかじめ確保された場所をいう（航空法第81条の2）。

### 第4 物資集積場所の確保

市は、救援物資等の受入れ・配送を効率的に実施するため、あらかじめ物資集積所を指定する。物資集積所を設置する施設は、原則として、交通条件等を勘案し、県南体育館、道の駅思川とする。ただし、災害の状況及び施設の被害状況等に応じ、他の公共施設を活用する。

また、市は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努め、緊急時の活用についてあらかじめ協議する。

### 第5 大規模災害時における道路啓開体制の整備

大規模災害時においてただちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化を図る。

## 第17節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（総務部、保健福祉部、産業観光部）

市は、災害時における被災住民の生活を確保するため、食料・生活必需品等必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。また、調達した物資を円滑に受け入れるため、受入体制の整備を図る。

### 第1 食料、生活必需品、調達体制の整備

#### 1 市民の備蓄推進

市民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、非常持出品の他、3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

また、市は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

#### 2 市の備蓄推進

市は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、目標量については、被害想定を参考に、広域避難者及び帰宅困難者等も考慮したものとし、計画的に備蓄を行うよう努める。

##### (1) 現物備蓄の推進

市は、災害発生直後における住民への食料等の供給に備え、次のような品目について、本庁及び各地区に設置された防災備蓄倉庫を拠点に分散して現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

飲食料	水、アルファ米、かゆ、クラッカー類
生活必需品	日用品（タオル、歯ブラシ等）、毛布、簡易トイレ等
資機材	暖房器具、扇風機、発電機、ラジオ、カセットガスコンロ、プライベートテント、間仕切り、ブルーシート、ガソリン、やかん等
要配慮者用	アルファ米、かゆ、粉ミルク等、哺乳びん、紙おむつ等
医薬品等	鎮痛剤、胃腸薬、総合感冒薬、シップ薬、虫除けスプレー、絆創膏、ガーゼ、体温計、サジカルテープ等

(2) 流通物資の調達

市は、物資の性格上流通在庫による備蓄が望ましい物資等については、民間企業等と災害時応援協定等を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、どの地域にも速やかに物資を供給できるよう、大規模小売店等からの調達体制の整備に努める。

市は、平常時から協定先の在庫数量又は流通量について定期的に把握し、災害時の物資調達量の目安とする。また、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、平常時から連携体制の強化を図る。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者及び食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

飲食物	水、弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等
生活必需品	肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品等
備品等	灯油、ガソリン、重油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭、発電機等
要配慮者等用	特別用途食品（注）、粉ミルク等、哺乳びん、紙おむつ等

(注)

特別用途食品とは、難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

(3) 日本赤十字社による支援

市は、日本赤十字社に対し、食料、医薬品等の支援を要請するため、連絡体制の整備に努める。

3 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

1 市の備蓄推進

市は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

(1) 備蓄対象品目

対象品目は、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

(2) 防災用資機材の管理者における対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

## 第17節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（総務部、保健福祉部、産業観光部）

### 2 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等の避難所等となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

### 3 物資の受入、供給体制の整備

市は、災害時応援協定等により調達した救援物資を円滑に受け入れるため、物資集積所をあらかじめ確保するとともに、受け入れた物資を効率的に避難所に搬送するため、必要な供給体制の整備に努める。

### 4 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

## 第3 防災倉庫の確保

市は、地域の特性、災害の態様等から判断し、食料等を備蓄するために必要な防災倉庫を、計画的に整備するよう努める。

## 第18節 農業関係災害予防対策（産業観光部）

市、関係施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるために、施設整備等の予防対策を実施する。

### 第1 農業用施設対策

土地改良区の農地・農業用施設（排水機場等）の管理者は、次の予防対策の実施に努める。

市は、その予防対策の実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう助言する。

#### 1 管理体制の整備

施設管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成等、施設の管理体制の充実強化に努める。

#### 2 施設の点検

施設管理者、特に頭首工、農業用排水機場等の大規模用排水施設及びため池の管理者は、定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

#### 3 協力体制の確立

各施設管理者は、災害時における迅速な応急復旧対策の実施のため、工事関係団体との応援協力体制を整備するよう努める。

### 第2 農業共同利用施設対策

農業協同組合等農業共同利用施設（農産物倉庫等）の管理者は、次の災害予防対策の実施に努める。

#### 1 管理体制の整備

施設管理者は、管理担当者の育成等、施設の管理体制の充実強化に努める。

#### 2 施設の点検

施設管理者は、定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

## 第19節 危険物施設等災害予防対策（消防本部）

市は、災害に起因する危険物等による事故を防止するため、県及び事業者等と連携して、危険物等の特性に応じた予防対策を実施する。

### 第1 危険物施設等の種類

消防法上の危険物、火薬類、高圧ガス等（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備により、ただちに災害発生の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因となる。

そのため、危険物等を取扱う施設においては、自衛消防組織等の自主保安体制の充実を図るとともに、各監督機関は、施設の適正な管理について指導を行う。

危険物等を取扱う施設は、下記のとおりである。

- (1) 消防法上の危険物施設
- (2) 火薬類製造施設等
- (3) LPガス販売施設等
- (4) 高圧ガス製造施設等
- (5) 毒物・劇物取扱施設等
- (6) 放射性物質取扱施設等

### 第2 消防法上の危険物施設の災害予防

「消防法」上の危険物を貯蔵又は取扱う施設（以下「危険物施設」という。）の設置者等は、災害に起因する危険物の漏えい、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努めるとともに、市は、県と連携して、安全管理の徹底を図るため、施設への立入検査を実施するなど、施設設置者等に対し指導助言を行う。

#### 1 危険物施設の設置者等の行う予防対策

危険物施設の設置者等は、次の安全確保対策を実施するよう努める。

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を定期的実施するとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握する。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等を明確にする。
- (3) 大規模災害による施設の損壊を防止するため、施設の耐震化を促進する。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止のため、必要な資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備を行う。

#### 2 監督機関の規制・指導等

市は、県と連携し、安全管理の徹底を図るため、施設設置者等に対し必要な指導助言を行う。

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたり、災害の拡大防止を考慮した構造、設備を備えるよう、設置者等（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 危険物施設の安全管理を徹底するため、次の事項に留意した予防査察を実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間等を活用した安全推進に関する行事の実施等、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

### 第3 火薬類取扱施設の災害予防

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等、火薬類取扱施設の管理者は、災害に起因する火薬類の事故等に備え、火薬類取扱法等に基づく施設の安全確保に努めるとともに、市は、県及び関係機関の実施する次の災害予防対策に協力し、施設の安全確保に努める。

- (1) 火薬類取扱施設の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化を図る。
- (2) 火薬類取扱施設の管理者等を対象とした、保安確保のための講習会を開催するなど、火薬類取扱施設関係者の保安意識の高揚を図る。
- (3) 火薬類取扱施設における自主保安体制の強化・充実を図る。

### 第4 LPガス販売事業者等の災害予防

LPガス（高圧ガスのうち、一般消費者等に供給される液化石油ガス）の販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下「LPガス販売事業者等」という。）は、災害に起因するLPガスの事故に備え、ガス容器の適正な管理等必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

#### 1 LPガス販売事業者等の実施する災害予防

- (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施
  - ア LPガス容器の転倒及び転落防止のため必要な措置を行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
  - イ 浸水のおそれのある地域においては、容器の流出防止のため必要な措置を行う。
  - ウ 災害時のガス事故防止のため、パンフレットの配布等、必要な広報活動を行う。

## 第19節 危険物施設等災害予防対策（消防本部）

### (2) LPガス販売事業者等の災害予防体制の強化

- ア 保安講習会等への参加等、従業員の資質向上のため、保安教育の充実に努める。
- イ 災害に起因するガス漏えい事故等に備えるため、緊急出動体制を整備するとともに、点検に必要な資機材を確保し、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ウ 容器の転倒及び転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流失防止の措置をするなど容器置場の適正な管理を徹底する。
- エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

## 2 監督機関の規制・指導等

- (1) 販売事業者等を対象に保安講習会、法令研修会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 販売事業者等に対する立入検査等を実施し、安全管理の徹底を図る。

## 第5 高圧ガス製造施設等の災害予防

高圧ガス製造施設等の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害に起因する高圧ガスの事故に備え、高圧ガス保安法等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

### 1 高圧ガス事業者が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するなど、必要な災害予防措置を実施する。
- (2) 保安管理体制の整備を図るとともに、従業員等に対し、保安技術の向上又は災害時の措置等に関する教育・訓練を計画的、効率的に実施し、保安意識の高揚に努めるなど、自主保安体制の充実強化に努める。

### 2 監督機関の規制・指導等

- (1) 高圧ガス事業者を対象に保安講習会、法令研修会等を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 高圧ガス事業者に対する立入検査等を実施し、安全管理の徹底を図る。

## 第6 毒物・劇物取扱施設等の災害予防

毒物・劇物の製造所、販売所、メッキ工場等、毒物・劇物を取扱う施設の管理者は、災害に起因する毒物・劇物の流出を防止するため、毒物及び劇物取締法等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する次の災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。



## 1 取扱施設等への指導

毒物・劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒物・劇物の取扱いについて指導を行う。

## 2 貯蔵量の把握

毒物・劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

## 3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒物・劇物の取扱いについて指導を行う。

## 4 講習会等の実施

毒物・劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

## 5 連絡体制の整備

市、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

# 第7 放射性物質取扱施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）の管理者は、災害に起因する漏えいによる人体及び環境への被害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県と連携し、次の災害予防対策を実施し、安全の確保に努める。

- (1) 県が策定する「放射性物質事故・災害対応マニュアル（平成14年策定）」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等を把握する。
- (3) 応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材を整備する。

## 第20節 文教対策（総合政策部、教育委員会）

災害発生時において、児童生徒の安全を確保するため、学校等は、安全性を考慮した施設の整備を推進するとともに、防災教育を実施するなど、防災体制の強化に努める。  
また、避難所として開設する場合に備え、必要な協力体制を整備する。

### 第1 学校等における予防対策

学校は、災害時において、児童生徒の安全確保に万全を期すとともに、市の指定避難所として重要な防災活動拠点となることから、平時より災害予防対策を積極的に推進する。

#### 1 学校安全計画の策定

小学校、中学校、義務教育学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

##### (1) 「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

##### ア 防災教育に関する事項

- (ア) 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項
- (イ) 特別活動、部活動等における指導事項

##### イ 防災管理に関する事項

- (ア) 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- (イ) 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- (ウ) 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- (エ) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

##### ウ 防災に関する組織活動

- (ア) 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
- (イ) 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

##### (2) 「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- (ア) 大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策
- (イ) 時間外における教職員の参集体制
- (ウ) 保護者への引渡し又は学校等の保護方法、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

## 2 学校等の防災体制の確立

### (1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

### (3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校施設・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。危険箇所等を発見した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、必要な補修を実施する。

### (4) 避難所の開設・運営への協力

校長等は、災害時における避難所の開設要請に備えるため、及び避難所運営のための組織を設立する場合に備えるため、必要な協力体制を整備する。

## 3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

### (1) 防災教育の充実

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

イ 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去に発生した災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の適切な対応力を育むことに留意する。

その際に、県（教育委員会事務局）が作成した各種防災関係資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

#### (ア) 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成

想定を超える災害がおこる可能性があり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

#### (イ) 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけでなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

## 第20節 文教対策（総合政策部、教育委員会）

### ウ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合いともに生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

#### (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

#### (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修の機会を充実する。

## 第2 学校以外の文教施設における災害予防

公民館、図書館、博物館、体育施設等の施設管理者は、施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、防災訓練を定期的実施するなど、必要な予防措置を講じる。

また、不特定多数の人が利用することを念頭に、放送設備の整備や避難経路の明示など、避難誘導體制の整備充実に努める。

## 第3 文化財の災害予防

文化財の所有者は、市と連携し、文化財及び文化財施設の安全管理に努める。

## 第21節 大規模災害時における受援・応援(総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部)

市は、被災市区町村応援職員確保システム、各省庁による人員派遣スキーム及び災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。

また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を受け入れる体制(受援体制)の構築に努める。

### 第1 都道府県相互応援体制の整備

#### 1 被災市区町村応援職員確保システム

総務省は、平成30年4月より全国一元的な応援職員の派遣の仕組みを構築し、運用している。

本システムは、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組み及び被災市区町村の長への助言など災害マネジメントを支援する総括支援チームの派遣を行う仕組みの二本立てとなっている。

被災都道府県内の自治体(都道府県・市区町村)で災害対応業務が完結しない規模の災害が発生し、被災都道府県から被災地域ブロック幹事都道府県を通じて要請があった場合、総務省・関係団体、関係都道府県等で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部現地調整会議」は被災市区町村毎に対口支援(たいこうしえん：大規模災害で被災した自治体のパートナーとして特定のじちたいを決めて職員を派遣する方式)の案を作成し、総務省及び関係団体で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部」に対し報告し、確保調整本部が対口支援団体を決定する。対口支援団体は、管内市区町村をとりまとめて、避難所運営・罹災証明書の交付事務等に当たる職員を派遣する。

また、被災市区町村から被災都道府県を通じて要請があった場合、被災都道府県が必要と判断した場合又は確保調整本部が必要と判断した場合には、被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チームを派遣する。

なお、本システムで県が対口支援団体に選定されない状態で被災市区町村に対し支援を行う場合、県は全国知事会、市町は全国市長会又は全国町村会に申し出るものとする。

#### 2 他都道府県との災害時応援協定

##### (1) 「災害における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」

大規模な災害が発生し、県単独では十分な被災者の救援等災害応急対策が実施できない場合に備え、本協定により、5県の間で人的・物的な相互支援を行う体制を構築している。

##### (2) 県外自治体との災害時相互応援協定締結の推進

市は、大規模災害時においては、近隣の市町も被災することが予想されるため、県の区域を越えた市町を含め、できるだけ多くの市町との災害時相互応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸

第21節 大規模災害時における受援・応援(総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部)

送方法、受援・応援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

現在市では、自治体間において災害時相互応援協定を締結しているほか、協定に準ずるものとして、北関東新潟連携軸による協力体制を構築しており、今後も県外の市町村との間において、可能な限り相互応援体制を構築するよう努める。(資料10)

### 3 各省庁における派遣スキーム

次の職種又は分野については、関係省庁等による全国的な調整が行われることとなっている。

職種、分野	主な支援内容	関係省庁
被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	厚生労働省
災害派遣医療チーム(DMAT)	災害急性期(発災後概ね48時間以内)に被災地で医療支援等を実施	厚生労働省
保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省
農林水産省・サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)	被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援	農林水産省
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省
被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省
下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省
災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	<研究・専門機関(専門家・技術者を派遣)>処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一時仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援等 <一般廃棄物関係団体(ごみ収集車等や作業員を派遣)>生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援等	環境省
気象庁防災支援チーム(JETT)	大規模な災害が発生した場合に、気象庁職員が市町の災害対策本部に派遣され、災害現場のニーズや各機関の活動状況を支援	気象庁

## 第2 市町相互応援体制の整備

### 1 県内市町間における相互応援体制の充実強化

第21節 大規模災害時における受援・応援(総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部)

市は、市単独では十分な災害応急活動の実施が困難な大規模災害の発生に備え、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。(資料10)

## 2 民間企業等との連携

災害時において、民間企業や各種団体等のもつ組織力や行動力は、応急復旧活動を展開する上で、大変有効である。

このため、市は、民間企業や各種団体等に積極的に応援協力を働きかけ、受援・応援体制の整備に努める。また、災害時応援協定等の締結後は、連絡方法や要請の手続き等についてあらかじめ定めるよう努める。(資料10)

## 第3 県内市町における大規模災害に備えた受援計画

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制(受援体制)の構築に努めるものとする。

市は県と連携し、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

## 第4 消防広域応援体制の整備

市(消防本部)は、単独の消防力では対応能力を超える災害に対して、消防活動が停滞することないように、必要な広域応援体制を整備する。

### 1 県内消防相互応援体制の整備

#### (1) 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて締結された「特殊災害消防相互応援協定書(昭和56年5月20日締結)」その他各種協定が、適切に運用されるよう体制の整備を図る。

#### (2) 栃木県広域消防応援等計画に基づく体制の充実強化

消防本部は、前記協定の趣旨を踏まえ策定された「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、地方応援等実施計画、指揮体制、通信連絡体制、後方支援体制等必要な応援体制を整備する。また、応援要請及び応援出動の方法等、災害発生時の対応について平時より確認し、消防機関相互の連携体制の確保を図る。

#### (3) 広域消防応援訓練の実施

県及び市消防本部は、県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動等が、円滑に実施できるよう努める。

また、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行い、より効果的な広域応援

第21節 大規模災害時における受援・応援(総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部)

体制の整備を図る。

## 2 緊急消防援助隊の活用

県及び消防本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、相互に協力して、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため全国の消防機関相互により創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項を熟知し、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

## 3 広域航空消防応援の活用

陸上輸送路が損壊し、消防車両による人命救助や消火活動等の応急活動が困難となり、ヘリコプターの応援を要請する場合に備え、臨時ヘリポート等を確保するとともに、応援要請に必要な体制を整備する。

# 第5 県・警察との連携

## 1 県と市の連携強化

市は、県より、防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、市地域防災計画の修正における助言・支援等を受け、市における防災力の向上を図るとともに、県と市が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

## 2 警察との連携体制整備

市と警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練の実施等、連携体制の強化を図る。

# 第6 ライフライン等関係機関との連携

## 1 ライフライン等関係機関等との連携

市は、大規模災害が発生した場合に、住民の安全と生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関と連携・協力を図る。

## 2 災害時応援協定締結企業等との連携

市は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、市民の安全と生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。



## 第2章 災害応急対策計画

洪水による浸水被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急対策を、以下のとおり定める。

### 第1節 活動体制の確立（全部）

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、災害応急対策を総合的に実施する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、応急活動に万全を期する。

#### 第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配置基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

区分	活動体制	責任者	基準（いずれかの基準に該当したとき）			水防本部
			気象	水位	被害状況	
注意体制	関係課対応	危機管理監	気象警報が発表されたとき、かつ軽微な被害の発生するおそれがあるとき。	水防団待機水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。		—
第1次警戒体制	災害警戒本部	副市長	台風接近や集中豪雨等により被害の発生が見込まれるとき。	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	第1配備
第2次警戒体制		市長		避難判断水位に達することが見込まれるとき。	局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は災害発生のおそれがあるが、規模の不明なとき、又は内水被害が発生するおそれがあるとき。 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、発生した場合市の総力を挙げて応急対策活動が必要とするとき。	第2配備
非常体制			災害対策本部	特別警報が発表されたとき。	避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	災害救助法の適用基準に該当する程度の大規模災害が発生したとき、又は内水被害が発生したとき。

※基準のうち水位については、市内を流れる河川及び観測所とする。

## 第1節 活動体制の確立（全 部）

### 第2 注意体制（関係課対応）

市は、災害発生に注意を払う状況にある場合は、注意体制をとる。動員の対象となっている職員は、ただちに登庁し、次の措置を講じる。

注意体制における責任者は、危機管理監とする。なお、責任者（危機管理監）不在時等の意思決定は、危機管理課長が行う。

- (1) 気象等に関する情報の収集
- (2) 水位に関する情報の収集

### 第3 災害警戒本部（第1次警戒体制）の設置

市は、市内に小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、災害警戒本部（第1次警戒体制）を設置する。第1次警戒体制で動員配備となっている職員は、ただちに登庁し、次の措置を講じる。

#### 1 災害警戒本部（第1次警戒体制）の設置、解散の時期

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれるとき。
- イ 氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

##### (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれがなくなったと責任者が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと責任者が認めたとき。
- ウ 災害対策本部に移行したとき。

#### 2 災害警戒本部（第1次警戒体制）の組織

災害警戒本部は、副市長を責任者とし、それぞれ次の職にあるものにより構成する。

【責 任 者】 副市長

【構 成 員】 危機管理監、総務部長、産業観光部長、建設水道部長、都市整備部長

【現地対策本部長】 消防長

【現地対策本部員】 消防団長、消防副団長

【本 部 事 務 局】 危機管理課員、行政総務課員、秘書課、総合政策課

【本 部 連 絡 員】 構成員に属する部局の幹事課課長補佐等

### 3 災害警戒本部（第1次警戒体制）の業務

災害警戒本部の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集
  - ア 気象等に関する情報の収集
  - イ 水位に関する情報の収集
  - ウ 地域における被害情報の収集（自治会・自主防災会との電話・FAXなど）
  - エ その他必要な情報
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の程度
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県（県民生活部）への報告
- (4) 必要に応じて関係課への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

### 4 代決者

責任者（副市長）不在時等の意思決定は、構成員（危機管理監）が、責任者、構成員（危機管理監）ともに不在時等の場合は、構成員（総務部長）が行う。

## 第4 災害警戒本部（第2次警戒体制）の設置

市は、災害対策本部を設置するにいたるまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部（第2次警戒体制）を設置し、次の災害対策業務を実施する。

### 1 災害警戒本部（第2次警戒体制）の設置、解散の時期

- (1) 災害警戒本部の設置基準
  - ア 避難判断水位に達することが見込まれるとき。
  - イ 局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は災害発生のおそれがあるが、規模の不明なとき。
  - ウ 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、発生した場合市の総力を挙げて応急対策活動が必要とするとき。
- (2) 災害警戒本部の設置場所  
災害警戒本部は、市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。

## 第1節 活動体制の確立（全部）

### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部（第2次警戒体制）は解散する。

ア 水防警報が解除され、災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。（解除基準については、本章第3節 第2 2「(1) 水防警報の種類及び発表基準」を参照のこと。）

イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

## 2 災害警戒本部（第2次警戒体制）の組織

災害警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員等それぞれ次の職にあるものにより構成する。

【警戒本部長】 市長

【警戒副本部長】 副市長、教育長

【警戒本部員】 部長級の職にある者（消防長を除く）

【現地対策本部長】 消防長

【現地対策本部員】 消防団長、消防副団長

【本部事務局】 危機管理課員、行政総務課員、秘書課、総合政策課

【本部連絡員】 警戒本部員に属する部局の幹事課課長補佐等

## 3 災害警戒本部（第2次警戒体制）の業務

災害警戒本部の所掌する事務は次のとおりとする。

### (1) 被害状況の収集に関すること

特に、地域における被害情報の収集については、自治会・自主防災会との電話・FAXなどでの連絡を活用する。

### (2) 被害危険箇所の巡視及び広報に関すること

### (3) 災害応急対策の実施状況に関すること

### (4) 災害応急対策にかかる基本方針に関すること

### (5) 職員の動員配備に関すること

### (6) その他必要な事項に関すること

## 4 代決者

本部長（市長）不在時の意思決定は、副本部長（副市長）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合は、教育長が行う。

## 第5 災害対策本部（非常体制）の設置

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び小山市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、各防災関係機関と連携して、迅速かつ的確な災害応急活動を総合的に実施する。

また、被災現地における災害対策本部の事務の一部を行う機関として、現地災害対策本部を適宜設置し、被災現地における救援活動を機動的に実施する。

### 1 災害対策本部（非常体制）の設置、解散の時期

#### (1) 災害対策本部の設置基準

- ア 特別警報が発表されたとき。（自動的に設置する）
- イ 避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の大規模災害が発生したとき。
- エ 内水被害が発生したとき。

#### (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。

なお、庁舎が被害を受け使用できない場合は、他の公共施設の被害状況を勘案し、本部長が指定する場所に設置する。

本部を設置したときは、「小山市災害対策本部」と表示した標識を掲示する。

#### (3) 災害対策本部の解散

本部長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

- ア 当該災害にかかる応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 水防警報が解除され、予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。（解除基準については、本章第3節 第2 2「(1) 水防警報の種類及び発表基準」を参照のこと。）

#### (4) 解散の通知

本部を解散した場合の通知については、設置の場合に準ずる。

### 2 災害対策本部（非常体制）の組織

災害対策本部は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員等それぞれ次の職にあるもの及びその他全職員で構成する。

- 【災害対策本部長】 市長
- 【災害対策副本部長】 副市長、教育長
- 【災害対策本部員】 部長級の職にある者（消防長を除く）
- 【現地対策本部長】 消防長
- 【現地対策本部員】 消防団長、消防副団長、各出張所長
- 【本部事務局】 危機管理課員、行政総務課員、秘書課、総合政策課
- 【本部連絡員】 災害対策本部員に属する部局の幹事課課長補佐等

## 第1節 活動体制の確立（全 部）

### 3 災害対策本部（非常体制）の業務

災害対策本部の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 国、県及びライフライン事業所等関係機関との連絡調整に関する事
- (2) 他市町村等への応援要請に関する事
- (3) 自衛隊災害派遣要請の依頼に関する事
- (4) 災害救助法の適用に関する事
- (5) 現地災害対策本部に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

### 4 招集

災害対策本部を設置したときは、市長はただちに職員の非常招集を行う。

### 5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は、副本部長（副市長）が、本部長、副本部長（副市長）ともに不在時等の場合は、副本部長（教育長）が行う。

### 6 関係機関への連絡

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に報告するとともに、防災関係機関に通知する。（資料9-1）

### 7 本部会議

本部会議は、災害対策本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要事項について協議する。

また、円滑な応急活動のため、必要に応じ防災関係機関等の出席を求め、助言を得るものとする。

## 8 本部連絡員

### (1) 本部連絡員の構成

本部連絡員は、各部幹事課の課長補佐、議事課庶務係長及び各部であらかじめ指定した係長の職にある者とする。

### (2) 本部連絡員の任務

本部連絡員は、本部長の指令その他の連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況を本部に報告する。

ただし、協力部の連絡員にあつては、市議会内に設置された災害対策本部に災害情報等を伝達する。

部	本部連絡員
総合政策部	総合政策課課長補佐 他1名
総務部	行政総務課課長補佐 他1名
理財部長	資産経営課課長補佐 他1名
市民生活部	市民生活安心課課長補佐 他1名
保健福祉部	福祉課課長補佐 他1名
産業観光部	農政課課長補佐 他2名
建設水道部	治水対策課課長補佐 他2名
都市整備部	都市計画課課長補佐 他2名
教育委員会	教育総務課課長補佐 他1名
協力部	議事課庶務係長 他1名
消防本部	消防本部消防総務課課長補佐 他2名

## 9 現地災害対策本部

市域において局地的に相当規模の被害が発生した場合、又は発生のおそれがあると予想される場合、現地における情報収集や災害応急活動を実施する各防災関係機関との連絡調整を行うため、現地災害対策本部を設置する。

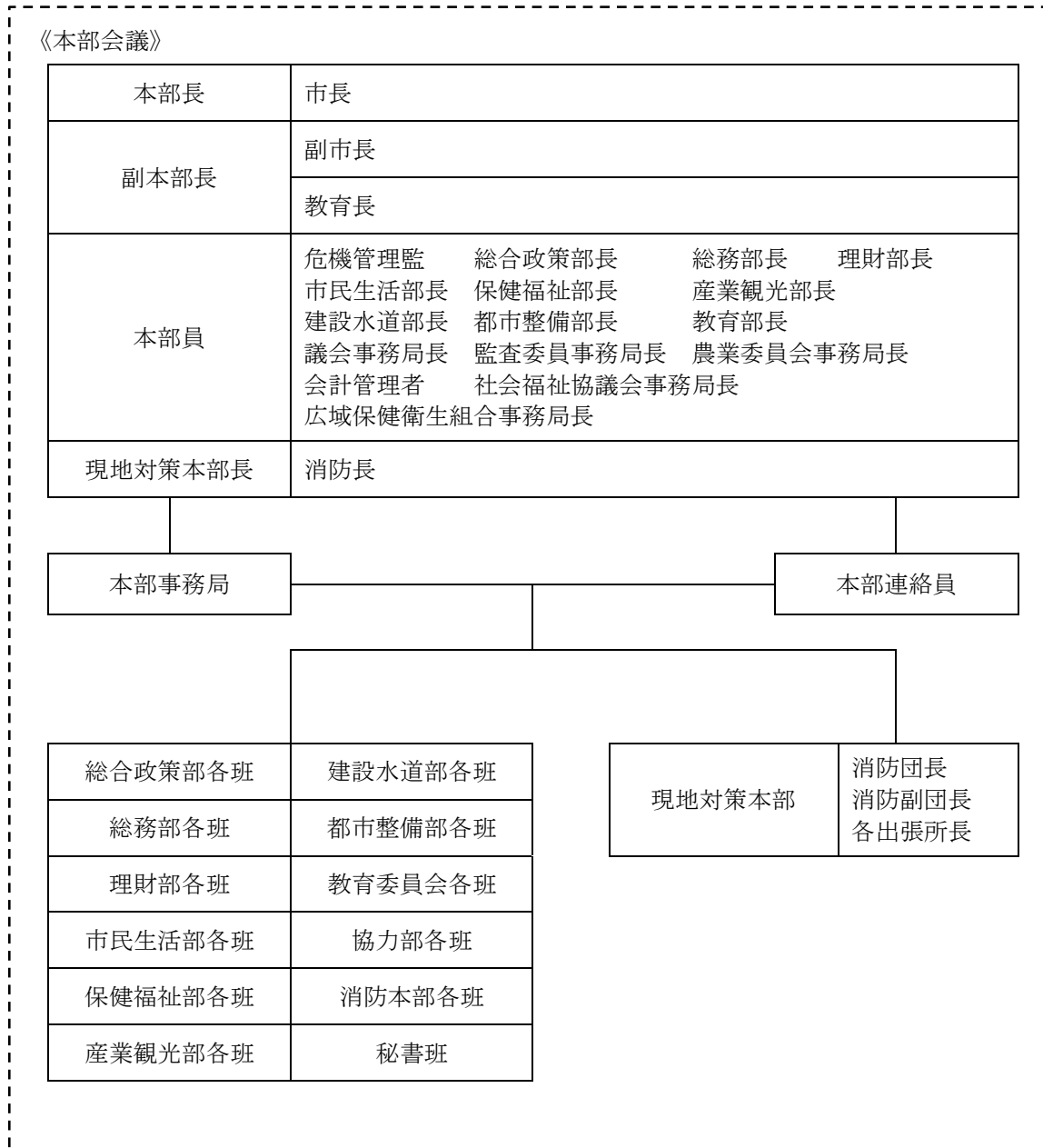
現地災害対策本部は、各出張所（11箇所）に設置する。

第1節 活動体制の確立（全 部）

10 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

災害対策本部組織図



第6 業務継続性の確保

市の防災機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。



## 第2節 動員計画（全部）

市は、災害発生時における迅速な初動体制の確立を図るため、あらかじめ定める動員配備基準に基づき、必要な職員の動員配備を行う。

### 第1 動員基準

災害による被害の拡大を防ぐには、迅速な初動体制の確立が最も重要である。そのため、災害の程度に応じた職員の動員基準を、次のとおり定める。

#### 1 配備基準と災害対策

職員の配備基準における、各応急対策部の主な災害活動の内容は次のとおりである。なお、各区分の初期段階で実施した災害活動は、次区分に引き継ぐものとする。

区 分	災害対策本部事務局	各部	出張所
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報等の情報収集</li> </ul>		
第1次警戒体制	<p>【第1次事務局体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握</li> <li>・ 県への報告 (第2次警戒体制移行準備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害予防</li> </ul>	
第2次警戒体制	<p>【第2次事務局体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害警戒本部会議の開催</li> <li>・ 住民及び報道機関への情報提供</li> <li>・ 避難所開設準備の指示 (非常体制移行準備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の被害状況確認</li> <li>・ 災害応急活動の実施</li> <li>・ 施設利用者等の安全確保</li> <li>・ (第1次) 避難所の開設準備及び受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等避難の伝達</li> </ul>
非常体制	<p>【第3次事務局体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部会議の開催</li> <li>・ 避難指示の発令</li> <li>・ 自衛隊等関係機関への協力要請</li> <li>・ 災害救助法の適用申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第2次) 避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の伝達</li> <li>・ 避難所開設の協力</li> </ul>

第2節 動員計画（全部）

2 職員の動員配備

各所属における動員配備の基準は、次のとおりである。なお、災害の状況に応じ、必要があると認める場合は、下表の配備基準にかかわらず、職員の動員を行うものとする。

（○は各課において動員人数を確定、◎は全員）

部局名	課名	注意体制	警戒体制		非常体制
			第1次	第2次	
秘書課	秘書課	○	○	○	◎
総合政策部	総合政策課	○	○	○	◎
	田園環境都市推進課			○	◎
	ゼロカーボン推進課			○	◎
	自然共生課			○	◎
総務部	行政総務課		○	○	◎
	職員課		○	○	◎
	人権・男女共同参画課		○	○	◎
	情報政策課		○	○	◎
	危機管理課	○	◎	◎	◎
理財部	資産経営課		○	○	◎
	公共施設整備課			○	◎
	契約検査課			○	◎
	財政課			○	◎
	納税課			○	◎
	市民税課			○	◎
	資産税課			○	◎
市民生活部	市民生活安心課		○	○	◎
	国際政策課			○	◎
	環境課			○	◎
	市民課		○	○	◎
	（各出張所）		○	○	◎
	国保年金課			○	◎
保健福祉部	福祉課		○	○	◎
	子育て家庭支援課			○	◎
	こども課（各保育所）		○	○	◎
	高齢生きがい課		○	○	◎
	健康増進課			○	◎

第2節 動員計画（全部）

部局名	課名	注意体制	警戒体制		非常体制
			第1次	第2次	
産業観光部	農政課		○	○	◎
	農村整備課	○	○	○	◎
	商業観光課			○	◎
	工業振興課			○	◎
建設水道部	治水対策課	○	○	○	◎
	道路課	○	○	○	◎
	建築課		○	○	◎
	上下水道総務課		○	○	◎
	上下水道施設課		○	○	◎
都市整備部	都市計画課	○	○	○	◎
	まちづくり推進課			○	◎
	市街地整備課		○	○	◎
	公園緑地課		○	○	◎
	建築指導課		○	○	◎
教育委員会	教育総務課		○	○	◎
	学校教育課		○	○	◎
	教育研究所		○	○	◎
	生涯学習課			○	◎
	文化振興課			○	◎
	博物館		○	○	◎
	車屋美術館		○	○	◎
	生涯スポーツ課			○	◎
	中央図書館			○	◎
協力部	議事課			○	◎
	監査委員事務局			○	◎
	選挙管理委員会			○	◎
	農業委員会事務局			○	◎
	出納室			○	◎
	社会福祉協議会			○	◎
	広域保健衛生組合			○	◎
消防本部	消防総務課	○	○	○	◎
	予防課	○	○	○	◎

第2節 動員計画（全 部）

部局名	課 名	注意体制	警 戒 体 制		非常体制
			第1次	第2次	
	警防課	○	○	○	◎
	消防署	○	○	○	◎

※課に属する部署を含む。

※職員の動員配備に関しては、毎年更新する「職員データベース」によるものとする。

## 第2 任務分担

災害対策本部における各部・各班の任務分担は、資料1-4のとおりである。

## 第3 動員名簿の作成

各部長は、各班の任務分担に応じた動員計画を策定するとともに、それに基づく動員名簿を毎年4月に危機管理課に提出する。

## 第4 動員の方法

### 1 勤務時間内の動員方法

勤務時間内における職員の動員配備は、災害対策（警戒）本部の指令に基づき、本部事務局（動員計画担当）から本部連絡員に伝達する。

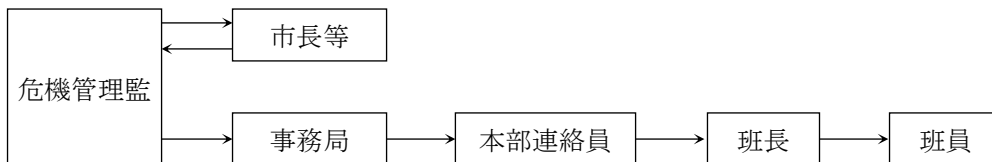


### 2 勤務時間外

勤務時間外における職員の動員配備は、以下によるものとする。

危機管理課は、自ら収集した情報に基づき、災害の発生、又はそのおそれがあると判断したときは、ただちに危機管理監に連絡し、その指示を受ける。

危機管理監は、市長に報告するとともに、ただちに必要な動員配備を指示する。



## 第5 動員の報告

各部長は、部内各班の動員状況を職員動員報告書に記録し、危機管理監に提出する。（資料9-2）



## 第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

水害・台風、竜巻等風害・雪害の危険性を予測し、水防活動や住民の避難誘導等の災害応急活動を、迅速かつ的確に実施するため、市は、気象及び河川の水位情報を収集する。

### 第1 気象情報等の収集

災害が発生するおそれのある場合において、「気象業務法（昭和27年法律第165号）」に基づき、宇都宮地方気象台から発表される各種注意報・警報・特別警報等を活用し、迅速で的確な応急活動を実施する。

また、特別警報が発表された時には、市は住民等へ警報の周知を行う。

#### 1 定義

区分	定義
注意報	災害を起こすおそれのある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	重大なる災害を起こすおそれのある場合に、その旨を警告して行う予報
特別警報	重大なる災害を起こすおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
情報	台風、大雨その他異常気象について、その状況や推移を説明するもの。

#### 2 種類と発表基準

宇都宮地方気象台から発表される注意報、警報等で、本市において必要と考えられる気象等に関する情報の種類及びその発表基準は、次のとおりである。

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準 14
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準 146
	洪水	流域雨量指数基準 田川流域＝12.3, 巴波川流域＝15.9, 与良川流域＝7, 柚井木川流域＝5.2 複合基準 <sup>*1</sup> 永野川流域＝(8, 20.3)
	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ：15cm

第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

種 類		発 表 基 準
注意報	大雨	表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 91
	洪水	流域雨量指数基準 田川流域=9.8, 巴波川流域=12.7, 与良川流域=5.6, 杣井木川流域=3.7 複合基準 永野川流域=(8, 18)
	強風	平均風速 12m/s
	風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ: 5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程 100m
	乾燥	最小湿度が30% 実効湿度が60%
	なだれ	① 24時間降雪の深さが30cm以上 ② 40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上
	低温	夏期: 最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期: 最低気温-9℃以下
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量: 110mm

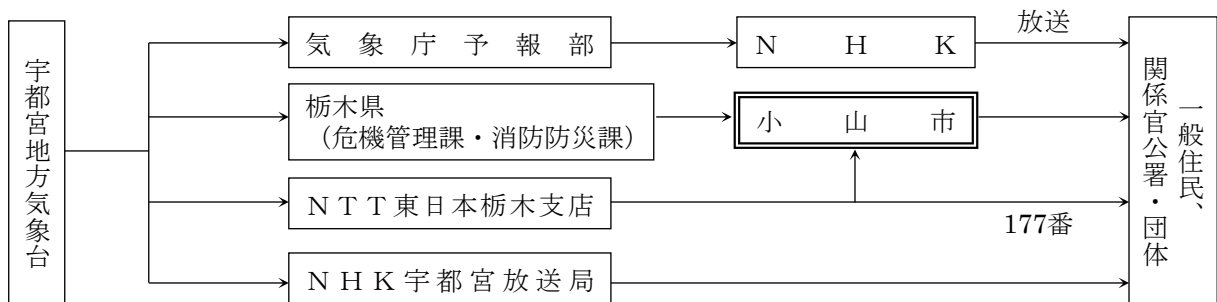
※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）

- 1 栃木県における注意報・警報の発表は、「南部」を「県央部」「南東部」「南西部」の三地域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の二区域に細分して発表され、本市は「南部」、「南西部」に属する。ただし、細分できない場合は「南部」「北部」及び「栃木県」を用いる。
- 2 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 3 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

3 伝達系統

気象注意報・警報等の伝達系統は次のとおりである。





## 第2 河川の洪水予報及び水位情報等の収集

### 1 洪水予報の伝達

洪水予報とは、国土交通省又は栃木県によりあらかじめ指定された河川において、気象庁が国土交通省又は栃木県と共同し、洪水のおそれがある状況を水位又は流量を示して発表することをいう。

#### (1) 国土交通大臣指定河川における洪水予報

水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（渡良瀬川下流部、鬼怒川）について、国土交通大臣と気象庁長官とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位又は流量を示して発表する。

#### ア 指定河川とその区域及び洪水予報の基準地点

予報 区間	河川名	区 域		基 準 地 点	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	左岸	足利市若草町12番の1地先から利根川合流点まで	古河	4.7m	8.9m	9.7m
		右岸	足利市福富町1819番の3地先から利根川合流点まで				
	巴波川	左岸	小山市大字中里字堤田1125番地1地先から渡良瀬川合流点まで	中里	2.7m	5.1m	5.5m
		右岸	栃木市太平町伯仲字姥神257番地先から渡良瀬川合流点まで				
	思川	左岸	小山市大字乙女字寒沢1119番地1地先から渡良瀬川合流点まで	乙女	5.5m	5.7m	8.7m
		右岸	下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先から渡良瀬川合流点まで				
鬼怒川	鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	石井 (右)	1.5m	2.6m	3.3m
		右岸	宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から利根川合流点まで				
	田川 放水路	左岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで	石井 (右)	1.5m	2.6m	3.3m
		右岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで				

第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

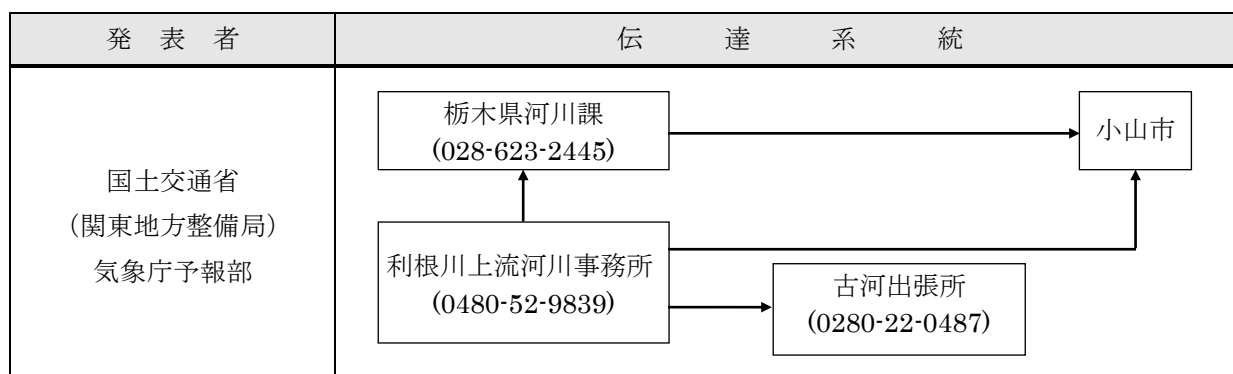
イ 洪水予報の種類

洪水予報は、河川毎に基準地点の水位又は流量を示して発表され、その種類は次のとおりである。

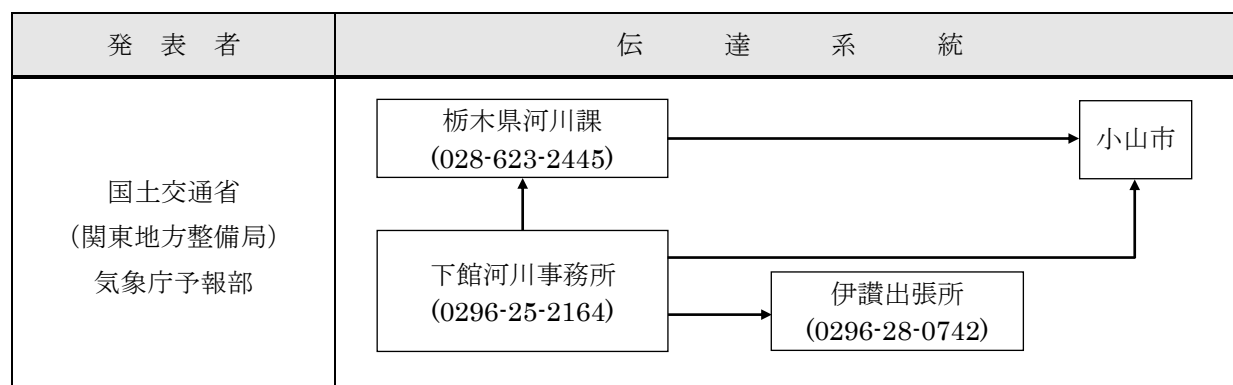
洪水危険のレベル	種類 〔洪水予報の種類〕	発表の基準
レベル5	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。
レベル4	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	水位予測に基づき氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる場合に発表する。

ウ 伝達系統

(ア) 渡良瀬川下流部（古河・中里・乙女）



(イ) 鬼怒川（石井（右））・田川放水路（石井（右））



(2) 栃木県知事指定河川における洪水予報

水防法、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川について、栃木県知事と気象庁長官とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位を示して発表する。

ア 指定河川とその区域及び洪水予報の基準地点

河川名		区 域	基準地点	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮)	1.4m	2.0m	3.0m	3.7m
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで	明治橋 (上三川)	1.6m	2.2m	2.9m	3.5m
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで	保橋 (栃木)	1.5m	1.8m	3.3m	4.1m
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から下都賀郡野木町大字友沼まで	観晃橋 (小山)	2.8m	3.4m	5.8m	6.5m
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋 (小山)	1.5m	2.0m	3.4m	3.9m
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで					
永野川	左岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上 (栃木)	2.1m	2.8m	3.4m	4.5m
	右岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで					

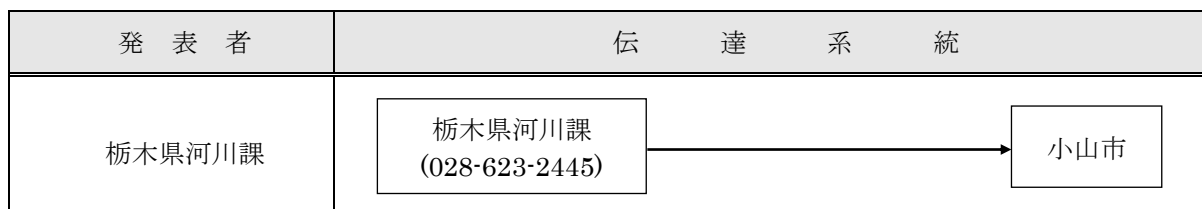
第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

イ 水位情報の通知及び周知を実施する時期

県が行う水位情報の通知及び周知の発表は、避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報の発表のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりである。

洪水危険のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル5	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生した場合。
レベル4	〇〇川氾濫危険情報	氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合。
レベル3	〇〇川氾濫警戒情報	避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合。
レベル2	〇〇川氾濫注意情報	氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合。

ウ 伝達系統



(3) 洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川における対策

県は、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、浸水想定を提供する。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2 水防警報の伝達

水防警報とは、水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川、湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が、水防の必要がある状況を発表するものである（ただし、緊急の場合は土木事務所長が発表し、知事に報告する）。

(1) 水防警報の種類及び発表基準

水防法第16条の規定による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類及び発表基準は、おおむね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準 (国管理河川)	発 表 基 準 (県管理河川)
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じてただちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 又は、雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。 又は、水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、さらに水位が上昇するとき。 又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めると	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めると

第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

		き。	き。
--	--	----	----

※地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

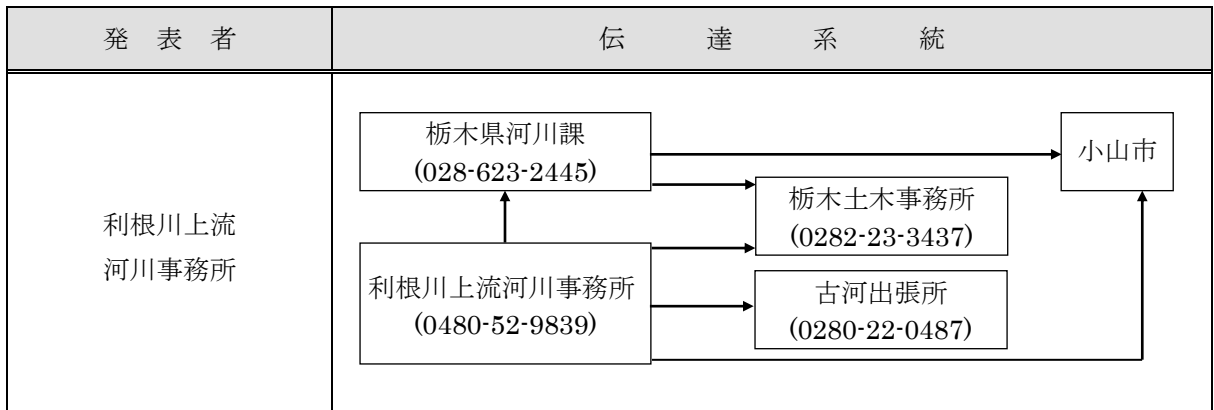
(2) 国土交通大臣の行う水防警報

ア 指定河川とその区域及び水防警報の基準となる水位観測所

河川名		区 域	基 準 水 位 観測所	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位
渡良瀬川	左岸	栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄橋上流端から利根川合流点まで	古河	2.7m	4.7m	8.9m	9.7m
	右岸	栃木市藤岡町藤岡字鷲原5721番11地先東武鉄橋上流端から利根川合流点まで					
巴波川	左岸	小山市大字中里字堤田1125番1地先から渡良瀬川合流点まで	中里	2.0m	2.7m	5.1m	5.5m
	右岸	栃木市大平町伯仲字姥神257番地先から渡良瀬川合流点まで					
思川	左岸	小山市大字乙女字寒沢1119番1地先から渡良瀬川合流点まで	乙女	3.0m	5.5m	5.7m	8.7m
	右岸	下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先から渡良瀬川合流点まで					
鬼怒川	左岸	宇都宮市板戸町から真岡市上江連まで	石井(右)	1.0m	1.5m	2.6m	3.3m
	右岸	宇都宮市柳田町から小山市大字中河原まで					

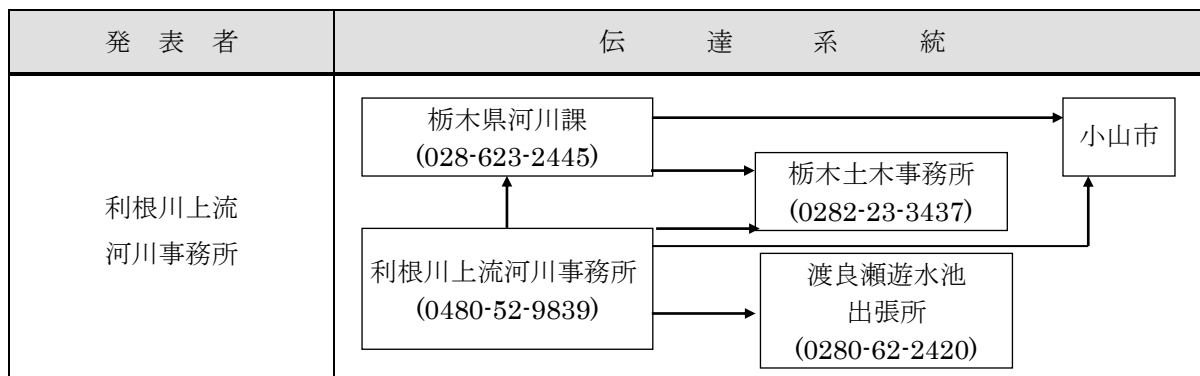
イ 伝達系統

(ア) 渡良瀬川（古河）・思川（乙女）

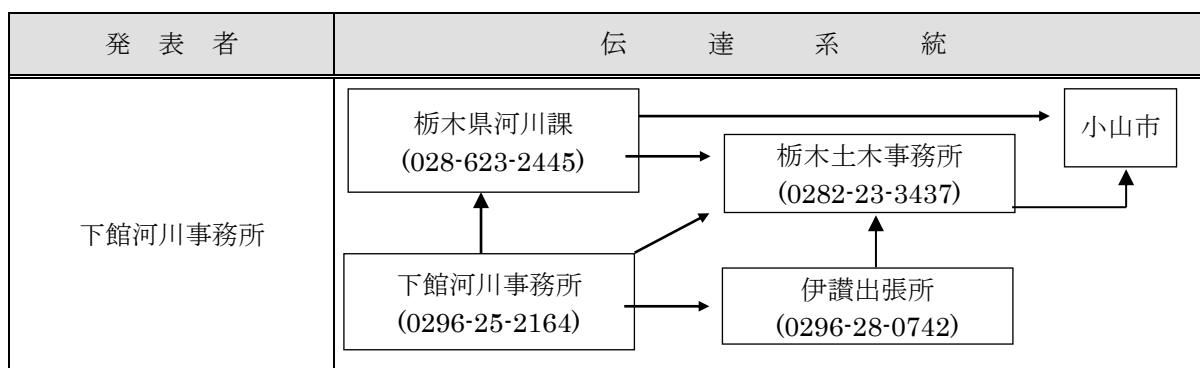


第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

(イ) 巴波川（中里）



(ウ) 鬼怒川・田川放水路（石井（右））



(3) 栃木県知事の行う水防警報

ア 指定河川及びその区域、基準水位観測所

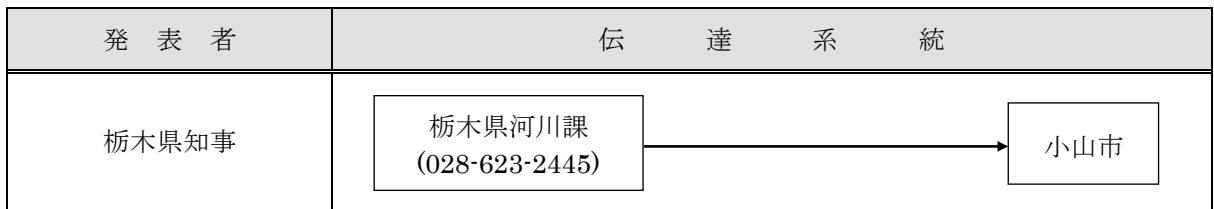
河川名	区 域	水位観測所	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位	
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋（宇都宮）	1.4m	2.0m	3.0m	3.7m
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで	明治橋（上三川）	1.6m	2.2m	2.9m	3.5m
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで	保橋（栃木）	1.5m	1.8m	3.3m	4.1m
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から下都賀郡野木町大字友沼まで	観晃橋（小山）	2.8m	3.4m	5.8m	6.5m
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋（壬生）	1.5m	2.0m	2.8m	3.3m
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋（小山）	1.5m	2.0m	3.4m	3.9m



第3節 気象・河川水位情報の収集（総務部、建設水道部、消防本部）

河川名		区 域	水位観測所	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位
巴波川	左岸	栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで	倭橋（栃木）	0.7m	1.0m	1.3m	1.8m
	右岸	栃木市川原田町ふたまた橋から栃木市大平町伯仲まで					
永野川	左岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上（大平）	2.1m	2.8m	3.4m	4.5m
	右岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで					

イ 伝達系統



第3 竜巻注意情報

平成26年9月より、気象庁は、竜巻発生を目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報の提供を開始した。

市は、竜巻注意情報が発表された場合、安全安心情報メール等で市民に対して情報提供を行う。

概 要	発表時刻、利用上の効果等
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として県全域を対象として発表。ドップラーレーダー等により積乱雲を観測して予測するため、竜巻発生を完全に捕捉することが困難である。このため、黒く厚い雲の接近等、竜巻等の前兆現象の観察と併せて利用する。	事前に、大気が不安定である旨の「栃木県気象情報」や「雷注意報」が発表されている。情報の有効期間（注意が必要な期間）は、発表してから1時間。より発生確度の高い地域は気象庁のホームページより「竜巻発生確度レーダーナウキャスト」から閲覧できる。有効期間中は空模様を注意を払い、積乱雲が近づく兆しが認められるときは近くにある頑丈な建物の中に避難する。屋外にいるなど安全確保にある程度の時間を要する場合には早めの避難を心がける。



## 第4節 被害情報の収集・報告（全部）

災害時における被害情報を正確に把握することは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で、大変重要である。市は、災害が発生した場合は、各防災関係機関と連携し迅速に被害情報の収集を行うとともに、県に報告する。

### 第1 情報収集体制

災害応急活動を的確に実施するためには、被害状況の正確な把握が重要である。このため、市は、関係機関と連携し、被害情報の収集体制を迅速に確立する。

なお、実施する際は、電話対応、内容記録、本部への連絡について対応部局を具体的に定め、基本的に各業務の専任者を配置するものとする。

#### 1 災害発生直後における情報収集

災害発生直後は、被害の規模によっては情報収集活動が困難であるとともに、情報通信網も混乱することから、可能な限り被害状況の把握に努める。

##### (1) 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- イ 降雨、降雪、河川水位、ダム・湖沼の水位状況
- ウ 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- エ 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況
- オ 要配慮者利用施設の被害状況

（要配慮者利用施設）

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- カ 上下水道、電気、ガス、通信等の被害状況
- キ 消防、水防等の応急措置の状況
- ク 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- ケ 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- コ 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- サ その他法令に定めがある事項

##### (2) 情報収集の方法

市は、次の手段により、市域における被害状況を迅速に把握する。

- ア 各応急活動班による所管施設等の被害状況の調査
- イ 警察・ライフライン関係機関等からの被害状況報告
- ウ 住民からの通報

## 第4節 被害情報の収集・報告（全 部）

エ （収集した情報を基に）被災した建築物等の調査

### (3) 被害の調査方法

市は、被災した建築物等の被害状況を把握するため、参集した職員により1組2名以上で班を組織し、調査にあたる。なお、班には税担当部署の職員を1名以上配置するものとする。

初期調査は、避難指示の発令された地域を対象とし、それ以外の地域については自治会長等からの情報を得たうえで調査を実施する。

### (4) 情報の集約及び報告

各応急活動班等が収集した被害状況を、本部事務局において一元的に集約し、本部会議及び県等関係機関に報告する。

## 2 応急活動本格稼働期における情報収集

市は、継続して各種被害状況を収集するほか、被災者の生活再建支援を図るために必要な、被災家屋の詳細な被害認定調査を、建築士等建築専門家と協力し実施する。

### ア 調査対象

災害初期において調査した被害家屋のうち、床上浸水以上の被害を受けた家屋について調査する。

### イ 調査方法

建築技師等建築技術に精通した者を中心とした調査班を編成し、実施する。

### ウ 罹災台帳の作成

災害初期において調査した家屋も含め調査票を集約し、罹災台帳を作成する。

## 第2 被災者台帳の整備作成

市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」等をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。

なお、台帳作成において、被災者支援システムの活用を行う。

## 第3 被害の認定基準

被害の認定は、次に掲げる認定基準に基づき適正に行う。

### 1 世帯及び住家の定義

世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

## 2 被害認定

死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1か月未満の治療を要する見込みの者とする。
住家全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 第4 国・県への報告

### 1 報告の手順

- (1) 市は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準に基づき、速やかに当該災害の状況及び応急措置の概要を、県に報告する。  
なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに国（総務省消防庁）及び県へ報告する。
- (2) 県に被害状況等の報告ができない場合は、国（総務省消防庁）に直接報告し、県と連絡が可能になった場合は、その後の報告は県に行う。
- (3) 市は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分確認できない場合でも、ただちに第一報を県に報告する。以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告する。
- (4) 市は、消防庁への直接即報基準（次頁の表「即報基準一覧」の**囲み**の項目）に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。
- (5) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

### 2 報告の時期

#### (1) 概況速報

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段により報告するものとし、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

#### (2) 中間報告

被害状況が判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準に基づき報告するものとする。（資料9-1）

ただし、死者、重症者及び集団被害（おおむね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項を報告するものとする。

ア 死者及び重症者については、死傷の原因、住所、氏名、年齢、性別、職業、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項

イ 集団被害については、その状況と対策の概要

#### (3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により確定報告を行うものとする。

即報基準一覧

【火災発生（該当するおそれ含む）】

<p>①一般基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 死者3人以上発生</p> <p><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生</p> <p><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p>
<p>②個別基準</p>	<p>A 建物火災</p> <p><input type="checkbox"/> 特定防火対象物で死者発生 (例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等)</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> <b>ホテル、病院、映画館、百貨店での火災</b></p> <p><input type="checkbox"/> 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難</p> <p><input type="checkbox"/> 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災</p> <p><input type="checkbox"/> 特定違反對象物の火災</p> <p><input type="checkbox"/> 建物焼損延べ面積3,000㎡以上（推定）</p> <p><input type="checkbox"/> 他の建物への延焼が10棟以上又は気象状況から概ね10棟以上になる見込み</p> <p><input type="checkbox"/> 損害額1億円以上（推定）</p> <p><input type="checkbox"/> 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）</p> <p>B 林野火災</p> <p><input type="checkbox"/> 焼損面積10ha以上（推定）</p> <p><input type="checkbox"/> 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施</p> <p><input type="checkbox"/> 住家等へ延焼するおそれがあるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 火災現場と送電線・配電線が近距離</p> <p>C 交通機関の火災</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>航空機火災</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>船舶火災であって社会的影響度の高いもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>トンネル内車両火災</b></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>列車火災</b></p> <p>D その他</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊な原因、特殊な様態の火災。 (例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災)</p>
<p>③社会的影響基準</p>	<p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (例：施設等で多数の人が避難)</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃、緊急対処事態発展可能性有）</b></p>

第4節 被害情報の収集・報告（全部）

【危険物等の事故発生（該当するおそれ含む）】

<p>①一般基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 死者3人以上発生</p> <p><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生</p>
<p>②個別基準</p>	<p>A 危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故</p> <p><input type="checkbox"/> 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生</p> <p><input type="checkbox"/> 負傷者5名以上発生</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生</p> <p>▽ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響有</p> <p><input type="checkbox"/> 500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏えい</p> <p><input type="checkbox"/> 湖沼、河川への流出等</p> <p>▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>▽ 漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要</p> <p>▽ タンクローリー火災</p> <p>B 原子力災害等</p> <p><input type="checkbox"/> 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生した旨、事業所等から通報があったもの</p> <p><input type="checkbox"/> 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏えいがあったもの</p> <p>C その他特定の事故</p> <p><input type="checkbox"/> 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等社会的影響度が高いもの</p>
<p>③社会的影響基準</p>	<p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高 （例：不特定多数者出入建物での爆発異臭等）</p>



【救急・救助事故発生（該当するおそれ含む）】

	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死者5人以上の救急事故</li> <li><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故</li> <li>▽ <input type="checkbox"/> 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</li> <li>▽ <input type="checkbox"/> バスの転落等による救急・救助事故</li> <li>▽ <input type="checkbox"/> ハイジャックによる救急・救助事故</li> <li>▽ <input type="checkbox"/> 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</li> <li>▽ <input type="checkbox"/> その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高</li> <li><input type="checkbox"/> 要救助者5人以上の救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等の重大事故</li> <li><input type="checkbox"/> 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</li> <li><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの</li> <li><input type="checkbox"/> その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</li> </ul> <p>(例) ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ ハイジャックによる救急・救助事故</li> <li>・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故</li> <li>・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</li> </ul>
--	--

【武力攻撃災害等発生（該当するおそれ含む）】

	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</li> <li><input type="checkbox"/> 武力攻撃に準ずる攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</li> </ul>
--	--

第4節 被害情報の収集・報告（全部）

【災害発生（該当するおそれ含む）】

<p>①一般基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準に合致</p> <p><input type="checkbox"/> 市町が災害対策本部設置</p> <p><input type="checkbox"/> 2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害発生 (例：台風・豪雨・豪雪)</p> <p><input type="checkbox"/> 大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの</p> <p><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p>
<p>②個別基準</p>	<p>A 地震</p> <p><input type="checkbox"/> 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> 震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）</p> <p><input type="checkbox"/> 人的被害又は住家被害発生</p> <hr/> <p>B 風水害（水害・台風、竜巻等風害）</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者発生</p> <p><input type="checkbox"/> 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害<sup>※1</sup>又は住家被害<sup>※2</sup>発生</p> <p><input type="checkbox"/> 洪水、浸水、河川の溢水、堤防決壊等により、人的被害又は住家被害発生</p> <p><input type="checkbox"/> 台風・豪雨により、人的被害又は住家被害発生</p> <p><input type="checkbox"/> 強風・竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害発生</p> <hr/> <p>C 雪害</p> <p><input type="checkbox"/> 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害発生</p> <p><input type="checkbox"/> 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落発生</p> <hr/> <p>D 火山災害</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者発生</p> <p><input type="checkbox"/> 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの</p> <p><input type="checkbox"/> 火山の噴火により、人的被害又は住家被害発生</p>
<p>③社会的影響基準</p>	<p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高</p>

※1 人的被害＝死者、負傷者、行方不明

※2 住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

## 報 告 先

国 (消防庁)	勤務時間内 (9:30~18:15) 消防庁 応急対策室	地域衛星 ネットワーク	TEL	発信特番-048-500-7527
			FAX	発信特番-048-500-7537
		NTT回線	TEL	03-5253-7527
			FAX	03-5253-7537
	勤務時間外 消防庁 宿直室	地域衛星 ネットワーク	TEL	発信特番-048-500-7782
			FAX	発信特番-048-500-7789
		NTT回線	TEL	03-5253-7777
			FAX	03-5253-7553
県	県民生活部 危機管理課及び 消防防災課	県防災行政 ネットワーク	TEL	発信特番-500-2136
			FAX	発信特番-500-2146、7190
		NTT回線	TEL	028-623-2136
			FAX	028-623-2146

## 第5節 通信手段の確保（総務部、消防本部）

災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、市は、無線、県防災行政ネットワーク等の各種通信施設を有効に利用し、通信の確保を図る。

### 第1 代替通信施設の活用

市は、一般加入電話・FAX・携帯電話による情報の収集・伝達が困難な場合は、次に掲げる代替通信施設を活用し、通信の確保を図る。

#### 1 無線

市は、MCA無線を活用し、災害現場における被害情報の収集を行う。

#### 2 消防無線

市（消防本部）は、消防無線を活用し、消防機関相互の通信を行う。

#### 3 県防災行政ネットワーク

市は、栃木県防災行政ネットワークを活用し、気象情報の収集や県に対する被害状況の報告等を行うとともに、他市町や県出先機関等と通信を行う。

#### 4 公衆電気通信施設

##### (1) 災害時優先電話の利用

市は、あらかじめ登録する「災害時優先電話」を活用し、発信専用として利用する。

##### (2) 衛星携帯電話の整備

市は、衛星携帯電話を活用し、市幹部との通信を行う。

### 第2 代替通信手段の確保

市は、上記の通信手段を利用できない場合、電波法第52条第1項第4号の規定による非常通信として、警察無線、アマチュア無線等利用可能な他機関の通信施設を利用する。

### 第3 通信設備の応急復旧

市防災行政無線等の代替通信施設が被災した場合は、関係業者と協力し、迅速な応急復旧を行い、通信の確保を図る。

## 第4 放送要請

市が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県と調整のうえ、必要な放送を要請する。

## 第6節 相互応援協力・応援・派遣要請（総務部、消防本部）

市は、大規模災害が発生し、市単独による災害応急対策が困難な場合は、県、指定地方行政機関等に対し応援の要請を行うとともに、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内他市町、防災関係機関等に対し、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づく応援要請を行う。また、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

### 第1 都道府県・市町相互応援協力等

市は、災害が発生し、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条及び第68条に基づき、他の市町や県等に応援を求め、災害対策を円滑に実施する。

#### 1 都道府県間の相互応援協力

被災市区町村応援職員確保システム

- (1) 市だけでは十分な応急対策が実施できない場合は、「被災市区町村応援職員確保調整本部」に応援要請する。
- (2) 「被災市区町村応援職員確保調整本部」は、市が要請を行った場合又は総務省が必要と判断した場合は、市長への助言、市が行う災害マネジメントを統括的に支援する職員を派遣する。

#### 2 市町間の相互応援協力

市は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期するものとする。

##### (1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」

被災市町は、平成8年(1996)年度に県内全市町間に締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、その市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、各市町は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

##### (2) 協定等に基づく相互応援

被災市町は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、他の市町等に対して応援要請を行う。

##### (3) 県への応援要請

被災市町は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

#### 3 県の応援協力

県は、市からの応援要請に応じて、又は市からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

## 第2 他の地方公共団体等への応援・職員派遣要請

### 1 他市町への応援要請（災害対策基本法第67条）

#### (1) 県内の市町に対する応援要請

市長は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、あらかじめ定められたブロック（県南ブロック）内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して、応援要請を行う。（資料10）

#### (2) 県外の市町に対する応援要請

市長は、協定を締結する他市町に対し、必要に応じて、応援要請を行う。（資料10）

### 2 他の市町村職員の派遣のあっせんの要請

(1) 市長は、県の判断により緊急対策要員の派遣がされた場合のほか、災害応急対策、災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、他の市町村職員の派遣について、あっせんを要請する。なお、あっせんを要請する場合は、知事ホットラインを活用する。また、県が実施すべき応急措置の実施を要請する（災害対策基本法第30条、68条）

(2) 市は、職員の派遣の要請、あっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

### 3 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あっせん

市は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、前2(2)に掲げる事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期する。

### 4 防災関係機関等民間団体への応援要請

市長は、応急活動を実施するにあたり、災害時応援協定に基づく協力業務、物資・資機材の提供等が必要な場合は、協定を締結する防災関係機関及び民間団体に対し、所定の手続きにより応援協力を要請する。

## 第3 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第12節「救急・救助活動」を準用する。

## 第4 自衛隊の派遣要請

### 1 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則を満たすことが条件である。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

### 2 派遣要請の手続

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について必要と認めた場合は、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### (1) 災害派遣要請の依頼方法

市長は、災害派遣を要請するときは、県知事に対し、次の事項を記載した所定の様式により依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により依頼し、後日文書を提出する。

なお、特に緊急を要し、かつ県知事に対して要請を行うことができないときは、直接陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、速やかに県知事にその旨を通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考事項

#### (2) 要請窓口

ア 県

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
危機管理課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2136 (夜間可)	特番-500-2136

イ 陸上自衛隊第12特科隊

担当科	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
本部管理中隊	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551 (内線510)	特番-702-02~05



### 3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たる。 （消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開 <sup>※1</sup>	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

※1 啓開とは、障害物を取り除いて、車両又は船のルートを確認すること。

### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

市長は、自衛隊の派遣が決定したときは、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、受入れ体制の整備に努める。

#### (1) 災害救援活動の調整

市長は、災害派遣部隊の担当業務、活動場所等が、他の防災関係機関による活動と競合しないよう、調整を行う。

#### (2) 資機材の準備

市長は、原則として、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資機材を準備する。

#### (3) 受入施設の確保

市長は、災害派遣部隊等に対し、宿舎、宿营地、ヘリポート等応援活動を実施するために必要な施設を提供する。

#### (4) 付近住民への配慮

市長は、自衛隊による災害派遣を受ける際は、付近の住民に対し十分配慮する。

## 第6節 相互応援協力・応援・派遣要請（総務部、消防本部）

### 5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議の上、知事に対して撤収要請を依頼する。

### 6 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、次に掲げる経費は原則として市が負担する。

なお、疑義が生じた場合は、市長は自衛隊と協議する。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

## 第5 被災地の支援

### 県と市町が一体となった応援体制

市は、大規模災害発生により県内市町、県外の自治体において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合、県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

## 第7節 災害救助法の適用（総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

大規模災害が発生し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法適用の必要が認められた場合は、市は、速やかに所定の手続きを行い、県と連携して、法に基づく応急救助を実施する。

### 第1 実施主体

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務について実施するとともに、県知事が実施する救助を補助する（災害救助法第2条、第30条）。

### 第2 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（「災害救助法施行令」第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたときは、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助の実施を決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

#### 1 基本的事項

(1) 災害救助法の適用は、市町村の区域単位とする。

区域単位とは、被害地域を含む市町村の全域をいう。

(2) 原則として同一の原因に起因する災害によるものであることとする。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要と認められるときは災害救助法の適用対象となる。

#### 2 被害の程度

次の(1)から(5)に該当する場合に、災害救助法を適用する。

なお、被害の認定基準については、本章第4節「被害情報の収集・報告」を参照のこと。

(1) 本市において住家が滅失した世帯数が100世帯以上のとき。

(2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上あって、かつ、本市における滅失世帯数が50世帯に達したとき。

(3) 被害が広範囲な地域にわたり、県内の滅失世帯が7,000世帯以上であって、かつ、本市における被害状況が特に援助を要する状態にあるとき。

(4) 本市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。

ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給

## 第7節 災害救助法の適用（総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあつて、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### 3 滅失世帯の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

(1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。

(2) 住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。

(3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

## 第3 災害救助法の適用手続

### 1 報告を必要とする災害

(1) 市は、県からの照会の有無に係わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を県に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 市災害救助法所管課は、消防防災所管課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。



## 第4 災害救助法による救助の種類及び実施

### 1 救助の種類

災害救助法が適用された場合、市は県と連携し、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

救助の種類	手続き等担当部署	実施期間※ <sup>1</sup> （災害発生の日から）
避難所の設置	教育委員会教育総務課	7日以内
応急仮設住宅の供与	建設水道部建築課	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	理財部資産経営課 保健福祉部健康増進課 総務部危機管理課	7日以内
飲料水の供給	建設水道部 上下水道総務課 上下水道施設課	7日以内
被服、寝具その他生活必需品等の給（貸）与	保健福祉部福祉課 社会福祉協議会	10日以内
医療	保健福祉部健康増進課	14日以内
助産	保健福祉部健康増進課	分娩日から7日以内
被災者の救出	市民生活部市民生活安心課 理財部資産経営課	3日以内
被災した住宅の応急修理	建設水道部建築課	1か月以内完了
学用品の給与	教育委員会 教育総務課 学校教育課	教科書 1か月以内 文房具 15日以内
埋火葬	市民生活部環境課 広域保健衛生組合事務局	10日以内
死体の搜索	市民生活部環境課 保健福祉部福祉課	10日以内
死体の処理	市民生活部環境課 保健福祉部福祉課	10日以内
障害物の除去	建設水道部道路課 建設水道部治水対策課	10日以内完了
応急救助のための輸送	理財部資産経営課	救助の実施が認められる期間以内

※1 ただし、実施期間については、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

## 2 救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び市は、次により救助を実施する。

- (1) 県知事は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則としてその権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、災害救助法施行令第23条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、ただちにその旨を公示する。
  - ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
  - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び受入、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

## 第5 災害救助法による救助の程度・方法・期間及び実費弁償の基準

救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるほか、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）」を資料編に掲載する。（資料8-1）

## 第8節 被害拡大防止活動（総務部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部）

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、関係機関と連携し、迅速かつ的確な応急措置を実施する。

### 第1 洪水対策

小山市水防計画の規定に基づき、次の事項について実施する。

#### 1 監視及び警戒

##### (1) 河川等の水位観測及び監視通報

ア 国及び県において、設置及び管理する本市域内の河川の水位標は、次のとおりである。

観測担当者は、その水位が水防団待機水位に達したときから、原則として1時間ごとに観測を実施し、災害警戒本部（水防本部）に通報する。ただし、水位の急激な上昇が見られるときは、必要に応じて観測を行う。

水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水位 (m)				担当者
			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
姿川	姿川橋	小山市大字南半田2194地先	1.5	2.0	3.4	3.9	消防本部 総務部
思川	観晃橋	小山市中央町1-2-16地先	2.8	3.4	5.8	6.5	消防本部 総務部
思川	乙女	小山市大字乙女1119地先	3.0	5.5	5.7	8.7	消防本部 総務部
巴波川	中里	小山市大字中里1125地先	2.0	2.7	5.1	5.5	消防本部 総務部
鬼怒川	石井(右)	宇都宮市石井町	1.0	1.5	2.6	3.3	消防本部 総務部
鬼怒川	川島	茨城県筑西市下川島	0.0	1.1	1.9	2.9	消防本部 総務部
田川	明治橋	河内郡上三川町梁450地先	1.6	2.2	2.9	3.5	消防本部 総務部

イ 内水被害を及ぼす河川等は、次のとおりである。

##### (ア) 河川

注意体制、第1次警戒体制（第1配備）時には、警戒巡視により水位の確認を行う。

監視担当者は第2次警戒体制（第2配備）時に監視場所において目視による監視を行い、原則として30分毎に水防本部に通報する。



第8節 被害拡大防止活動（総務部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部）

河川名	監視場所	担 当
杣井木川	杣井木川排水機場 杣井木泉橋、押切新田橋	建設水道部
与良川	与良川排水機場	産業観光部
大川支川	雨ヶ谷第一調整池周囲一帯	建設水道部 都市整備部
田川	秋谷瀬橋（結城市）下流左岸	建設水道部
巴波川	下泉地内新泉橋西側堤防上 中里地内雷電橋上西側	消防団
永野川	押切地内新落合橋上流	消防団
鬼怒川	中河原	消防団
豊穂川	豊穂川樋門・大行寺橋・大日橋	建設水道部

※豊穂川において、越水となるおそれを確認した場合、大字小山・立木・大行寺地区は高齢者等避難とする。また、樋門閉鎖の場合、即時報告を行う。

(イ) 農業用水路等

第1配備時には、警戒巡視、カメラ映像などにより確認を行う。（資料5-3）

監視担当者は第2配備時に監視場所において目視による監視を行い、随時水防本部に通報する。

a 産業観光部監視ポイント一覧

番号	監視場所		危険判断事項	備 考
1	宮戸川	小山南高西側周囲	越水となるおそれを確認	美しが丘高齢者等避難、通行止め
2	荒川	荒川排水機場周囲	越水となるおそれを確認	間中高齢者等避難
3	小山栃木排水路	島田排水樋門周囲	越水となるおそれを確認 (樋門閉鎖の場合、即時報告)	島田・立木・大行寺高齢者等避難

b 建設水道部・都市整備部監視ポイント一覧

番号	監視場所		危険判断事項	備 考
1	半田橋右岸	扶桑ドライブイン周囲	越水となるおそれを確認(思川、姿川)	飯塚・羽川西小高齢者等避難
2	城北公園調整池	城北公園調整池及びその周囲	越水となるおそれを確認	城北4・5・6丁目高齢者等避難
3	小山アンダー2～5	喜沢・神鳥谷地内の小山アンダー	通行障害ありと判断	通行止め
4	大川幹線（大字小山地内小山用水路）	自由ヶ丘公園東側	〃	〃
5	小山工業団地南端	関東職業能力開発大学校南側周囲	〃	〃
6	大川幹線水路	主要地方道小山環状線ケーズデンキ小山店周囲	〃	〃
7	市道4262号線	サンスポーツ東側周囲	〃	〃
8	立木排水路（大行寺排水樋門）	とちぎコープ生活協同組合小山センター周囲	越水となるおそれを確認 (思川水位が用水路水位を超えた場合、即時報告)	立木・大行寺高齢者等避難

c 消防団監視ポイント一覧

番号	監視場所		危険判断事項	備考
1	JR両毛線第2思川橋梁下の排水路	島田地内JR両毛線第2思川橋梁南側市道上	冠水のおそれを確認	災害警戒本部（水防本部）への報告 通行止め
2	立木地内県道栃木小山線	立木地内割烹みや古南側交差点周囲	〃	〃
3	大行寺地内県道小山結城線	白鷗大学入口信号機から南方約100メートル付近周囲	〃	〃
4	大行寺地内県道小山結城線	(株)コアネット東側周囲	〃	〃
5	白鳥地内の用水路の水位	白鳥地内県道南小林松原線白鳥入口	〃	〃
6	思川／石ノ上橋下流右岸	水のう設置箇所及びその付近	越水となるおそれを確認	〃
7	思川／新聞中橋右岸	水のう設置箇所及びその付近	〃	〃
8	思川／新聞中橋左岸	水のう設置箇所及びその付近	〃	〃

(2) 堤防の巡視

市長は、知事から大雨に関する気象情報の通知を受けたとき、又は必要があると認めるときは、次の要領により巡視員を派遣して堤防の巡視に当たらせる。

ア 巡視員の配置

堤防延長1,000m～2,000mごとに、巡視員を1名以上配置する。

イ 巡視の注意事項

巡視に当たっては、次の状況に注意する。

- (ア) 堤防の溢水状況
- (イ) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
- (エ) 裏法の漏水、亀裂又は崩壊
- (オ) 樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異常

ウ 重要水防箇所の警戒

河川が増水し、氾濫注意水位を越えたときは、巡視員を増員し警戒に当たる。特に重要水防箇所は定期的に巡視を行い、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに本部事務局に通報する。

(3) さらに河川が増水して氾濫注意水位を越えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員1名、連絡員2名の複数で警戒にあたるものとする。

巡視は、原則として徒歩で行う。特に重要水防箇所は30～60分間隔で巡視を行い、巡視の結果、水防

上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに危機管理課に通報するものとする。

## 2 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、消防機関が出動したとき、水防作業を開始したとき、及び堤防等の異常を発見したときは、栃木土木事務所及び隣接市町に連絡するものとする。

## 3 水門、樋門等の操作

### ア 監視員及び操作員の配備

水門、樋門等の管理者は、あらかじめ定める監視員及び操作員を迅速に配備する。

### イ 水門、樋門の操作

(ア) 水門、樋門等の管理者は、出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置を監視員及び操作員に指示するとともに、その旨を速やかに市長に報告する。

(イ) 本市域における主な水門、樋門等は、資料5-2のとおりである。

## 4 水防団の配備

市長は、水防警報が発せられたとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）及び消防本部を出動又は出動の準備をさせる等必要な措置を講ずる。

### (1) 水防団の行動基準

#### ア 待機

気象に関する注意報及び警報が発せられたとき、又は市長が必要と認めたときは、水防団の連絡員を本部に詰めさせるとともに、団長は必要な情報の把握に努める。また、一般団員はただちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

#### イ 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇のおそれのあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

(ア) 消防団（水防団）の分団長及び部長は所定の詰所に集合する。

(イ) 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画。

(ウ) 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し水門等の開閉準備をする。

(エ) 過去に内水被害のあった箇所に団員を配置し、監視体制を強化する。

#### ウ 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は市長が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防機関を出動させ、あらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、各水防管理者（市長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

## 第8節 被害拡大防止活動（総務部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部）

### (ア) 第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所を早期水防等を行う。

### (イ) 第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

### (ウ) 第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

## エ 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降し、又は氾濫水注意水位以上であっても水防警戒の必要がなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

### (2) 住民の水防協力

市長又は消防長は、水防上必要があると認めたときは、水防の現場にいる者等を水防活動に協力させることができる。

## 5 水防工法の実施

洪水時に堤防に異常が生じたときは、堤防が壊れないように迅速に水防工法を実施する。

主な水防工法は次のとおりである。

(1) 築きまわし（築き廻し）	堤防の裏法面に堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。
(2) シート張り (表むしろ張 [防水シート使用] )	川表が崩れるのを防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。
(3) 月の輪	土のうを積んで河川水位と漏水口と水位差を縮め水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。
(4) 釜段工	漏水の噴出口を中心に土のうを積み水を貯え、その水圧により、水の噴出を止める。
(5) 木流し	流水をゆるやかにする。川表が崩れるのを防ぐ。川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）。
(6) 積み土俵（積土のう）	堤防天端に土のうを積み、越水を防ぐ。

## 6 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長、水防団員（消防団員）、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

（本章第9節「避難指示等の発令」を準用）

## 7 地域住民に対する情報の伝達

- (1) 水門、樋門を閉めたとき、また消防団が水防活動を実施したときは、影響を受けることが予想される地域に情報を提供する。
- (2) 河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難情報を伝達する。

## 第2 土砂災害の拡大防止

### 1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

### 2 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と連携し、二次的ながけ崩れ等から地域住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

#### (1) 被災宅地危険度判定実施本部

災害対策本部長は、水害等によって多くの宅地が被災したことにより、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、ただちに危険度判定の実施を決定し、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他危険度判定の実施に必要な措置を講ずる。

ア 危険度判定の所管課は、建設水道部治水対策課とし、建設水道部治水対策課長は、庁内における危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

イ 実施本部に次にあげる役職を置き、それぞれの次の職にあるものとする。

- (ア) 実施本部長 建設水道部長
- (イ) 副本部長 治水対策課長、都市整備部都市計画課長
- (ロ) 連絡調整班長 治水対策課建設総務係長
- (ハ) 物資調達班長 治水対策課排水強化企画係長

ウ 危険度判定の実施に当たって行う事項については、「第25節 住宅応急対策」及び資料編に掲載する。（資料1-6）

### 3 避難対策

市は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、地域住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ警戒区域の設定、避難指示を行う。（本章第9節「避難指示等の発令」を準用。）

### 第 3 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。



## 第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

災害発生時における危険区域内の住民の生命、身体の安全を確保するため、市は、関係機関と連携し、避難指示等の発令による迅速かつ的確な住民避難を実施する。

また、災害危険箇所等に対し警戒区域を設定し、住民の保護を図る。

### 第1 高齢者等避難及び避難指示等の実施体制

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定を行う。また必要に応じて、警察官に住民の避難誘導への協力を依頼する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難指示等を行うことができないときは、県知事等が避難指示等を行うことができる。この場合、避難指示等を行った者は、速やかにその旨を市長に通知する。

### 第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の内容

#### 1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

##### (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の基準

災害に係る高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う。

ア 洪水のおそれがあるとき

イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

ウ なだれのおそれがあるとき

エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

##### (2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

##### (3) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の種類

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他



第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を発令し、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。

また、災害の状況に応じ避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避等の緊急安全確保を指示する。

なお、「指示」とは、避難のための立ち退き避難を基本とした避難を指示する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。急を要すると認めるときに、避難のための立ち退きを指示する。災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、近隣の安全な場所や屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には屋内での退避等の安全確保も含めた避難を指示する。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の種類は下表のとおり。

ア 市長

種類	実施の基準	措置	根拠
高齢者等 避難	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の避難開始の発令	災害対策基本法第56条第2項
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。	立ち退きの指示、立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第3項
	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。		水防法第29条
緊急安全 確保	立ち退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第3項

イ 県知事

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	立ち退きの指示、立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項
	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。		地すべり等防止法第25条
	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。		水防法第29条
緊急安全 確保	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項

第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

ウ 警察官

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	市長が立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき、又は市長から要求があったとき。	立ち退きの指示、 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項・ 第3項
警告・避難の措置	住民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。	警告、避難の措置	警察官職務執行法第4条
緊急安全確保	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項

エ 自衛官

種類	実施の基準	措置	根拠
警告・避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。	警告、避難の措置	自衛隊法第94条 第1項

オ その他（県知事の命を受けた職員）

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	立ち退きの指示	地すべり等防止法第25条
	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	立ち退きの指示	水防法第29条

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難指示の違い

避難指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、住民の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限・禁止し、当該区域から退去を命じる。

また、警戒区域の設定は、規制ロープ等により当該区域を明示する等、事実行為として行う。

なお、火災の現場において、又は水防上緊急の必要がある場合において、消防機関は円滑な消防、水

防活動の実施のため、警戒区域を設定することができる。

警戒区域の設定の種類は、下表のとおり。

ア 住民の保護のための警戒区域

実施者	実施の基準	根拠
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	市長（市職員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求を受けたとき。	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	市長（市職員を含む）又は警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条第3項

イ 水防活動のための警戒区域

実施者	実施の基準	根拠
消防職員・水防団	水防活動上、緊急の必要がある場合	水防法第21条第1項
警察官	消防職員（水防団）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求を受けたとき。	水防法第21条第2項

ウ 消防活動（水防を除く）のための警戒区域

実施者	実施の基準	根拠
消防職員・消防団	火災の現場・水災を除く災害の現場において必要がある場合	消防法第28条第1項、第36条
警察官	消防職員（消防団）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求を受けたとき。	消防法第28条第1項、第36条

### 第3 避難指示等の発令基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令基準は下表のとおり。

避難指示等の発令の基準

警戒レベル	種類	判断基準	発令される状況 【住民がとるべき行動】
レベル1	早期注意情報 (気象庁発表)		状況：今後状況悪化のおそれがある場合 【災害への心構えを高める】 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁発表)		状況：気象状況悪化 【自らの避難行動を確認する】
レベル3 【高齢者等は避難】	高齢者等避難	基準地点水位が氾濫注意水位に到達し、かつ、〇〇川氾濫注意情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後避難判断水位を超えると判断したとき	状況：災害のおそれあり 【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
レベル4 【全員避難】	避難指示	1 基準地点水位が避難判断水位に到達し、かつ、〇〇川氾濫警戒情報が発表されるとともに、市が観測する水位	状況：災害のおそれ高い 【危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全

第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

警戒レベル	種類	判断基準	発令される状況 【住民がとるべき行動】
		<p>観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後氾濫危険水位に到達することが予想される時</p> <p>2 破堤につながるおそれのある漏水等が確認される等、堤防等の河川構造物の崩壊が予測される時</p> <p>3 水位にかかわらず、堤防等の河川構造物の崩壊が差し迫った状況にある時</p> <p>4 内水被害が発生するおそれがある時又は内水被害が発生した時</p>	<p>確保）する</p>
レベル5	災害発生	<p>1 基準地点水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、〇〇川氾濫危険情報が発表された時</p> <p>2 災害が発生又は切迫している場合</p> <p>※災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令</p>	<p>状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p><b>【命の危険ただちに安全確保！】</b></p> <p>・指定避難所等へ立退き避難することがかえって危険である場合緊急安全確保する</p>

※ 警戒レベル5段階の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らない。

※ 災害は「自然現象」であるため、不測の事態も想定される。このため、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切であるとは言えず、浸水の程度によっては、避難所に避難する際に被害に遭うことが予想されるため、状況に応じ自宅や隣接建物で2階以上のより安全な場所に避難させる等、適切な避難指示等の発令を行う。

【参考】避難指示等の発令基準となる河川の水位

	河川名	基準地点	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
国土交通省管理	渡良瀬川	古河	2.7m	4.7m	8.9m	9.7m
	巴波川	中里	2.0m	2.7m	5.1m	5.5m
	思川	乙女	3.0m	5.5m	5.7m	8.7m
	鬼怒川	石井（右）	1.0m	1.5m	2.6m	3.3m
	田川放水路	石井（右）	1.0m	1.5m	2.6m	3.3m
栃木県管理	田川	東橋（参考）	1.4m	2.0m	3.0m	3.7m
		明治橋（参考）	1.6m	2.2m	2.9m	3.5m
	思川	保橋（参考）	1.5m	1.8m	3.3m	4.1m
		観晃橋	2.8m	3.4m	5.8m	6.5m
	姿川	姿川橋	1.5m	2.0m	3.4m	3.9m
	巴波川	倭橋（参考）	0.7m	1.0m	1.3m	1.8m
	永野川	大平橋上	2.1m	2.8m	3.4m	4.5m

## 第4 避難指示等の周知・誘導

### 1 高齢者等避難

「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難所等や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

### 2 住民への周知

避難指示を発令したときは、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に要配慮者に対しては、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等地域住民の協力を得て、確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 同報系防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

- (4) 広報車による伝達
- (5) テレビ、ラジオ（コミュニティFM（おーラジ）等）等による伝達
- (6) CATV（テレビ小山）、Lアラートを用いたテレビやインターネット等による伝達、安全安心情報メールや各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール、小山市ホームページ、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等の活用等による伝達

### 3 県への報告

市は、避難指示を実施したとき又は他の機関が避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

### 4 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又はその他避難指示等実施機関から避難指示等を行った旨の通報を受けたときは、次の関係機関に連絡する。

- (1) 県及び県の出先機関
- (2) 警察署又は駐在所（交番）
- (3) 学校等、避難所等として利用する施設
- (4) 近隣市町（共同で避難誘導を実施する必要がある場合等）

### 5 避難の誘導

#### (1) 住民の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できる限り近隣の住民と集団避難を行うよう指導する。

特に避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた個別避難計画に基づき、あらかじめ指定された避難所等に避難させる。

#### (2) 帰宅困難者の誘導

市は、交通機関の麻痺により、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

### 6 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

## 第5 住民の自主避難

局地的な集中豪雨等、突発的な異常気象により、避難指示等が的確に住民へ伝達できない場合がある。

第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

このため、住民は、危険を察知した場合は、自主的に判断して安全な場所へ避難する。



## 第10節 避難所の開設・運営（総合政策部、理財部、総務部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）

洪水等の発生により、ライフラインの途絶や家屋の浸水等の被害を受け、自宅での生活が困難となった者を受入れるため、市は、迅速に安全な避難所を開設するとともに、避難住民の生活の維持・安定を図るため、適切な管理運営を実施する。

### 第1 避難所の開設

#### 1 避難所開設の時期

市は、高齢者等避難の発令前に、必要な避難所を開設する。また、気象状況や浸水等の被害状況から判断し必要と認める場合や、住民から自主避難の申出があった場合、又は帰宅困難者が発生した場合等、迅速に避難所を開設する。

#### 2 避難所の開設場所

(1) 市は、あらかじめ指定する避難所のうち、浸水等の災害のおそれのない安全な場所を確認し、避難所を開設する。（資料7）

特に、洪水浸水想定区域に指定されている地域については、洪水ハザードマップに定める避難所を開設する。

(2) 市は新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況に応じ、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を図る。

(3) 市は、避難所を開設したときは、速やかに住民にその場所等を周知する。

(4) 市は、避難所を開設したときは、警察や県から道路情報を入手し、周辺道路の巡視を徹底する。

#### 3 避難所担当者の確保

市は、避難所を開設するときは、避難施設の管理者に連絡し開設を要請するとともに、管理運営者1名、女性職員2名以上、男性職員3名以上を目安として職員を派遣する。

避難所の開設・運営を担当する「総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会」において、あらかじめ避難所単位で、各3名以上の職員派遣名簿を作成しておく。（資料7）

職員課は、年度初めに当該名簿を作成し、危機管理課に提出する。

#### 4 避難者名簿の作成

避難所を開設したとき避難所に従事する職員は、世帯ごとの避難者名簿を作成するとともに、速やかに本部事務局に連絡し、市民課が避難者名簿を取りまとめ整備する。

## 5 食料、飲料水、生活必需品の提供

市は、季節や時間等の他、避難者の状況を勘案し、必要な食料、生活必需品等を迅速かつ公平に提供する。

また、女性用下着、衛生用品の提供等は女性が行うよう配慮する。

## 6 要配慮者への配慮

市は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携し、要配慮者の安否情報を確認するとともに、避難所での必要なスペースの確保を行う。また、開設する避難所において、通行の障害になるものの排除やトイレ等の環境整備に努めるとともに、避難生活が困難であると判断される場合は、介護機能等を備えた社会福祉施設等に福祉避難所の開設を依頼し保護する。

## 7 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、ただちに次の事項を県に報告する。（資料9-1）

- (1) 避難所開設の日時、場所
- (2) 受入人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) その他必要事項

## 8 帰宅困難者

市は、災害により、公共交通機関等が停止し、帰宅困難者が発生した場合は、公共交通機関と協議のうえ避難所を開設し、保護する。

## 9 広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、市単独では十分な避難者の受入れが実施できない場合は、市長は、「災害時における市町村相互応援協定」により、県内他市町に応援を要請する。

### (1) 県外避難者に関する情報収集

市は県と連携して、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、県外避難者に関する情報を収集する。

### (2) 県外避難者への情報提供

市は県と連携して、県外避難者に対し、避難元市町に関する情報等提供するよう努める。

## 第2 避難所の運営

### 1 管理運営体制の組織化

市は、市職員、学校関係者の他、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、NPO法人、ボランティ

ア団体等の協力を得て、あらかじめ定められた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が飲食料の配布や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等も生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

なお、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女や性的少数者の方（性的マイノリティ）の視点に配慮する。

## 2 避難所・避難者のニーズの把握

市は、避難生活に必要な食料、生活必需品等を的確に把握するため、ニーズ調査を行う。

## 3 災害情報の発信

市は、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、避難所等における情報掲示コーナーを設置するなど、極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

## 4 飲食料、生活必需品の受入れ、管理、配給

避難所の管理者は、本部から避難所に搬送される飲食料等の受入れについて協力するとともに、適切に管理し、避難者へ公平に配給する。

## 5 避難生活用資機材の配置

市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

なお、市は、民間業者の協力を得て、仮設トイレ、発電機、暖房機等、避難所の状況に応じた生活用資機材を配置する。

## 6 治安の維持

市は、警察及び避難住民と連携し、避難所の巡回警備を行い、治安の維持に努める。

## 7 個人情報の管理

市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

## 8 人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）

市は、被災者が尊厳ある生活を送ることを目的に定められた、人道憲章と人道対応に関する最低基準（「スフィア基準」）を参考にして、支援を受ける人々のニーズに対応出切るよう臨機応変な避難所の運営に努める。

## 第3 避難所運営における留意事項

### 1 要配慮者への支援

避難生活に困難を伴う要配慮者に対し、次の事項に配慮した支援を行う。

- (1) 粉ミルク等や哺乳びん、おむつ等の生活必需品や車椅子等の福祉用具の提供
- (2) 避難生活を継続することが困難と判断される要配慮者に対する、医療施設や福祉施設等への入院、入所の手配
- (3) 授乳施設等のスペースの充実
- (4) 保健師等の巡回による健康相談や子育て相談等の実施

### 2 被災児童等への対策

市は県と連携し、被災により生じた保護を必要とする児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災により精神的ダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

### 3 外国人への対策

市は、県や国際交流協会等と連携し、被災した外国人に対して、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

### 4 栃木県災害福祉支援チームによる支援

県（保健福祉部）は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所等に栃木県災害福祉支援チームを派遣する。栃木県災害福祉支援チームは、避難所等において市と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握や各種支援活動に当たる。

### 5 プライバシーへの配慮

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となる。このため、市は、避難者を世帯ごとに仕切るパーテーションを設置する他、男女別の更衣室、トイレの確保、女性用洗濯物干し場等性別の違いにも配慮した工夫を図り、避難者のプライバシーを確保する。

また、性的少数者の方（性的マイノリティ）への配慮として、誰もが使用出来るトイレの設置、更衣室

についても一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫する。

なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居住が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。

## 6 保健衛生環境の整備

避難所の保健衛生環境を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、避難所内の十分な換気に努める。
- (2) 避難者の健康障害を予防するため、保健師等の巡回による健康相談や栄養指導等の実施。
- (3) ごみの処理、トイレの清掃等、衛生環境の充実。
- (4) 必要に応じ、家庭用動物（ペット）専用受入スペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。

## 7 苦情処理への対応

避難所の管理者は、避難者の利害調整や不平不満の解消のため、必要に応じ、相談窓口を開設し、避難者の相談に応じる。

## 8 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーを保てるなど利点も多く、今後の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所等を選択し、避難所等が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

### (1) 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等の支援を行う。

### (2) 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

## 第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

### 1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

### 2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営、その他適切な方法により実施する。避難所での生活が長期にわたる場合等においては避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館、その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

### 3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる費用に加算して得た額の範囲内とする。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設トイレ等の設置費

### 4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

## 第11節 広報・広聴活動（全部）

災害時における社会的混乱を回避し、各種応急対策を円滑に実施するため、市は、正確な情報を迅速に広報する。また、住民の災害に対する不安を解消するため、総合相談窓口を開設するなど、住民の立場に立った広報広聴体制の充実を図る。

### 第1 広報活動の目的

市は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合や、そのおそれがある場合は、同報系防災行政無線や消防団・自治会・自主防災組織等の人的ネットワーク、市ホームページ、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト、安全安心情報メール、エリアメール／緊急速報メール、テレビ小山のL字放送、Lアラート、コミュニティFM（おーラジ）などを活用して、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

市が行う広報活動の目的は、以下のとおり。

- (1) デマ等による社会的混乱の防止
- (2) 住民の適切な避難行動等の支援
- (3) 応急活動の進捗状況を流すことによる民心の安定と復興への意欲喚起
- (4) 被災地外への災害応援活動への理解
- (5) ニーズの的確な情報提供による混乱回避等

### 第2 応急活動の各時期における広報活動

#### 1 災害発生直前

避難指示等の発令

市は、災害が発生するおそれのある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難指示等を発令したときは、広報車による広報、自治会等への電話・FAXを行うとともに、安全安心情報メール及びエリアメール／緊急速報メール、防災ポータルサイトでの配信を確実に行う。

なお、消防本部及び消防団車両による広報は、サイレンを併用して広報する。

#### 2 災害発生直後

##### (1) 災害発生情報の提供

市は、広報車により住民に災害が発生した旨を広報するとともに、二次災害の防止や適切な避難行動を継続するよう、住民に警戒を呼びかける。

##### (2) 被害状況の速報

市は、収集した被害状況等を整理し、報道機関に情報提供するとともに、防災ポータルサイト、市ホ

## 第11節 広報・広聴活動（全部）

ホームページに災害情報を掲載する。

### 3 応急対策初期

市は、被災者の災害に対する不安を取り除くとともに、救援活動への理解を求めるため、被災地内外に向けて情報を発信する。

#### (1) 広報の内容

市は、次の事項について広報するとともに、常に情報を更新し、混乱を回避する。

- ア 災害の規模、被害の状況に関する情報
- イ 避難指示に関する情報
- ウ 安否情報
- エ 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する情報
- オ 医療救護活動に関する情報
- カ 交通規制に関する情報
- キ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する情報
- ク 保健衛生に関する情報
- ケ 災害ごみの処理に関する情報
- コ 道路・橋りょう、河川等の復旧に関する情報
- サ 上下水道、電気、ガス、通信等ライフラインの復旧に関する情報
- シ ボランティア・義援物資の受入に関する情報
- ス 問合せ・要望・相談等の対応に関する情報
- セ その他関係機関の応急対策に関する事項
- ソ 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- タ その他応急活動に関し必要な情報

#### (2) 広報の手段

市は、次に掲げる手段により、情報の発信を行う。

- ア 市内に対する広報手段
  - (ア) 広報車による呼びかけ
  - (イ) 印刷物の回覧、配布
  - (ウ) 避難所等における情報掲示コーナーの設置
  - (エ) コミュニティFM（おーラジ）、テレビ小山放送・NHKデータ放送による情報提供
- イ 市内外に共通する広報手段
  - (ア) 報道機関への情報提供（記者会見も含む）
  - (イ) インターネット（防災ポータルサイト等）による情報発信

### 4 応急対策本格期

市は、復興に向けた意欲を喚起するため、被災地内外に向けて情報の発信を行う。

#### (1) 広報の内容



市は、引き続き各種情報を更新するとともに、次の事項について広報する。

- ア 相談窓口の開設に関する情報
- イ 生活再建の支援に関する情報
- ウ 応急仮設住宅の入居に関する情報
- エ 公共土木施設等の復旧の見込みに関する情報
- オ その他応急活動に関し必要な情報

(2) 広報の手段

3(2)に準じて行う。

### 第3 放送機関による災害時の情報

災害により、通信機能が麻痺し、又は著しく通信が困難となった場合において、市は、災害情報の伝達、関係機関への通知・要請等を迅速に実施するため、災害対策基本法第57条の規定、県及び市県が各放送機関と締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ、テレビ小山放送・コミュニティFM（おーラジ）に対し、県を通じて放送を要請する。

要請する内容は以下のとおり。

- (1) 警報の発表・伝達及び避難指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

### 第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

### 第5 総合相談窓口の開設（広聴活動）

市は、災害発生後、被災者等からの相談に対応するため、速やかに総合相談窓口を設置する。また、窓口を設置したときには、第2に掲げる方法により、住民へ周知する。

総合相談窓口の設置については以下のとおりとする。

## 第11節 広報・広聴活動（全部）

- (1) 開設期間…災害対策本部の指示により復旧・復興に向けた支援総合窓口として、約1か月間開設する。  
(8時30分～17時15分 土日祝日を含む)
- (2) 場 所…施設の被災状況により、小山第一小学校1階部屋等を使用する。
- (3) 対応職員…受付について9名体制で実施する。  
なお、各部（総合政策部・総務部・市民生活部・保健福祉部・産業観光部・建設水道部・都市整備部・教育委員会・その他）2名ずつ出向し18名が2班体制で対応する。
- (4) 業務内容…「災害に対する小山市の支援情報」について案内をし、各相談については担当課を案内する。（資料8－9）
- (5) 事務処理…対応職員は、電話及び窓口による受け付け担当に分かれて、必要な事務処理を行い、記録しておく。庶務責任は、危機管理課とする。

## 第12節 救急・救助活動（消防本部）

市は、家屋の浸水等により孤立し、自力による避難・脱出等が困難な被災者等に対し、県、消防機関、警察、地域住民、自主防災組織等と連携・協力して、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

### 第1 住民及び自主防災組織の救急・救助活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等のため、消防機関（消防署、消防団）の現場到着の遅れによって救急・救助活動に支障が生じる。このため、地域住民及び自主防災組織は、関係機関と協力して、適切な救急・救助活動を実施するよう努める。

#### 1 関係機関への通報

地域住民及び自主防災組織は、災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見したときは、ただちに消防本部等の関係機関に通報する。

#### 2 初期救急・救助活動の実施

地域住民は、要救助者・負傷者を発見したときは、自らの安全を確保したうえで、可能な限り救急・救助活動を行うとともに、要救助者等の保護にあたる。

自主防災組織は、保有する資機材を活用し、通行人等とも協力し、要救助者等の救急・救助活動を実施する。

#### 3 消防機関等への協力

地域住民及び自主防災組織は、消防機関等が実施する救急・救助活動に、可能な限り協力する。

## 第2 消防機関の救急・救助活動

市、消防機関は、警察等関係機関と連携し、迅速かつ円滑な救急救助活動を実施する。

### 1 救助活動の実施

(1) 消防機関は、災害発生後、ただちに部隊の編成、資機材の確保を図り、救助活動を実施する。

特に、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数発生することを考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 市は、救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、災害時応援協定等に基づき、他市町村に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対し、自衛隊の派遣の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

## 2 救急活動の実施

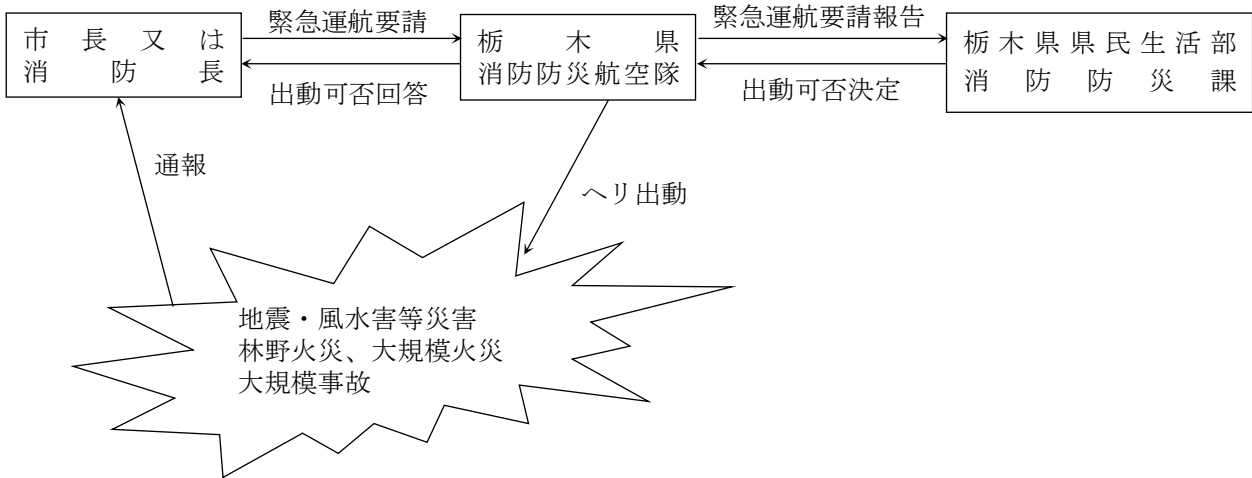
- (1) 市は、小山地区医師会等の協力を得て、救護所を開設し、負傷者の救護にあたる。
- (2) 傷病者が救護所に多数搬送されたときは、医師又はDMA Tはトリアージを行い、重症者から医療機関に搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第3 ヘリコプターの運航要請

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急かつ他に適切な手段がないと判断される場合、県に対し、県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

また、ヘリコプターによる救助活動を支援するため、飛行場外・緊急離着陸場等（資料6-2）及び搬送先における離着陸場所を確保するとともに、病院への搬送手配等、必要な措置を行う。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



## 第4 消防相互応援等

### 1 消防相互応援

大規模災害が発生し、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、応援の要請を行う。

### 2 緊急消防援助隊

大規模災害が発生し、県内の消防力で対処できない場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、県に対し、次に掲げる事項を明らかにし、応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案し、国（消防庁）に対し応援要請を行う。

- (ア) 災害発生日時
  - (イ) 災害発生場所
  - (ウ) 災害の種別・状況
  - (エ) 人的・物的被害の状況
  - (オ) 応援要請日時
  - (カ) 必要応援部隊数
  - (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
  - (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
  - (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
  - (コ) その他の情報（必要資機材、装備等）
- ※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う

イ 市は、県に連絡が取れない場合、直接国（消防庁）に応援要請を行う。

ウ 県は、収集した情報等から、被害が甚大であると判断した場合、被災市町からの要請を待つことなく、国に対し応援要請を行う。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところに従う。

## 第5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の災害にかかった者の救出は、次の基準により実施する。

### 1 内 容

災害のため、現に生命又は身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

### 3 期 間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。
- (3) 災害の発生が継続しているとき。

## 第13節 医療・救護活動（保健福祉部、消防本部）

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、迅速に負傷者の保護を図り及び医療機関の混乱を回避するため、医療機関と連携し、応急医療活動を実施する。

### 第1 救護所の設置

#### 1 救護所設置の判断

市は、発生した災害の規模、避難所における避難者の状況等から、救護所設置の必要性について検討し、必要と判断した場合は、速やかに救護所を設置する。設置する場所は、原則として開設する避難施設内の適切な場所を選定し、救護班と協議の上、決定する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所をあてる。

また、在宅で医療を必要とする者への対応にもあたるよう、設定する。

#### 2 保健師等の派遣

市は、避難所における避難者の状況を把握するため、避難所を開設した後、必要に応じ保健師等を派遣し、救護班に対し被災者の状況を報告する。

### 第2 救護班の編成

市は、救護所を設置したときは、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、小山地区医師会に対し、医療救護活動への協力を要請する。医師会は、協力の要請を受けた場合、速やかに救護班を編成し、救護所に医師を派遣する。

### 第3 医療救護本部の設置

市は、救護所を多数設置したときは、医療救護活動の総合調整を図るため、健康医療介護総合支援センターに医療救護本部を設置する。医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 各救護所、災害拠点病院との連絡調整
- (2) 必要な医薬品・資機材等の調達・供給
- (3) 関係機関への応援要請

### 第4 医療救護活動の展開

救護班は、救護所において、次の医療救護活動を行う。

- (1) 負傷者の重症度の判定（トリアージ）
- (2) 災害拠点病院等医療機関への移送要請
- (3) 可能な範囲の応急医療処置

## 第13節 医療・救護活動（保健福祉部、消防本部）

- (4) 死亡の確認
- (5) その他、必要な医療救護活動

## 第5 負傷者の搬送

市は、救護所において、医療機関での処置が必要と判断された負傷者を、災害拠点病院等受入れ可能な医療機関等に緊急搬送する。また、多数の負傷者の発生又は発生が予想され、搬送能力を超えると判断したときは、広域消防応援等による応援救急隊へ搬送の要請を行う。

## 第6 災害救助法による実施基準

### 1 災害救助法による医療救護の基準

#### (1) 対 象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

#### (2) 内 容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診察

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

#### (3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤費、治療材料費、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

#### (4) 期 間

災害発生の日から14日以内

### 2 災害救助法による助産の基準

#### (1) 対 象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

#### (2) 内 容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置



ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

ア 救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

イ 助産師による場合は、その地域の慣行料金の100分の80以内

(4) 期 間

分娩した日から7日以内

## 第14節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の「要配慮者」は、避難から避難後の生活に至るまで、適切な災害時の行動が困難であることから、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者のニーズに応じた必要な支援対策を実施する。

### 第1 高齢者・障がい者への支援策

#### 1 避難指示等の情報伝達

市は、避難指示の発令等、避難に関する情報を発表したときは、あらかじめ作成する要配慮者計画に基づき、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員・障がい者相談員などの福祉関係者等の避難支援等関係者等と連携し、名簿登録者に対し迅速に当該情報を伝達する。

また、老人福祉施設等、要配慮者が利用する施設及び当該施設の自衛水防組織等に対し、電話・FAX等により、当該情報及び洪水予報等を迅速に提供し、必要な安全対策を講じるよう指示する。

#### 2 避難誘導の支援

市は、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員・障がい者相談員などの福祉関係者等の避難支援等関係者等と連携し、在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、要配慮者の特性を踏まえて、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた個別避難計画に基づき、指定された避難所まで適切に避難誘導を行う。

なお、避難支援等関係者は、自己や家族等の身の安全を守ることを最優先に行動し、無理のない避難誘導を行うよう努める。

#### 3 避難所生活の支援

市は、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営を行うため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等と連携し、次の点に留意した支援を行う。

- (1) 必要な生活スペースの確保
- (2) 要配慮者に配慮した食料・生活必需品の提供
- (3) 車椅子、障がい者用トイレ等の設備の充実
- (4) 手話通訳者、介護ヘルパー、ボランティアの派遣

#### 4 保健・福祉対策の充実

市は、要配慮者のニーズに配慮した、保健・福祉サービスの充実を図る。

- (1) 避難所又は自宅等で生活する要配慮者に対する、保健師等による巡回保健指導（健康相談、栄養指導、こころのケア等）の実施

- (2) 避難所での生活を継続することが困難な要配慮者に対する、社会福祉施設等への緊急入所措置の実施
- (3) 被災家屋の住宅相談及び応急仮設住宅への優先的入所等、生活再建の支援

## 第2 乳幼児とその保護者への支援策

### 1 避難指示等の情報伝達

市は、避難指示の発令等、避難に関する情報を発表したときは、電話・ファクシミリ等により、児童福祉施設等、要配慮者が利用する施設及び当該施設の自衛水防組織等に対し、当該情報及び洪水予報等を迅速に提供し、必要な安全対策を講じるよう指示する。

### 2 避難所生活の支援

市は、乳幼児とその保護者のニーズに配慮した避難所の運営を行うため、ボランティア等と連携し、次の点に留意した支援を行う。

- (1) キッズルーム等の必要なスペースの確保
- (2) 粉ミルク等や哺乳びん、おむつ等の提供
- (3) 授乳室、ベビーベッド等の設備の充実

### 3 保健・福祉対策の充実

市は、避難所又は自宅等で生活する乳幼児とその保護者に対し、保健師等による巡回保健指導（健康相談、栄養指導、こころのケア等）を実施するとともに、子育て支援ボランティアによる子育て支援を行う。

## 第3 外国人への支援策

市は、国際交流協会等と連携し、多言語による広報紙の配布・情報提供等、外国語による情報提供や、避難所への通訳ボランティアの派遣等、必要な支援を行う。

## 第15節 緊急輸送活動（理財部）

救急救助や被災者生活支援等の応急活動に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市は、関係団体と連携して、輸送手段の確保等の緊急輸送対策を実施する。

### 第1 輸送道路の確保

#### 1 被害情報の収集・伝達

市は、警察及び各道路管理者と連携し、緊急輸送道路その他人員・物資輸送のために必要な道路の被害情報を収集し、緊急輸送が可能な道路を確保する。

#### 2 交通規制の実施

警察は、緊急輸送道路を確保するため、一般車両の乗入れ規制等、必要な交通規制を行う。

#### 3 緊急輸送道路等の確保

市は、警察及び各道路管理者と連携し、交通の支障となる倒木・落下物等の障害物の除去や放置車両等の撤去を行い、緊急輸送道路等必要な道路を確保する。

#### 4 大規模災害時における道路啓開体制の整備

市は、大規模災害時においてただちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化を図る。

### 第2 輸送の対象

市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次に掲げる対象を優先的に緊急輸送する。

応急活動の段階	輸 送 の 対 象
第1段階 救出救援期	(1) 救助・救出、医療活動の従事者、医薬品等等、人命救助に必要な人員、物資 (2) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のために必要な人員、物資 (3) 公共土木施設、ライフライン等の応急対策に必要な人員、物資 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 避難救援期	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等、生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

応急活動の段階	輸 送 の 対 象
第3段階 応急対策期・ 復旧復興期	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

### 第3 輸送手段の確保

#### 1 車両の確保

市は、輸送可能な市有車両を迅速に確保するとともに、不足する場合は、災害時応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請するほか、県及び運送業関係団体に次の事項を明示して、車両の調達を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- (2) 輸送車両等の種類、台数
- (3) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- (4) 集結場所、日時
- (5) その他必要事項

#### 2 緊急通行車両の確認

##### (1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に従事する車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報、避難指示等の伝達に従事する車両
- イ 消防、水防活動等の応急活動に従事する車両
- ウ 道路、水道、電気、ガス等公共施設の応急復旧に従事する車両
- エ 被災者の救急救助等、人命救助に従事する車両
- オ その他災害の拡大抑止のために従事する車両

##### (2) 緊急通行車両の確認の方法

大規模災害の発生により、一般車両に対する交通規制が実施された場合、市は、緊急輸送に必要な車両を、緊急通行車両として届出、確認を受ける。

##### ア 事前届出済の車両

緊急通行車両の事前届出制度により、すでに届出済証の交付を受けている車両は、警察又は交通検問所等において、届出済証による確認を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

##### イ 災害発生後の届出

事前に届出をしていない車両は、県公安委員会（警察署経由）に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

「緊急通行車両等確認証明書」は資料6-3のとおりである。

## 第4 救援物資集積所の確保

救援物資の集積、仕分け及び配送を行う物資輸送拠点は、原則として県南体育館とする。ただし災害の規模、施設の被害状況等を勘案し、必要に応じ他に適切な場所を確保する。

## 第5 ヘリコプターによる空輸活動の実施

### 1 ヘリコプターの要請

車両による輸送が困難となり、他に適切な輸送手段がないと判断したときは、県に対し、県消防防災ヘリコプターによる緊急輸送を要請する。また、状況により、県に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

### 2 臨時ヘリポートの確保

ヘリコプターによる緊急物資の輸送を円滑に行うため、市は、臨時ヘリポートを確保する。

（資料6-2）

## 第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

### 1 対 象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

### 3 期 間

各救助の実施が認められる期間とする。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

## 第16節 食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全部）

被災者及び災害応急対策に従事する者に対し、必要とする食料・飲料水・生活必需品等を円滑に供給するため、市は、他市町村及び民間業者の協力を得て、物資の調達体制を確立する。

### 第1 食料の調達・供給

市は、他市町村及び民間業者の協力を得て、必要とする食料を迅速に調達し、被災者及び災害応急活動の従事者に対し、公平に供給する。

被災者等への支援にあたっては、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。

また、要配慮者に対しては、特別用途食品（乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。市が、県（保健福祉部）へ要請を行った場合又は県が市への支援が必要と判断した場合は、県が市の対策を支援する。

#### 1 食料の供給対象者

市は、次のいずれかに該当し、食料の供給を現に必要とする者に対し、食料を供給する。

- (1) 避難所に避難し、食料の持ち合わせのない者等、炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者等で食料の持参・調達のできない者
- (4) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (5) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

#### 2 調達

##### (1) 調達する主な食料品

市は、被災者の年齢や季節等に配慮し、次に掲げる食料を調達する。

- ア 米穀、パン、麺類、レトルト食品、仕出し弁当
- イ 副食品、調味料
- ウ 乳幼児用粉ミルク等

##### (2) 調達の方法

市は、直接備蓄する食料のほか、災害時応援協定等を締結する民間業者等から食料を調達する。

##### (3) 物資集積場所の確保

調達した食料は、災害の規模、住民の避難状況等から判断し、適切な場所を確保し保管する。

なお、集積場所に管理責任者を配置し、適切に保管する。

### 3 供給

#### (1) 供給拠点

被災者への食料の供給は、原則として開設する避難所で行う。ただし、避難所に避難していない被災者に対しては、出張所等において供給する。

#### (2) 輸送手段

ア 市は、調達した食料を市有車両により輸送する。ただし、車両が不足する場合は、物資輸送に関する災害時応援協定を締結する、県トラック協会小山支部に輸送を依頼する。

イ 民間業者からの調達物資は、可能な限り直接供給拠点へ輸送する。

#### (3) 供給方法

ア 避難所に搬送した食料は、避難所責任者が受領し、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難者へ公平に供給する。

イ 炊き出しが必要な場合は、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置により行う。

### 4 広報

市は、食料を供給する対象、供給場所等について、広報車、安全安心情報メール及び市ホームページ等での情報提供を行う。

### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

#### (1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に避難している者

イ 住家に被害を受け現に炊事のできない者

ウ 災害により現に炊事の出来ない者

#### (2) 内容

食品の給与は、被災者がただちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については2に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

イ 炊き出し等の実施

日赤奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。



(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。

ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期 間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第2 応急給水の実施

市は、災害が発生し、断水等により飲料水が得られない者に対し、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。ただし、市単独での給水が不可能な場合は、他市町及び(公社)日本水道協会等の協力を得て、応急給水を実施する。

なお、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を確保するとともに、プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時備えておいた水を活用する。

### 1 給水の目標

(1) 避難初期

避難初期においては、生命維持のために必要な1人1日3リットルを目安とし、供給する。

(2) 避難生活本格期

避難生活が本格化する頃においては、飲料水のほか、生活用水として、1人1日20～30リットルを目安として供給する。

なお、避難生活が長期化する場合、増加する給水需要に対応できるよう、必要な給水量を確保する。

### 2 給水拠点

被災者への飲料水等の供給は、原則として開設する避難所で行う。ただし、小山東出張所、小山城南出張所、大谷出張所、間々田出張所、桑出張所を応急給水拠点とする。

なお、医療機関、社会福祉施設等、緊急性の高いところに対しては優先的に給水する。

## 第16節 食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全部）

### 3 給水の方法

応急給水は、次のいずれかの方法により実施する。

- (1) 市保有給水車、ポリ袋等による給水
- (2) 他市町村及び(公社)日本水道協会等の協力による給水
- (3) 仮設給水栓による給水（応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置しての給水）

### 4 広 報

市は、飲料水を供給する対象、供給場所等について、広報車、安全安心情報メール、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト、テレビ小山放送、市ホームページ及びコミュニティFM（おーラジ）等での情報提供を行う。

### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

#### (1) 対 象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

#### (2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

#### (3) 期 間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第3 生活必需品等の調達・供給

市は、他市町村及び民間業者の協力を得て、必要とする生活必需品等を迅速に調達し、被災者に対し、公平に供給する。

### 1 生活必需品の供給対象者

住家が全壊、半壊、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給する。

### 2 調 達

#### (1) 調達する主な生活必需品等

被災者の年齢、季節などに留意し、次のものを調達する。

ア 寝具（毛布等）

イ 被服（下着、おむつ等）

- ウ 炊事道具（鍋、やかん等）
- エ 食器（皿、コップ等）
- オ 日用品（石けん、タオル、歯ブラシ等）
- カ 光熱機器類（発電機、暖房機、扇風機等）
- キ 燃料（LPガス、灯油等）
- ク 女性用品（生理用品等）
- ケ その他必要なもの

(2) 調達の方法

市は、災害時応援協定等を締結する民間業者等から生活必需品等を調達する。

(3) 物資集積場所の確保

調達した生活必需品等は、原則として県南体育館に保管する。ただし、災害の規模、住民の避難状況等から判断し、必要に応じ他の適切な場所を確保する。

### 3 供給

(1) 供給拠点

被災者への生活必需品等の供給は、原則として開設する避難所で行う。ただし、避難所に避難していない被災者に対しては、出張所等において供給する。

(2) 輸送手段

ア 市は、調達した生活必需品等を、市有車両により輸送する。ただし、車両が不足する場合は、物資輸送に関する災害時応援協定を締結する、県トラック協会小山支部に輸送を依頼する。

イ 民間業者からの調達物資は、可能な限り直接供給拠点へ輸送する。

(3) 供給方法

調達食料は避難所責任者が受領し、自治会、自主防災組織、ボランティア等と連携し、避難者へ公平に供給する。

### 4 広報

市は、生活必需品を供給する対象、供給場所等について、被災者に周知する。

### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

## 第16節 食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全部）

### (2) 内 容

#### ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (ク) 要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等）

#### イ 支給方法

物資の確保は原則として県が行う。

なお、県が確保した物資については、本市までの輸送は原則として県が行うが、被災者への支給は、主として市が実施する。

### (3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

### (4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

## 第17節 保健衛生活動（市民生活部、保健福祉部）

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、及び人心の安定と人身の保護のため、市は、県及び医療関係機関と連携して、保健衛生対策を実施する。

また、長期化する避難生活による被災者の健康障害を予防するため、市は、医療関係機関と連携し、健康相談等の必要な保健対策を実施する。

### 第1 感染症対策

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、感染症が発生し又は発生するおそれがある場合は、県及び医療関係機関と連携し、被害の程度に応じた適切な感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

#### 1 感染症発生予防対策

##### (1) 消毒の実施

市は、必要な薬剤・資機材等を確保し、次のとおり消毒を実施する。

ア 浸水地区（家屋）、下水施設、ごみ等の集積場所等に対し、被災後ただちに消毒を実施する。

イ 避難所の便所、その他衛生状態の悪い場所は、状況により随時消毒を行う。

ウ 汚染し又は汚染のおそれのある井戸は、消毒の他、必要に応じ、水質検査を行う。

エ 家畜等の感染症・疾病予防対策として、畜舎の消毒を行う。

##### (2) ねずみ、昆虫等の駆除の指導

市は、災害の性質や程度から感染症のまん延のおそれのある場合は、感染症の媒体となるねずみ、昆虫等の駆除を実施し、又は実施するよう指導する。

##### (3) 衛生指導

市は、避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項について指導を行う。また、手洗い・うがいの励行等、衛生環境を確保するために必要な注意事項を、パンフレット等により住民に周知する。

#### 2 感染症発生時の対策

市は、被災地において法定の感染症患者（1類・2類及び新感染症）が発生したときは、県の実施する、患者への医療及び患者に対する入院勧告等の措置に協力するとともに、患者の家屋等の消毒又は消毒の指導等、必要な措置を講ずる。

また、住民に対し、感染症発生について広報を行う。

#### 3 健康調査（検病調査）及び健康診断

市は、被災地及びその周辺地区住民に対して、緊急性の高いところから健康調査（検病調査）を実施するとともに、必要に応じ健康診断を実施する。

#### 4 臨時予防接種

災害の状況及び感染症発生状況等により予防接種法第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、県がまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、市は、県の指示に基づき、迅速かつ的確に臨時予防接種を実施する。

## 第2 保健対策

避難生活の長期化に伴い、生活環境変化等による心身への負担から生じる健康障害を予防するため、市は、次の保健対策を実施する。

### 1 健康相談・保健指導の実施

市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮し、必要な保健指導及び健康相談を実施する。

### 2 こころのケア対策

避難生活の長期化等による被災者の精神的不調に対処するため、市は、被災者に対し、医療機関等の協力を得て、次のこころのケア対策を実施する。

(1) こころのケアに対する正しい知識の普及啓発

(2) 急性ストレス障害やうつ、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不調をきたした者への支援

### 3 栄養指導

市は、食料の供給に当たり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。市が、県（保健福祉部）へ要請を行った場合又は県が市への支援が必要と判断した場合は、県が市の対策を支援する。

## 第3 食品衛生対策

市は、県及び関係団体と連携し、被災地における食品衛生を確保するため、次の対策を行う。

### 1 避難所等における衛生指導

市は、避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、パンフレット等を作成・配布し、手洗いの励行、食料品の保存期限の確認等、必要な衛生指導を行う。

### 2 食品衛生の監視

市は、県や食品衛生協会等関係機関の実施する、被災地営業施設、臨時給食施設に対する食品衛生指導に協力し、食中毒等の発生を予防する。

#### **第4 動物の保護・管理対策**

市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、愛がん動物の被災状況等について情報を収集するとともに、避難所における適切な飼育について、必要な措置を講ずるよう努める。

##### **1 飼い主不明等の動物の把握**

市は、可能な限り、飼い主不明となった動物の情報の収集・提供に努める。

##### **2 避難所におけるペット同伴者への配慮**

市は、飼い主とともに避難所に避難した動物について、受け入れ場所を確保するなど、他の避難者が避難生活を営む上で支障とならないよう、可能な限り、必要な措置を講じるよう努める。

## 第18節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬（市民生活部、保健福祉部、消防本部）

災害により、行方不明となった者や死亡した者の存在が確認された場合、市は、警察及び医療関係機関と連携し、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬を実施する。

### 第1 行方不明者の捜索

市は、警察と連携し、災害により現に行方不明の状態にある者等を捜索する。

#### 1 実施方法

- (1) 市は、警察、消防団、自主防災組織等と連携協力して、災害により現に行方不明の状態にある者、死亡と推定される者及び遺体を捜索する。
- (2) 市は、被害の状況から、行方不明者が多数存在し、市単独では捜索が困難であると判断したときは、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に対し、自衛隊の応援要請を依頼する。

#### 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

##### (1) 対 象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

##### (2) 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

##### (3) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 第2 遺体の処置等

市は、警察、日本赤十字社栃木県支部及び医療関係機関等と連携し、災害により死亡した者の処置等を行う。

#### 1 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮し、次により実施する。

- (1) 身元の確認及び検視



市は、警察が実施する身元の確認及び検視に協力する。

(2) 検 案

市は、小山地区医師会や日本赤十字社栃木県支部等が実施する検案に協力する。

(3) 遺体安置所の設置

ア 安置所は、原則として公共施設の中から確保し、不足する場合には寺院等に依頼する。

イ 遺体の安置に必要な資材の確保に努める。

(4) 遺族への引渡し

身元が判明した遺体は遺族に連絡し引き渡す。身元不明者については、行旅死亡人として取扱う。

## 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

(1) 対 象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、第3の対策のとおり。）を行う。

(2) 内 容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(3) 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

(ア) 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額

(イ) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内

ウ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(4) 期 間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 第3 遺体の埋火葬

市は、災害により死亡した者の遺族が、災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の埋火葬を行う。

また、市で対応が困難な場合、県に対し応援を要請する。

### 1 実施方法

## 第18節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬（市民生活部、保健福祉部、消防本部）

### (1) 埋火葬許可証の発行

埋火葬の手続きを行い、埋火葬許可証を発行する。ただし、緊急の場合は許可証の発行に関する特例措置を講ずるよう、県と協議する。

### (2) 火葬場

遺体は、小山聖苑において火葬する。ただし、不足する場合は、他市町村に受入れを要請し、搬送する。

## 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

### (1) 対 象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬を対象とする。

### (2) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

### (3) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### (4) 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、前記アに準じて実施する。

## 第4 動物取扱対策

### 1 動物保護管理対策

市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(1) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

(2) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

(3) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

(4) 飼い主及び行方不明となった飼い犬の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連

絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

- (5) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- (6) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

## 2 死亡獣畜の処理

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市が行う。

また、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、県と協力して適切な措置を実施する。

- (1) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- (2) 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ア 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

イ 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

ウ 処理方法

### (ア) 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

### (イ) 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。（約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル（燃焼を高める鉄の格子）、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

## 第19節 障害物除去活動（建設水道部）

災害により障害物が発生した場合は、原則として各施設の管理者が除去する。このため、市は、建設業関係団体の協力を得て、通行の妨げとなる道路上の障害物等を迅速に除去する。

### 第1 道路の障害物の除去

#### 1 実施主体

各道路管理者は、管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。なお、重要物流道路及び緊急輸送道路を、優先するなど、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施する。

#### 2 被害状況の把握

市は、道路パトロール又は住民や関係機関から収集した情報により、被害状況を把握する。

#### 3 除去の実施

市は、自ら障害物を除去するとともに、建設業関係団体の協力を得て、人員・使用資機材等を確保し、迅速に障害物を除去する。

#### 4 車両移動等の実施

(1) 道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

イ 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

(2) 土地の一時使用等

(1)の措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

(3) 関係機関等との連携

放置車両対策を実施するにあたっては、国、県、警察等と相互に緊密な連携に努める。

### 第2 河川の障害物の除去

各河川管理者は、河川の流水を阻害する危険のある障害物を速やかに除去する。

### 第3 住宅等建築物にかかる障害物の除去

#### 1 除去の実施

原則として所有者又は管理者が、家屋の倒壊等により生じる障害物を除去し処分する。ただし、災害救助法が適用され、生活に支障をきたし、自力で処理することが困難な場合を除く。

#### 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

##### (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

##### (2) 内容

作業員、技術者等を動員して除去する。

##### (3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費は災害救助法施行細則第2条で定める額以内

##### (4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 第4 障害物集積所の確保

市は、大量の障害物を一時的に保管する必要があるときは、交通や応急対策活動に支障のない場所を、集積所に選定し、障害物を集積する。

### 第5 除雪活動

#### 1 家屋等の除雪活動

市は、住民に対して家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティア等の協力を求める。

#### 2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭あいな生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

## 第20節 廃棄物処理活動（市民生活部、建設水道部、小山広域保健衛生組合）

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、市は、県及び関係業者等と連携し、通常の生活ごみやし尿の他、避難所ごみ、災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

### 第1 災害廃棄物の処理

#### 1 体制整備・情報収集

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

#### 2 発生量及び処理可能量

市は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

#### 3 仮置場の設置・運営

市は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場、または仮置場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

#### 4 住民等への周知

市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の開設状況及び利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

#### 5 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

#### 6 処分・再資源化

市は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

組合は、災害規模に応じて二次仮置場を設置し、市が設置した一次仮置場で保管した廃棄物の種類ごとに焼却処理、破碎・選別処理した後に受け入れ先に搬出する。また、破碎・選別処理を行うなどして回収

した資源物は、再生資材としての利用先の確保を図る。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取扱う。

#### 7 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市が自ら解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

## 第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

### 1 体制整備・情報収集

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

### 2 発生量及び処理可能量の推計

市は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

### 3 住民等への周知

市は排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

### 4 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

### 5 処分・再資源化

市は、し尿やごみの発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

組合では、仮設トイレから搬出されたし尿をし尿処理施設で処理を行うが、施設が被災し稼働できない場合は、下水道処理施設での処理を行う。また、凝固剤で固めたし尿は、焼却施設で処理を行う。

## 第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市は、その特性を踏まえ次の事項に留意して早急に処理する。

### 1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策を行う。

### 2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。



3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。



## 第21節 公共施設等応急対策（建設水道部）

災害により、道路施設及び上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受け、機能が停止又は低下した場合、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、他の応急対策に対しても支障をきたすことから、市は、各施設管理者と協力し、円滑に応急復旧対策を実施するとともに、住民に対し、施設の復旧の見込み等の災害情報を提供する。

### 第1 道路施設の応急対策

災害により被害を受けた道路・橋梁施設において、早急に施設の安全を確保し、住民の避難及び緊急物資の輸送等の応急活動を円滑に実施するため、各道路管理者は、建設業関係団体の協力を得て、被災した道路・橋梁施設の応急復旧措置を実施する。

#### 1 被害情報の収集・伝達

各道路管理者は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、道路パトロールによる緊急点検等を実施し、施設の被害状況等を収集するとともに、関係機関に伝達する。

市は、市の実施する各応急対策活動の安全を確保するため、各道路管理者から被害状況を収集し、各応急対策班に伝達する。

#### 2 応急対策の実施

##### (1) 交通規制の実施

各道路管理者は、道路等が被災し通行上危険であると認める場合は、警察と連携し、通行の禁止、制限の措置を実施するとともに、必要に応じて、う回路の選定等の措置を講ずる。

##### (2) 交通の確保

各道路管理者は、建設業関係団体の協力を得て、簡易な応急復旧作業を実施し、通行の確保を図る。特に、緊急輸送道路等、物資の輸送にあたり重要な機能を果たす道路は、優先して応急復旧作業を実施する。

##### (3) 二次災害の防止

各道路管理者は、道路等の被害が拡大するおそれがある場合は、必要な応急措置を実施するとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

##### (4) 道路占用施設の管理者との連携

各道路管理者は、電気、ガス、水道等道路占用施設の管理者から、被害発生の連絡を受けたときは、必要な安全確保措置を実施するとともに、協力して事後の応急復旧を実施する。

### 3 広 報

各道路管理者は、交通の混乱防止、応急復旧作業の円滑な実施のため、住民等に対し、次の情報を提供する。

- (1) 災害発生箇所及びその被害状況
- (2) 通行規制及び迂回路の状況
- (3) 復旧の見込み等

## 第2 水道施設の応急対策

市は、住民の飲料水及び生活用水を確保するため、工事関係者と連携し、速やかに被災した水道施設の応急復旧措置を実施する。

また、市単独による応急復旧が困難な場合は、県、日本水道協会等に対し、応援を要請する。

### 1 被害情報の収集・伝達

市は、災害発生後ただちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

### 2 応急対策の実施

#### (1) 取水・導水・浄水施設の応急対策

市は、浄水施設等が破損した場合、迅速に被災箇所の応急復旧措置を実施するとともに、断水区域を最小限とするよう配水調整を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 送水・配水・給水管の応急対策

市は、配水管等が破損し、漏水が著しく、給水を一時的に停止することが適当と判断される場合は、送水を停止し、破損箇所の応急修理を行うとともに、周辺の通行規制、仮設管の設置等、必要な措置を講じる。

### 3 広 報

市は、水道の供給停止による社会不安の解消のため、住民に対し、次の情報を提供する。

- (1) 断水・減水等の被害状況
- (2) 給水車による応急給水の活動状況
- (3) 復旧の見込み等

### 第3 下水道施設の応急対策

市は、下水道施設の損壊によるトイレの使用制限等を解消するため、工事関係業者と連携し、速やかに施設の応急復旧措置を実施する。

また、市単独による応急復旧が困難な場合は、県、日本下水道事業団等に対し、応援を要請する。

#### 1 被害情報の収集・伝達

市は、災害発生に対して、ただちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

#### 2 応急対策の実施

##### (1) 処理場・ポンプ場施設の応急対策

市は、処理場等が破損した場合は、本復旧までの一時的な処理場機能の確保を図るため、仮配管の布設など被災した施設の応急復旧措置を実施する。

##### (2) 管きよ、マンホールの応急対策

市は、管きよやマンホールが破損した場合は、破損箇所の応急修理や仮管きよの設置等の応急措置を実施するとともに、周辺への通行規制等必要な措置を講じる。

#### 3 広報

市は、下水道施設の機能不全による社会不安を解消するため、住民に対し、次の情報を提供する。

(1) 施設の被害状況、及びそれによるトイレ等の使用制限

(2) 復旧の見込み等

### 第4 電気施設の応急対策

電力事業者は、防災業務計画の定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力の確保を図るため、必要な応急措置を実施するよう努める。

#### 1 被害情報の収集・伝達

電力事業者は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

#### 2 応急対策の実施

被災した施設の早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に配慮する。

### 3 広 報

電力事業者は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 第5 都市ガス施設の応急対策

ガス供給事業者は、防災業務計画の定めるところにより、被害を最小限に抑えるとともに、ガス供給の早期復旧を図るため、必要な応急措置を実施するよう努める。

### 1 被害情報の収集・伝達

ガス供給事業者は、災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、ただちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

### 2 応急対策の実施

被災した施設の早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に配慮する。

### 3 広 報

台風、洪水、火災等による災害の広報活動は、二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため極めて重要であり、次により迅速、適切に実施する。

#### (1) 災害発生直後の広報

##### ア 利用者に対する広報活動

テレビ、ラジオ、広報車などを通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

##### イ 報道機関に対する広報活動

地元をはじめとするテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害防止の観点から、保安確保のための緊急放送を依頼する。

また、必要に応じて、マイコンメーターの取扱い方法についても放送を依頼する。

##### ウ 地方自治体、警察、消防等に対する広報活動

都市ガスに関する被害情報を連絡するとともに、保安確保や利用者広報に対する協力を要請する。

(2) ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。

このため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても適切な広報を行う。

ア 利用者に対する広報活動

報道機関や諸官公庁への協力要請等により、供給停止や保安確保に関する情報を周知してもらうよう努め、地区全体や個々の消費者の復旧作業内容、スケジュール、復旧見通し等を、ちらし、広報車、社告、ハンドマイク、個別訪問等で可能な限り提供するように努める。

イ 報道機関・地方自治体等に対する広報

(ア) 報道機関、地方自治体等に対して随時情報提供し、利用者の理解と協力を得られるように、報道や公的周知の面での協力を要請する。

(イ) 関係省庁、地方自治体、警察、消防、自治会等と復旧状況報告などを通して情報を密にする。

(ウ) 市ホームページの活用も考慮する。

## 第6 通信施設の応急対策

電気通信事業者は、防災業務計画の定めるところにより、通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施するよう努める。

### 1 被害情報の収集・伝達

施設の被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達する。

### 2 応急対策の実施

被災した施設の早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に配慮する。

### 3 広 報

通信の途絶による社会不安の解消のため、被害状況や復旧の見込み等について情報の提供を行う。

## 第22節 農地・農業用施設応急対策（産業観光部）

災害により農作物及び農地・農業用施設に被害が発生した場合は、市及び施設等の管理者は、農業関係団体と連携して、農作物や各施設の被害状況を速やかに把握し、適切な応急復旧措置を実施する。

### 第1 家畜伝染性疾病予防体制

県、市は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

#### 1 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市が実施する。

#### 2 応急対策の実施

- (1) 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握、県への通報
- (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- (3) その他必要な指示の実施

#### 3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第18節第4に準じて行う。

### 第2 農地の応急対策

#### 1 被害情報の収集・伝達

市は、洪水等により農作物に被害が発生したときは、農業協同組合等と連携し、迅速に農作物の被害状況を調査し、関係機関に伝達する。

#### 2 応急対策

市は、農業協同組合等と連携し、農作物の被害状況に応じ、生産管理技術等の周知、病害虫の発生予防等の応急対策を実施する。



### 第3 農業用施設の応急対策

#### 1 施設の点検、監視等

##### (1) 農業用施設の点検・監視等

各施設管理者は、水害・台風、竜巻等風害・雪害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行うとともに、河川の水位の上昇等から危険と判断する場合は、排水機場を稼働させるなど、災害防止のための必要な措置を実施する。

##### (2) 関係機関への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

##### (3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ため池、頭首工、用排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防機関を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

#### 2 災害応急復旧対策

##### (1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所等）に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

##### (2) 応急対策の実施

各施設管理者は、施設に被害が発生したときは、建設業関係団体等の協力を得て、迅速に破損箇所の応急修理を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第23節 危険物施設等応急対策（消防本部）

危険物施設等が被災し、危険物等の爆発、漏えいによる二次災害の発生が懸念されるとき、市は被害の発生防止のため、県等関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

### 第1 被害の拡大防止に関する共通事項

#### 1 被害の拡大防止活動

市は、危険物災害が発生したときは、危険物等の流出・拡散を防止するため、危険物等取扱事業所と連携し、流出した危険物の除去等、被害の拡大防止のための必要な措置を実施する。

また、被害を受けた施設の管理者に速やかに情報を伝達し、二次災害の発生を防止する。

#### 2 危険物等の大量流出に対する応急措置

市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、ただちに県、警察及び関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

#### 3 救急救助及び消火活動

市は、危険物災害の発生により負傷した者に対し、救急救助活動を実施するとともに、火災が発生した場合は速やかに消火活動にあたりるとともに、周辺への延焼を防止する。

#### 4 施設の応急措置

危険物等を取扱う事業所は、施設の損壊等異常個所を発見したときは、迅速に応急修理等を実施するとともに、被害状況から判断して、機器類の緊急停止を行う。

#### 5 交通の状況の把握

市は、県、警察、道路管理者、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 6 交通規制

警察は、各道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、ただちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、市は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との災害時応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

## 7 住民の避難

市は、警察と連携し、事故現場付近の住民の安全を確保するため、本章第9節「避難指示等の発令」に準じ、迅速に避難誘導を行う。

## 8 広報

市は、危険物災害が発生したときは、被害の状況に応じ、災害発生現場、被害状況、交通規制等の情報を、安全安心情報メール等の通信手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。

# 第2 危険物事故の応急対策

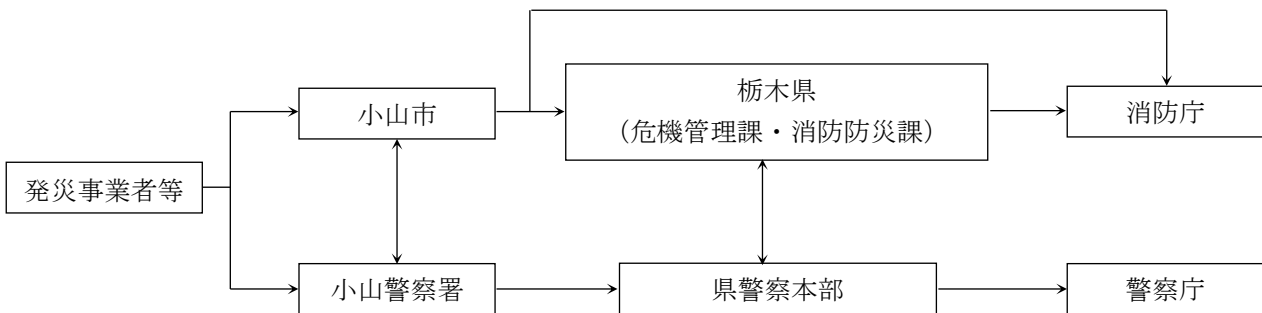
## 1 情報の収集・伝達

市は、危険物施設等における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で本章第4節「被害情報の収集・報告」に掲載する、「栃木県火災・災害等即報要領」（以下「要領」という。）の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 2 応急対策

市は、危険物施設から危険物が流出したときは、河川等への流出を防止するため、オイルフェンス、吸着マット等回収用資機材等を活用し、漏えい範囲を最小限に抑えるため必要な措置を実施する。

また、危険物の性質を把握し、引火による火災発生のおそれがある場合は、薬剤等を使用するなど必要な措置を実施する。

### 第3 ガス事故の応急対策

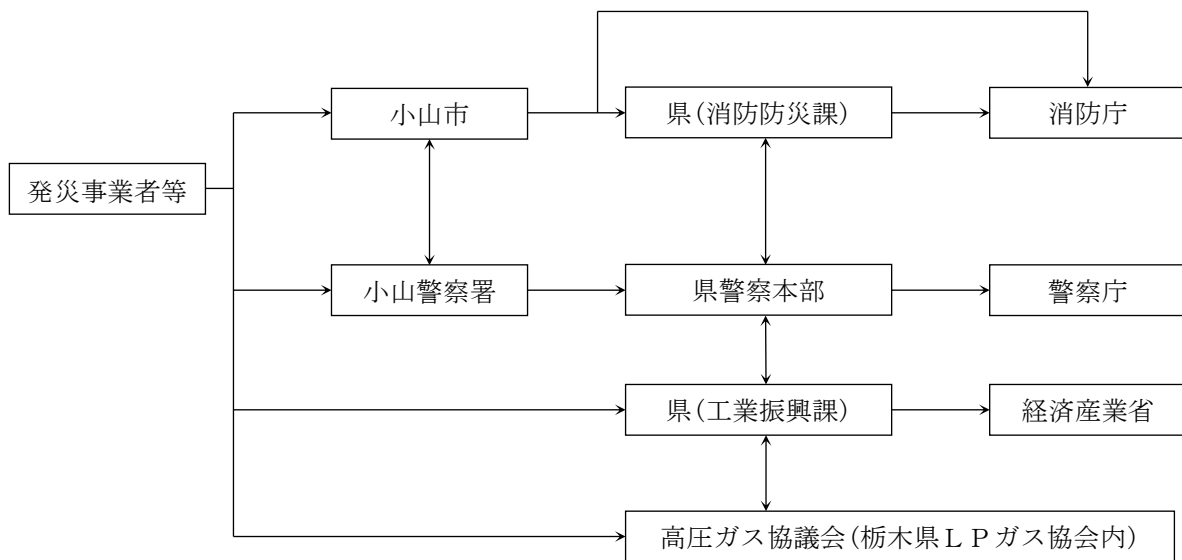
#### 1 情報の収集・伝達

市は、ガス製造等施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



#### 2 LPガス・一般高圧ガス災害の対策

- (1) 市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、高圧ガスの性質を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を実施する。
- (3) 消防機関は、ガス濃度の測定を適時実施するほか、ガスの性質を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に備える。

#### 3 都市ガス災害の対策

- (1) 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。
- (2) 消防機関は、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害に留意し、消火活動等応急対策を実施する。

## 第4 火薬類事故応急対策

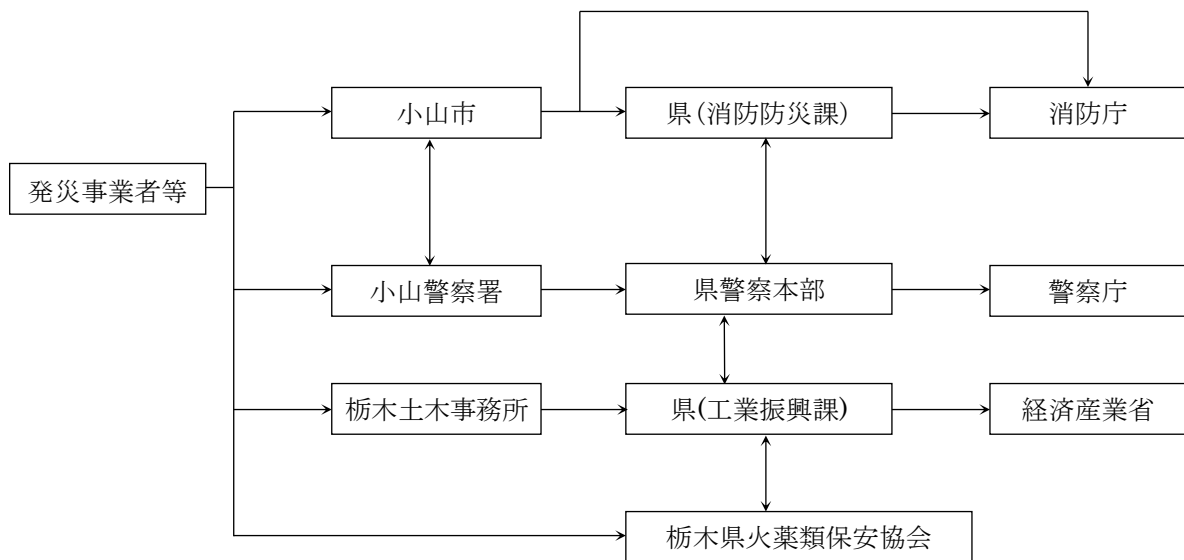
### 1 情報の収集・伝達

市は、火薬類取扱施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 応急対策

市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

## 第5 毒物・劇物事故応急対策

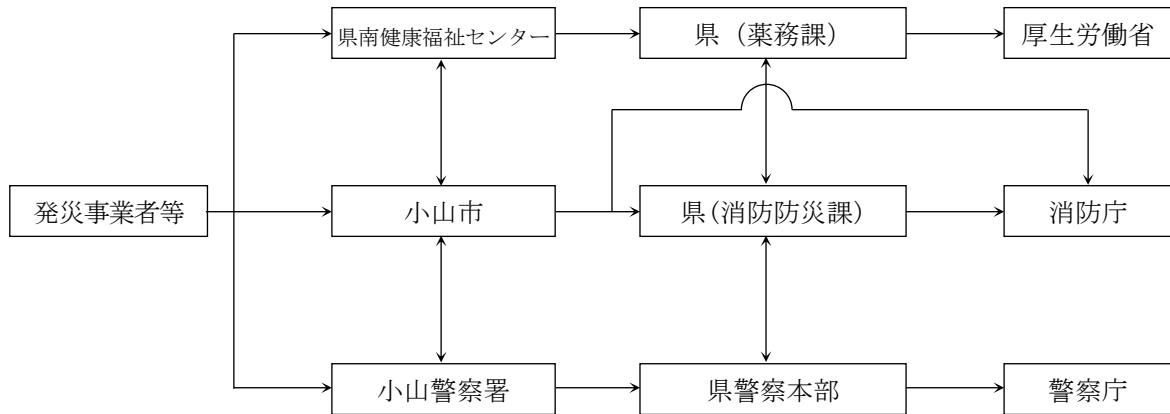
### 1 情報の収集・伝達

市は、毒物・劇物取扱施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 応急対策

市は、毒物・劇物が流出したときは、漏えい範囲を最小限に抑えるため必要な措置を実施する。

また、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

## 第24節 文教対策（教育委員会）

学校は、災害が発生したときは、児童生徒の生命、身体の安全を、第一に確保するとともに、復旧状況に応じ、適切な応急教育を実施するよう努める。市は、教育の早期再開に向け、必要な応急復旧措置を実施する。

### 第1 学校における応急対策

学校長は、災害が発生したときは、あらかじめ定める学校安全計画に基づき、児童生徒の生命、身体の安全確保を図るとともに、適切な応急教育の実施等、必要な応急措置を実施する。

#### 1 災害発生前における事前措置

市は、各学校等との連絡体制を整え、第1次警戒体制段階で、避難所開設に対応できるよう、学校長に対して学校での待機を指示するとともに、市内の高校・大学等の学校長に対しても自宅での待機を依頼する。

学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ、又は繰り上げ、部活動の停止等、児童生徒の安全確保を図るため、必要な応急措置を実施する。また、臨時休業等の措置を実施したときは、速やかに市教育委員会に報告する。

#### 2 災害発生直後における応急措置

##### (1) 児童生徒の避難誘導

学校長は、災害の状況を的確に判断し、児童生徒を安全な場所に避難誘導するとともに、児童生徒の被災状況を確認し、負傷者等が発生した場合は、応急救護措置を実施するほか、市教育委員会に報告する。

##### (2) 施設の被害状況の調査

学校長は、学校施設の被害状況を調査し、被害の有無にかかわらず、速やかに市教育委員会に報告する。

##### (3) 避難所開設・運営の協力

学校長は、災害対策本部から、避難所の指定について指示を受けたとき、又は住民が自主的に学校に避難してきたときは、避難所として開設するとともに、運営に協力する。

また、要配慮者が避難するときは、要配慮者の特性に配慮した施設の開放に努める。

##### (4) 児童生徒の安全確保

学校長は、市教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒の安全確保に努める。

### 3 教育活動の再開

学校長は、施設の復旧状況を考慮しながら、教育活動の早期再開に努める。

#### (1) 教育施設の確保

ア 学校長は、当該敷地内で被災を免れた施設がある場合はその施設を使用し、使用可能な施設がない場合は最寄りの公共施設を使用するなど、教育施設を確保する。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

#### (2) 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携し、教職員の確保に努める。

ア 同一市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。

イ 同一市における被災の状況がひどく、前出のアによることが困難な場合は、県教育委員会が、県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

ウ 県立学校については、県教育委員会は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校に支援のために派遣する。

#### (3) 給食の実施

市教育委員会は、学校の再開に合わせて、給食も再開できるよう必要な措置を実施する。ただし、食材等の調達が困難な場合は、食料品関係業者等の協力を得て、食料を確保し、児童生徒に供給する。

#### (4) こころのケア対策

市教育委員会は、災害の発生による衝撃や、長引く避難生活により、ストレス等精神的不調をきたした児童生徒に対し、適切な処置を施すため、次の対策を実施する。

ア 学校へのカウンセラーの派遣

イ こころのケア対策に関する教職員研修の実施

ウ その他、必要なこころのケア対策

#### (5) 学用品等の調達・支給

市教育委員会は、災害救助法が適用された場合は、教科書、学用品等の調達・供給を行う。



《災害救助法の適用基準》

ア 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

エ 給与の期間

災害発生の日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

## 第2 学校以外の文教施設における応急対策

博物館、公民館、体育館等学校以外の文教施設の管理者は、施設利用者の安全を確保するとともに、施設の被害状況を速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。

### 第3 文化財の保護

#### 1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合にはただちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、文化振興課長とする。通報を受理したときは、被害状況をとりまてめて県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

#### 2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

### 第4 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

## 第25節 住宅応急対策（建設水道部、都市整備部）

市は、被災した住宅の被害調査を実施し、二次災害を防止するとともに、住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することが困難な被災者の住居の確保を図るため、関係機関と連携し、仮設住宅の建設等、必要な応急復旧措置を実施する。

### 第1 被災宅地の調査

#### 1 被災宅地危険度判定調査

市は、水害等により大規模かつ広範囲に被災した宅地について二次災害を軽減及び防止し、住民の安全を確保するため、宅地判定士及び判定調整員による宅地危険度判定を実施する。

#### 2 調査体制の整備

市は、災害により宅地被害が発生したときは、ただちに宅地判定士及び判定調整員による、宅地の危険度判定を実施する。ただし、宅地判定士及び判定調整員が不足する場合は、県に対し、判定士の派遣を要請する。

#### 3 調査の実施

宅地判定士及び判定調整員は、あらかじめ定められた調査票により、被災した建築物等の客観的な危険度を判定する。判定結果は、3種類の判定ステッカーを用い、宅地所有者の他、通行人に対しても判定内容が分かるように、道路から見やすい場所に表示する。

ステッカーの種類	判定内容
危険（赤）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この宅地に立ち入ることは危険です</li> <li>立ち入る場合は専門家に相談してください</li> </ul>
要注意（黄）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この宅地に立ち入る場合は十分注意してください</li> <li>応急的に補強する場合には専門家にご相談ください</li> </ul>
調査済（青）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この宅地の被災度は小さいと考えられます</li> </ul>

#### 4 広報

市は、判定結果に対し、住民の混乱を招かないよう、制度の目的・内容等を周知徹底する。

#### 5 住家の被害認定と意向調査

市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等の基礎資料を作成するため、第4節に定める住家の被害認定調査を迅速に実施する。

また、被害認定調査の際に、仮設住宅への入居希望の有無等、住宅のニーズ調査もあわせて実施し、住宅応急対策の目標設定のための基準とする。

## 第2 公営住宅等の一時供給

市は、市営住宅等のうち入居可能な施設がある場合は、被災者に対し、仮住宅として提供する。

### 1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

### 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合は、市は県に対し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを要請する。

## 第3 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

### 1 対象

住家が全焼し、全壊し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできない者。

### 2 内容

#### (1) 建設型仮設住宅（建設し供与するもの）

##### ア 建設予定地の選定方法・基準

##### (ア) 建設予定地の選定方法

建設予定場所については、あらかじめ建設可能な用地を選定する。

##### (イ) 建設予定地の基準

応急仮設住宅の建設用地については、飲料水が得やすく、安全上、保健衛生上適当な場所とする。

##### イ 住宅の規模

1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

ウ 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

(2) 借上型仮設住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの）

ア 住戸の規模

世帯の人数に応じて(1)のイの規模に準ずる。

イ 実施方法

県と連携し、「災害時における民間賃貸住宅の被災者に関する協定」に基づき応急借上げ住宅の提供を行う。

3 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期 間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3か月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

## 第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対 象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内 容

市は、業者活用等により修理を実施する。

## 第25節 住宅応急対策（建設水道部、都市整備部）

### 3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

### 4 期間

応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

### 1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

### 2 内容

市は、県と連携し、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を被災者に提供する。

## 第26節 ボランティア受入・活動支援（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）

災害により、市内外のボランティアから救援活動等の申出を受けた場合、市は、社会福祉協議会及びボランティア関係団体に積極的に協力し、円滑で効果的なボランティア活動を実施できるよう、必要な環境整備に努める。

### 第1 専門ボランティアの派遣要請

市は、災害応急活動を実施するにあたり、医療・介護や土木・建築等、専門的な知識・技術を有する者又は特定の資格を有する職業の者の応援が必要な場合は、県又は各関係機関に対し、専門ボランティアの派遣を要請する。

#### 1 専門ボランティアの応援要請

市は、被害状況及び各応急活動の実施状況に応じて、必要と判断される専門ボランティアを把握し、県又は各関係機関に応援を要請する。

#### 2 受入体制の整備

市は、専門ボランティアの活動範囲を、他の実施機関と競合しないよう調整するとともに、参集場所や宿泊先を確保するなど、受入体制を整備する。

### 第2 一般ボランティアの受入

市は、災害ボランティアによる支援が必要と判断し、救援活動等の申出を受け入れる場合は、社会福祉協議会及びボランティア関係団体に積極的に協力し、災害ボランティアセンターの開設場所の提供等、円滑で効果的なボランティア活動を実施するため、必要な支援を実施するよう努める。

#### 1 災害ボランティアセンターの開設

社会福祉協議会は、被災状況に応じ、ボランティア活動の総合調整を行うため、災害ボランティアセンターを開設する。また、被災者のニーズ調査を実施するなど、地域の実情に応じたボランティア活動が実施できるよう、必要な体制の整備を行う。

#### 2 ボランティアの主な活動分野

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 避難所における炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動

## 第26節 ボランティア受入・活動支援（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）

- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

### 3 市の支援等

- (1) 市は、災害ボランティアセンターの開設場所について、社会福祉協議会と調整し、必要な公共施設の提供を行う。
- (2) 市は、災害ボランティアセンターに対し、ボランティア活動に必要な情報を提供するとともに、情報の共有を図るため、災害ボランティアセンターに職員を派遣する。また、活動に必要な資機材等の提供について支援する。



## 第27節 義援物資・義援金・見舞金の受入（総合政策部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、出納室）

災害が発生し、他市町村又は民間団体等から、義援物資及び義援金の提供の申出を受けた場合、市は、関係機関の協力を得て、必要な受入体制を迅速に整備するとともに、適正な保管に努める。

### 第1 義援物資の受入

#### 1 義援物資受入の周知

市は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 受入を希望する物資及び希望しない物資の一覧（必要とする物資は、需給状況により常に変更されるため、随時情報の更新を行う。）
- (2) 受入担当窓口（行政総務課）
- (3) 義援物資の受入場所

#### 2 義援物資の受入・保管

義援物資は、物資集積場所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資リストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

また、物資の過不足が生じないように、物資の保管状況を常に把握するとともに、特に消費期限のある物資は期限切れとならないよう、留意する。

#### 3 義援物資の需給調整と情報発信

市は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結びつけ、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

#### 4 義援物資の配分

市は、避難所における状況を踏まえて、物資の配分基準を作成し、効率的な配分を行う。

### 第2 義援金等の受入

#### 1 義援金及び見舞金受入の周知

市は、義援金及び見舞金を受け入れる場合は、報道機関等の協力を得て、次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名等）
- (2) 受入窓口（危機管理課）

## 2 義援金及び見舞金の受入・保管

市は、受け入れた義援金については、配分が決定するまで、歳入歳出外現金として適正に管理し、見舞金については、市の歳入とする。

## 3 義援金の配分

- (1) 市は、総合政策部を事務局とし、市及び社会福祉協議会等により構成された配分委員会を設置する。
- (2) 配分委員会は、配分の対象、基準、方法等を定めた配分計画を作成する。義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。
- (3) 市民生活部は、配分計画に基づき義援金の配分を行う。

## 4 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

## 第3 義援物資・義援金の受入に関する留意事項

- (1) 市は、原則として、災害時応援協定等を締結する自治体・企業等から義援物資を調達し、不足する場合にそれ以外の団体等へ物資提供の協力依頼を行う。
- (2) 原則として、個人からの義援物資は受け入れないこととし、義援金での支援に理解を求めるよう努める。
- (3) 市は、災害ボランティアセンターの協力を得て、義援物資の適正な保管・配分に努める。

## 第3章 災害復旧・復興対策計画

災害応急活動が概ね終了した後、民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るとともに、被害の再発を防止するため、市及び各防災関係機関が講じるべき措置を、以下のとおり定める。

### 第1節 災害の復旧と災害復興計画の策定（全 部）

大規模な災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合、市は、関係機関と連携し、総合的かつ計画的に復興対策を推進する。

#### 第1 迅速な現状復旧

市その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘察し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (4) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

#### 第2 復興方針の策定

市は、被災状況及び地域特性等を踏まえ、災害に強くかつ快適な都市環境の再生を目指した復興方針を、住民及び防災関係機関等と協働して、策定する。

#### 第3 復興事業計画の策定

市は、復興の方針に基づき、具体的な復興事業計画を策定する。主な復興事業計画及びその具体的内容については、次のとおりである。

- (1) 都市基盤の復興に関する計画
  - ア 市街地の再生
  - イ 交通網の整備
  - ウ 新たな防災拠点の整備
- (2) 生活の復興に関する計画
  - ア コミュニティの再生
  - イ 住環境の整備
  - ウ 保健福祉・教育環境の充実

第1節 災害の復旧と災害復興計画の策定（全 部）

(3) 産業の復興に関する計画

- ア 中小企業等の再建
- イ 雇用の確保
- ウ 企業の誘致促進

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

災害により住居を喪失するなどの被害を受けた住民に対し、自力復興を促進するため、市及び関係機関は、経済的援助等の各種支援制度を整備し、市民生活の早期安定を図るよう努める。

### 第1 相談所の設置

市は、避難所等における被災生活や被災者の自立支援に関する相談窓口として、市役所内又は必要に応じ、市民相談所を設置する。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

### 第2 罹災証明書の発行

市は、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」等による各種支援措置や租税の減免措置の適用に必要な、家屋の被害程度を証明するため、以下の事項を記載した、罹災証明書を遅滞なく発行する。

#### 1 罹災証明の証明する項目

(1) 家屋の損壊等に関するもの。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊
- イ 流失、床上浸水、床下浸水等

(2) 家屋の火災に関するもの。

- ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- イ 全損、半損、小損等

#### 2 罹災台帳の作成

市は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被災した家屋の被害認定調査を実施し、その結果を罹災台帳に登録する。罹災台帳の作成は納税課、市民税課、資産税課が行う。

#### 3 罹災証明書の発行事務

市は、被災者から、罹災証明の申請があったときは、上記台帳で罹災状況を確認し、罹災証明書を遅滞なく発行する。

なお、罹災証明書の様式は、資料8-8に示すとおりとする。

### 第3 市民税等の徴収猶予・減免

市は、被害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき市税の申告・納付期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を実施する。

## 第4 融資・貸付等による生活再建支援

### 1 経済・生活面の主な支援制度

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度		窓 口
住家が被害を受け、又は死亡等の人的被害を受けたとき。	小山市小災害見舞金 (小山市小災害見舞金支給規則)	支給	福祉課
世帯主が死亡し、経済基盤を失ったとき。	災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	支給	福祉課
負傷や疾病により障害を被ったとき。	災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	支給	福祉課
当面の生活資金や生活再建の資金が必要 なとき。	被災者生活再建支援制度 (栃木県被災者生活再建支援金交付要綱)	支給	福祉課
	小山市被災者生活再建支援金 (小山市被災者生活再建支援金支給要綱)	支給	福祉課
	災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	貸付	福祉課
	生活福祉資金貸付制度 (栃木県社会福祉協議会)	貸付	社会福祉協議会
	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	貸付	子育て家庭支援課

#### (1) 小山市小災害見舞金

小災害により被災した市民に対して支給するものとする。

##### ア 用語の定義

- (ア) 小災害 火災、風水害等の不慮の災害で災害救助法の適用されないもの。
- (イ) 全壊世帯 小災害により住家が全焼、全壊、流出、又は全埋没した世帯。
- (ウ) 半壊世帯 小災害により住家が半焼、半壊又は半埋没した世帯。
- (エ) 床上浸水世帯 小災害により住家が床上浸水した(半壊に至る場合を除く。)世帯。
- (オ) 遺族 小災害により死亡した者の遺族(災害弔慰金の支給等に関する条例第4条に規定する範囲及び順位によるものとし、同条例第3条の規定により災害弔慰金の支給を受けた遺族を除く。)
- (カ) 負傷者 小災害により負傷し、当該不詳の程度が1か月以上の入院加療を要すると認められる者。

イ 見舞金の支給基準

(ア) 住家の被害

- a 全壊世帯の世帯主に対し 100,000円
- b 半壊世帯の世帯主に対し 50,000円
- c 床上浸水世帯の世帯主に対し 30,000円

(イ) 人的被害

- a 遺族に対し（弔慰金） 100,000円
- b 負傷者に対し（負傷者見舞金） 50,000円

(2) 災害弔慰金

災害により死亡した遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する。

ア 災害弔慰金の支給額

- (ア) 生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給
- (イ) その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給

イ 支給の対象

- (ア) 災害により死亡した方（小山市に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族
- (イ) 支給の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母

※対象となる災害は、自然災害により市内で住居が5世帯以上滅失した災害等

(3) 災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

ア 災害障害見舞金の支給額

- (ア) 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給
- (イ) その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給

イ 支給の対象

- (ア) 両眼が失明した人
- (イ) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った人
- (カ) 両上肢の用を全廃した人
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った人
- (ク) 両下肢の用を全廃した人
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

※対象となる災害は、自然災害により市内で住居が5世帯以上滅失した災害等

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### (4) 被災者生活再建支援制度

災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援することで、住民生活の安定と被災地の速やかな復興を目指す。

#### ア 対象となる自然災害

- (ア) 本市において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生したとき。
- (イ) 本市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したとき。
- (ウ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したとき。

#### イ 対象となる被災世帯

- (ア) 住宅が「全壊」した世帯
- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### ウ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

#### (ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (イ(ア)に該当)	解体 (イ(イ)に該当)	長期避難 (イ(ウ)に該当)	大規模半壊 (イ(エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### (イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

#### エ 支給に係るその他の要件

- （申請時の添付書面）・基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- ・加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
- （申請期間）・基礎支援金：災害発生日から13か月以内
- ・加算支援金：災害発生日から37か月以内

### (5) 小山市被災者生活再建支援金

市内で発生する自然災害（支援法第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）において、住家に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援するため支給する小山市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

支援対象となる災害は、支援法が適用されない区域に係る自然災害とし、栃木県の被災者生活再建支援制度に基づき公益財団法人栃木県市町村振興協会が支援対象の災害として認定したものとする。



## (6) 災害援護資金貸付金

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸付を行う。

## ア 貸付限度額

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

## イ 対象

- (ア) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上
- (イ) 家財の1/3以上の損害
- (ウ) 住居の半壊又は全壊・流失

## ウ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円

※対象となる災害は、自然災害において県で災害救助法が適応された市町が1以上ある場合の災害

## (7) 生活福祉資金貸付制度（事業主体：栃木県社会福祉協議会）

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行う。

生活福祉資金には、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）や、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）の貸付がある。

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### ア 緊急小口資金

（火災等被災によって生活費が必要な時）

貸付上限額	10万円
据置期間	2ヵ月以内
償還期限	1年以内
貸付利子	無利子
対象世帯	低所得世帯

### イ 福祉資金福祉費

（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

貸付上限額	150万円（目安）
据置期間	6ヵ月以内
償還期限	7年以内（目安）
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
対象世帯	低所得世帯

### ウ 福祉資金福祉費

（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）

貸付上限額	250万円（目安）
据置期間	6ヵ月以内
償還期限	7年以内（目安）
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
対象世帯	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※イ及びウは、「災害弔慰金の支給に等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外（災害援護資金）

## (8) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金

### ア 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金とは、母子・父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行う。

災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講ずる。

イ 対象

(ア) 母子福祉資金

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母とその児童

(イ) 父子福祉資金

20歳未満の子を扶養している父子家庭の父とその児童

(ウ) 寡婦福祉資金

寡婦、40歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方（扶養している子どもがいない方は、前年の所得が一定額以下の方）

2 住居の確保・再建のための主な支援

再建の意向	活用できる支援制度	窓口
応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理 (災害救助法)	建築課
住まいを補修したい	小山市被災者住宅復旧支援事業 (小山市被災者住宅復旧支援条例)	福祉課
住まいを補修したい 住まいを建て替え・取得したい	住宅金融支援機構の融資 ①災害復興住宅融資（建設） ②災害復興住宅融資 （新築購入、リ・ユース購入） ③災害復興住宅融資（補修） ④機構融資の返済方法の変更	住宅金融支援機構

(1) 住宅の応急修理

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 応急修理は、市が業者に委託して実施する。

イ 修理限度額は1世帯当たり58万4千円（平成30年度基準）である。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。

ウ 以下の要件を満たす者が対象となる。

(ア) 災害により住宅が半壊又は半焼した者

(イ) 応急仮設住宅等に入居していない者

(ウ) 自ら修理する資力のない世帯（生活保護法による被保護者・要保護者、失業した世帯等）

(2) 小山市被災者住宅復旧支援事業

自然災害により住宅に被害を受けた市民のうち国等の生活再建支援制度の対象とならない世帯に対し住宅の復旧費用の一部を支給する。

ア 対象者

(ア) 自然災害により市内の住宅（持家）に被害を受け復旧工事を行った者、又は行う者。

(イ) 国や県等の被災者生活再建支援制度を受けていない者。

(ウ) 利子補給金（住宅）の交付を受けていない者。

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### イ 対象工事

事業者が施工した被災住宅本体及び住宅と一体の付属設備の復旧工事（※）

※工事費用10万円以上のもの

※添付県住宅の場合は住宅部分の復旧工事が対象

### ウ 支援金の額

(ア) 半壊世帯 50万円上限（住宅復旧費の全額）

(イ) 半壊に至らない世帯 10万円上限（住宅復旧費の2分の1）

※いずれも千円未満は切り捨て

## (3) 災害復興住宅融資

### ア 建設

(ア) 住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資である。

(イ) 自らが居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）。

### イ 新築購入、リ・ユース購入

(ア) 住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資である。

(イ) 自らが居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）。

### ウ 補修

(ア) 住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資である。

(イ) 自らが居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる。

### エ 返済方法の変更

住宅金融支援機構融資の返済中の被災者に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものである。

#### (ア) 支援の内容の概要

a 返済金の払込みの据置：1～3年間

b 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減

c 返済期間の延長：1～3年

#### (イ) 対象

a 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者

b 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者

c 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者

3 中小企業・自営業への主な支援

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度	窓口
農林漁業の再建資金が必要なとき。	天災融資制度	市
	農林漁業公庫による資金貸付	(株)日本政策金融公庫
中小企業の再建資金が必要なとき。	災害復旧資金貸付	(株)日本政策金融公庫 (株)商工組合中央金庫
	災害関係特例保証	信用保証協会

(1) 天災融資制度

ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

イ 次の基準に該当する市長の認定を受けた者が対象となる。

被害農林漁業者	特別被害農林漁業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上</li> <li>樹体の損失額が30%以上</li> </ul>	左のうち損失額が50%以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上</li> <li>林業施設の損失額が50%以上</li> </ul>	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上</li> <li>水産施設の損失額が50%以上</li> </ul>	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(2) 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行う。

ア 主な農業融資

(ア) 農業経営維持安定資金：災害等により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金

(イ) 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金

イ 主な林業融資

(ア) 林業経営安定資金：樹苗等に係る災害により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金

(イ) 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金

ウ 主な漁業融資

(ア) 沿岸漁業経営安定資金：経営再建・収入減補てんのための資金

(イ) 漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧等の資金

エ 農林漁業共通

農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金

(3) 災害復旧資金貸付

災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資する。

災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### ア 株式会社日本政策金融公庫の貸付限度額等

#### (ア) 国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万を加えた額
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）

#### (イ) 中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）

### イ 株式会社商工組合中央金庫の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

#### (4) 災害関係特例保証

激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。

#### 対象

被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）

## 4 被災者への制度の周知

市は被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る

(1) 放送（TV、ラジオ等）

(2) 広報車、広報紙、チラシ

(3) 小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト、ホームページ

## 第3節 公共施設等災害復旧対策（全 部）

被災した公共施設の早期復旧を図るため、市は、県及び防災関係機関と連携して、被害状況を的確に調査し、早急に復旧事業を実施する。

### 第1 災害復旧事業計画の作成

市は、被災した公共施設等の早期復旧を図るため、速やかに災害査定を行い、復旧事業計画を作成する。

また、復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止及び迅速な復旧事業の完了を図るため、事業期間の短縮等に努める。

### 第2 災害復旧事業の種別

復旧に当たり、国等の補助等により財政援助が受けられる主な事業は、次のとおりである。

災害復旧事業名	根拠法等	対象施設
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 下水道 公園
農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地・農業用施設 林業用施設 共同利用施設
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設
	激甚災害法	私立学校施設 公立社会教育施設
		文化財
社会福祉施設災害復旧事業	生活保護法	生活保護施設
	児童福祉法	児童福祉施設
	老人福祉法	老人福祉施設
	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設
廃棄物処理施設災害復旧事業	環境衛生金融公庫による資金融資	ごみ処理施設
医療施設災害復旧事業		公的医療機関、民間医療機関
水道施設災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設

第3節 公共施設等災害復旧対策（全 部）

災害復旧事業名	根拠法等	対象施設
都市施設災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路 都市排水施設 堆積土砂排除事業 湛水排除事業
住宅災害復旧事業	公営住宅法	罹災者公営住宅の建設 既設公営住宅の復旧 既設改良住宅の復旧
災害関連緊急事業		災害関連緊急治山事業 災害関連緊急地すべり防止事業 災害関連緊急砂防事業 災害関連緊急地すべり対策事業 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） 災害関連緊急雪崩対策事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
その他の災害復旧事業	鉄道軌跡整備法	鉄道施設
		その他の復旧事業



### 第3 激甚災害の指定

#### 1 激甚災害指定の促進

市は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査するとともに必要な措置を行い、公共施設等における災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

#### 2 激甚災害に関する調査

市は、県が実施する激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

#### 3 激甚災害に該当する対象事業

区 分	適 用 措 置
激甚災害	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
	森林災害復旧事業に対する補助
	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
局地激甚災害	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
	森林災害復旧事業に対する補助
	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等



# 第3編 震災対策編



## 第1章 災害予防計画

地震災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等の実施すべき対策を以下のとおり定める。

### 第1節 防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）

市は、住民が自ら身の安全を確保するとともに、地域社会の一員として、地域の防災活動に積極的に協力するよう、防災意識の普及・啓発に努める。

また、職員、児童生徒や防災上重要な施設の管理者等に対し、災害時の適正な判断力を養い、迅速な初動体制が確立できるよう、積極的に防災教育を行う。

#### 第1 住民の防災意識の高揚

##### 1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、市民は自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けるとともに、各家庭においては住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定並びに安全な配置等に努める一方、地域において自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所等で自ら活動する、あるいは市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

##### (1) 内容

- ア 本市の防災対策
- イ 過去に発生した災害の状況
- ウ 災害に対する日常の心得
- エ 災害発生時の心得
- オ 地震が発生した際の災害危険箇所
- カ 避難所等の確認や食料（ローリングストック）・生活必需品等の非常持出品の確保
- キ 災害時にとるべき行動（避難指示等発表時の行動、避難所等での行動等）
- ク 市や地域（自治会、自主防災組織等）で行う、防災訓練等への参加等

##### (2) 方法

- ア 防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- イ 広報紙や防災ガイドブック、ハザードマップ等の配布

## 第1節 防災意識の高揚（総務部、市民生活部、教育委員会、消防本部）

- ウ CATV（テレビ小山）、インターネット（防災ポータルサイト等）やコミュニティFM（おーらじ）による情報の提供
- エ 防災訓練の実施等
- オ 広報車
- カ 安全安心情報メールの登録促進

## 2 啓発強化期間

市は、特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚を図る。

名称	期間
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
全国火災予防運動	春3月1日～3月7日 秋11月9日～11月15日
水防月間	5月1日～5月31日
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
危険物安全週間	6月第2週の日曜日から土曜日の間
防災週間	8月30日～9月5日

## 3 防災知識の普及啓発推進

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

また、市は、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していくとともに、避難指示等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 第2 職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時の適正な判断力を養成するため、各種講習会を開催し、あるいは災害対応マニュアルの作成・配布を行うなど、防災教育の徹底を図る。

- (1) 災害危険箇所等の災害に関する知識
- (2) 災害に対する予防、応急対策に関する知識
- (3) 災害発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- (4) 防災行政ネットワーク等通信機器の利用方法
- (5) 一次救命処置等の応急手当等に関する知識

(6) その他災害対策上必要な事項

### 第3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

#### 1 児童生徒及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

##### (1) 防災教育

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去に発生した災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の適切な対応力を育むことに留意する。

またその際、国や県等により作成された各種防災関係資料の活用や、県防災館等の防災関連施設の見学、被災体験談の聞き取り調査など、指導内容・方法に配慮する。

ウ 災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて、進んで他の人々や集団、地域社会の一員として防災活動に貢献できるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

##### (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

##### (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修の機会を充実する。

### 第4 防災上重要な施設の管理者等に対する教育（総務部、消防本部、防災関係機関）

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者及び職員に対して、防災教育を実施する。また、これらの施設に対し、被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

市及び防災関係機関は、その他の事業所の管理者に対しても、防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について、必要な知識の普及に努める。

### 第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策に当たっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市及び防災関係機関は、県及び防災関係機関と連携し、地域の危険度測定、災害発生の予測及び発生による被害の予測など、基礎的な調査研究を推進し、地域防災計画等へ反映させるよう努める。

## 第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が配備されるように努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女や性的少数者の方（性的マイノリティ）の視点に十分配慮するよう努める。



## 第2節 地域防災力の向上（総務部、市民生活部、消防本部）

災害発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、自助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、地域における人的ネットワークの整備を図るなど、地域の防災力の向上を図る。

### 第1 自主防災組織の育成・強化

大規模な災害が発生すると、防災関係機関による救助活動のみでは、適切な対応が困難となることが予想される。平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、救助隊により救出された人の割合は、全体の1.7%に過ぎず、多くの人自力脱出も含め地域住民の協力による救助であったといわれている。また、東日本大震災においては、避難する際の住民同士の声かけや避難所への誘導、安否確認、避難所の運営支援、炊き出し等での活動を行っている。

こうした実態を踏まえ、市は、地域住民が相互に協力し、避難誘導や救出救護の実施にあたることを目的とした、自主防災組織の育成を促進し、地域の防災力の向上を図るよう努める。自主防災組織活動のカバー率（自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数／市内の全世帯数：%）100%を最終目標とし、当面は全国平均を目標とする。

また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

#### 1 自主防災組織の役割

災害時には、地域住民が協力して防災活動に取り組み、被害の拡大を防ぐことが重要である。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識のもと、平常時から災害に備えた各種活動を実施し、災害発生時には、被害を最小限に抑えるため、連帯して避難誘導や救出救助等の応急活動を実施する。

#### 2 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

##### ア 危険箇所等の把握

火災発生時に延焼する危険のある箇所、危険物集積地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難所等、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態の確認を行う。

##### イ 防災資機材の整備

地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救助・救護、避難誘導等の応急活動用資機材を共同で備蓄するとともに、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習得に努める。

## 第2節 地域防災力の向上（総務部、市民生活部、消防本部）

### ウ 防災知識・技術の習得

市等が実施する研修会・講演会への参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識や技術の習得に努める。

### エ 避難行動要支援者の把握

市及び福祉関係者等と連携し、地域の避難行動要支援者を把握するとともに、災害時における避難誘導、救助・救護体制の整備に努める。

### オ 活動体制・連携体制の確立

災害時に迅速な応急活動を実施できるよう、実践的な防災訓練を実施する。また、防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

## (2) 災害時の活動

### ア 情報の収集伝達

適切な応急措置を図るため、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、地域住民に伝達する。

### イ 初期消火

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、延焼を防止する。

### ウ 救出救護

建物の倒壊、落下物等により脱出不可能となる者が生じたときは、救出救助活動を実施し、適切な処置を施す。

### エ 避難誘導

避難指示の発令等、地域住民の生命に危険が生じた場合は、迅速に避難所等に誘導する。

### オ 食料、生活必需品の配分等

避難所等において、市等から提供された食料等の配分・炊き出しを行う。

## 3 自主防災組織への支援

### (1) 組織化及び活性化の促進

市は、市内全域における自主防災組織の結成を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動に参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。

(ア) 自主防災組織への資機材の整備支援

(イ) 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

(ウ) 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

(エ) 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

(オ) 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

### (2) 商店会等の地域団体の活用

市は、町内会、自治会等の他、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

## 第2 個人における対策

### 1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

○住民が行う主な災害対策

#### (1) 防災に関する知識の取得

- ア 震度・マグニチュード等の知識
- イ 過去に発生した被害状況
- ウ 近隣の災害危険箇所の把握
- エ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（初期消火、避難指示発表時の行動、避難方法、避難所等での行動等）
- オ 緊急地震速報及び利用の心得に関する知識

#### (2) 家族防災会議の開催

- ア 避難所等・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（NTTや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任）等

#### (3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 消火器、スコップ、大工道具、発電機（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備
- エ 家族の状況に合わせた必要物品

#### (4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

#### (5) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強、家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

#### (6) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法など）

#### (7) 市、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

#### (8) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

### 第3 企業、事業所の対策

企業、事業所等は、困った時は共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、こうした取組に資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

#### ※事業継続計画の概要

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

### 第4 消防団の活性化の推進

消防団は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）において規定されているとおり、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関であり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である。災害時においては水防、救助・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (2) 団員に対する各種教育訓練の実施
- (3) 地域住民、事業所、大学等に対する団活動や加入促進の広報
- (4) 団員を活用した地域における各種教育訓練等

### 第5 防火クラブ等の育成・強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

また、幼少期からの防火・防災意識向上のため、幼年消防クラブ・少年消防クラブ・中高校生消防サポーターズクラブを育成する。

## 第6 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

## 第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

自主防災会等の住民組織及び市内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを市地域防災計画に定めるよう、市防災会議に提案することができる。

地区防災計画について市（市防災会議）は、提案された計画の趣旨を踏まえ、市地域防災計画に当該計画を位置づけるものとする。

## 第3節 防災訓練の実施（総務部、建設水道部、消防本部）

市は、実動訓練等具体的な訓練のほか、初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策を図る。

### 第1 防災訓練の目的

災害時において、本計画に定める各種の応急措置を、迅速かつ的確に実施するためには、平常時より防災訓練を実施し、関係職員の災害対応能力を養成することが必要である。このため、市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、防災知識及び技術の習得を目指した各種防災訓練を実施する。

また、災害発生時の対応は、地震等の災害の原因のみならず、気象や発災時間等の条件によっても異なることから、状況に応じたテーマを設定し、より実践的な防災活動のノウハウを獲得することができるよう配慮する。

また、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

なお、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図るなど、防災体制の充実・強化に努める。

### 第2 市及び防災関係機関の防災訓練

市及び防災関係機関は、職員の災害対応能力を養成し、災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、大規模災害を想定して次のとおり訓練を実施する。

#### 1 防災図上総合訓練

市は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、県と相互に協力し大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。また県との情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し市民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、さらに実践的な訓練の実施に努める。なお、訓練の実施にあたっては、訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定等を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。

##### (1) 状況予測型図上訓練

市は、災害時の状況を予測する能力の向上を図るため、イメージトレーニング方式の図上訓練を定期的に実施する。

##### (2) 図上シミュレーション訓練

市は、災害時にとるべき状況判断や意思決定能力の向上を図るため、ロールプレイング方式の図上訓練を定期的に実施する。

(3) 避難所運営訓練

市は、災害時にスムーズな避難所開設と誰がどんな状況で避難してきても、円滑に避難所の運営ができるよう、HUGゲームを活用した訓練を定期的実施する。

(4) 非常招集訓練

市は、勤務時間外の災害発生に対し、職員の迅速な動員配備を確保するため、関係職員を非常招集する訓練を定期的実施する。

(5) 通信訓練・情報伝達訓練

市は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

(6) 消防訓練

市は、火災発生時における消防活動の円滑な遂行を図るため、初期消火、救出救助、避難誘導等の消防訓練を定期的実施する。

(7) 土砂災害・全国防災訓練

土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

(8) その他の訓練

市は、非常無線通信訓練その他必要な訓練を実施するよう努める。

### 第3 総合防災訓練

市は、防災資機材・機器の操作能力の向上や応急活動の手順の確認等を目的に、実物若しくはそれに近いものを用いることで、災害時の活動を模擬的に行う「実動型防災訓練」を実施し、防災体制の検証に努める。

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業者等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、災害時の応急対策活動には住民の果たすべき役割が重要であることから、地域住民に訓練の参加を促すとともに、自主防災組織は積極的に訓練に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に毎年度実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- (3) 救出・救助訓練
- (4) 避難誘導、避難所等・救護所設置運営、炊き出し訓練
- (5) 応急救護、応急医療訓練
- (6) ライフライン応急復旧訓練
- (7) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (8) 救援物資・緊急物資輸送訓練
- (9) 広域応援訓練等

## 第4 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練、避難誘導訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 避難行動要支援者避難支援訓練等



## 第4節 ボランティア活動の環境整備（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）

市は、災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性を考慮し、活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア関係団体相互の連絡・協力体制の整備を図る。また、災害ボランティアの活動に関する情報交換を行い、ボランティアの育成を推進する。

### 第1 ボランティア活動の支援の目的

大規模災害時における災害ボランティアの活動は、医療救護等の専門分野に係る災害応急活動の他、避難所等における被災者の生活支援等、災害発生直後から復旧過程に至る各段階において、大きな役割を果たし、その存在は欠かすことができない。

このため、平常時から災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害時のボランティア活動が円滑で効果的に実施されるよう、社会福祉協議会及びボランティア関係団体・NPO法人と連携・協力体制を整備するよう努める。

### 第2 平常時における災害ボランティアの活動体制の整備

#### 1 連絡・協力体制の推進

市は、災害などの緊急時に、被災地での救援救護や再建などの支援活動が、行政とボランティア・NPOが連携協力して円滑に行われるよう、平常時から緊急時に備えて、相互の連絡・協力体制の整備を図る。

- (1) 防災啓発の積極的な実施
- (2) 危機管理課、社会福祉協議会及び小山市市民活動センターの3者で協働し、緊急時にすぐに対応できる体制づくりの促進
- (3) 災害時に動けるボランティアの育成、研修等の実施

#### 2 災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティア活動の知識や心構えなど、自主防災組織等との連携を図りながら、地域におけるボランティアの育成や、ボランティアコーディネーターの養成・研修の充実を図る。

また、日本赤十字社、その他のボランティア関係機関・団体との連絡調整会議の設置等により、ボランティアに関する情報交換を行いながら、ボランティア人材の育成を図る。

- (1) 防災士養成講座の受講を促進し、防災士取得者を増やす。
- (2) 防災リーダー講習会の受講の促進

### 第3 災害時におけるボランティア活動の支援

市は、災害により、市内外のボランティアから救援活動等の申し出を受けた際、社会福祉協議会及びボランティア関係団体と緊密に連携しながら、円滑で効果的なボランティア活動を実施できるよう、必要な環境整備に努める。

#### 1 ボランティア情報窓口の設置

被災地におけるボランティアニーズの情報把握に努め、ボランティアの受け入れ、派遣等を行うボランティアセンターの設置を支援する。

また、この組織においては、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても適切に対応し、ボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。

- (1) 毎年1回程度、センター設置体験講座の実施
- (2) 災害時のホームページ開設のための準備（雛形の作成）
- (3) 必要な情報を提供するためのブログの充実

#### 2 災害ボランティアの活動支援

日本赤十字社、ボランティアその他関係機関等との連携を図りながら、災害など緊急時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な資機材や物資の調達・援助など、その活動環境の整備を図る。

また、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係機関との連携による体制の整備を図る。

- (1) 社会福祉協議会を中心とした「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の整備
- (2) 毎年1回程度、「災害ボランティアセンター」の設置訓練の実施
- (3) 小山市災害対策本部、社会福祉協議会、小山市市民活動センターとの連携強化、情報共有化と連絡体制の構築

### 第4 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいい、その活動は、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

#### 1 専門ボランティア

- (1) 医療（医師、看護師等）
- (2) 高齢者、障がい者等の介護（介護士等）
- (3) 土木・建築（砂防ボランティア、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）
- (4) 通訳（外国語・手話通訳者等）

2 一般ボランティア

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の生活支援
- (3) 救援物資、資機材の仕分け・配給
- (4) 軽易な応急復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入業務

## 第5節 震災に強いまちづくり（建設水道部、都市整備部）

市は、防災の観点を踏まえた都市基盤の整備や、防災上危険な箇所の解消など、震災に強いまちづくりに向けた対策を、総合的かつ計画的に推進する。

### 第1 震災に強いまちづくりの計画的な推進

市は、将来の望ましい都市像を明確にし、都市計画策定上の指針として、土地利用や都市施設の整備計画を定めた「小山市都市計画マスタープラン（平成17年1月策定公表）」に基づき、震災に強いまちづくりを推進するため、必要な各種施策を計画的に実施する。

### 第2 震災に強い都市構造の形成

市は、災害が発生した場合、被害を最小限に抑えるとともに、応急復旧活動を円滑に実施できるよう、震災に強い都市基盤を整備する。

#### 1 総合的なまちづくりの推進

市は、木造家屋密集市街地や消防活動困難地域の解消のため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による、総合的な都市整備を推進し、都市の防災化を図る。

#### 2 建築物の不燃化・耐震化の促進

市は、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域等に指定し、市街地における土地利用の適正な規制・誘導を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

#### 3 安全な基盤形成

市は、住民が安全に避難する際の避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地などの狭隘道路地区については、建築物の更新等にあわせ、拡幅や改善整備を推進する。

#### 4 沿道等の不燃化促進

市は、主要な幹線道路の沿線において、建築物の不燃化や耐震性の向上を図るとともに、街路樹を整備し延焼遮断帯機能の向上を図る。

#### 5 ライフラインの強化

電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能を確保した応急復旧体制の構築を図る。

6 要配慮者に配慮した施設の整備

第2編第1章第10節第3・第4のとおり整備を推進する。

**第3 震災に強い公共施設の整備**

1 防災拠点の整備

市は、災害発生時における防災対策の活動拠点を確保するため、本庁舎や、地域における防災活動の拠点となる学校や公民館等の耐震性の強化を図る。

2 都市公園等の整備

市は、火災発生時において、延焼を防止し、かつ、一時的な避難地を確保するため、緑地の保全や備蓄倉庫・耐震性貯水槽等の設置等、防災上必要な機能を備えられるよう、適切な配置と広さを確保した、都市公園の整備を図る。

## 第6節 防災拠点の整備（全 部）

市は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う防災拠点の優先度を判断し計画的に整備する。

### 第1 防災拠点の役割

防災拠点とは、大規模災害が発生した場合に、様々な災害応急活動の拠点となる施設をいい、次のような役割をもっている。

- (1) 災害対策活動の指揮
- (2) 救援・救助等の応急活動
- (3) 避難者の収容
- (4) 災害情報の収集及び発信
- (5) 救援物資の集積及び配送

### 第2 防災拠点の種類

#### 1 災害対策活動拠点

市は、災害応急活動を実施するための根幹的施設として、次のとおり防災拠点を設置する。

##### (1) 配置

中心的な災害対策活動拠点は市役所本庁舎とし、地域における活動拠点は各出張所とする。

##### (2) 機能

災害対策活動拠点における主な機能は、次のとおりである。

- ア 災害対策活動の判断・決定及び現場への指揮（出張所においては現地における連絡調整）
- イ 災害情報の収集、住民及び関係機関等への情報発信

#### 2 地域防災拠点

市は、災害時における地域住民の避難・救援施設として、次のとおり防災拠点を設置する。

##### (1) 配置

地域防災拠点は、市の指定避難施設である小中学校等とする。

##### (2) 機能

地域防災拠点における主な機能は、次のとおりである。

- ア 被災住民の指定避難所
- イ 食料等救援物資の配布
- ウ 避難生活者への情報発信
- エ 安否情報の確認

### 3 その他の防災拠点

市は、その他災害時に必要な防災拠点を次のとおり設置する。

(1) 大規模公園

小山総合公園等大規模な公園を、災害（特に火災）時の緊急避難場所として指定し、消防・自衛隊の活動場所、仮設住宅の設置場所として設置する。

(2) 県南体育館

県南体育館を、救援物資の集積及び配送の拠点として設置する。

(3) 新小山市民病院

新小山市民病院を、災害拠点病院に準ずる施設として設置する。

(4) 健康医療介護総合支援センター

健康医療介護総合支援センターを、医療救護活動の拠点として設置する。

(5) 道の駅思川

道の駅に物資集積場所を設置する。

## 第3 防災拠点の整備

市は、各防災拠点の機能に応じ、施設・設備の整備充実に努める。

(1) 拠点施設の耐震・不燃等堅牢化

(2) 非常用電源の確保

(3) 情報通信設備の整備

(4) 耐震性貯水槽、防火水槽の整備

(5) 備蓄倉庫の設置

(6) マンホールトイレの整備

## 第4 防災機能を有する都市公園の整備

市は、市街地のオープンスペースである都市公園が防災上果たす役割も大きいことから、地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるような都市公園を中心に、防災機能の整備を促進していく。

主な施設・設備の整備

ア 避難施設（体育館、管理棟等）

イ 災害応急対策設備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防火水槽、放送施設等）

## 第5 防災上有効な広場等の整備

市は、地域防災の実情に鑑み、防災上有効な広場等の確保に努める。

規模・設備

- ア 標準面積は、0.2ha程度
- イ 防災機能有する設備（トイレ、水道、かまど等）



## 第7節 情報通信網の整備（総合政策部、総務部、市民生活部、消防本部）

市は、大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

### 第1 通信手段の整備

#### 1 無線等の整備

市は、災害現場からの情報の収集、及び防災対策上重要な責務を有する職員や施設に情報を伝達するため、MCA無線設備を整備するとともに、大規模災害時における地域住民等への被害情報等の提供及び避難指示等の伝達手段として、安全安心情報メール、同報系防災行政無線等の整備拡充に努める。（資料3）

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

#### 2 市消防無線の整備

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

#### 3 県防災行政ネットワークの活用

市は、県、県内の市町及び防災関係機関相互の情報連絡手段を確保するため、栃木県防災行政ネットワークを活用し、情報を伝達する。また、気象情報や地震情報の入手手段としても活用する。

#### 4 災害時優先電話の整備

市は、災害が発生し、一般の加入電話の使用が制限された場合に備え、優先的に使用が認められる災害時優先電話の登録について、あらかじめNTTと協議し整備する。

#### 5 衛星携帯電話の整備

市は、災害が発生し、一般の加入電話の使用が制限された場合に備え、衛星携帯電話を整備する。

#### 6 防災ラジオの整備

市は、災害や避難に関する緊急情報を市民に伝達するため、視覚障がい者等への無償貸与ならびに避難行動要支援者のうち75歳以上のみで構成される世帯への購入補助を行いながら防災ラジオを整備する。

## 第2 多様な通信手段の確保等

災害時には、停電や通信施設の損壊等により、通信機能に混乱が発生する。このため市は、危険分散のため多様な情報通信手段を確保するよう努める。

また、市は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、同報系防災行政無線のみならず、CATV（テレビ小山）、Lアラートを用いたテレビやインターネット等による伝達、安全安心情報メール、各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール、コミュニティFM（おーラジ）、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等の活用、要配慮者に有効である戸別通報システムの整備等、災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

## 第3 自治会等からの情報収集体制の構築

災害発生時、自治会長・自主防災会長などから情報を得るため、事前に連絡体制を構築する。

## 第8節 建築物災害予防対策（全 部）

市は、震災時における建築物等の被害を未然に防止するため、公共建築物の点検・改修に努めるとともに、一般建築物の所有者等に対し、適切な予防措置を図るよう指導・啓発を行う。

### 第1 建築物耐震化の計画的な推進

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、平成17年11月改正、平成25年11月改正。以下「耐震改修促進法」という。）の規定により策定する「小山市建築物耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震化について目標を定めて推進するとともに、一般住宅等の所有者に対し以下の各種施策を計画的に実施することにより、建築物の倒壊等の被害から住民の生命・財産等を保護することに努める。

- (1) 耐震診断及び耐震改修等に関する相談窓口の開設
- (2) 耐震化の必要性に関する情報提供
- (3) 耐震診断補助制度等の各種助成制度の実施
- (4) 固定資産税の減額等の各種優遇税制の実施
- (5) 耐震改修促進法に基づく指導・公表等の行政指導等の実施

### 第2 防災上重要な公共建築物の災害予防

災害時における応急対策活動の実施にあたり、重要な役割を果たす公共建築物の施設管理者は、その機能を確保するため、次のとおり災害予防対策を講じる。

#### 1 防災上重要な主な公共建築物

防災上、重要な建築物として位置づける公共建築物は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部等設置施設（市役所庁舎、小山第一小学校、出張所等）
- (2) 医療救護活動の施設（健康医療介護総合支援センター、病院等）
- (3) 応急対策活動の施設（警察署、消防本部等）
- (4) 避難者収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設（保育所（園）、養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

#### 2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

##### (1) 市庁舎等の整備

市は、本章第2編第1章第6節「防災拠点の整備」のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、

## 第8節 建築物災害予防対策（全 部）

重点的に耐震性の確保を図る。

### (2) 学校校舎

市教育委員会は、震災時における児童生徒や教職員等の安全の確保のため、コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮し、安全確保の観点に立った整備を図る。

### (3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

## 3 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、施設の適正な維持管理に努める。また、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

- (1) 法令に基づく点検等
- (2) 建設時の図面及び防災関連図面
- (3) 施設の維持管理の手引

## 4 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- (1) 食料、飲料水の確保
- (2) 非常用電源の確保
- (3) 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- (4) 配管設備類の固定・強化
- (5) 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- (6) その他防災設備の充実

## 第3 民間建築物の災害予防

### 1 耐震診断、耐震改修の促進指導

市は、現行の「建築基準法」に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

### 2 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修等相談窓口の整備、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進

を図る。

### 3 関係団体等の協力

市は、県を通して建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ(一社)栃木県建築士会、(一社)栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、住民への耐震改修の普及啓発等を実施し、民間建築物の耐震化促進を図る。

### 4 耐震診断、耐震改修等の費用助成

防災及び耐震改修等を目的とした建築物に対しては、改修等費用の助成制度の周知・活用促進、固定資産税の軽減を図る。

### 5 特殊建築物の検査、指導

市は、旅館、ホテル、大規模販売店、スーパーマーケット、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が利用する特殊建築物の施設管理者に対して、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難設備等の診断、定期報告制度の活用により、立入検査等を実施し、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

## 第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

市は、大地震により被災した建築物の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、応急危険度判定制度を整備する。

### 1 応急危険度判定士の養成

市は、被災した建築物の危険度を判定する技術者を確保するため、県等が実施する養成講習会に技術者を派遣し、応急危険度判定士として積極的に養成する。

### 2 応急危険度判定士の運用体制の整備

市は、県と連携し、応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用体制について整備する。

### 3 応急危険度判定実施体制の整備

市は、県と連携し、応急危険度判定の実施体制について整備する。（資料1-5）

## 第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

### 1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成30年6月に発生した大阪府北部地震においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険個所の解消に努めるものとする。

### 2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、所有者等に対し周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

## 第6 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやちらし等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

## 第9節 公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）

市民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道、電力、ガス、通信等の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、安全性を考慮した施設整備を行うとともに、応急復旧活動の円滑な実施に向けた必要な体制を整備するよう努める。

### 第1 道路・橋梁施設の予防対策

道路及び橋梁施設は、災害時において、救助活動や救援物資の輸送等の応急活動を展開する上で、大変重要な役割を果たす。

このため、施設管理者は、災害に備えた施設の整備を実施するとともに、情報収集体制の整備等必要な予防措置を講じる。

#### 1 施設の整備

各施設管理者は、災害時における道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定されている道路の補修、改修整備を推進するほか、市街地の狹隘道路地区については、建築物の更新等にあわせ、計画的に拡幅や改善整備を推進する。また橋梁施設については、耐震性の強化等災害に強い施設の整備を推進する。

#### 2 施設の点検整備

各施設管理者は、定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

#### 3 情報収集伝達及び協力体制の整備

各施設管理者は、災害情報の収集・伝達体制を整備するとともに、迅速な応急復旧活動の実施のため、建設業関係団体との応援協力体制の整備に努める。

### 第2 ライフライン関係施設の予防対策

#### 1 水道施設の災害予防

市は、災害時において、断水等の被害を最小限に抑えるとともに、水道水の安定供給と二次災害防止のため、必要な体制を整備する。

##### (1) 施設の整備

##### ア 浄水場・配水池等の整備

被害を最小限に抑えるため、浄水場や配水池等の基幹施設の耐震性の向上を図るとともに、場内の主要管路についても耐震性の高い材質や継手の水道管に布設替えを行う。また、水道管の破損等の場合に備え、他の浄水場等から水道水を供給できるよう連絡管の整備を行う。さらに停電による水道水の供給停止を防ぐため、浄水場への自家発電の整備や発電機の整備を検討するとともに、燃料を確保

## 第9節 公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）

するよう事業者との協定締結に努める。

### イ 導水・配水施設等の整備

被害を最小限に抑えるため、老朽化した水道管を耐震性の高い材質や継手の水道管に布設替えを行うとともに、破損等の場合に備え、管路の多系統化やループ化等の整備を図る。

### ウ 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、施設仕様書等を整備する。

### エ 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧を迅速に実施するため、資機材の備蓄に努める。

### オ 給水車の配備

災害時における断水や濁水などに対応するため、給水車を配備する。

### カ 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏えい、その他の二次災害が発生を防止するための措置を講じる。

## (2) 体制の整備

### ア 防災体制の編成

迅速かつ的確な応急復旧体制を講じるため、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。

### イ 施設の点検・整備

定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。また、消火機器、塩素ガス漏えい検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

### ウ 事前復旧計画の策定

大災害が発生した場合、迅速かつ円滑に水道施設の復旧を図るため、あらかじめ復旧手順を示した作業マニュアル等を策定する。

### エ 応援体制の確立

市単独による応急活動が困難な場合に備え、県及び(公社)日本水道協会等関係団体との応援協力体制を整備する。

## 2 下水道施設の災害予防

市は、災害発生時における下水道施設の被害を最小限に抑えるとともに、応急活動を円滑に実施するため、必要な体制を整備する。

### (1) 施設等の整備

#### ア 下水道施設の維持管理

下水道施設の耐震対策については、管路の重要度に応じて求められる性能が発揮できるよう設計・施工を行うものとする。また、既存の施設については必要に応じて、今後の改築・更新時に適宜に耐震化を図る。



イ 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

ウ 二次災害防止

処理場内での薬品注入設備、燃料用設備、消火ガスタンク設備の設置に当たっては、漏えいその他の二次災害が発生しないよう整備に努め、水質汚濁防止を図る。

(2) 体制の整備

ア 防災体制の編成

迅速かつ的確な応急復旧体制を講ずるため、非常時連絡網や分担業務など、防災体制の編成図を作成する。

イ 施設の点検・整備

定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

ウ 事前復旧計画の策定

大災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を図るため、あらかじめ復旧手順を示した作業マニュアル等を策定する。

エ 応援体制の確立

市単独による応急活動が困難な場合に備え、県及び(公社)日本下水道協会等関係団体との応援協力体制を整備する。

3 電力施設の整備

電力事業者は、災害時においても安定的に電力供給を実施するため、施設の整備強化を図るとともに、災害対策を円滑に実施することができるよう、従業員の防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の整備

ア 電力施設の整備

電力施設については、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に定める各種基準に基づき、施設の強化を図るよう努める。

イ 電力の安定供給

電力供給各社との連携を強化し、緊急時においても安定的に電力供給を実施することができるよう体制の整備に努める。

(2) 体制の整備

ア 資機材の確保

災害時に備え、応急復旧作業等に必要な資機材等を確保するとともに、定期的に整備点検を行うよう努める。

イ 防災訓練の実施

従業員の防災意識の高揚を図るとともに、応急復旧活動を円滑に実施するため、防災訓練を定期的に実施するよう努める。また、市の実施する防災訓練に協力するよう努める。

## 第9節 公共施設等災害予防対策（市民生活部、建設水道部）

### 4 ガス施設の整備

ガス供給事業者は、災害時においても安定的にガス供給を実施するため、施設の整備強化を図るとともに、災害対策を円滑に実施することができるよう、従業員の防災意識の高揚を図る。

#### (1) 施設の整備

##### ア ガス施設の整備

ガス施設については、ガス事業法及びガス工作物の技術上の基準等に定める各種基準に基づき、施設の強化を図るよう努める。

##### イ ガスの安定供給

ガス供給各社との連携を強化し、緊急時においても安定的にガス供給を実施することができるよう体制の整備に努める。

#### (2) 体制の整備

##### ア 資機材の確保

災害時に備え、応急復旧作業等に必要な資機材等を確保するとともに、定期的に整備点検を行うよう努める。

##### イ 防災訓練の実施

従業員の防災意識の高揚を図るとともに、応急復旧活動を円滑に実施するため、防災訓練を定期的に変更するよう努める。また、市の実施する防災訓練に協力するよう努める。

### 5 通信施設の整備

各電気通信事業者は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持するため、施設の整備強化を図るとともに、災害対策を円滑に実施することができるよう、従業員の防災意識の高揚を図る。

#### (1) 施設の整備

災害時における通信の疎通を確保するため、主要伝送路のループ構成等バックアップ機能の向上を図るなど必要な対策を講じるよう努める。

#### (2) 体制の整備

##### ア 資機材の確保

災害時に備え、応急復旧作業等に必要な資機材等を確保するとともに、定期的に整備点検を行うよう努める。

##### イ 防災訓練の実施

従業員の防災意識の高揚を図るとともに、応急復旧活動を円滑に実施するため、防災訓練を定期的に変更するよう努める。また、市の実施する防災訓練に協力するよう努める。

### 6 情報収集伝達及び協力体制の整備

市は、ライフライン関係事業者との災害情報の収集・伝達体制の整備に努める。

### 第3 廃棄物処理施設の対策

市及び廃棄物処理施設の管理者は、災害時には大量の廃棄物を処理する必要が生じることから、災害に強い施設の整備に努めるとともに、災害時に備えて次の対策を講じる。

- (1) 処理施設における堅牢性、燃料等の備蓄、非常用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限にするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 復旧・補修に必要な資機材、燃料、薬品の確保及び体制の整備に努めるとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (4) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、施設の施工事業者や管理運営事業者との緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

## 第10節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

市は、災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である「要配慮者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

### 第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において特に配慮を要する者である一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものである。避難行動要支援者は高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。平成16（2004）年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟県中越地震及び平成28（2016）年に発生した台風大10号などでは、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや被災後のストレスや疲労により高齢者は死亡するケースが多く見られた。

また、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災においても津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では約90%が65歳以上の高齢者が占める状況（復興庁調べ）となっている。

これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

### 第2 地域における安全性の確保

#### 1 地域支援体制の整備

要配慮者を災害から守るためには、地域住民が相互に助けあう環境を整備することが重要である。このため、市は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の関係団体と協力し、平常時から要配慮者のうち特に支援を要するものである避難行動要支援者に対する安否確認を行うなど、地域の支援体制の整備に努める。

##### (1) 避難行動要支援者の実態把握及び情報の共有

###### ア 避難行動要支援者名簿等の作成

市は、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護員、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、その他避難支援等関係者と協力し、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行い、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」を踏まえ、避難行動要支援者について必要な情報（氏名、生年月日、性別、所在、家族構成、緊急連絡先、必要な支援等）を記載した名簿を作成するとともに、状況に応じて要支援者の所在等を記載したGISデータを作成する。

避難行動要支援者名簿に記載する対象者は、高齢者（ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの世帯を含む、

寝たきり高齢者、認知症高齢者）、身体障がい（児）者（肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者、言語機能障がい者、内部機能障がい者、複合障がい者）、知的障がい（児）者、発達障がい（児）者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人など、災害の発生や発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものとする。

また、避難行動要支援者情報の収集及び名簿やマップ等の作成に当たっては、あらかじめ避難行動要支援者本人又は家族からの同意を得て作成し、個人情報の保護に十分配慮する。

なお、名簿情報の更新については、1年ごとに更新を行い避難行動要支援者の把握をする。

#### イ 名簿情報の利用及び提供（関係機関による情報の共有）

市は、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、障がい者相談員などの福祉関係者等の避難支援等関係者に対して、平常時からの情報提供に同意を得た名簿情報を提供し、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報の共有による連携を進める。なお、情報の共有にあたっては、関係機関（自治会等の団体組織）との協定や必要に応じた誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

#### ウ 避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

### (2) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援者を定めるなど、「小山市災害時要配慮者対応マニュアル」を踏まえた個別避難計画により支援の具体化に努める。

### (3) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。（資料7-7）

### (4) 乳幼児対策

市は、保育所（園）、認定こども園及び幼稚園の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、継続して避難訓練等の防災訓練を計画的に実施する。

## 2 情報伝達・避難誘導體制の整備

### (1) 情報の伝達

市は、災害発生時において、広報車、CATV（テレビ小山）、Lアラートを用いたテレビやインターネット等による伝達、安全安心情報メール、各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール、コミュニティFM（おーラジ）、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ的確に情報が提供されるよう、体制の整備を図るものとする。

## 第10節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

また、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者に災害情報を直接伝達できるよう、地域内の体制の整備に努める。

### (2) 避難誘導

市は、災害発生時において、避難行動要支援者を迅速に避難所等へ誘導するため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力を得て、平常時より避難誘導訓練を実施するなど、体制の整備に努める。

### 3 支援対策に対する理解促進

市は、要配慮者及びその家族に対し、災害時の適切な行動等を記載したパンフレット、チラシ等を配布する他、地域の防災訓練等に参加を促す等、市の実施する要配慮者支援対策について理解を得るよう努める。

## 第3 社会福祉施設等における安全性の確保

### 1 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設等に無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

### 2 施設の整備

#### (1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

#### (2) 民間社会福祉施設

市は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、緊急連絡体制の確保についても指導していく。

### 3 非常災害に関する計画の作成

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

### 4 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、県と協力して当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わないときは、市長はその旨を公表することができる。

## 5 防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、平時より防災意識の高揚に努めるよう、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の訓練を原則として年1回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に施設管理者から市長に対して訓練実施結果を報告するよう指導する。

また、施設管理者は近隣住民に対しても利用者が避難する際の協力を要請するなど、平時から地域と連携した自主防災体制を確立し、避難の実行性を高めるため、効果的な助言・勧告を行う。

## 6 被災者の受入れ

社会福祉施設等は、災害時において、施設に余裕があり受入れが可能であると判断した場合は、被災した要配慮者の受入れを行う。このため、市は、平時より社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の円滑な受入れを行うため、必要な体制を整備するよう努める。

# 第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

## 1 要配慮者に配慮した施設の整備

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難所等となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

## 2 支援体制の整備

市は、要配慮者に配慮した食料や生活必需品の備蓄に努めるとともに、福祉関係団体と協力し、介護士や手話通訳者等をあらかじめ確保するなど、必要な支援体制を整備するよう努める。

# 第5 外国人に対する防災対策

市は、災害時において、言語や生活習慣の違いから、地域に在住する外国人が孤立するのを防ぐため、国際交流協会等の協力を得て、必要な対策を講じる。

### 1 外国語による防災知識の普及

市は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難所等、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、市は、外国人に配慮し、避難所等標識・案内板等の多言語化やマーク（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付で日本工業規格（以下「J I S」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共有化に努める。

### 2 地域等における安全性の確保

市は、国際交流協会等及び外国人を多く雇用する企業等の協力を得て、防災教育を実施し、防災意識の向上を図るよう努めるとともに、地域で実施する防災訓練に参加を促すなど、平時から地域社会と交流を深めるよう配慮する。

### 3 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、災害時に外国人に対し適切な情報提供を行うため、国際交流協会等と連携し、通訳・翻訳ボランティアの確保及びスマートフォン翻訳アプリの利用啓発に努める。

### 4 災害情報の入手

市は、災害時に外国人に対し適切な情報提供を行うため、観光庁が発信する災害情報提供アプリ「S a f e t y t i p s」の利用啓発に努める。



## 第11節 地盤災害予防対策（総務部、建設水道部、消防本部）

市は、大規模な地震による土砂災害から、市域を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、指定された土砂災害警戒区域等において、定期点検の実施等、必要な予防措置を講じる。

### 第1 斜面崩壊防止対策等の推進

市は、地震に起因する土砂災害から、市民の生命・財産を保護するため、国の各所管省庁及び県に対して、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策の推進を要請する。

また、土砂災害防止法による警戒区域等の指定を踏まえ、避難対策等のソフト対策を実施する。

### 第2 被災地危険度判定制度の整備

市は、地震により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

#### 1 被災宅地危険度判定士の養成

市は、被災した宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、県等が実施する養成講習会に土木建築系技術者を派遣し、被災宅地危険度判定士として積極的に養成する。

#### 2 被災宅地危険度判定士の運用体制の整備

市は、県と連携し、被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用体制について整備する。

#### 3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、県と連携し、被災宅地危険度判定実施体制について整備する。（資料1-6）

### 第3 軟弱地盤対策

市及び公共・公益施設の管理者は液状化の被害が想定される地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。

・宅地造成に係る液状化対策について

市は県と連携し、市が実施する液状化マップ作成・公表に向けた取り組みを円滑に進める。

## 第4 災害危険箇所の把握とパトロールの実施

### 1 警戒避難体制の整備

市は、県をはじめとする関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行うとともに、危険区域に指定された災害危険箇所等については、警戒避難体制の整備を図るとともに、市民への周知に努める。

### 2 災害危険箇所のデータベース化

市は、災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

## 第12節 避難体制の整備（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）

市は、震災発生時に危険区域にいる住民の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難誘導體制を整備するとともに、開設する避難所等の円滑な運用を図るため、地域住民と協力した避難所等運営体制の整備を図る。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を住民に対し周知徹底する。

### 第1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の指定及び整備

#### 1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の指定

市は、災害時における住民の指定緊急避難場所として、都市基幹公園等を指定するほか、公民館、小中学校等体育館、その他の公共・民有施設についても、施設管理者の同意を得て、指定避難所に指定するよう努める。（資料7）

また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でない判断された場合、2に記載の事項に留意し適切な整備、又は指定替えを行う。（資料7）

指定緊急避難場所・指定避難所の指定は、人口分布等地域の状況、特性を勘案して行う他、次の事項に留意する。

○指定にあたっての留意事項

ア 原則として住所別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ いったん避難した指定緊急避難場所・指定避難所に、さらに危険が迫った場合、他の指定緊急避難場所・指定避難所へ容易に移動できること。

ウ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接していること。

エ 地震、延焼等災害の態様を考慮した、施設の安全性を確保すること。

オ 土砂災害警戒区域等及び危険物等を取扱う施設が周辺にないこと。

カ 福祉避難所にあたっては、生活面での障害が除去された（バリアフリー）施設であること。

#### ※指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の定義

##### ア 指定緊急避難場所

火災の延焼や余震などによる危険が迫ったときに、地域住民や帰宅困難者等が避難することができ、避難生活を送る指定避難所までの避難路の安全性が確保されている場所。

##### イ 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

##### ウ 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉施設。

## 2 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の整備

市は、指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意するものとする。

○整備にあたっての留意事項

ア 避難施設においては、耐震性を確保すること。

イ 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。

ウ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。

エ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。

オ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の共通化（平成28年3月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所以示の標準化取組について」で使用すること等を指示された平成28年3月22日付でJISにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語化に努めること。

カ 食料、飲料水の備蓄又は供給体制について整備するとともに、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保を図ること。

キ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。

ク 要配慮者に対する必要な育児・介護・医薬用品等の調達方法を整理しておくこと。

ケ 避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。

コ 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに指定避難所へ非常固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。

サ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

シ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について、検討しておくこと。

## 第2 避難に関する知識の周知徹底

市は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等、避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、事業者等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 第3 避難実施・避難誘導体制の整備

## 1 避難情報伝達手段の整備

市は、避難指示等の避難情報を住民に伝達するため、広報車等の情報伝達手段を整備するとともに、迅速な情報伝達手段として、同報系防災行政無線等、一斉通報システムの整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

## 2 避難の考え方

「自分の身は自分で守る」という自助の考え方にに基づき行動できるよう、避難の考え方を次の区分に整理し、平常時から市民等へ周知を図る。

### (1) 避難（一時的・緊急避難）

その場を立ち退き、近隣の少しでも安全を確保できる場所に一時的に移動する。

### (2) 避難

居住地と異なる避難先などで一定期間仮の避難生活を送る。

## 3 避難誘導體制の確立

市は、警察、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、次のことに留意した避難誘導體制を整備するよう努める。

- (1) 地区ごとの責任者の決定
- (2) 地区の実態に応じた避難経路の選定（2箇所以上）
- (3) 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難への配慮
- (4) 避難経路となる道路の安全性の向上
- (5) 関係機関の連絡体制の整備

## 4 避難時に困難が生じると予想される者への対策

### (1) 要配慮者対策

市は、在宅の要配慮者を迅速に避難誘導するため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者の個々に応じた避難支援体制を整備するよう努める。

また、市は、要配慮者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

### (2) 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

デパート、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

また、市は、施設管理者に避難訓練の実施に努めるよう指導を行う等、安全体制の確保に努める。

## 5 帰宅困難者対策

### (1) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

### (2) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

### (3) 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに転倒や落下物による負傷等の二次被害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

市は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知する。

### (4) 一時滞在施設の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料・毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

### (5) 外国人への支援

市は、小山市国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び栃木県国際交流協会は、市及び国際交流協会に対して必要な支援を行う。

## 6 広域災害による避難者への対策

市は、広域災害等により市・県外からの避難者を一時的に受け入れるため、県と協議し、あらかじめ県と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

## 第4 避難所管理・運営体制の整備

### 1 避難所管理・運営体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等も毎年度確認しておく。

### 2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期における避難所管理・運営を円滑に行うため、あらかじめ避難所単位で管理運営担当者を指定するなど、避難所への職員派遣体制を整備する。

職員派遣体制は、管理運営者1名、女性職員2名以上、男性職員3名以上を目安とする。

避難体制の整備を担当する「総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会」において、あらかじめ避難所単位で、各3名以上の職員派遣名簿を作成しておく。（資料7）

このほか、市民生活部においては、外国人に対する周知体制を整備するため、コミュニティFM（おーラジ）へ、外国語が話すことができる職員派遣体制を整備する。

### 3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、避難所の円滑な運営を図るため、自治会、自主防災組織、ボランティア、NPO法人等と連携し、避難所運営体制を事前に検討しておく。

### 4 指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

### 5 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

### 6 避難所の移設について

学校が長期間避難所として使用され、学校運営に支障をきたす場合、避難所を移設するため、市は、公営住宅や市の施設などをあらかじめ定めておくとともに、住宅メーカーとの災害時応援協定を締結するなど、住戸の確保を行う。

## 第5 県外避難者受入対策

### 1 避難受入場所の確保

市は、県からの要請に基づき、県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設の把握に協力する。なお、緊急避難場所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

### 2 県外避難者受入体制の整備

市は、県の支援を受け、県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営を行う。

## 第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備（消防本部）

地震に起因する火災の発生に備えるため、また、地震により家屋が倒壊し、脱出困難となる者の救出要請等に備えるため、市は、警察等関係機関と連携し、必要な救急救助体制及び消防体制の整備充実を図る。

### 第1 市における消防・救急・救助体制の整備

#### 1 組織の充実強化

市は、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織の整備を推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

#### 2 救急・救助体制の充実

市は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

#### 3 医療機関との連携強化

市は、同時多発する救急救助要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

#### 4 広域応援体制の整備

市は、市単独で救急救助活動が困難な場合に備え、広域的な救急救助応援体制を整備するとともに、応援部隊の活動が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。具体的な対策については、第2編第1章第21節の「相互応援体制の整備」を準用する。

### 第2 地域における救急・救助活動の推進

市は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報活動や救急・救助活動への協力を実施する体制を整備する。

### 第3 火災予防の徹底

#### 1 地震に伴う出火防止

地震による火災の発生を防止するため、市は、消防訓練の実施や防火チラシの配布等により、次の点に留意した防火知識の普及啓発を行う。

- (1) 灯油ストーブ等一般火気器具の転倒防止



(2) 発火性の高い化学薬品の適切な保管

## 2 地域住民に対する指導

市、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての幼年・少年消防クラブ等の育成、指導を強化する。

## 3 住宅防火対策の推進

地域住民、特に要配慮者を住宅火災から守るため、市、警察、消防本部、女性防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

## 4 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 市による指導

市は、建築物の新築・増改築の際に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

## 5 防火管理者の育成

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、県、市、消防機関は連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、市、消防機関及び県は、災害に備えた体制の整備充実を図る。

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

## 第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備（消防本部）

### 6 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

### 7 自衛消防力の強化

#### (1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

#### (2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

### 8 防火地域・準防火地域の指定

市は、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

## 第4 消防力の強化

### 1 組織の充実強化

市・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

### 2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

### 3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の整備指針」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 化学消火剤の備蓄

市は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

## 第5 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第4の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

(1) 救急救命処置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成

(2) 救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備

(3) 応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

4 応援受入・連携体制の整備

消防本部は、第2編第1章第21節「大規模災害時における受援・応援」第4のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。また、同節第5のとおり、警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

## 第14節 保健医療体制の整備（保健福祉部、消防本部）

災害時には、多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、市は、医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施するため、保健医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る。

### 第1 保健医療体制の整備

市は、災害時に多数の負傷者が発生した場合に備え、医師会等医療関係機関と連携し、保健医療体制の整備を図る。

#### 1 市の対策

- (1) 消防機関、小山地区医師会、新小山市民病院及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

#### 2 救護班の編成

市は、救護所を開設した場合の初期救急医療に万全を期するため、小山地区医師会と協議し、救護班の編成や出動体制等について、あらかじめ定めるよう努める。

#### 3 救護所の設置

- (1) 救護所を設置する施設は、原則として避難施設とし、各地区にある中学校を拠点救護施設とする。ただし、必要に応じ他の公共施設を活用する。
- (2) 市は、医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資等を確保するため、医師会等関係機関と協力し、物資調達体制の整備に努める。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

#### 4 トリアージ実施体制の充実

市及び医師会、新小山市民病院等関係機関は、初期医療処置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者を振り分ける「トリアージ」の実施体制の充実を図る。

また、小山地区医師会及び新小山市民病院と連携を図り、医療関係職員に対し各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。

## 第2 後方医療体制等の整備

市は、重症患者等、救護班における医療救護活動では対応が困難な場合に備え、次の後方医療体制の整備を図る。

### 1 後方医療体制の整備充実

#### (1) 医療活動拠点との連携

市は、救護班による対応が困難な重傷患者等を收容するため、新小山市民病院及び県指定の医療活動拠点と連携し、後方医療体制の整備充実に努める。

#### (2) 拠点施設の機能強化

ア 市は、医療活動の拠点となる施設の機能強化を図るため、次の対策を講じるよう努める。

(ア) 建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

(イ) 夜間、休日に発生する災害に対処する医師、看護師等のスタッフの確保

(ウ) 災害時における病院防災マニュアル等の作成

イ 市は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、DMA T等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する施設として、新小山市民病院を災害拠点病院に準ずる施設に指定することにより、災害時における医療の確保を図る。

ウ 新小山市民病院は、必要に応じて、災害時の医療確保のための機能を充実し、市（保健福祉部）は、その整備拡充にあたり必要な支援を行う。

### 2 負傷者の搬送体制の整備

市は、県等関係機関と連携し、多発する負傷者の搬送要請に効率的に対処するため、ヘリコプターの活用も含め、必要な搬送体制の整備に努める。

## 第3 応援要請体制の整備

市は、医療救護活動に従事する医師等、又は医薬品・医療器材が不足する場合に備え、県、日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備に努める。

## 第4 医療機関の対策

各医療機関は、災害時に備え、施設・設備の防災機能の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの作成等、医療体制の確保を図るため必要な措置を講じるよう努める。

(1) 入院患者の容体等を踏まえた避難誘導、搬送体制の整備

(2) 定期的な避難訓練の実施

(3) 避難器具の設置場所、使用方法等の周知

(4) 負傷者に対する応急手当等の実施

## 第5 医療機関のライフラインの確保

市は、医療機関、関係機関と連携して、水道、電気、ガス医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

## 第15節 緊急輸送体制の整備（総務部、理財部、建設水道部、消防本部）

市は、災害時における応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施にあたり、必要な応急対策人員及び援助物資等を輸送するため、関係機関と連携し、緊急輸送体制の整備を図る。

### 第1 緊急輸送道路の指定

県は、災害時の応急対策人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、下記設定基準に基づき、本市域における主要な道路を、緊急輸送道路として指定している。（資料6-1）

緊急輸送道路は、防災上重要な機能を果たす公共施設等を結ぶ、重要な道路ネットワークであり、各道路管理者は定期的に点検を行うなど、維持管理の徹底に努める。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路</li> <li>・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路</li> </ul>
第2次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次緊急輸送道路と市・町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路</li> </ul>
第3次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路</li> </ul>

### 第2 陸上輸送体制の整備

#### 1 道路・橋りょうの整備

市は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

#### 2 情報収集伝達体制の整備

市は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

#### 3 緊急輸送車両の確保

市は、物資等の輸送手段として必要な車両を、次のとおり確保する。

##### (1) 市保有車両の確保

市は、物資等の輸送手段として使用可能な車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底に努める。

##### (2) 民間業者からの車両の確保

市は、市保有車両が不足する場合に備え、運送業関係団体の協力を得て、輸送車両を確保し物資等の搬送体制の整備に努める。（資料10）

(3) 緊急通行車両の事前届出

市は、災害時の交通規制に対処するため、必要に応じ、市保有車両を緊急通行車両として県公安委員会（警察署経由）に事前に届け出るとともに、交付された事前届出済証を適切に保管する。

### 第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターによる代替輸送が円滑に実施できるよう、臨時ヘリポートを選定する。

（資料6-2）

また、臨時ヘリポート候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

この要領に定める「離着陸場」の基準は次の通りである。

飛行場外離着陸場	国土交通大臣の許可を得て、一定期間飛行場以外の場所に離着陸する場所をいう（航空法第79条ただし書）。 （一般基準、特殊地域基準、防災対応基準の3基準がある。）
緊急離着陸場	捜索救助を任務とするヘリコプターに限り、国土交通大臣の許可を得ることなく離着陸できる場所をいう（航空法第81条の2）。

### 第4 物資集積場所の確保

市は、救援物資等の受入れ・配送を効率的に実施するため、あらかじめ物資集積所を指定する。物資集積所を設置する施設は、原則として、交通条件等を勘案し、県南体育館、道の駅思川とする。ただし、災害の状況及び施設の被害状況等に応じ、他の公共施設を活用する。

また、市は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努め、緊急時の活用についてあらかじめ協議する。

### 第5 大規模災害時における道路啓開体制の整備

大規模災害時においてただちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化を図る。





## 第16節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（総務部、保健福祉部、産業観光部）

市は、災害時における被災住民の生活を確保するため、食料・生活必需品等必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。また、調達した物資を円滑に受け入れるため、受入体制の整備を図る。

### 第1 食料、生活必需品、調達体制の整備

#### 1 市民の備蓄推進

市民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、非常持出品の他、3日以上以上の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

また、市は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

#### 2 市の備蓄推進

市は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、目標量については、被害想定等を参考に設定し、広域避難者及び帰宅困難者等も考慮したものとし、計画的に備蓄を行うよう努める。

##### (1) 現物備蓄の推進

市は、災害発生直後における住民への食料等の供給に備え、次のような品目について、本庁及び各地区に設置された防災備蓄倉庫を拠点に分散して現物備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

飲食料	水、アルファ米、かゆ、クラッカー類、
生活必需品	日用品（タオル、歯ブラシ等）、毛布、簡易トイレ等
資機材	暖房器具、扇風機、発電機、ラジオ、カセットガスコンロ、プライベートテント、間仕切り、ブルーシート、ガソリン、やかん等
要配慮者用	アルファ米、かゆ、粉ミルク等、哺乳びん、紙おむつ等
医薬品等	鎮痛剤、胃腸薬、総合感冒薬、シップ薬、虫除けスプレー、絆創膏、ガーゼ、体温計、サジカルテープ等

(2) 流通物資の調達

市は、物資の性格上流通在庫による備蓄が望ましい物資等については、民間企業等と災害時応援協定等を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。なお、どの地域にも速やかに物資を供給できるよう、大規模小売店等からの調達体制の整備に努める。

市は、平常時から協定先の在庫数量又は流通量について定期的に把握し、災害時の物資調達量の目安とする。また、物資調達時の具体的な方法や体制について確認し、平常時から連携体制の強化を図る。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者及び食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

飲食物	水、弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等
生活必需品	肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品等
備品等	灯油、ガソリン、重油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭、発電機等
要配慮者等用	特別用途食品（注）、粉ミルク等、哺乳びん、紙おむつ等

(注)

特別用途食品とは、難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。

例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の標示、許可あるいは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

(3) 日本赤十字社による支援

市は、日本赤十字社に対し、食料、医薬品等の支援を要請するため、連絡体制の整備に努める。

3 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

1 市の備蓄推進

市は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

(1) 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

(2) 防災用資機材の管理者における対策

防災用資機材の管理者は、災害の発生に備え、資機材を常に良好な状態に保つよう努める。

## 第16節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備（総務部、保健福祉部、産業観光部）

### 2 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等の避難所等となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

### 3 物資の受入、供給体制の整備

市は、災害時応援協定等により調達した救援物資を円滑に受け入れるため、物資集積所をあらかじめ確保するとともに、受け入れた物資を効率的に避難所に搬送するため、必要な供給体制の整備に努める。

### 4 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

## 第3 防災倉庫の確保

市は、地域の特性、災害の態様等から判断し、食料等を備蓄するために必要な防災倉庫を、計画的に整備するよう努める。



## 第17節 農業関係災害予防対策（産業観光部）

市、関係施設等の管理者等は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるために、施設整備等の予防対策を実施する。

### 第1 農業用施設対策

土地改良区の農地・農業用施設（排水機場等）の管理者は、次の予防対策の実施に努める。

市は、その予防対策の実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう助言する。

#### 1 管理体制の整備

施設管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成等、施設の管理体制の充実強化に努める。

#### 2 施設の点検

施設管理者、特に頭首工、農業用排水機場等の大規模用排水施設の管理者やため池管理者は、定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

#### 3 協力体制の確立

各施設管理者は、災害時における迅速な応急復旧対策の実施のため、工事関係団体との応援協力体制を整備するよう努める。

### 第2 農業共同利用施設対策

農業協同組合等農業共同利用施設（農産物倉庫等）の管理者は、次の災害予防対策の実施に努める。

#### 1 管理体制の整備

施設管理者は、管理担当者の育成等、施設の管理体制の充実強化に努める。

#### 2 施設の点検

施設管理者は、定期的に施設の整備点検を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、破損等危険箇所を確認した場合は、災害時の被害の拡大を防止するため、速やかに補修等を実施するよう努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

## 第18節 危険物施設等災害予防対策（消防本部）

市は、災害に起因する危険物等による事故を防止するため、県及び事業者等と連携して、危険物等の特性に応じた予防対策を実施する。

### 第1 危険物施設等の種類

消防法上の危険物、火薬類、高圧ガス等（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備により、ただちに災害発生の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時においては、被害を拡大する要因となる。

そのため、危険物等を取扱う施設においては、自衛消防組織等の自主保安体制の充実を図るとともに、各監督機関は、施設の適正な管理について指導を行う。

危険物等を取扱う施設は、下記のとおりである。

- (1) 消防法上の危険物施設
- (2) 火薬類製造施設等
- (3) LPガス販売施設等
- (4) 高圧ガス製造施設等
- (5) 毒物・劇物取扱施設等
- (6) 放射性物質取扱施設等

### 第2 消防法上の危険物施設の災害予防

「消防法」上の危険物を貯蔵又は取扱う施設（以下「危険物施設」という。）の設置者等は、災害に起因する危険物の漏えい、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努めるとともに、市は、県と連携して、安全管理の徹底を図るため、施設への立入検査を実施するなど、施設設置者等に対し指導助言を行う。

#### 1 危険物施設の設置者等の行う予防対策

危険物施設の設置者等は、次の安全確保対策を実施するよう努める。

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を定期的を実施するとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握する。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等を明確にする。
- (3) 大規模災害による施設の損壊を防止するため、施設の耐震化を促進する。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止のため、必要な資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

## 2 監督機関の規制・指導等

市は、県と連携し、安全管理の徹底を図るため、施設設置者等に対し必要な指導助言を行う。

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたり、災害の拡大防止を考慮した構造、設備を備えるよう、設置者等（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 危険物施設の安全管理を徹底するため、次の事項に留意した予防査察を実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間等を活用した安全推進に関する行事の実施等、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

## 第3 火薬類取扱施設の災害予防

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等、火薬類取扱施設の管理者は、災害に起因する火薬類の事故等に備え、火薬類取扱法等に基づく施設の安全確保に努めるとともに、市は、県及び関係機関の実施する次の災害予防対策に協力し、施設の安全確保に努める。

- (1) 火薬類取扱施設の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。
- (2) 火薬類取扱施設の管理者等を対象とした、保安確保のための講習会を開催するなど、火薬類取扱施設関係者の保安意識の高揚を図る。
- (3) 火薬類取扱施設における自主保安体制の強化・充実を図る。

## 第4 LPガス販売事業者等の災害予防

LPガス（高圧ガスのうち、一般消費者等に供給される液化石油ガス）の販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下「LPガス販売事業者等」という。）は、災害に起因するLPガスの事故に備え、ガス容器の適正な管理等必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

### 1 LPガス販売事業者等の実施する災害予防

- (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施
  - ア LPガス容器の転倒及び転落防止のため必要な措置を行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
  - イ 災害時のガス事故防止のため、パンフレットの配布等、必要な広報活動を行う。



(2) LPガス販売事業者等の災害予防体制の強化

- ア 保安講習会等への参加等、従業員の資質向上のため、保安教育の充実に努める。
- イ 災害に起因するガス漏えい事故等に備えるため、緊急出動体制を整備するとともに、点検に必要な資機材を確保し、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ウ 容器の転倒及び転落防止の措置をするほか、容器置場の適正な管理を徹底する。
- エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 監督機関の規制・指導等

- (1) 販売事業者等を対象に保安講習会、法令研修会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 販売事業者等に対する立入検査等を実施し、安全管理の徹底を図る。

## 第5 高圧ガス製造施設等の災害予防

高圧ガス製造施設等の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害に起因する高圧ガスの事故に備え、高圧ガス保安法等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するなど、必要な災害予防措置を実施する。
- (2) 保安管理体制の整備を図るとともに、従業員等に対し、保安技術の向上又は災害時の措置等に関する教育・訓練を計画的、効率的に実施し、保安意識の高揚に努めるなど、自主保安体制の充実強化に努める。

2 監督機関の規制・指導等

- (1) 高圧ガス事業者を対象に保安講習会、法令研修会等を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 高圧ガス事業者に対する立入検査等を実施し、安全管理の徹底を図る。

## 第6 毒物・劇物取扱施設等の災害予防

毒物・劇物の製造所、販売所、メッキ工場等、毒物・劇物を取扱う施設の管理者は、災害に起因する毒物・劇物の流出を防止するため、毒物及び劇物取締法等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する次の災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

1 取扱施設等への指導

毒物・劇物営業者やシアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒物・劇物の取扱いについて指導を行う。

## 第18節 危険物施設等災害予防対策（消防本部）

### 2 貯蔵量の把握

毒物・劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

### 3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒物・劇物の取扱いについて指導を行う。

### 4 講習会等の実施

毒物・劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

### 5 連絡体制の整備

市、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

## 第7 放射性物質取扱施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）の管理者は、災害に起因する漏えいによる人体及び環境への被害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県と連携し、次の災害予防対策を実施し、安全の確保に努める。

- (1) 県が策定する「放射性物質事故・災害対応マニュアル（平成14年策定）」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等を把握する。
- (3) 応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材を整備する。

## 第19節 文教対策（総合政策部、教育委員会）

災害発生時において、児童生徒の安全を確保するため、学校等は、安全性を考慮した施設の整備を推進するとともに、防災教育を実施するなど、防災体制の強化に努める。

また、避難所として開設する場合に備え、必要な協力体制を整備する。

### 第1 学校等における予防対策

学校は、災害時において、児童生徒の安全確保に万全を期すとともに、市の指定避難所として重要な防災活動拠点となることから、平時より災害予防対策を積極的に推進する。

#### 1 学校安全計画の策定

小学校、中学校、義務教育学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

##### (1) 「学校安全計画」作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

##### ア 防災教育に関する事項

(ア) 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項

(イ) 特別活動、部活動等における指導事項

##### イ 防災管理に関する事項

(ア) 防災のための組織づくり、連絡方法の設定

(イ) 避難場所、避難経路の設定と点検・確保

(ウ) 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

(エ) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

##### ウ 防災に関する組織活動

(ア) 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施

(イ) 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

##### (2) 「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

(ア) 大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策

(イ) 時間外における教職員の参集体制

(ウ) 保護者への引渡し又は学校等の保護方法、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

## 2 学校等の防災体制の確立

### (1) 事前対策の確立

校長等は、災害発生時の児童生徒の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

### (3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校施設・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。危険箇所等を発見した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、必要な補修を実施する。

### (4) 避難所の開設・運営への協力

校長等は、災害時における避難所の開設要請に備えるため、及び避難所運営のための組織を設立する場合に備えるため、必要な協力体制を整備する。

## 3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

### (1) 防災教育の充実

ア 学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

イ 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去に発生した災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の適切な対応力を育むことに留意する。

その際に、県（教育委員会事務局）が作成した各種防災関係資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資材をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

#### (ア) 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成

想定を超える災害がおこる可能性があり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

#### (イ) 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけでなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

ウ 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合いともに生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

## (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

## (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修の機会を充実する。

## 第2 学校以外の文教施設における災害予防

公民館、図書館、博物館、体育施設等の施設管理者は、施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、防災訓練を定期的実施するなど、必要な予防措置を講じる。

また、不特定多数の人が利用することを念頭に、放送設備の整備や避難経路の明示など、避難誘導體制の整備充実に努める。

## 第3 文化財の災害予防

文化財の所有者は、市と連携し、文化財及び文化財施設の安全管理に努める。

## 第20節 大規模災害時における受援・応援（総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、

消防本部）

市は、被災市区町村応援職員確保システム、各省庁による人員派遣スキーム及び災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。

また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

### 第1 都道府県相互応援体制の整備

#### 1 被災市区町村応援職員確保システム

総務省は、平成30年4月より全国一元的な応援職員の派遣の仕組みを構築し、運用している。

本システムは、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組み及び被災市区町村の長への助言など災害マネジメントを支援する総括支援チームの派遣を行う仕組みの二本立てとなっている。

被災都道府県内の自治体（都道府県・市区町村）で災害対応業務が完結しない規模の災害が発生し、被災都道府県から被災地域ブロック幹事都道府県を通じて要請があった場合、総務省・関係団体、関係都道府県等で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部現地調整会議」は被災市区町村毎に対口支援（たいこうしえん：大規模災害で被災した自治体のパートナーとして特定のじちたいを決めて職員を派遣する方式）の案を作成し、総務省及び関係団体で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部」に対し報告し、確保調整本部が対口支援団体を決定する。対口支援団体は、管内市区町村をとりまとめて、避難所運営・罹災証明書の交付事務等に当たる職員を派遣する。

また、被災市区町村から被災都道府県を通じて要請があった場合、被災都道府県が必要と判断した場合又は確保調整本部が必要と判断した場合には、被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チームを派遣する。

なお、本システムで県が対口支援団体に選定されない状態で被災市区町村に対し支援を行う場合、県は全国知事会、市町は全国市長会又は全国町村会に申し出るものとする。

#### 2 他都道府県との災害時応援協定

##### (1) 「災害における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」

大規模な災害が発生し、県単独では十分な被災者の救援等災害応急対策が実施できない場合に備え、本協定により、5県の間で人的・物的な相互支援を行う体制を構築している。

##### (2) 県外自治体との災害時相互応援協定締結の推進

市は、大規模災害時においては、近隣の市町も被災することが予想されるため、県の区域を越えた市町を含め、できるだけ多くの市町との災害時相互応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸

送方法、受援・応援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

現在市では、自治体間において災害時相互応援協定を締結しているほか、協定に準ずるものとして、北関東新潟連携軸による協力体制を構築しており、今後も県外の市町村との間において、可能な限り相互応援体制を構築するよう努める。(資料10)

### 3 各省庁における派遣スキーム

次の職種又は分野については、関係省庁等による全国的な調整が行われることとなっている。

職種、分野	主な支援内容	関係省庁
被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	厚生労働省
災害派遣医療チーム(DMAT)	災害急性期(発災後概ね48時間以内)に被災地で医療支援等を実施	厚生労働省
保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省
農林水産省・サポート・アドバイsteam(MAFF-SAT)	被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援	農林水産省
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省
被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省
下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省
災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)	<研究・専門機関(専門家・技術者を派遣)>処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一時仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援等 <一般廃棄物関係団体(ごみ収集車等や作業員を派遣)>生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援等	環境省
気象庁防災支援チーム(JETT)	大規模な災害が発生した場合に、気象庁職員が市町の災害対策本部に派遣され、災害現場のニーズや各機関の活動状況を支援	気象庁

## 第2 市町村相互応援体制の整備

### 1 県内市町間における相互応援体制の充実強化

## 第20節 大規模災害時における受援・応援(総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、建設水道部、都市整備部、消防本部)

市は、市単独では十分な災害応急活動の実施が困難な大規模災害の発生に備え、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。(資料10)

### 2 民間企業等との連携

災害時において、民間企業や各種団体等のもつ組織力や行動力は、応急復旧活動を展開する上で、大変有効である。

このため、市は、民間企業や各種団体等に積極的に応援協力を働きかけ、受援・応援体制の整備に努める。また、災害時応援協定等の締結後は、連絡方法や要請の手続き等についてあらかじめ定めるよう努める。(資料10)

### 第3 県内市町における大規模災害に備えた受援計画

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制(受援体制)の構築に努めるものとする。

市は県と連携し、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

### 第4 消防広域応援体制の整備

市(消防本部)は、単独の消防力では対応能力を超える災害に対して、消防活動が停滞することないように、必要な広域応援体制を整備する。

#### 1 県内消防相互応援体制の整備

##### (1) 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて締結された「特殊災害消防相互応援協定書(昭和56年5月20日締結)」その他各種協定が、適切に運用されるよう体制の整備を図る。

##### (2) 栃木県広域消防応援等計画に基づく体制の充実強化

消防本部は、前記協定の趣旨を踏まえ策定された「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、地方応援等実施計画、指揮体制、通信連絡体制、後方支援体制等必要な応援体制を整備する。また、応援要請及び応援出動の方法等、災害発生時の対応について平時より確認し、消防機関相互の連携体制の確保を図る。

##### (3) 広域消防応援訓練の実施

県及び市消防本部は、県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動等が、円滑に実施できるよう努める。

また、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行い、より効果的な広域応援



体制の整備を図る。

## 2 緊急消防援助隊の活用

県及び消防本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、相互に協力して、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため全国の消防機関相互により創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項を熟知し、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

## 3 広域航空消防応援の活用

陸上輸送路が損壊し、消防車両による人命救助や消火活動等の応急活動が困難となり、ヘリコプターの応援を要請する場合に備え、臨時ヘリポート等を確保するとともに、応援要請に必要な体制を整備する。

# 第5 県・警察との連携

## 1 県と市の連携強化

市は、県より、防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、市地域防災計画の修正における助言・支援等を受け、市における防災力の向上を図るとともに、県と市が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

## 2 警察との連携体制整備

市と警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練の実施等、連携体制の強化を図る。

# 第6 ライフライン等関係機関との連携

## 1 ライフライン等関係機関との連携

市は、大規模災害が発生した場合に、住民の安全と生活の早期安定を確保するため、ライフライン等関係機関と連携・協力を図る。

## 2 災害時応援協定締結企業等との連携

市は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、市民の安全と生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。



## 第2章 災害応急対策計画

地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関等が実施すべき応急対策を、以下のとおり定める。

### 第1節 活動体制の確立（全 部）

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、災害応急対策を総合的に実施する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、応急活動に万全を期する。

#### 第1 市の活動体制

地震の震度に応じた体制区分、配置基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

災害対策本部の設置基準

震度	配備体制	活動体制	責任者	業務の概要
4 以下	注意体制	関係課対応	危機管理課長	被害状況の把握
5弱	第1次警戒体制		危機管理監	
5強	第2次警戒体制	災害警戒本部	副市長	被害状況の把握の他、必要な応急対策の実施
6弱 以上	非常体制	災害対策本部	市長	災害対策本部を設置し、全職員による被害状況の把握及び迅速な応急対応の実施

#### 第2 注意体制（関係課対応）

市は、市内において震度4以下の地震の発生により、人的・住家被害等が発生し、危機管理課長が必要と認めるとき、注意体制をとる。機管理課、秘書課及び総合政策課で、動員の対象となっている職員は、ただちに登庁し、次の措置を講じる。

注意体制における責任者は、危機管理課長とする。なお、責任者（危機管理課長）不在時等の意思決定は、危機管理課防災企画係長又は危機管理係長が行う。

- (1) 地震情報等の収集
- (2) 被害状況の把握

- ・被害が発生した日時、場所
- ・被害の概要

- ・被害に対してとられた措置
- ・その他必要な事項

### 第3 第1次警戒体制（関係課対応）

市は、市内において震度5弱の地震が発生した場合、第1次警戒体制をとる。動員の対象となっている職員は、ただちに登庁し、次の措置を講じる。

第1次警戒体制における責任者は、危機管理監とする。なお、責任者（危機管理監）不在時等の意思決定は、危機管理課長が行う。

#### 1 第1次警戒体制（関係課対応）の設置、解散の時期

##### (1) 第1次警戒体制の設置基準

市内に震度5弱の地震が発生した場合

##### (2) 第1次警戒体制の設置場所

第1次警戒体制は、市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。

##### (3) 第1次警戒体制の解散

次のいずれかに該当する場合、第1次警戒体制は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと責任者が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと責任者が認めたとき。
- ウ 災害警戒本部が設置されたとき。

#### 2 第1次警戒体制（関係課対応）の組織

第1次警戒体制は、危機管理監を責任者とし、それぞれ次の職にあるものにより構成する。

【責任者】 危機管理監

【構成員】 危機管理課、秘書課、総合政策課及び動員対象の各課職員

#### 3 第1次警戒体制（関係課対応）の業務

第1次警戒体制の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握

### 第4 災害警戒本部（第2次警戒体制）の設置

市は、市内において震度5強の地震が発生した場合で、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部を設置する。

## 第1節 活動体制の確立（全 部）

### 1 災害警戒本部（第2次警戒体制）の設置、解散の時期

#### (1) 災害警戒本部の設置基準

市内に震度5強の地震が発生した場合

#### (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。

#### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

### 2 災害警戒本部（第2次警戒体制）の組織

災害警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員等それぞれ次の職にあるものにより構成する。

【警戒本部長】 副市長

【警戒副本部長】 教育長

【警戒本部員】 部長級の職にある者（消防長を除く）

【現地対策本部長】 消防長

【現地対策本部員】 消防団長、消防副団長

【本部事務局】 危機管理課員、行政総務課員、秘書課員、総合政策課員

【本部連絡員】 警戒本部員に属する部局の幹事課課長補佐等

### 3 災害警戒本部（第2次警戒体制）の業務

災害警戒本部の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 被害状況の収集に関する事
- (2) 被害危険箇所の巡視及び広報に関する事
- (3) 災害応急対策の実施状況に関する事
- (4) 災害応急対策にかかる基本方針に関する事
- (5) 職員の動員配備に関する事
- (6) その他必要な事項に関する事

### 4 代決者

本部長（副市長）不在時の意思決定は、副本部長（教育長）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合は、危機管理監が行う。

## 第5 災害対策本部（非常体制）の設置

市長は、本項第1(1)災害対策本部の設置基準に定める災害等が発生したときは、災害対策基本法第23条の2及び小山市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、各防災関係機関と連携して、迅速かつ的確な災害応急活動を総合的に実施する。

また、被災現地における災害対策本部の事務の一部を行う機関として、現地災害対策本部を適宜設置し、被災現地における救援活動を機動的に実施する。

### 1 災害対策本部（非常体制）の設置、解散の時期

#### (1) 災害対策本部の設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 市内に最大震度6弱以上の地震が発生したとき。
- イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

#### (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。

本部を設置したときは、「小山市災害対策本部」と表示した標識を掲示する。

#### (3) 災害対策本部の解散

本部長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

- ア 当該災害にかかる応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害に係る危険がなくなると認めるとき。

#### (4) 解散の通知

本部を解散した場合の通知については、設置の場合に準ずる。

### 2 災害対策本部（非常体制）の組織

災害対策本部は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員等それぞれ次の職にあるもの及びその他全職員により構成する。

- 【災害対策本部長】 市長
- 【災害対策副本部長】 副市長、教育長
- 【災害対策本部員】 部長級の職にある者（消防長を除く）
- 【現地対策本部長】 消防長
- 【現地対策本部員】 消防団長、消防副団長、各出張所長
- 【本部事務局】 危機管理課員、行政総務課員、秘書課員、総合政策課員
- 【本部連絡員】 災害対策本部員に属する部局の幹事課課長補佐等

## 第1節 活動体制の確立（全 部）

### 3 災害対策本部（非常体制）の業務

災害対策本部の所掌する事務は次のとおりとする。

- (1) 国、県及びライフライン事業所等関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 他市町村等への応援要請に関すること
- (3) 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること
- (4) 災害救助法の適用に関すること
- (5) 現地災害対策本部に関すること
- (6) その他必要な事項に関すること

### 4 招集

災害対策本部を設置したときは、市長はただちに職員の非常招集を行う。

### 5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は、副本部長（副市長）が、本部長、副本部長（副市長）ともに不在時等の場合は、副本部長（教育長）が行う。

### 6 関係機関への連絡

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に報告するとともに、防災関係機関に通知する。

（資料9－1）

### 7 本部会議

本部会議は、災害対策本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要事項について協議する。

また、円滑な応急活動のため、必要に応じ防災関係機関等の出席を求め、助言を得るものとする。

## 8 本部連絡員

### (1) 本部連絡員の構成

本部連絡員は、各部幹事課の課長補佐、議事課庶務係長及び各部であらかじめ指定した係長の職にある者とする。

### (2) 本部連絡員の任務

本部連絡員は、本部長の指令その他の連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況を本部に報告する。

ただし、協力部の連絡員にあつては、市議会内に設置された災害対策本部に災害情報等を伝達する。

部	本部連絡員
総合政策部	総合政策課課長補佐 他1名
総務部	行政総務課課長補佐 他1名
理財部	資産経営課課長補佐 他1名
市民生活部	市民生活安心課課長補佐 他1名
保健福祉部	福祉課課長補佐 他1名
産業観光部	農政課課長補佐 他2名
建設水道部	治水対策課課長補佐 他2名
都市整備部	都市計画課課長補佐 他2名
教育委員会	教育総務課課長補佐 他1名
協力部	議事課庶務係長 他1名
消防本部	消防本部消防総務課課長補佐 他2名

## 9 現地災害対策本部

市域において局地的に相当規模の被害が発生した場合、又は発生のおそれがあると予想される場合、現地における情報収集や災害応急活動を実施する各防災関係機関との連絡調整を行うため、現地災害対策本部を設置する。

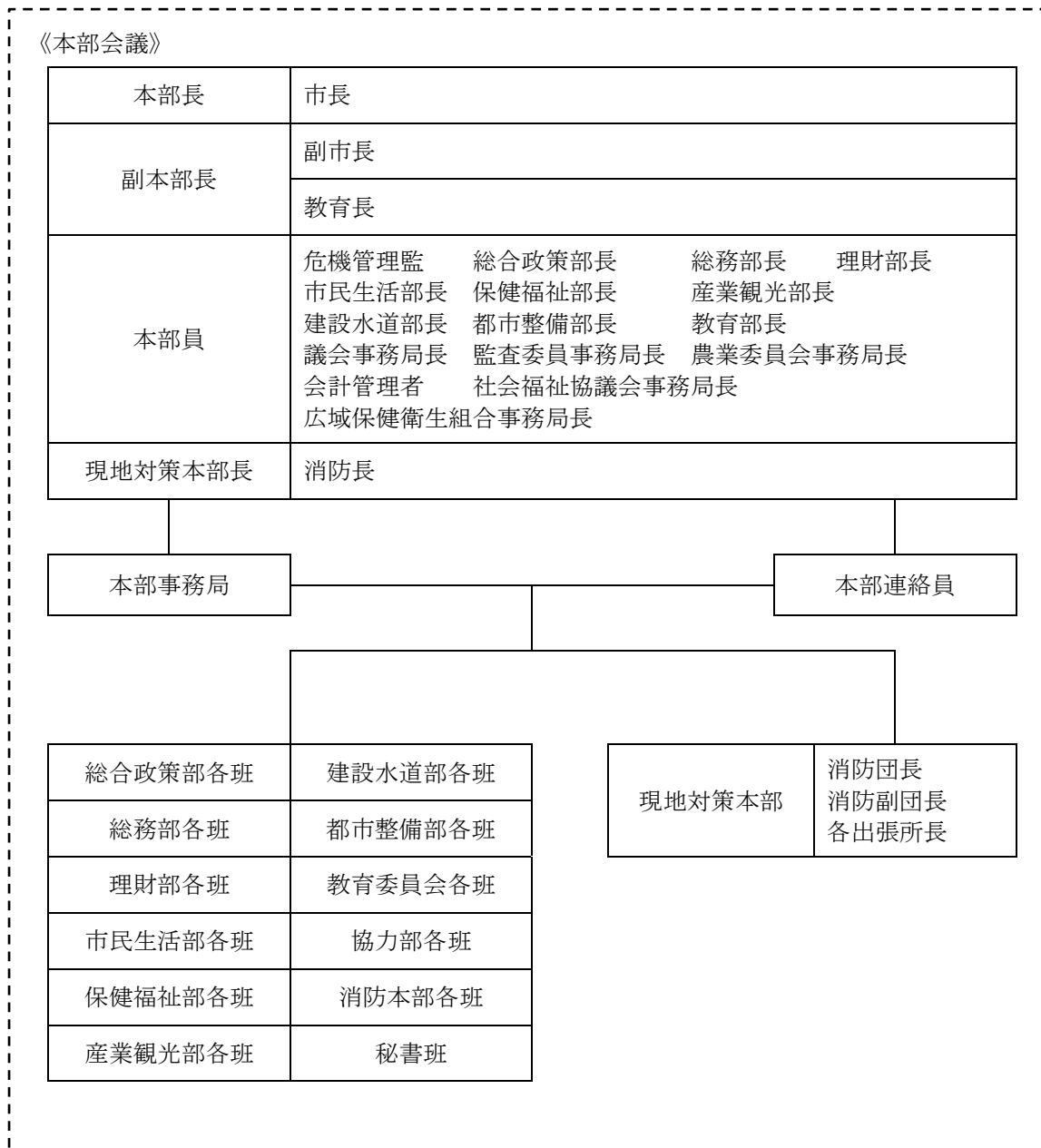
現地災害対策本部は、各出張所（11箇所）に設置する。



10 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

災害対策本部組織図



第6 業務継続性の確保

市の防災機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。

## 第7 登庁方法

各活動体制で定める庁舎の登庁にあたっては、機動性を有する自動車等の利用をあらかじめ検討しておく。



## 第2節 動員計画（全部）

市は、災害発生時における迅速な初動体制の確立を図るため、あらかじめ定める動員配備基準に基づき、必要な職員の動員配備を行う。

特に、大規模地震が発生した場合は、災害対策本部が正常に機能するまでの間、市として最優先して取り組むべき課題に対処するため、大規模地震緊急防災体制を整備する。

### 第1 大規模地震緊急防災体制

震度5強以上の地震が発生した場合、交通機関の途絶等により、本来の任務分担に基づく職員動員体制の整備が困難となることが予想される。

そのため、市は、本来の災害対策本部が正常に機能するまでの間、各班の任務分担によらず、市全体の被害状況の把握や住民の安全確保等、市として最優先に取り組むべき応急対策を実施するため、大規模地震緊急防災体制を整備し、迅速な初動体制の確立を図る。

#### 1 緊急防災要員の指定

市は、大規模地震緊急防災体制を整備するため、緊急防災要員をあらかじめ指定する。指定された緊急防災要員は、震度6弱以上の地震を覚知した場合、ただちに緊急参集場所へ自主的に参集する。

職員活性課は、緊急参集場所の近辺に居住する職員の中から、毎年度緊急防災要員を指定する。

#### 2 緊急参集場所

緊急参集場所は、本庁及び各出張所（11箇所）とする。

#### 3 任 務

緊急防災要員の主な任務は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 被害状況の収集・伝達

本庁配属の緊急防災要員は、住民からの通報、防災関係機関等から提供された情報及び各出張所担当の防災要員により伝達された情報等により、被害状況の収集に努めるとともに、県等に伝達する。

##### (2) 避難所の開設及び避難者の把握

緊急防災要員は、使用可能な避難所を早急に開設するとともに、避難者名簿の作成等、避難者の把握に努める。

##### (3) 広報

緊急防災要員は、住民に対し、余震への注意喚起、二次災害の発生防止等、必要な災害情報の提供に努める。

## 第2節 動員計画（全 部）

### 4 災害対策本部体制への移行

災害対策本部が正常な運営を行うことができる状態に至ったときは、本部長の指示により緊急防災要員による初動体制を解き、災害対策本部体制へ移行する。

## 第2 動員基準

災害による被害の拡大を防ぐには、迅速な初動体制の確立が最も重要である。そのため、災害の程度に応じた職員の動員基準を次のとおり定める。

### 1 配備基準と災害対策

職員の配備基準における、各応急対策部等の主な災害活動の内容は次のとおりである。なお、各区分の初期段階で実施した災害活動は、次区分に引き継ぐものとする。

区 分	災害対策本部事務局	各部	出張所
注意体制	<ul style="list-style-type: none"><li>地震情報等の情報収集</li></ul>		
第1次警戒体制	<b>【第1次事務局体制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>被害状況の把握</li><li>県への報告（第2次警戒体制移行準備）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>所管施設の被害状況確認</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>所管施設の被害状況確認</li></ul>
第2次警戒体制	<b>【第2次事務局体制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>災害警戒本部会議の開催</li><li>住民及び報道機関への情報提供</li><li>避難所開設準備の指示（非常体制移行準備）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>災害応急活動の実施</li><li>施設利用者等の安全確保</li><li>（第1次）避難所開設の準備</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>管轄区域内の被害状況の確認</li></ul>
非常体制	<b>【第3次事務局体制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>災害対策本部会議の開催</li><li>避難指示の発令</li><li>自衛隊等関係機関への協力要請</li><li>災害救助法の適用申請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>（第2次）避難所の開設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>避難指示の伝達</li><li>避難所開設の協力</li></ul>

## 2 職員の動員配備

各所属における動員配備の基準は、次のとおりである。なお、災害の状況に応じ、職員の動員が必要と認める場合は、下表の配備基準にかかわらず、職員の動員を行うものとする。

（○は各課において動員人数を確定、◎は全員）

部局名	課名	注意体制	警戒体制		非常体制
			第1次	第2次	
	秘書課	○	○	○	◎
総合政策部	総合政策課	○	○	○	◎
	田園環境都市推進課			○	◎
	ゼロカーボン推進課			○	◎
	自然共生課			○	◎
総務部	行政総務課		○	○	◎
	職員課		○	○	◎
	人権・男女共同参画課		○	○	◎
	情報政策課		○	○	◎
	危機管理課	○	◎	◎	◎
理財部	資産経営課		○	○	◎
	公共施設整備課			○	◎
	契約検査課			○	◎
	財政課			○	◎
	納税課			○	◎
	市民税課			○	◎
	資産税課			○	◎
市民生活部	市民生活安心課		○	○	◎
	国際政策課			○	◎
	環境課			○	◎
	市民課		○	○	◎
	（各出張所）		○	○	◎
	国保年金課			○	◎
保健福祉部	福祉課		○	○	◎
	子育て家庭支援課			○	◎
	こども課（各保育所）		○	○	◎
	高齢生きがい課			○	◎
	健康増進課			○	◎

第2節 動員計画（全部）

部局名	課名	注意体制	警戒体制		非常体制
			第1次	第2次	
産業観光部	農政課		○	○	◎
	農村整備課			○	◎
	商業観光課			○	◎
	工業振興課			○	◎
建設水道部	治水対策課		○	○	◎
	道路課		○	○	◎
	建築課		○	○	◎
	上下水道総務課		○	○	◎
	上下水道施設課		○	○	◎
都市整備部	都市計画課		○	○	◎
	まちづくり推進課			○	◎
	市街地整備課			○	◎
	公園緑地課		○	○	◎
	建築指導課		○	○	◎
教育委員会	教育総務課		○	○	◎
	学校教育課		○	○	◎
	教育研究所		○	○	◎
	生涯学習課			○	◎
	文化振興課			○	◎
	博物館		○	○	◎
	車屋美術館		○	○	◎
	生涯スポーツ課			○	◎
	中央図書館			○	◎
協力部	議事課			○	◎
	監査委員事務局			○	◎
	選挙管理委員会			○	◎
	農業委員会事務局			○	◎
	出納室			○	◎
	社会福祉協議会			○	◎
	広域保健衛生組合			○	◎
消防本部	消防総務課		○	○	◎
	予防課		○	○	◎

部局名	課名	注意体制	警戒体制		非常体制
			第1次	第2次	
	警防課	○	○	○	◎
	消防署	○	○	○	◎

※課に属する部署を含む。

※職員の動員配備に関しては、毎年更新する「職員データベース」によるものとする。

### 第3 任務分担

災害対策本部における各部・各班の任務分担は、資料1－4のとおりである。

### 第4 動員名簿の作成

各部長は、各班の任務分担に応じた動員計画を策定するとともに、それに基づく動員名簿を毎年4月に危機管理課に提出する。

### 第5 動員の方法

職員の動員は、第2の動員基準に従い、次の方法により実施する。

#### (1) 勤務時間内における動員方法

勤務時間内における職員の動員配備は、災害対策（警戒）本部の指令に基づき、本部事務局（動員計画担当）から本部連絡員に伝達する。

#### (2) 勤務時間外における動員方法

勤務時間外における職員の動員配備は、地震の発生をもって発令されたものとし、職員は発表された震度に基づき、又は震度によらず被害の状況から判断し、自主的に参集する。

#### (3) 参集時の留意事項

##### ア 服装及び所持品

参集者は、活動しやすい服装で、可能な限り食料・着替え等を持参するなど、身の回りに関することは自己完結の心構えで参集する。

##### イ 交通手段

交通渋滞や道路の寸断等が予想されることから、原則として徒歩・自転車・バイク等で参集する。

##### ウ 被害状況の収集

参集者は、参集途上において可能な限り被害状況を収集し、所属班長に報告する。

### 第6 動員の報告

各部長は、部内各班の動員状況を職員動員報告書に記録し、危機管理監に提出する。（資料9－2）



## 第3節 地震情報の収集（総務部、消防本部）

市は、地震が発生した場合、迅速に初動体制を整備するため、正確な地震情報を収集する。

### 地震情報の発表、伝達

#### 1 情報の種類・内容

宇都宮地方気象台が発表する地震情報の種類・内容は、次のとおりである。

地震情報の種類・発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報※ <sup>1</sup>	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町名を発表。
各地の震度に関する情報※ <sup>1</sup>	・震度1以上※ <sup>2</sup>	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多発した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表します。

※2 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、ど

ちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表しています。

気象庁が発表する緊急地震速報の種類・内容は、次のとおりである。

地震情報の種類・発表基準・内容

地震情報の区分	情報発表の名称	発表基準	内 容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報）※ 1	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測され、栃木県に震度4以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、震度4以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名 震度6弱以上の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる
地震動警報	又は 緊急地震速報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予測されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。（機器制御などの高度利用者向けとして提供）	地震の発生時刻、発生場所（震度）の推定値、地震の規模（マグニチュード）の推定値 ※予測される最大震度が震度3以下 ○予測される揺れの大きさの最大予測震度 ※予測される最大震度が震度4以上 ○地域名 ○震度4以上の地域の予測震度 ○大きな揺れ（主要動）の予測到達時刻

※1 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 「南海トラフ地震に関する情報」について

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」の発表を行う。

「南海トラフ地震に関する情報について」

情報名	情報発表条件
南海トラフに関する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される場合 ○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフに関する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した結果を発表する場合

※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有

### 第3節 地震情報の収集（総務部、消防本部）

意な変化を観測した場合などを想定

2 地震情報の伝達系統

気象庁震度階級関連解説

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破

### 第3節 地震情報の収集（総務部、消防本部）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
			損するものがある。

#### 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

### 第3節 地震情報の収集（総務部、消防本部）

#### ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※1</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※1</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※1 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、水道、電気、ガスの供給が停止することがある。

#### 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※1</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※1 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

#### 留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より

揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。





## 第4節 被害情報の収集・報告（全部）

災害時における被害情報を正確に把握することは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で、大変重要である。市は、災害が発生した場合は、各防災関係機関と連携し迅速に被害情報の収集を行うとともに、県に報告する。

### 第1 情報収集体制

災害応急活動を的確に実施するためには、被害状況の正確な把握が重要である。このため、市は、関係機関と連携し、被害情報の収集体制を迅速に確立する。

なお、実施する際は、電話対応、内容記録、本部への連絡について対応部局を具体的に定め、基本的に各業務の専任者を配置するものとする。

#### 1 災害発生直後における情報収集

災害発生直後は、被害の規模によっては情報収集活動が困難であるとともに、情報通信網も混乱することから、可能な限り被害状況の把握に努める。

##### (1) 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- ア 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- イ 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況
- ウ 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況
- エ 要配慮者利用施設の被害状況  
(要配慮者利用施設)  
児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- オ 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- カ 消防の応急措置の状況
- キ 食料その他緊急に補給すべき物資、数量
- ク 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- ケ 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- コ その他法令に定めがある事項

##### (2) 情報収集の方法

市は、次の手段により、市域における被害状況を迅速に把握する。

- ア 各応急活動班による所管施設等の被害状況の調査
- イ 警察・ライフライン関係機関等からの被害状況報告
- ウ 住民からの通報
- エ (収集した情報を基に) 被災した建築物等の調査

## 第4節 被害情報の収集・報告（全 部）

### (3) 被害の調査方法

市は、被災した建築物等の被害状況を把握するため、参集した職員により1組2名以上で班を組織し、調査にあたる。なお、班には税担当部署の職員を1名以上配置するものとする。

### (4) 情報の集約及び報告

各応急活動班等が収集した被害状況を、本部事務局において一元的に集約し、本部会議及び県等関係機関に報告する。

## 2 応急活動本格稼働期における情報収集

市は、継続して各種被害状況を収集するほか、被災者の生活再建支援を図るために必要な、被災家屋の詳細な被害認定調査を、建築士等建築専門家と協力し実施する。

### ア 調査対象

災害初期において調査した被害家屋のうち、床上浸水以上の被害を受けた家屋について調査する。

### イ 調査方法

建築技師等建築技術に精通した者を中心とした調査班を編成し、実施する。

### ウ 罹災台帳の作成

災害初期において調査した家屋も含め調査票を集約し、罹災台帳を作成する。

## 第2 被災者台帳の整備作成

市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」等をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成に努める。

なお、台帳作成において、被災者支援システムの活用を行う。

## 第3 被害の認定基準

被害の認定は、次に掲げる認定基準に基づき適正に行う。

### 1 世帯及び住家の定義

世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

## 2 被害認定

死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1か月未満の治療を要する見込みの者とする。
住家全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 第4 国・県への報告

### 1 報告の手順

- (1) 市は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準に基づき、速やかに当該災害の状況及び応急措置の概要を、県に報告する。  
ただし、市の区域内震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。  
なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに国（総務省消防庁）及び県へ報告する。
- (2) 県に被害状況等の報告ができない場合は、国（総務省消防庁）に直接報告し、県と連絡が可能になった場合は、その後の報告は県に行う。
- (3) 市は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分確認できない場合でも、ただちに第一報を県に報告する。以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告する。
- (4) 市は、消防庁への直接即報基準（次頁の表「即報基準一覧」の**囲み**の項目）に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。
- (5) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

### 2 報告の時期

#### (1) 概況速報

災害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段により報告するものとし、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

#### (2) 中間報告

被害状況が判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準に基づき報告するものとする。（資料9-1）

ただし、死者、重症者及び集団被害（おおむね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項を報告するものとする。

ア 死者及び重症者については、死傷の原因、住所、氏名、年齢、性別、職業、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項

イ 集団被害については、その状況と対策の概要

#### (3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により確定報告を行うものとする。

即報基準一覧

【火災発生（該当するおそれ含む）】

<p>①一般基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 死者3人以上発生</p> <p><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生</p> <p><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p>
<p>②個別基準</p>	<p>A 建物火災</p> <p><input type="checkbox"/> 特定防火対象物で死者発生 (例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等)</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ホテル、病院、映画館、百貨店での火災</span></p> <p><input type="checkbox"/> 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難</p> <p><input type="checkbox"/> 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災</p> <p><input type="checkbox"/> 特定違反對象物の火災</p> <p><input type="checkbox"/> 建物焼損延べ面積3,000㎡以上（推定）</p> <p><input type="checkbox"/> 他の建物への延焼が10棟以上又は気象状況から概ね10棟以上になる見込み</p> <p><input type="checkbox"/> 損害額1億円以上（推定）</p> <p><input type="checkbox"/> 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）</p> <hr/> <p>B 林野火災</p> <p><input type="checkbox"/> 焼損面積10ha以上（推定）</p> <p><input type="checkbox"/> 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施</p> <p><input type="checkbox"/> 住家等へ延焼するおそれがあるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 火災現場と送電線・配電線が近距離</p> <hr/> <p>C 交通機関の火災</p> <p><input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">航空機火災</span></p> <p><input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">船舶火災であって社会的影響度の高いもの</span></p> <p><input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">トンネル内車両火災</span></p> <p><input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">列車火災</span></p> <hr/> <p>D その他</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊な原因、特殊な様態の火災。 (例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災)</p>
<p>③社会的影響基準</p>	<p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの (例：施設等で多数の人が避難)</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃、緊急対処事態発展可能性有）</span></p>

第4節 被害情報の収集・報告（全部）

【危険物等の事故発生（該当するおそれ含む）】

①一般基準	<input type="checkbox"/> 死者3人以上発生 <input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生
②個別基準	<p>A 危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故</p> <input type="checkbox"/> 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生 <input type="checkbox"/> 負傷者5名以上発生 <input type="checkbox"/> 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生 ▽ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響有 <input type="checkbox"/> 500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏えい <input type="checkbox"/> 湖沼、河川への流出等 ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要 <input type="checkbox"/> 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 ▽ 漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要 ▽ タンクローリー火災
	<p>B 原子力災害等</p> <input type="checkbox"/> 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生した旨、事業所等から通報があったもの <input type="checkbox"/> 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏えいがあったもの
	<p>C その他特定の事故</p> <input type="checkbox"/> 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等社会的影響度が高いもの
③社会的影響基準	①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高 （例：不特定多数者出入建物での爆発異臭等）

【救急・救助事故発生（該当するおそれ含む）】

	<p><input type="checkbox"/> 死者5人以上の救急事故</p> <p><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> ハイジャックによる救急・救助事故</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>▽ <input type="checkbox"/> その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高</p> <p><input type="checkbox"/> 要救助者5人以上の救助事故</p> <p><input type="checkbox"/> 覚知から救助完了までの所用時間5時間以上の救助事故</p> <p><input type="checkbox"/> 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等の重大事故</p> <p><input type="checkbox"/> 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</p> <p><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p> <p><input type="checkbox"/> その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</p> <p>(例) ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ ハイジャックによる救急・救助事故</li> <li>・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故</li> <li>・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</li> </ul>
--	---



第4節 被害情報の収集・報告（全 部）

【武力攻撃災害等発生（該当するおそれ含む）】

	<input type="checkbox"/> 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の 人的又は物的災害 <input type="checkbox"/> 武力攻撃に準ずる攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の 放出その他の人的又は物的災害
--	--

【災害発生（該当するおそれ含む）】

①一般基準	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準に合致 <input type="checkbox"/> 市町が災害対策本部設置 <input type="checkbox"/> 2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害発生（例：台風・豪雨・豪雪） <input type="checkbox"/> 大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの <input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの
②個別基準	A 地震 <input type="checkbox"/> 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの <input checked="" type="checkbox"/> 震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） <input type="checkbox"/> 人的被害又は住家被害発生 B 風水害（水害・台風、竜巻等風害） <input checked="" type="checkbox"/> 死者又は行方不明者発生 <input type="checkbox"/> 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害 <sup>※1</sup> 又は住家被害 <sup>※2</sup> 発生 <input type="checkbox"/> 洪水、浸水、河川の溢水、堤防決壊等により、人的被害又は住家被害発生 <input type="checkbox"/> 台風・豪雨により、人的被害又は住家被害発生 <input type="checkbox"/> 強風・竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害発生 C 雪害 <input type="checkbox"/> 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害発生 <input type="checkbox"/> 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落発生 D 火山災害 <input checked="" type="checkbox"/> 死者又は行方不明者発生 <input type="checkbox"/> 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの <input type="checkbox"/> 火山の噴火により、人的被害又は住家被害発生
③社会的影響基準	①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高

※1 人的被害＝死者、負傷者、行方不明

※2 住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

## 報 告 先

国 (消防庁)	勤務時間内 (9:30~18:15) 消防庁 応急対策室	地域衛星 ネットワーク	TEL	発信特番-048-500-7527
			FAX	発信特番-048-500-7537
		NTT回線	TEL	03-5253-7527
			FAX	03-5253-7537
	勤務時間外 消防庁 宿直室	地域衛星 ネットワーク	TEL	発信特番-048-500-7782
			FAX	発信特番-048-500-7789
		NTT回線	TEL	03-5253-7777
			FAX	03-5253-7553
県	県民生活部 危機管理課及び 消防防災課	県防災行政 ネットワーク	TEL	発信特番-500-2136
			FAX	発信特番-500-2146、7190
		NTT回線	TEL	028-623-2136
			FAX	028-623-2146

## 第5節 通信手段の確保（総務部、消防本部）

災害時に、迅速かつ的確に情報を伝達・報告するため、市は、無線、県防災行政ネットワーク等の各種通信施設を有効に利用し、通信の確保を図る。

### 第1 代替通信施設の活用

市は、一般加入電話・FAX・携帯電話による情報の収集・伝達が困難な場合は、次に掲げる代替通信施設を活用し、通信の確保を図る。

#### 1 無線

市は、MCA無線を活用し、災害現場における被害情報の収集を行う。

#### 2 消防無線

市（消防本部）は、消防無線を活用し、消防機関相互の通信を行う。

#### 3 県防災行政ネットワーク

市は、栃木県防災行政ネットワークを活用し、気象情報の収集や県に対する被害状況の報告等を行うとともに、他市町や県出先機関等と通信を行う。

#### 4 公衆電気通信施設

##### (1) 災害時優先電話の利用

市は、あらかじめ登録する「災害時優先電話」を活用し、発信専用として利用する。

##### (2) 衛星携帯電話の整備

市は、衛星携帯電話を活用し、市幹部との通信を行う。

### 第2 代替通信手段の確保

市は、上記の通信手段を利用できない場合、電波法第52条第1項第4号の規定による非常通信として、警察無線、アマチュア無線等利用可能な他機関の通信施設を利用する。

### 第3 通信設備の応急復旧

市防災行政無線等の代替通信施設が被災した場合は、関係業者と協力し、迅速な応急復旧を行い、通信の確保を図る。

## 第4 放送要請

市が災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県と調整のうえ、必要な放送を要請する。

## 第6節 相互応援協力・応援・派遣要請（総務部、消防本部）

市は、大規模災害が発生し、市単独による災害応急対策が困難な場合は、県、指定地方行政機関等に対し応援の要請を行うとともに、「被災市区町村応援職員確保調整本部」及び県内各市町、防災関係機関等に対し、被災市区町村応援確保システム及びあらかじめ締結した相互応援協定に基づく応援要請を行う。また、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

### 第1 県及び他の地方公共団体等への応援要請

市は、災害が発生し、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条及び第68条に基づき、他の市町や県等に応援を求め、災害対策を円滑に実施する。

#### 1 県への応援要請

##### (1) 県職員の応援（あっせん含む）の要請等

市長は、県の判断により緊急対策要員の派遣がされた場合のほか、災害応急対策、災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、知事ホットラインを活用するほか、次により応援を求める（災害対策基本法第30条、68条）。また、県が実施すべき応急措置の実施を要請する（災害対策基本法第68条）。

あっせんは原則として文書により行い、次の事項を記載する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を提出する。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を求める職員の職種別人員数
- ウ 応援を必要とする期間・場所
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他応援について必要な事項

##### (2) 指定地方行政機関・他の市町村職員の派遣に対するあっせん要請

市長は、県知事に対し、指定地方行政機関又は他の市町村職員の派遣について、(1)に掲げる事項を明らかにし、あっせんを要請する（災害対策基本法第30条、67条）。

#### 2 他市町への応援要請

##### (1) 県内の市町に対する応援要請

市長は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（資料10）に基づき、あらかじめ定められたブロック（県南ブロック）内の市町又は必要に応じて他のブロックに対して、応援要請を行う。

##### (2) 県外の市町村に対する応援要請

市長は、協定を締結する他市町村に対し、必要に応じて、応援要請を行う。（資料10）

### 3 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請

- (1) 市は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、1(1)に掲げる事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求め、災害対策の万全を期する。
- (2) 市は、職員の派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
- ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
  - イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を要請する期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

### 4 防災関係機関等民間団体への応援要請

市長は、応急活動を実施するにあたり、災害時応援協定等に基づく協力業務、物資・資機材の提供等が必要な場合は、協定を締結する防災関係機関及び民間団体に対し、所定の手続きにより応援協力を要請する。

## 第2 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第12節「救急・救助・消火活動」を準用する。

## 第3 自衛隊の派遣要請

### 1 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則を満たすことが条件である。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

### 2 派遣要請の手続

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について必要と認めた場合は、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

#### (1) 災害派遣要請の依頼方法

市長は、災害派遣を要請するときは、県知事に対し、次の事項を記載した所定の様式により依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により依頼し、後日文書を提出する。

なお、特に緊急を要し、かつ県知事に対して要請を行うことができないときは、直接陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、速やかに県知事にその旨を通知する。

## 第6節 相互応援協力・応援・派遣要請（総務部、消防本部）

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考事項

### (2) 要請窓口

#### ア 県

担当課	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
危機管理課	宇都宮市埴田1-1-20	(028) 623-2136 (夜間可)	特番-500-2136

#### イ 陸上自衛隊第12特科隊

担当科	所在地	電話番号	県防災行政ネットワーク
本部管理中隊	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551 (内線510)	特番-702-02～05

## 3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区分	活動内容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たる。 (消火剤等は、県が提供するものを使用する。)
6 道路、水路の啓開 <sup>※1</sup>	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。)
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

※1 啓開とは、障害物を取り除いて、車両又は船のルートを確保すること。

#### 4 災害派遣部隊の受入れ体制

市長は、自衛隊の派遣が決定したときは、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、受入れ体制の整備に努める。

##### (1) 災害救援活動の調整

市長は、災害派遣部隊の担当業務、活動場所等が、他の防災関係機関による活動と競合しないよう、調整を行う。

##### (2) 資機材の準備

市長は、原則として、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資機材を準備する。

##### (3) 受入施設の確保

市長は、災害派遣部隊等に対し、宿舎、宿营地、ヘリポート等応援活動を実施するために必要な施設を提供する。

##### (4) 付近住民への配慮

市長は、自衛隊による災害派遣を受ける際は、付近の住民に対し十分配慮する。

#### 5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議の上、知事に対して撤収要請を依頼する。

#### 6 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、次に掲げる経費は原則として市が負担する。

なお、疑義が生じた場合は、市長は自衛隊と協議する。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

## 第4 被災地の支援

### 県と市町が一体となった応援体制

市は、大規模災害発生により県内市町、県外の自治体において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合、県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。



## 第7節 災害救助法の適用（総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

大規模災害が発生し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法適用の必要が認められた場合は、市は、速やかに所定の手続きを行い、県と連携して、法に基づく応急救助を実施する。

### 第1 実施主体

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務について実施するとともに、県知事が実施する救助を補助する（災害救助法第2条、第30条）。

### 第2 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）」第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるときは、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助の実施を決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

#### 1 基本的事項

(1) 災害救助法の適用は、市町の区域単位とする。

区域単位とは、被害地域を含む市町の全域をいう。

(2) 原則として同一の原因に起因する災害によるものであることとする。ただし、同時又は相接近して異なる原因による災害が発生した場合、必要と認められるときは災害救助法の適用対象となる。

#### 2 被害の程度

次の(1)から(5)に該当する場合に、災害救助法を適用する。

なお、被害の認定基準については、本章第4節「被害情報の収集・報告」を参照のこと。

(1) 本市において住家が滅失した世帯数が100世帯以上のとき。

(2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上あって、かつ、本市における滅失世帯数が50世帯に達したとき。

(3) 被害が広範囲な地域にわたり、県内の滅失世帯が7,000世帯以上であって、かつ、本市における被害状況が特に援助を要する状態にあるとき。

(4) 本市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。

ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給

与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合にあって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### 3 滅失世帯の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

(1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。

(2) 住家の半壊又は半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。

(3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

## 第3 災害救助法の適用手続

### 1 報告を必要とする災害

(1) 市は、県からの照会の有無に係わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を県に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 市災害救助法所管課は、消防防災所管課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

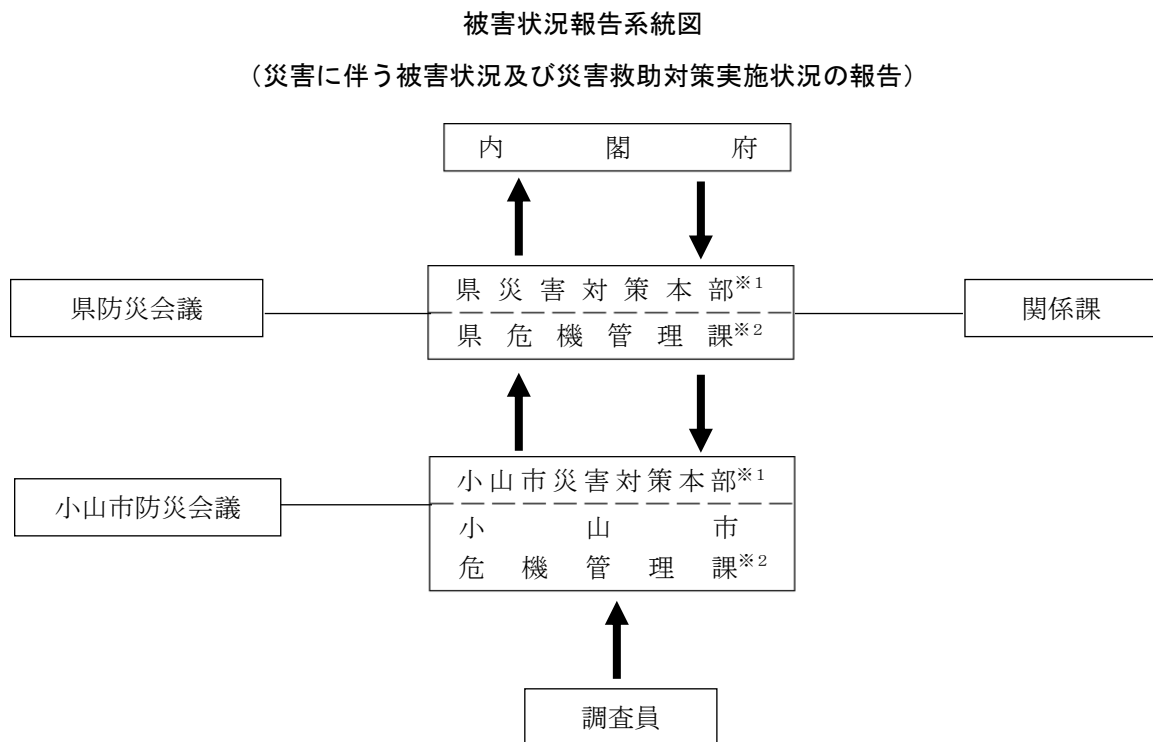
## 2 報告内容と報告方法

### (1) 報告の内容

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ（別紙様式）
- エ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他の必要事項

### (2) 報告の方法

市は、所定の様式により県に報告する。県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。



※1 災害対策本部が設置された場合の報告は、系統図表中の点線上欄の市災害対策本部が行う。

※2 災害対策本部が設置されない場合の報告は、系統図表中の点線下欄の担当課が行う。

## 3 適用の決定

県知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、ただちに同法に基づく救助を実施する旨、市長に通知するとともに、告示を行う。

## 第4 災害救助法による救助の種類及び実施

### 1 救助の種類

災害救助法が適用された場合、市は県と連携し、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

救助の種類	手続き等担当部署	実施期間※ <sup>1</sup> （災害発生の日から）
避難所の設置	教育委員会教育総務課	7日以内
応急仮設住宅の供与	建設水道部建築課	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	理財部資産経営課 保健福祉部健康増進課 総務部危機管理課	7日以内
飲料水の供給	建設水道部 上下水道総務課 上下水道施設課	7日以内
被服、寝具その他生活必需品等の給（貸）与	保健福祉部福祉課 社会福祉協議会	10日以内
医療	保健福祉部健康増進課	14日以内
助産	保健福祉部健康増進課	分娩日から7日以内
被災者の救出	市民生活部市民生活安心課 理財部資産経営課	3日以内
被災した住宅の応急修理	建設水道部建築課	1か月以内完了
学用品の給与	教育委員会教育総務課 教育委員会学校教育課	教科書 1か月以内 文房具 15日以内
埋火葬	市民生活部環境課 広域保健衛生組合事務局	10日以内
死体の搜索	市民生活部環境課 保健福祉部福祉課	10日以内
死体の処理	市民生活部環境課 保健福祉部福祉課	10日以内
障害物の除去	建設水道部道路課 建設水道部治水対策課	10日以内完了
応急救助のための輸送	理財部資産経営課	救助の実施が認められる期間以内

※1 ただし、実施期間については、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

## 2 救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び市は、次により救助を実施する。

- (1) 県知事は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則としてその権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、災害救助法施行令第23条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、ただちにその旨を公示する。
  - ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
  - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び受入、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

## 第5 災害救助法による救助の程度・方法・期間及び実費弁償の基準

救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるほか、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）」を資料編に掲載する。（資料8-1）

## 第8節 二次災害防止活動（総務部、建設水道部、都市整備部、消防本部）

地震発生後の余震等による二次的な災害を防ぐため、市は、関係機関と連携し、迅速かつ的確な措置を実行する。

### 第1 土砂災害の拡大防止

#### 1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市は、二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### 2 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と連携し、二次的ながけ崩れ等から地域住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

##### 被災宅地危険度判定実施本部

災害対策本部長は、大地震等によって多くの宅地が被災したことにより、危険度判定を実施する必要があると判断したときは、ただちに危険度判定の実施を決定し、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他危険度判定の実施に必要な措置を講ずる。

ア 危険度判定の所管課は、建設水道部治水対策課とし、建設水道部治水対策課長は、庁内における危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

イ 実施本部に次にあげる役職を置き、それぞれの次の職にあるものとする。

(ア) 実施本部長 建設水道部長

(イ) 副本部長 治水対策課長、都市整備部都市計画課長

ウ 危険度判定の実施に当たって行う事項については、資料編に掲載する。（資料1-6）

#### 3 避難対策

市は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、地域住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ警戒区域の設定、避難指示を行う。（本章第9節「避難指示等の発令」を準用。）

## 第2 倒木等対策

道路管理者は、倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

## 第3 建築物・構造物の二次災害防止

### 1 震災建築物応急危険度判定の実施

市は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

震災建築物応急危険度判定実施本部

ア 災害対策本部長は、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、ただちに判定の実施を決定し、震災建築物応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

(ア) 地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断した場合

(イ) 県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県土整備部建築課）より県要綱第5条第2項の規定に基づく判定の実施の進言があった場合

イ 実施本部に次にあげる役職を置き、それぞれの次の職にあるものとする。

(ア) 実施本部長 都市整備部建築指導課長

(イ) 実施本部員 都市整備部建築指導課職員

ウ 危険度判定の実施に当たって行う事項については、「第25節 住宅応急対策」及び資料編に掲載する。（資料1-5）

### 2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

大規模地震発生時における火災、家屋倒壊等から、住民の生命、身体の安全を確保するため、市は、関係機関と連携し、避難指示等の発令による迅速かつ的確な住民避難を実施する。

また、災害危険箇所等に対し警戒区域を設定し、住民の保護を図る。

### 第1 避難指示等の実施体制

市長は、避難指示及び警戒区域の設定を行う。また必要に応じて、警察官に住民の避難誘導への協力を依頼する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難指示等を行うことができないときは、県知事等が避難指示等を行うことができる。この場合、避難指示等を行った者は、速やかにその旨を市長に通知する。

### 第2 避難指示及び警戒区域の設定の内容

#### 1 避難指示

##### (1) 避難指示の基準

災害に係る避難指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。

- ア 火災が拡大し、延焼の危険度が大きいと認められるとき
- イ ガスその他危険物の流出拡散の危険があるとき
- ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき
- オ その他特に必要があると認められるとき

##### (2) 避難指示の内容

市その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難指示を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他の必要事項

##### (3) 避難指示の種類

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。

また、災害の状況に応じ避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が



第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避等の緊急安全確保を指示する。

なお、「指示」とは、避難のための立ち退き避難を基本とした避難を指示する。近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。急を要すると認めるときに避難のための立ち退きを指示する。災害が発生するおそれが極めて高い状況等であることを踏まえ、近隣の安全な場所や屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には屋内での退避等の安全確保も含めて避難を指示する。

避難指示及び緊急安全確保の種類は下表のとおり。

ア 市長

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。	立ち退きの指示、立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第1項・第2項・第3項
	上記の場合で、急を要するとき。		
	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。		水防法第29条
緊急安全確保	立ち退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第3項

イ 県知事

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	立ち退きの指示、立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項
	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。		地すべり等防止法第25条
	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。		立ち退きの指示 水防法第29条
緊急安全確保	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項

ウ 警察官

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	市長が立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき、又は市長から要求があったとき。	立ち退きの指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項・第3項

第9節 避難指示等の発令（総務部、保健福祉部、建設水道部、教育委員会、消防本部）

警告・避難の措置	住民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。	警告、避難の措置	警察官職務執行法第4条
緊急安全確保	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項

エ 自衛官

種類	実施の基準	措置	根拠
警告・避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。	警告、避難の措置	自衛隊法第94条第1項

オ その他（県知事の命を受けた職員）

種類	実施の基準	措置	根拠
避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	立ち退きの指示	地すべり等防止法第25条
	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示できる。	水防法第29条

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難指示の違い

避難指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、住民の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限・禁止し、当該区域から退去を命じる。

また、警戒区域の設定は、規制ロープ等により当該区域を明示する等、事実行為として行う。

なお、火災の現場において、又は水防上緊急の必要がある場合において、消防機関は円滑な消防、水防活動の実施のため、警戒区域を設定することができる。

警戒区域の設定の種類は、下表のとおり。

ア 住民の保護のための警戒区域

実施者	実施の基準	根拠
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	市長（市職員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求を受けたとき。	災害対策基本法第63条第2項
自衛官	市長（市職員を含む）又は警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条第3項

イ 水防活動のための警戒区域

実施者	実施の基準	根拠
消防職員・水防団	水防活動上、緊急の必要がある場合	水防法第21条第1項
警察官	消防職員（水防団）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求を受けたとき。	水防法第21条第2項

ウ 消防活動（水防を除く）のための警戒区域

実施者	実施の基準	根拠
消防職員・消防団	火災の現場・水災を除く災害の現場において必要がある場合	消防法第28条第1項、第36条第8項
警察官	消防職員（消防団）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求を受けたとき。	消防法第28条第1項、第36条

### 第3 避難指示等の発令基準

市長は、地震の発生により、次に掲げる危険な状態が発生し、人的被害が予想される場合、危険区域内の住民に対し、避難指示等を発令する。

- (1) 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- (2) ガスその他危険物の流出拡散の危険があるとき
- (3) 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報当局より、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- (4) 工作物等の倒壊の危険があるとき
- (5) その他、住民の生命又は身体に、重大な被害を及ぼす危険性があるとき

## 第4 避難指示等の周知・誘導

### 1 高齢者等避難

「高齢者等避難」を発令したときは、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合っただけで状況共有し、避難所等や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

### 2 住民への周知

避難指示を発令したときは、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に要配慮者に対しては、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等地域住民の協力を得て、確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 同報系防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車による伝達
- (5) テレビ、ラジオ（コミュニティFM（おーラジ）等）による伝達
- (6) CATV（テレビ小山）、Lアラートを用いたテレビやインターネット等による伝達、安全安心情報メールや各携帯電話会社のエリアメール／緊急速報メール、小山市ホームページ、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等による伝達

### 3 県への報告

市は、避難指示を実施したとき又は他の機関が避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

### 4 関係機関への連絡

市長が避難指示等が発令したとき、又はその他の避難指示等実施機関から避難指示等を行った旨の通報を受けたときは、次の関係機関に連絡する。

- (1) 県及び県の出先機関
- (2) 警察署又は駐在所（交番）
- (3) 学校等、避難所等として利用する施設
- (4) 近隣市町（共同で避難誘導を実施する必要がある場合等）

## 5 避難の誘導

### (1) 住民の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できる限り近隣の住民と集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた個別避難計画に基づき、あらかじめ指定された避難所等に避難させる。

### (2) 帰宅困難者の誘導

市は、交通機関の麻痺により、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

## 6 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

## 第5 住民の自主避難

局地的な集中豪雨等、突発的な異常気象により、避難指示等が的確に住民へ伝達できない場合がある。このため、住民は、危険を察知した場合は、自主的に判断して安全な場所へ避難する。

## 第10節 避難所の開設・運営（総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会）

大規模地震の発生により、ライフラインの途絶や家屋の倒壊及び焼失等の被害を受け、自宅での生活が困難となった者を受入れるため、市は、迅速に安全な避難所を開設するとともに、避難住民の生活の維持・安定を図るため、適切な管理運営を実施する。

### 第1 避難所の開設

#### 1 避難所開設の時期

市は、避難指示の発令前に、必要な避難所を開設する。また、地震の被害状況から判断し必要と認める場合や、住民から自主避難の申出があった場合、又は帰宅困難者が発生した場合等、迅速に避難所を開設する。

#### 2 避難所の開設場所

- (1) 市は、あらかじめ指定する避難所のうち、安全な場所を確認し、避難所を開設する。（資料7）
- (2) 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し可能な限り多くの避難所の開設を図る。
- (3) 市は、避難所を開設したときは、速やかに住民にその場所等を周知する。
- (4) 市は、避難所を開設したときは、警察や県から道路情報を入手し、周辺道路の巡視を徹底する。

#### 3 避難所担当者の確保

市は、避難所を開設するときは、避難施設の管理者に連絡し開設を要請するとともに、管理運営者1名、女性職員2名以上、男性職員3名以上を目安として職員を派遣する。

避難所の開設・運営を担当する「総合政策部、総務部、理財部、市民生活部、保健福祉部、教育委員会」において、あらかじめ避難所単位で、各3名以上の職員派遣名簿を作成しておく。（資料7）

職員課は、年度初めに当該名簿を作成し、危機管理課に提出する。

#### 4 避難者名簿の作成

避難所を開設したとき避難所に従事する職員は、世帯ごとの避難者名簿を作成するとともに、速やかに本部事務局に連絡し、市民課が避難者名簿を取りまとめ整備する。

#### 5 飲食料、生活必需品の提供

市は、季節や時間等の他、避難者の状況を勘案し、必要な食料、生活必需品等を迅速かつ公平に提供する。

また、女性用下着、衛生用品の提供等は女性が行うよう配慮する。

## 6 要配慮者への配慮

市は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携し、要配慮者の安否情報を確認するとともに、避難所での必要なスペースの確保を行う。また、開設する避難所において、通行の障害になるものの排除やトイレ等の環境整備に努めるとともに、避難生活が困難であると判断される場合は、介護機能等を備えた社会福祉施設等に福祉避難所の開設を依頼し保護する。

## 7 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、ただちに次の事項を県に報告する。（資料9-1）

- (1) 避難所開設の日時、場所
- (2) 受入人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) その他必要事項

## 8 帰宅困難者対策

- (1) 一斉帰宅の抑制の呼びかけ

市は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、住民や企業等に対して、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

- (2) 一時滞在施設の開設及び対応

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受け入れを行う。

また、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第3に掲げる避難所運営における留意事項を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

- (3) 外国人への支援

市は、災害の規模、被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

県及び栃木県国際交流協会は、災害時に市が実施する外国人支援施策について、関係機関と連携し適切な支援を行う。

## 9 広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、市単独では十分な避難者の受け入れが実施できない場合は、市長は、「災害時における市町村相互応援協定」により、県内他市町に応援を要請する。

- (1) 県外避難者に関する情報収集

市は県と連携して、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、県外避難者に関する情報を収集する。

(2) 県外避難者への情報提供

市は県と連携して、県外避難者に対し、避難元市町に関する情報等を提供するよう努める。

## 第2 避難所の運営

### 1 管理運営体制の組織化

市は、市職員、学校関係者の他、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、NPO法人、ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定められた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配布や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等も生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

なお、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女や性的少数者の方（性的マイノリティ）の視点に配慮する。

### 2 避難所・避難者のニーズの把握

市は、避難生活に必要な飲食料、生活必需品等を的確に把握するため、ニーズ調査を行う。

### 3 災害情報の発信

市は、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、避難所等における情報掲示コーナーを設置するなど、極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

### 4 食料、生活必需品の受入れ、管理、配給

避難所の管理者は、本部から避難所に搬送される飲食料等の受入れについて協力するとともに、適切に管理し、避難者へ公平に配給する。

### 5 避難生活用資機材の配置

市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努める。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

なお、市は、民間業者の協力を得て、仮設トイレ、発電機、暖房機等、避難所の状況に応じた生活用資機材を配置する。

### 6 治安の維持

市は、警察及び避難住民と連携し、避難所の巡回警備を行い、治安の維持に努める。



## 7 個人情報の管理

市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

## 8 人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）

市は、被災者が尊厳ある生活を送ることを目的に定められた、人道憲章と人道対応に関する最低基準（「スフィア基準」）を参考にして、支援を受ける人々のニーズに対応出切るよう臨機応変な避難所の運営に努める。

# 第3 避難所運営における留意事項

## 1 要配慮者への支援

避難生活に困難を伴う要配慮者に対し、次の事項に配慮した支援を行う。

- (1) 粉ミルク等や哺乳びん、おむつ等の生活必需品や車椅子等の福祉用具の提供
- (2) 避難生活を継続することが困難と判断される要配慮者に対する、医療施設や福祉施設等への入院、入所の手配
- (3) 授乳施設等のスペースの充実
- (4) 保健師等の巡回による健康相談や子育て相談等の実施

## 2 被災児童等への対策

市は県と連携し、被災により生じた保護を必要とする児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災により精神的ダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

## 3 外国人への対策

市は、県や栃木県国際交流協会等と連携し、被災した外国人に対して、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

## 4 栃木県災害福祉支援チームによる支援

県（保健福祉部）は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所等に栃木県災害福祉支援チームを派遣する。栃木県災害福祉支援チームは、避難所等において市と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握や各種支援活動に当たる。

## 5 プライバシーへの配慮

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となる。このため、市は、避難者を世帯ごとに仕切るパーテーションを設置する他、男女別の更衣室、トイレの確保、女性用洗濯物干し場等性別の違いにも配慮した工夫を図り、避難者のプライバシーを確保する。

また、性的少数者の方（性的マイノリティ）への配慮として、誰もが使用出来るトイレの設置、更衣室についても一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫する。

なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居住が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。

## 6 保健衛生環境の整備

避難所の保健衛生環境を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、避難所内の十分な換気に務める。
- (2) 避難者の健康障害を予防するため、保健師等の巡回による健康相談や栄養指導等の実施
- (3) ごみの処理、トイレの清掃等、衛生環境の充実
- (4) 必要に応じ、家庭用動物（ペット）専用受入スペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。

## 7 苦情処理への対応

避難所の管理者は、避難者の利害調整や不平不満の解消のため、必要に応じ、相談窓口を開設し、避難者の相談に応じる。

## 8 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーを保てるなど利点も多く、今後の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所等を選択し、避難所等が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

### (1) 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等の支援を行う。

(2) 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

## 第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。

### 1 対 象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

### 2 内 容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営、その他適切な方法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館、その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

### 3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受入する避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる費用に加算して得た額の範囲内とする。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設トイレ等の設置費

### 4 期 間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

## 第11節 広報・広聴活動（全部）

災害時における社会的混乱を回避し、各種応急対策を円滑に実施するため、市は、正確な情報を迅速に広報する。また、住民の災害に対する不安を解消するため、総合相談窓口を開設するなど、住民の立場に立った広報広聴体制の充実を図る。

### 第1 広報活動の目的

市は、住民生活の混乱を防止するため、県の広報計画に準じて計画を策定し、関係機関と連携を図り、住民に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合や、そのおそれがある場合は、同報系防災行政無線や消防団・自治会・自主防災組織等の人的ネットワーク、市ホームページ、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト、安全安心情報メール、エリアメール／緊急速報メール、テレビ小山のL字放送、Lアラート、コミュニティFM（おーラジ）などを活用して、地域住民に対して、災害情報を迅速に伝達する。

市が行う広報活動の目的は、以下のとおり。

- (1) デマ等による社会的混乱の防止
- (2) 住民の適切な避難行動等の支援
- (3) 応急活動の進捗状況を流すことによる民心の安定と復興への意欲喚起
- (4) 被災地外への災害応援活動への理解
- (5) ニーズの的確な情報提供による混乱回避等

### 第2 応急活動の各時期における広報活動

#### 1 災害発生直前

避難指示等の発令

市は、災害が発生するおそれのある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難指示等を発令したときは、広報車による広報、自治会等への電話・FAXを行うとともに、安全安心情報メール及びエリアメール／緊急速報メール、防災ポータルサイトでの配信を確実にを行う。

なお、消防本部及び消防団車両による広報は、サイレンを併用して広報する。

#### 2 災害発生直後

##### (1) 災害発生情報の提供

市は、広報車により住民に災害が発生した旨を広報するとともに、二次災害の防止や適切な避難行動を継続するよう、住民に警戒を呼びかける。

##### (2) 被害状況の速報

市は、収集した被害状況等を整理し、報道機関に情報提供するとともに、防災ポータルサイト、市ホ

## 第11節 広報・広聴活動（全部）

ホームページに災害情報を掲載する。

### 3 応急対策初期

市は、被災者の災害に対する不安を取り除くとともに、救援活動への理解を求めするため、被災地内外に向けて情報を発信する。

#### (1) 広報の内容

市は、次の事項について広報するとともに、常に情報を更新し、混乱を回避する。

- ア 災害の規模、被害の状況に関する情報
- イ 避難指示に関する情報
- ウ 安否情報
- エ 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する情報
- オ 医療救護活動に関する情報
- カ 交通規制に関する情報
- キ 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する情報
- ク 保健衛生に関する情報
- ケ 災害ごみの処理に関する情報
- コ 道路・橋りょう、河川等の復旧に関する情報
- サ 上下水道、電気、ガス、通信等ライフラインの復旧に関する情報
- シ ボランティア・義援物資の受入に関する情報
- ス 問合せ・要望・相談等の対応に関する情報
- セ その他関係機関の応急対策に関する事項
- ソ 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- タ その他応急活動に関し必要な情報

#### (2) 広報の手段

市は、次に掲げる手段により、情報の発信を行う。

- ア 市内に対する広報手段
  - (ア) 広報車による呼びかけ
  - (イ) 印刷物の回覧、配布
  - (ウ) 避難所等における情報掲示コーナーの設置
  - (エ) コミュニティFM（おーラジ）、テレビ小山放送・NHKデータ放送による情報提供
- イ 市内外に共通する広報手段
  - (ア) 報道機関への情報提供（記者会見も含む）
  - (イ) インターネット（防災ポータルサイト等）による情報発信

### 4 応急対策本格期

市は、復興に向けた意欲を喚起するため、被災地内外に向けて情報の発信を行う。

(1) 広報の内容

市は、引き続き各種情報を更新するとともに、次の事項について広報する。

- ア 相談窓口の開設に関する情報
- イ 生活再建の支援に関する情報
- ウ 応急仮設住宅の入居に関する情報
- エ 公共土木施設等の復旧の見込みに関する情報
- オ その他応急活動に関し必要な情報

(2) 広報の手段

3(2)に準じて行う。

### 第3 放送機関による災害時の情報

災害により、通信機能が麻痺し、又は著しく通信が困難となった場合において、市は、災害情報の伝達、関係機関への通知・要請等を迅速に実施するため、災害対策基本法第57条の規定、県及び市県が各放送機関と締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ、テレビ小山放送・おーラジに対し、県を通じて放送を要請する。

要請する内容は以下のとおり。

- (1) 警報の発表・伝達、及び避難指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること

### 第4 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

### 第5 総合相談窓口の開設（広聴活動）

市は、災害発生後、被災者等からの相談に対応するため、速やかに総合相談窓口を設置する。また、窓口を設置したときには、第2に掲げる方法により、住民へ周知する。

総合相談窓口の設置については以下のとおりとする。

## 第11節 広報・広聴活動（全部）

- (1) 開設期間…災害対策本部の指示により復旧・復興に向けた支援総合窓口として、約1か月間開設する。  
(8時30分～17時15分 土日祝日を含む)
- (2) 場 所…施設の被災状況により、小山第一小学校1階部屋等を使用する。
- (3) 対応職員…受付について9名体制で実施する。  
なお、各部（総合政策部・総務部・市民生活部・保健福祉部・産業観光部・建設水道部・都市整備部・教育委員会・その他）2名ずつ出向し18名が2班体制で対応する。
- (4) 業務内容…「災害に対する小山市の支援情報」について案内をし、各相談については担当課を案内する。（資料8－9）
- (5) 事務処理…対応職員は、電話及び窓口による受け付け担当に分かれて、必要な事務処理を行い、記録しておく。庶務責任は、危機管理課とする。

## 第12節 救急・救助・消火活動（消防本部）

地震の発生により、自力による脱出が困難な被災者等を迅速に救助するため、また、火災による被害を最小限に抑えるため、市は、警察、地域住民、自主防災組織等と連携・協力して、迅速かつ適切な救急・救助及び消火活動を実施する。

### 第1 住民及び自主防災組織の救急・救助活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等のため、消防機関（消防署、消防団）の現場到着の遅れによって救急・救助活動に支障が生じる。このため、地域住民及び自主防災組織は、関係機関と協力して、適切な救急・救助活動を実施するよう努める。

#### 1 関係機関への通報

地域住民及び自主防災組織は、災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見したときは、ただちに消防本部等の関係機関に通報する。

#### 2 初期救急・救助活動の実施

地域住民は、要救助者・負傷者を発見したときは、自らの安全を確保したうえで、可能な限り救急・救助活動を行うとともに、要救助者等の保護にあたる。

自主防災組織は、保有する資機材を活用し、通行人等とも協力し、要救助者等の救急・救助活動を実施する。

#### 3 消防機関等への協力

地域住民及び自主防災組織は、消防機関等が実施する救急・救助活動に、可能な限り協力する。

### 第2 住民及び自主防災組織の消火活動

地震発生時は、家屋の倒壊等により、火災が同時に多発するため、消防機関（消防署、消防団）による消火活動に支障が生じる。このため、地域住民及び自主防災組織は、関係機関と協力して、迅速な初期消火活動を実施するよう努める。

#### 1 出火防止

地域住民及び自主防災組織は、激しい地震の揺れが収まるのを待ち、ただちに火の始末を行う。



## 第12節 救急・救助・消火活動（消防本部）

### 2 初期消火

地域住民は、火災が発生したときは、ただちに消防機関に通報するとともに、可能な限り初期消火に努める。

自主防災組織は、保有する資機材を活用し、迅速に初期消火活動を実施する。

## 第3 消防機関の救急・救助活動

市、消防機関は、警察等関係機関と連携し、迅速かつ円滑な救急救助活動を実施する。

### 1 救助活動の実施

(1) 消防機関は、災害発生後、ただちに部隊の編成、資機材の確保を図り、救助活動を実施する。

特に、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数発生することを考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 市は、救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、災害時応援協定等に基づき、他市町村に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対し、自衛隊の派遣の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

### 2 救急活動の実施

(1) 市は、小山地区医師会等の協力を得て、救護所を開設し、負傷者の救護にあたる。

(2) 傷病者が救護所に多数搬送されたときは、医師又はDMA Tはトリアージを行い、重症者から医療機関に搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第4 消防機関の消火活動

消防機関は、地震火災が発生した場合、火災の特殊性を考慮し消火活動を行う。

(1) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

(2) 延焼火災が多数発生している地区は、住民の安全確保を最優先した消防活動を行う。

(3) 危険物の漏えい等により、災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止等の安全措置を講じる。

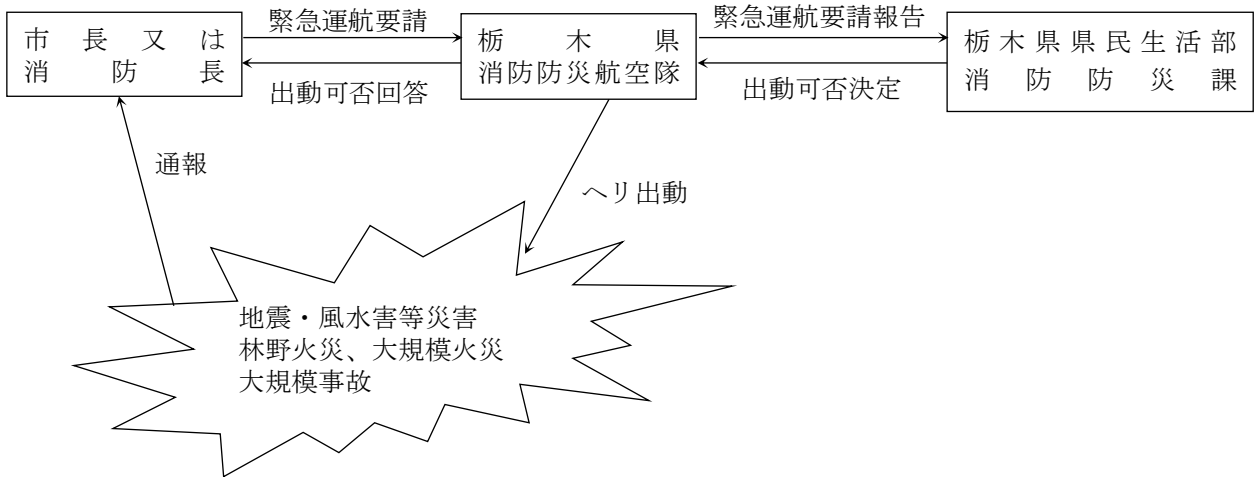
(4) 医療救護施設及び避難者収容施設等の防災上重要な施設は、優先して消火活動を行う。

## 第5 ヘリコプターの運航要請

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急かつ他に適切な手段がないと判断される場合、県に対し、県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

また、ヘリコプターによる救助活動を支援するため、飛行場外・緊急離着陸場等（資料6-2）及び搬送先における離着陸場所を確保するとともに、病院への搬送手配等、必要な措置を行う。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



## 第6 消防相互応援等

### 1 消防相互応援

大規模災害が発生し、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、応援の要請を行う。

### 2 緊急消防援助隊

大規模災害が発生し、県内の消防力で対処できない場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### (1) 要請手続

ア 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、県に対し、次に掲げる事項を明らかにし、応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案し、国（消防庁）に対し応援要請を行う。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時

## 第12節 救急・救助・消火活動（消防本部）

- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報（必要資機材、装備等）

※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う

イ 市は、県に連絡が取れない場合、直接国（消防庁）に応援要請を行う。

ウ 県は、収集した情報等から、被害が甚大であると判断した場合、被災市町からの要請を待つことなく、国に対し応援要請を行う。

### (2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところに従う。

## 第7 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の災害にかかった者の救出は、次の基準により実施する。

### 1 内容

災害のため、現に生命又は身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費とする。

### 3 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。
- (3) 災害の発生が継続しているとき。

## 第13節 医療・救護活動（保健福祉部、消防本部）

災害により多数の負傷者が発生した場合、市は、迅速に負傷者の保護を図り及び医療機関の混乱を回避するため、医療機関と連携し、応急医療活動を実施する。

### 第1 救護所の設置

#### 1 救護所設置の判断

市は、発生した災害の規模、避難所における避難者の状況等から、救護所設置の必要性について検討し、必要と判断した場合は、速やかに救護所を設置する。設置する場所は、原則として開設する避難施設内の適切な場所を選定し、救護班と協議の上、決定する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所をあてる。

また、在宅で医療を必要とする者への対応にもあたるよう、設定する。

#### 2 保健師等の派遣

市は、避難所における避難者の状況を把握するため、避難所を開設した後、必要に応じ保健師等を派遣し、救護班に対し被災者の状況を報告する。

### 第2 救護班の編成

市は、救護所を設置したときは、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、小山地区医師会に対し、医療救護活動への協力を要請する。医師会は、協力の要請を受けた場合、速やかに救護班を編成し、救護所に医師を派遣する。

### 第3 医療救護本部の設置

市は、救護所を多数設置したときは、医療救護活動の総合調整を図るため、健康医療介護総合支援センターに医療救護本部を設置する。医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 各救護所、災害拠点病院との連絡調整
- (2) 必要な医薬品・資機材等の調達・供給
- (3) 関係機関への応援要請

### 第4 医療救護活動の展開

救護班は、救護所において、次の医療救護活動を行う。

- (1) 負傷者の重症度の判定（トリアージ）
- (2) 災害拠点病院等医療機関への移送要請
- (3) 可能な範囲の応急医療処置

## 第13節 医療・救護活動（保健福祉部、消防本部）

- (4) 死亡の確認
- (5) その他、必要な医療救護活動

## 第5 負傷者の搬送

市は、救護所において、医療機関での処置が必要と判断された負傷者を、災害拠点病院等受入れ可能な医療機関等に緊急搬送する。また、多数の負傷者の発生又は発生が予想され、搬送能力を超えると判断したときは、広域消防応援等による応援救急隊へ搬送の要請を行う。

## 第6 災害救助法による実施基準

### 1 災害救助法による医療救護の基準

#### (1) 対 象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

#### (2) 内 容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診察

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

#### (3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤費、治療材料費、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

#### (4) 期 間

災害発生の日から14日以内

### 2 災害救助法による助産の基準

#### (1) 対 象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

#### (2) 内 容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

ア 救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

イ 助産師による場合は、その地域の慣行料金の100分の80以内

(4) 期 間

分娩した日から7日以内

## 第14節 要配慮者対策（市民生活部、保健福祉部）

高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の「要配慮者」は、避難から避難後の生活に至るまで、適切な災害時の行動が困難であることから、市は、地域住民の協力を得て、要配慮者のニーズに応じた必要な支援対策を実施する。

### 第1 高齢者・障がい者への支援策

#### 1 避難指示等の情報伝達

市は、避難指示の発令等、避難に関する情報を発表したときは、あらかじめ作成する要配慮者計画に基づき、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、障がい者相談員などの福祉関係者等の避難支援等関係者等と連携し、名簿登録者に対し迅速に当該情報を伝達する。

また、老人福祉施設等、要配慮者が利用する施設に対し、電話・FAX等により、当該情報を迅速に提供し、必要な安全対策を講じるよう指示する。

#### 2 避難誘導の支援

市は、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、障がい者相談員などの福祉関係者等の避難支援等関係者等と連携し、在宅の避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえて、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた個別避難計画に基づき、指定された避難所まで適切に避難誘導を行う。

なお、避難支援等関係者は、自己や家族等の身の安全を守ることを最優先に行動し、無理のない避難誘導を行うよう努める。

#### 3 避難所生活の支援

市は、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営を行うため、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等と連携し、次の点に留意した支援を行う。

- (1) 必要な生活スペースの確保
- (2) 要配慮者に配慮した食料・生活必需品の提供
- (3) 車椅子、障がい者用トイレ等の設備の充実
- (4) 手話通訳者、介護ヘルパー、ボランティアの派遣

#### 4 保健・福祉対策の充実

市は、要配慮者のニーズに配慮した、保健・福祉サービスの充実を図る。

- (1) 避難所又は自宅等で生活する要配慮者に対する、保健師等による巡回保健指導（健康相談、栄養指導、こころのケア等）の実施

- (2) 避難所での生活を継続することが困難な要配慮者に対する、社会福祉施設等への緊急入所措置の実施
- (3) 被災家屋の住宅相談及び応急仮設住宅への優先的入所等、生活再建の支援

## 第2 乳幼児とその保護者への支援策

### 1 避難指示等の情報伝達

市は、避難指示の発令等、避難に関する情報を発表したときは、電話・ファクシミリ等により、児童福祉施設等、要配慮者が利用する施設に対し、当該情報を迅速に提供し、必要な安全対策を講じるよう指示する。

### 2 避難所生活の支援

市は、乳幼児とその保護者のニーズに配慮した避難所の運営を行うため、ボランティア等と連携し、次の点に留意した支援を行う。

- (1) キッズルーム等の必要なスペースの確保
- (2) 粉ミルク等や哺乳びん、おむつ等の提供
- (3) 授乳室、ベビーベッド等の設備の充実

### 3 保健・福祉対策の充実

市は、避難所又は自宅等で生活する乳幼児とその保護者に対し、保健師等による巡回保健指導（健康相談、栄養指導、こころのケア等）を実施するとともに、子育て支援ボランティアによる子育て支援を行う。

## 第3 外国人への支援策

市は、国際交流協会等と連携し、多言語による広報紙の配布・情報提供等、外国語による情報提供や、避難所への通訳ボランティアの派遣等、必要な支援を行う。



## 第15節 緊急輸送活動（理財部）

救急救助や被災者生活支援等の応急活動に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市は、関係団体と連携して、輸送手段の確保等の緊急輸送対策を実施する。

### 第1 輸送道路の確保

#### 1 被害情報の収集・伝達

市は、警察及び各道路管理者と連携し、緊急輸送道路その他人員・物資輸送のために必要な道路の被害情報を収集し、緊急輸送が可能な道路を確保する。

#### 2 交通規制の実施

警察は、緊急輸送道路を確保するため、一般車両の乗入れ規制等、必要な交通規制を行う。

#### 3 緊急輸送道路等の確保

市は、警察及び各道路管理者と連携し、交通の支障となる倒木・落下物等の障害物の除去や放置車両等の撤去を行い、緊急輸送道路等必要な道路を確保する。

#### 4 大規模災害時における道路啓開体制の整備

市は、大規模災害時においてただちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化を図る。

### 第2 輸送の対象

市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次に掲げる対象を優先的に緊急輸送する。

応急活動の段階	輸 送 の 対 象
第1段階 救出救援期	(1) 救助・救出、医療活動の従事者、医薬品等等、人命救助に必要な人員、物資 (2) 消防、水防活動等、災害の拡大防止のために必要な人員、物資 (3) 公共土木施設、ライフライン等の応急対策に必要な人員、物資 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 避難救援期	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等、生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

応急活動の段階	輸 送 の 対 象
第3段階 応急対策期・ 復旧復興期	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

### 第3 輸送手段の確保

#### 1 車両の確保

市は、輸送可能な市有車両を迅速に確保するとともに、不足する場合は、災害時応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請するほか、県及び運送業関係団体に次の事項を明示して、車両の調達を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- (2) 輸送車両等の種類、台数
- (3) 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- (4) 集結場所、日時
- (5) その他必要事項

#### 2 緊急通行車両の確認

##### (1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に従事する車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報、避難指示等の伝達に従事する車両
- イ 消防、水防活動等の応急活動に従事する車両
- ウ 道路、上下水道、電気、ガス、通信等公共施設の応急復旧に従事する車両
- エ 被災者の救急救助等、人命救助に従事する車両
- オ その他災害の拡大抑止のために従事する車両

##### (2) 緊急通行車両の確認の方法

大規模災害の発生により、一般車両に対する交通規制が実施された場合、市は、緊急輸送に必要な車両を、緊急通行車両として届出、確認を受ける。

##### ア 事前届出済の車両

緊急通行車両の事前届出制度により、すでに届出済証の交付を受けている車両は、警察又は交通検問所等において、届出済証による確認を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

##### イ 災害発生後の届出

事前に届出をしていない車両は、県公安委員会（警察署経由）に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

「緊急通行車両等確認証明書」は資料6-3のとおりである。

## 第4 救援物資集積所の確保

救援物資の集積、仕分け及び配送を行う物資輸送拠点は、原則として県南体育館とする。ただし災害の規模、施設の被害状況等を勘案し、必要に応じ他に適切な場所を確保する。

## 第5 ヘリコプターによる空輸活動の実施

### 1 ヘリコプターの要請

車両による輸送が困難となり、他に適切な輸送手段がないと判断したときは、県に対し、県消防防災ヘリコプターによる緊急輸送を要請する。また、状況により、県に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

### 2 臨時ヘリポートの確保

ヘリコプターによる緊急物資の輸送を円滑に行うため、市は、臨時ヘリポートを確保する。

（資料6-2）

## 第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

### 1 対象

- (1) 被災者の避難に係る支援のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

### 2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

### 3 期間

各救助の実施が認められる期間とする。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

## 第16節 食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全 部）

被災者及び災害対策に従事する者に対し、必要とする食料・飲料水・生活必需品等を円滑に供給するため、市は、他市町村及び民間業者の協力を得て、物資の調達体制を確立する。

### 第1 食料の調達・供給

市は、他市町村及び民間業者の協力を得て、必要とする食料を迅速に調達し、被災者及び災害応急活動の従事者に対し、公平に供給する。

被災者等への支援にあたっては、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。

また、要配慮者に対しては、特別用途食品（乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。市が、県（保健福祉部）へ要請を行った場合又は県が市への支援が必要と判断した場合は、県が市の対策を支援する。

#### 1 食料の供給対象者

市は、次のいずれかに該当し、食料の供給を現に必要とする者に対し、食料を供給する。

- (1) 避難所に避難し、食料の持ち合わせのない者等、炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者等で食料の持参・調達のできない者
- (4) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (5) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

#### 2 調 達

##### (1) 調達する主な食料品

市は、被災者の年齢や季節等に配慮し、次に掲げる食料を調達する。

- ア 米穀、パン、麺類、レトルト食品、仕出し弁当
- イ 副食品、調味料
- ウ 乳幼児用粉ミルク等

##### (2) 調達の方法

市は、直接備蓄する食料のほか、災害時応援協定等を締結する民間業者等から食料を調達する。

##### (3) 物資集積場所の確保

調達した食料は、災害の規模、住民の避難状況等から判断し、適切な場所を確保し保管する。

なお、集積場所に管理責任者を配置し、適切に保管する。

### 3 供 給

#### (1) 供給拠点

被災者への食料の供給は、原則として開設する避難所で行う。ただし、避難所に避難していない被災者に対しては、出張所等において供給する。

#### (2) 輸送手段

ア 市は、調達した食料を、市有車両により輸送する。ただし、車両が不足する場合は、物資輸送に関する災害時応援協定を締結する、県トラック協会小山支部に輸送を依頼する。

イ 民間業者からの調達物資は、可能な限り直接供給拠点へ輸送する。

#### (3) 供給方法

ア 避難所に搬送した食料は、避難所責任者が受領し、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難者へ公平に供給する。

イ 炊き出しが必要な場合は、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置により行う。

### 4 広 報

市は、食料を供給する対象、供給場所等について、広報車、安全安心情報メール及び市ホームページ等での情報提供を行う。

### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

#### (1) 対 象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

ア 避難所に避難している者

イ 住家に被害を受け現に炊事のできない者

ウ 災害により現に炊事のできない者

#### (2) 内 容

食品の給与は、被災者がただちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については2に定めるところによる。ただし、市において政府保有米を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

イ 炊き出し等の実施

日赤奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

#### (3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。

ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

#### (4) 期 間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第2 応急給水の実施

市は、災害が発生し、断水等により飲料水が得られない者に対し、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。ただし、市単独での給水が不可能な場合は、他市町及び(公社)日本水道協会等の協力を得て、応急給水を実施する。

なお、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保するとともに、プールの管理者は、災害の発生に備えてプールに常時備えておいた水を活用する。

### 1 給水の目標

#### (1) 避難初期

避難初期においては、生命維持のために必要な1人1日3リットルを目安とし、供給する。

#### (2) 避難生活本格期

避難生活が本格化する頃においては、飲料水のほか、生活用水として、1人1日20～30リットルを目安として供給する。

なお、避難生活が長期化する場合、増加する給水需要に対応できるよう、必要な給水量を確保する。

### 2 給水拠点

被災者への飲料水等の供給は、原則として開設する避難所で行う。ただし、小山東出張所、小山城南出張所、大谷出張所、間々田出張所、桑出張所を応急給水拠点とする。

なお、医療機関、社会福祉施設等、緊急性の高いところに対しては優先的に給水する。

## 第16節 食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全 部）

### 3 給水の方法

応急給水は、次のいずれかの方法により実施する。

- (1) 市保有給水車、ポリ袋等による給水
- (2) 他市町村及び(公社)日本水道協会等の協力による給水
- (3) 仮設給水栓による給水（応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置しての給水）

### 4 広 報

市は、飲料水を供給する対象、供給場所等について、広報車、安全安心情報メール、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト、テレビ小山放送、市ホームページ及びコミュニティFM（おーラジ）等での情報提供を行う。

### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

#### (1) 対 象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

#### (2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

#### (3) 期 間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

## 第3 生活必需品等の調達・供給

市は、他市町村及び民間業者の協力を得て、必要とする生活必需品等を迅速に調達し、被災者に対し、公平に供給する。

### 1 生活必需品の供給対象者

住家が全壊、半壊、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品等を供給する。

### 2 調 達

#### (1) 調達する主な生活必需品等

被災者の年齢、季節などに留意し、次のものを調達する。

ア 寝具（毛布等）

イ 被服（下着、おむつ等）

- ウ 炊事道具（鍋、やかん等）
- エ 食器（皿、コップ等）
- オ 日用品（石けん、タオル、歯ブラシ等）
- カ 光熱機器類（発電機、暖房機、扇風機等）
- キ 燃料（L P ガス、灯油等）
- ク 女性用品（生理用品等）
- ケ その他必要なもの

(2) 調達の方法

市は、災害時応援協定等を締結する民間業者等から生活必需品等を調達する。

(3) 物資集積場所の確保

調達した生活必需品等は、原則として県南体育館に保管する。ただし、災害の規模、住民の避難状況等から判断し、必要に応じ他の適切な場所を確保する。

### 3 供 給

(1) 供給拠点

被災者への生活必需品等の供給は、原則として開設する避難所で行う。ただし、避難所に避難していない被災者に対しては、出張所等において供給する。

(2) 輸送手段

ア 市は、調達した生活必需品等を、市有車両により輸送する。ただし、車両が不足する場合は、物資輸送に関する災害時応援協定を締結する、県トラック協会小山支部に輸送を依頼する。

イ 民間業者からの調達物資は、可能な限り直接供給拠点へ輸送する。

(3) 供給方法

調達物資は避難所責任者が受領し、自治会、自主防災組織、ボランティア等と連携し、避難者へ公平に供給する。

### 4 広 報

市は、生活必需品を供給する対象、供給場所等について、被災者に周知する。

### 5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対 象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内 容

ア 給（貸）与品目



## 第16節 食料・飲料水・生活必需品等の確保対策（全 部）

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (ク) 要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等）

### イ 支給方法

物資の確保は原則として県が行う。

なお、県が確保した物資については、本市までの輸送は原則として県が行うが、被災者への支給は、主として市が実施する。

### (3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

### (4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

## 第17節 保健衛生活動（市民生活部、保健福祉部）

災害の発生に伴う感染症の発生を防止するため、市は、県及び医療関係機関と連携して、被災地における感染症の発生予防等の必要な衛生対策を実施する。

また、長期化する避難生活による被災者の健康障害を予防するため、市は、医療関係機関と連携し、健康相談等の必要な保健対策を実施する。

### 第1 感染症対策

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、感染症が発生し又は発生するおそれがある場合は、県及び医療関係機関と連携し、被害の程度に応じた適切な感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

#### 1 感染症発生予防対策

##### (1) 消毒の実施

市は、必要な薬剤・資機材等を確保し、次のとおり消毒を実施する。

ア 浸水地区（家屋）、下水施設、ごみ等の集積場所等に対し、被災後ただちに消毒を実施する。

イ 避難所の便所、その他衛生状態の悪い場所は、状況により随時消毒を行う。

ウ 汚染し又は汚染のおそれのある井戸は、消毒の他、必要に応じ、水質検査を行う。

エ 家畜等の感染症・疾病予防対策として、畜舎の消毒を行う。

##### (2) ねずみ、昆虫等の駆除の指導

市は、災害の性質や程度から感染症のまん延のおそれのある場合は、感染症の媒体となるねずみ、昆虫等の駆除を実施し、又は実施するよう指導する。

##### (3) 衛生指導

市は、避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項について指導を行う。また、手洗い・うがいの励行等、衛生環境を確保するために必要な注意事項を、パンフレット等により住民に周知する。

#### 2 感染症発生時の対策

市は、被災地において法定の感染症患者（1類・2類及び新感染症）が発生したときは、県の実施する、患者への医療及び患者に対する入院勧告等の措置に協力するとともに、患者の家屋等の消毒又は消毒の指導等、必要な措置を講ずる。

また、住民に対し、感染症発生について広報を行う。

#### 3 健康調査（検病調査）及び健康診断

市は、被災地及びその周辺地区住民に対して、緊急性の高いところから健康調査（検病調査）を実施するとともに、必要に応じ健康診断を実施する。

#### 4 臨時予防接種

災害の状況及び感染症発生状況等により予防接種法第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、県がまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、市は、県の指示に基づき、迅速かつ的確に臨時予防接種を実施する。

## 第2 保健対策

避難生活の長期化に伴い、生活環境変化等による心身への負担から生じる健康障害を予防するため、市は、次の保健対策を実施する。

### 1 健康相談・保健指導の実施

市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮し、必要な保健指導及び健康相談を実施する。

### 2 こころのケア対策

避難生活の長期化等による被災者の精神的不調に対処するため、市は、被災者に対し、医療機関等の協力を得て、次のこころのケア対策を実施する。

(1) こころのケアに対する正しい知識の普及啓発

(2) 急性ストレス障害やうつ、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不調をきたした者への支援

### 3 栄養指導

市は、食料の供給に当たり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。市が、県（保健福祉部）へ要請を行った場合又は県が市への支援が必要と判断した場合は、県が市の対策を支援する。

## 第3 食品衛生対策

市は、県及び関係団体と連携し、被災地における食品衛生を確保するため、次の対策を行う。

### 1 避難所等における衛生指導

市は、避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、パンフレット等を作成・配布し、手洗いの励行、食料品の保存期限の確認等、必要な衛生指導を行う。

### 2 食品衛生の監視

市は、県や食品衛生協会等関係機関の実施する、被災地営業施設、臨時給食施設に対する食品衛生指導に協力し、食中毒等の発生を予防する。

#### 第4 動物の保護・管理対策

市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、愛がん動物の被災状況等について情報を収集するとともに、避難所における適切な飼育について、必要な措置を講ずるよう努める。

##### 1 飼い主不明等の動物の把握

市は、可能な限り、飼い主不明となった動物の情報の収集・提供に努める。

##### 2 避難所におけるペット同伴者への配慮

市は、飼い主とともに避難所に避難した動物について、受け入れ場所を確保するなど、他の避難者が避難生活を営む上で支障とならないよう、可能な限り、必要な措置を講じるよう努める。

## 第18節 行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬（市民生活部、保健福祉部、消防本部）

災害により、行方不明となった者や死亡した者の存在が確認された場合、市は、警察及び医療関係機関と連携し、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬を実施する。

### 第1 行方不明者の搜索

市は、警察と連携し、災害により、現に行方不明の状態にある者等を搜索する。

#### 1 実施方法

- (1) 市は、警察、消防団、自主防災組織等と連携協力して、災害により現に行方不明の状態にある者、死亡と推定される者及び遺体を搜索する。
- (2) 市は、被害の状況から、行方不明者が多数存在し、市単独では搜索が困難であると判断したときは、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に対し、自衛隊の応援要請を依頼する。

#### 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

##### (1) 対 象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

##### (2) 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

##### (3) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 第2 遺体の処置等

市は、警察、日本赤十字社栃木県支部及び医療関係機関等と連携し、災害により死亡した者の処置等を行う。

#### 1 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮し、次により実施する。

- (1) 身元の確認及び検視

市は、警察が実施する身元の確認及び検視に協力する。

(2) 検 案

市は、小山地区医師会や日本赤十字社栃木県支部等が実施する検案に協力する。

(3) 遺体安置所の設置

ア 安置所は、原則として公共施設の中から確保し、不足する場合には寺院等に依頼する。

イ 遺体の安置に必要な資材の確保に努める。

(4) 遺族への引渡し

身元が判明した遺体は遺族に連絡し引き渡す。身元不明者については、行旅死亡人として取扱う。

## 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

(1) 対 象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、第3の対策のとおり。）を行う。

(2) 内 容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(3) 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

(ア) 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額

(イ) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内

ウ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(4) 期 間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 第3 遺体の埋火葬

市は、災害により死亡した者の遺族が、災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の埋火葬を行う。

また、市で対応が困難な場合、県に対し応援を要請する。

### 1 実施方法

## 第18節 行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬（市民生活部、保健福祉部、消防本部）

### (1) 埋火葬許可証の発行

埋火葬の手続きを行い、埋火葬許可証を発行する。ただし、緊急の場合は許可証の発行に関する特例措置を講ずるよう、県と協議する。

### (2) 火葬場

遺体は、小山聖苑において火葬する。ただし、不足する場合は、他市町村に受入れを要請し、搬送する。

## 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

### (1) 対 象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬を対象とする。

### (2) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

### (3) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### (4) 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、前記アに準じて実施する。

## 第4 動物取扱対策

### 1 動物保護管理対策

市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(1) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

(2) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

(3) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

(4) 飼い主及び行方不明となった飼い犬の搜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連

絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

- (5) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- (6) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

## 2 死亡獣畜の処理

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、市が行う。

また、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、県と協力して適切な措置を実施する。

- (1) 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- (2) 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ア 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

イ 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

ウ 処理方法

### (ア) 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

### (イ) 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。（約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル（燃焼を高める鉄の格子）、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）



## 第19節 障害物除去活動（建設水道部）

災害により障害物が発生した場合は、原則として各施設の管理者が除去する。このため、市は、建設業関係団体の協力を得て、通行の妨げとなる道路上の障害物等を迅速に除去する。

### 第1 道路の障害物の除去

#### 1 実施主体

各道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。なお、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施する。

#### 2 被害状況の把握

市は、道路パトロール又は住民や関係機関から収集した情報により、被害状況を把握する。

#### 3 除去の実施

市は、自ら障害物を除去するとともに、建設業関係団体の協力を得て、人員・使用資機材等を確保し、迅速に障害物を除去する。

#### 4 車両移動等の実施

(1) 道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

イ 運転者等が命令に従わない、又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

(2) 土地の一時使用等

(1)の措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

(3) 関係機関等との連携

放置車両対策を実施するにあたっては、国、県、警察等と相互に緊密な連携に努める。

### 第2 河川の障害物の除去

各河川管理者は、河川の流水を阻害する危険のある障害物を速やかに除去する。

### 第3 住宅等建築物にかかる障害物の除去

#### 1 除去の実施

原則として所有者又は管理者が、家屋の倒壊等により生じる障害物を除去し処分する。ただし、災害救助法が適用され、生活に支障をきたし、自力で処理することが困難な場合を除く。

#### 2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

##### (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

##### (2) 内容

作業員、技術者等を動員して除去する。

##### (3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費は災害救助法施行細則第2条で定める額以内

##### (4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 第4 障害物集積所の確保

市は、大量の障害物を一時的に保管する必要があるときは、交通や応急対策活動に支障のない場所を、集積所に選定し、障害物を集積する。

## 第20節 廃棄物処理活動（市民生活部、建設水道部、小山広域保健衛生組合）

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、関係機関は、通常的生活ごみやし尿の他、避難所ごみ、などの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

### 第1 災害廃棄物の処理

#### 1 体制整備・情報収集

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

#### 2 発生量及び処理可能量の推計

市は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

#### 3 仮置場の設置・運営

市は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

なお、日常生活圏、又は、人が集まる施設に近い場所に仮置場を設置した場合は、可能な限り早期に災害廃棄物を搬出し、仮置場の撤去を行う。

#### 4 住民等への周知

市は災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の開設状況及び利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

#### 5 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

#### 6 処分・再資源化

市は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

組合は、災害規模に応じて二次仮置場を設置し、市が設置した一次仮置場で保管した廃棄物の種類ごとに焼却処理、破碎・選別処理した後に受け入れ先に搬出する。また、破碎・選別処理を行うなどして回収した資源物は、再生資材としての利用先の確保を図る。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月 環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取扱う。

## 第2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

### 1 体制整備・情報収集

市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

### 2 発生量及び処理可能量

市は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

### 3 住民等への周知

市は排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

### 4 収集運搬

市は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

### 5 処分・再資源化

市は、し尿やごみの発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

組合では、仮設トイレから搬出されたし尿をし尿処理施設で処理を行うが、施設が被災し稼働できない場合は、下水道処理施設での処理を行う。また、凝固剤で固めたし尿は、焼却施設で処理を行う。

## 第3 廃棄物処理の特例

### 1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある廃棄物処理特例基準が定められる。

## 第20節 廃棄物処理活動（市民生活部、建設水道部、小山広域保健衛生組合）

市は、本節第1、第2により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県（環境森林部）は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

なお、廃棄物処理特例地域の市から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができるものとされている。

### 2 留意事項

市は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## 第21節 公共施設等応急対策（建設水道部）

災害により、道路施設及び上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受け、機能が停止又は低下した場合、住民の生活に多大な影響を及ぼすとともに、他の応急対策に対しても支障をきたすことから、市は、各施設管理者と協力し、円滑に応急復旧対策を実施するとともに、住民に対し、施設の復旧の見込み等の災害情報を提供する。

### 第1 道路施設の応急対策

災害により被害を受けた道路・橋梁施設において、早急に施設の安全を確保し、住民の避難及び緊急物資の輸送等の応急活動を円滑に実施するため、各道路管理者は、建設業関係団体の協力を得て、被災した道路・橋梁施設の応急復旧措置を実施する。

#### 1 被害情報の収集・伝達

各道路管理者は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、道路パトロールによる緊急点検等を実施し、施設の被害状況等を収集するとともに、関係機関に伝達する。

市は、市の実施する各応急対策活動の安全を確保するため、各道路管理者から被害状況を収集し、各応急対策班に伝達する。

#### 2 応急対策の実施

##### (1) 交通規制の実施

各道路管理者は、道路等が被災し通行上危険であると認める場合は、警察と連携し、通行の禁止、制限の措置を実施するとともに、必要に応じて、う回路の選定等の措置を講ずる。

##### (2) 交通の確保

各道路管理者は、建設業関係団体の協力を得て、簡易な応急復旧作業を実施し、通行の確保を図る。特に、緊急輸送道路等、物資の輸送にあたり重要な機能を果たす道路は、優先して応急復旧作業を実施する。

##### (3) 二次災害の防止

各道路管理者は、道路等の被害が拡大するおそれがある場合は、必要な応急措置を実施するとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

##### (4) 道路占用施設の管理者との連携

各道路管理者は、水道、電気、ガス等道路占用施設の管理者から、被害発生の連絡を受けたときは、必要な安全確保措置を実施するとともに、協力して事後の応急復旧を実施する。

### 3 広 報

各道路管理者は、交通の混乱防止、応急復旧作業の円滑な実施のため、住民等に対し、次の情報を提供する。

- (1) 災害発生箇所及びその被害状況
- (2) 通行規制及び迂回路の状況
- (3) 復旧の見込み等

## 第2 水道施設の応急対策

市は、住民の飲料水及び生活用水を確保するため、工事関係者と連携し、速やかに被災した水道施設の応急復旧措置を実施する。

また、市単独による応急復旧が困難な場合は、県、日本水道協会等に対し、応援を要請する。

### 1 被害情報の収集・伝達

市は、災害発生後ただちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

### 2 応急対策の実施

#### (1) 取水・導水・浄水施設の応急対策

市は、浄水施設等が破損した場合、迅速に被災箇所の応急復旧措置を実施するとともに、断水区域を最小限とするよう配水調整を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 送水・配水・給水管の応急対策

市は、配水管等が破損し、漏水が著しく、給水を一時的に停止することが適当と判断される場合は、送水を停止し、破損箇所の応急修理を行うとともに、周辺の通行規制、仮設管の設置等、必要な措置を講じる。

### 3 広 報

市は、水道の供給停止による社会不安の解消のため、住民に対し、次の情報を提供する。

- (1) 断水・減水等の被害状況
- (2) 給水車による応急給水の活動状況
- (3) 復旧の見込み等

### 第3 下水道施設の応急対策

市は、下水道施設の損壊によるトイレの使用制限等を解消するため、工事関係業者と連携し、速やかに施設の応急復旧措置を実施する。

また、市単独による応急復旧が困難な場合は、県、日本下水道事業団等に対し、応援を要請する。

#### 1 被害情報の収集・伝達

市は、災害発生に対して、ただちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

#### 2 応急対策の実施

##### (1) 処理場・ポンプ場施設の応急対策

市は、処理場等が破損した場合は、本復旧までの一時的な処理場機能の確保を図るため、仮配管の布設など被災した施設の応急復旧措置を実施する。

##### (2) 管きよ、マンホール等の応急対策

市は、管きよやマンホールが破損した場合は、破損箇所の応急修理や仮管きよの設置等の応急措置を実施するとともに、周辺への通行規制等必要な措置を講じる。

#### 3 広報

市は、下水道施設の機能不全による社会不安を解消するため、住民に対し、次の情報を提供する。

(1) 施設の被害状況、及びそれによるトイレ等の使用制限

(2) 復旧の見込み等

### 第4 電気施設の応急対策

電力事業者は、防災業務計画の定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力の確保を図るため、必要な応急措置を実施するよう努める。

#### 1 被害情報の収集・伝達

電力事業者は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

#### 2 応急対策の実施

被災した施設の早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に配慮する。



### 3 広 報

電力事業者は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 第5 都市ガス施設の応急対策

ガス供給事業者は、防災業務計画の定めるところにより、被害を最小限に抑えるとともに、ガス供給の早期復旧を図るため、必要な応急措置を実施するよう努める。

### 1 被害情報の収集・伝達

ガス供給事業者は、災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、ただちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

### 2 応急対策の実施

被災した施設の早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に配慮する。

### 3 広 報

大規模地震、火災等による災害の広報活動は、二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため極めて重要であり、次により迅速、適切に実施する。

#### (1) 災害発生直後の広報

##### ア 利用者に対する広報活動

テレビ、ラジオ、広報車などを通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

##### イ 報道機関に対する広報活動

地元をはじめとするテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害防止の観点から、保安確保のための緊急放送を依頼する。

また、必要に応じて、マイコンメーターの取扱い方法についても放送を依頼する。

##### ウ 地方自治体、警察、消防等に対する広報活動

都市ガスに関する被害情報を連絡するとともに、保安確保や利用者広報に対する協力を要請する。

(2) ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。

このため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても適切な広報を行う。

ア 利用者に対する広報活動

報道機関や諸官公庁への協力要請等により、供給停止や保安確保に関する情報を周知してもらうよう努め、地区全体や個々の消費者の復旧作業内容、スケジュール、復旧見通し等を、ちらし、広報車、社告、ハンドマイク、個別訪問等で可能な限り提供するように努める。

イ 報道機関・地方自治体等に対する広報

(ア) 報道機関、地方自治体等に対して随時情報提供し、利用者の理解と協力を得られるように、報道や公的周知の面での協力を要請する。

(イ) 関係省庁、地方自治体、警察、消防、自治会等と復旧状況報告などを通して情報を密にする。

(ウ) 市ホームページの活用も考慮する。

## 第6 通信施設の応急対策

電気通信事業者は、防災業務計画の定めるところにより、通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施するよう努める。

### 1 被害情報の収集・伝達

施設の被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達する。

### 2 応急対策の実施

被災した施設の早期復旧に努めるとともに、二次災害の防止に配慮する。

### 3 広 報

通信の途絶による社会不安の解消のため、被害状況や復旧の見込み等について情報の提供を行う。

## 第22節 農地・農業用施設応急対策（産業観光部）

災害により農作物及び農地・農業用施設に被害が発生した場合は、市及び施設等の管理者は、農業関係団体と連携して、農作物や各施設の被害状況を速やかに把握し、適切な応急復旧措置を実施する。

### 第1 家畜伝染性疾病予防体制

県、市は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

#### 1 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市が実施する。

#### 2 応急対策の実施

- (1) 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握、県への通報
- (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- (3) その他必要な指示の実施

#### 3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第18節第4に準じて行う。

### 第2 農地の応急対策

#### 1 被害情報の収集・伝達

市は、洪水等により農作物に被害が発生したときは、農業協同組合等と連携し、迅速に農作物の被害状況を調査し、関係機関に伝達する。

#### 2 応急対策

市は、農業協同組合等と連携し、農作物の被害状況に応じ、生産管理技術等の周知、病害虫の発生予防等の応急対策を実施する。

### 第3 農業用施設の応急対策

#### 1 施設の点検、監視等

##### (1) 農業用施設の点検・監視等

各施設管理者は、災害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行うとともに、河川の水位の上昇等から危険と判断する場合は、排水機場を稼働させるなど、災害防止のための必要な措置を実施する。

##### (2) 関係機関への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

##### (3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ため池、頭首工、用排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を関係市町（消防機関を含む）、警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

#### 2 災害応急復旧対策

##### (1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所等）に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

##### (2) 応急対策の実施

各施設管理者は、施設に被害が発生したときは、建設業関係団体等の協力を得て、迅速に破損箇所の応急修理を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第23節 危険物施設等応急対策（消防本部）

危険物施設等が被災し、危険物等の爆発、漏えいによる二次災害の発生を防ぐため、市は、県等関係機関と連携し、適切な応急対策を実施する。

### 第1 被害の拡大防止に関する共通事項

#### 1 被害の拡大防止活動

市は、危険物災害が発生したときは、危険物等の流出・拡散を防止するため、危険物等取扱事業所と連携し、流出した危険物の除去等、被害の拡大防止のための必要な措置を実施する。

また、被害を受けた施設の管理者に速やかに情報を伝達し、二次災害の発生を防止する。

#### 2 危険物等の大量流出に対する応急措置

市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、ただちに県、警察及び関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

#### 3 救急救助及び消火活動

市は、危険物災害の発生により負傷した者に対し、救急救助活動を実施するとともに、火災が発生した場合は速やかに消火活動にあたりるとともに、周辺への延焼を防止する。

#### 4 施設の応急措置

危険物等を取扱う事業所は、施設の損壊等異常個所を発見したときは、迅速に応急修理等を実施するとともに、被害状況から判断して、機器類の緊急停止を行う。

#### 5 交通の状況の把握

市は、県、警察、道路管理者、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 6 交通規制

警察は、各道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、ただちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、市は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との災害時応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

## 7 住民の避難

市は、警察と連携し、事故現場付近の住民の安全を確保するため、本章第9節「避難指示等の発令」に準じ、迅速に避難誘導を行う。

## 8 広報

市は、危険物災害が発生したときは、被害の状況に応じ、災害発生現場、被害状況、交通規制等の情報を、安全安心情報メール等の通信手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。

# 第2 危険物事故の応急対策

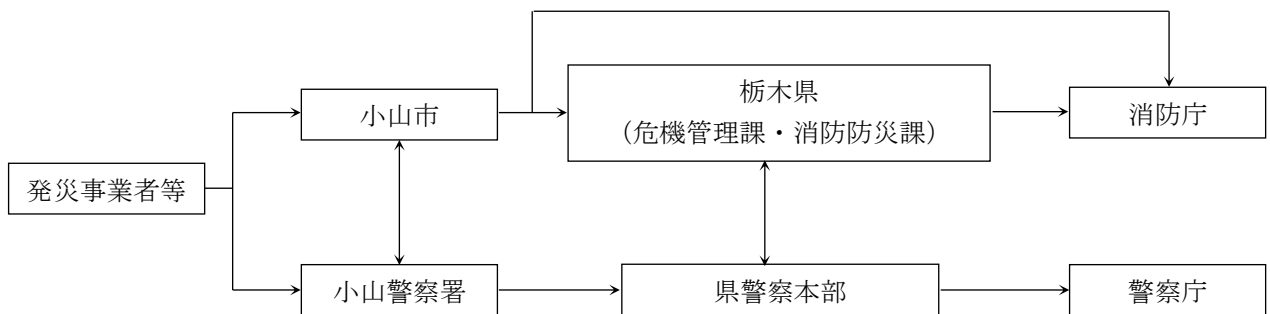
## 1 情報の収集・伝達

市は、危険物施設等における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で本章第4節「被害情報の収集・報告」に掲載する、「栃木県火災・災害等即報要領」（以下「要領」という。）の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 2 応急対策

市は、危険物施設から危険物が流出したときは、河川等への流出を防止するため、オイルフェンス、吸着マット等回収用資機材等を活用し、漏えい範囲を最小限に抑えるため必要な措置を実施する。

また、危険物の性質を把握し、引火による火災発生のおそれがある場合は、薬剤等を使用するなど必要な措置を実施する。

### 第3 ガス事故の応急対策

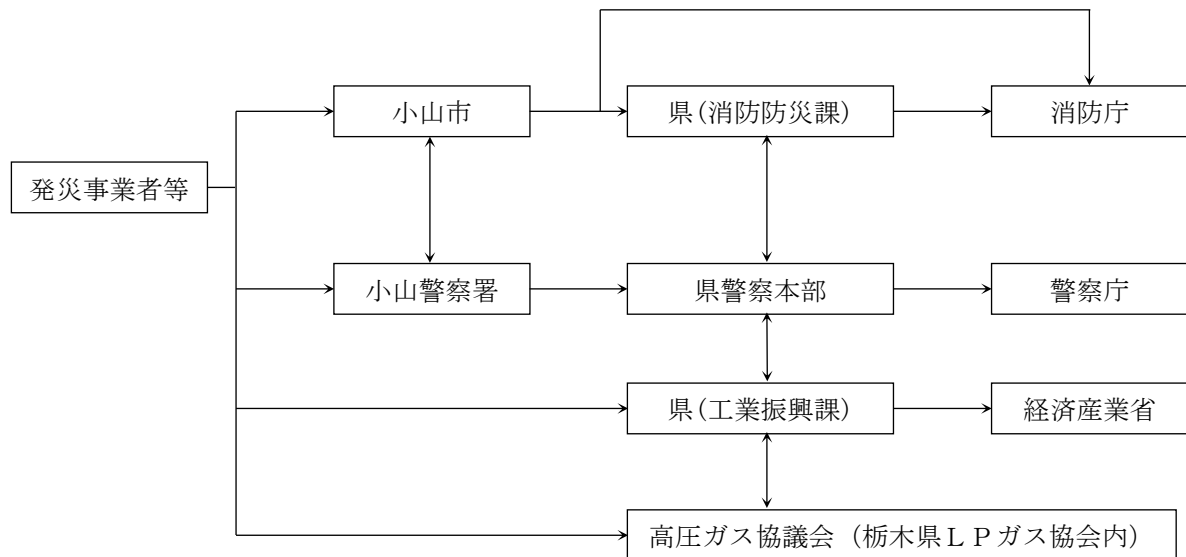
#### 1 情報の収集・伝達

市は、ガス製造等施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



#### 2 LPガス・一般高圧ガス災害の対策

- (1) 市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、高圧ガスの性質を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を実施する。
- (3) 消防機関は、ガス濃度の測定を適時実施するほか、ガスの性質を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に備える。

#### 3 都市ガス災害の対策

- (1) 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。
- (2) 消防機関は、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害に留意し、消火活動等応急対策を実施する。

## 第4 火薬類事故応急対策

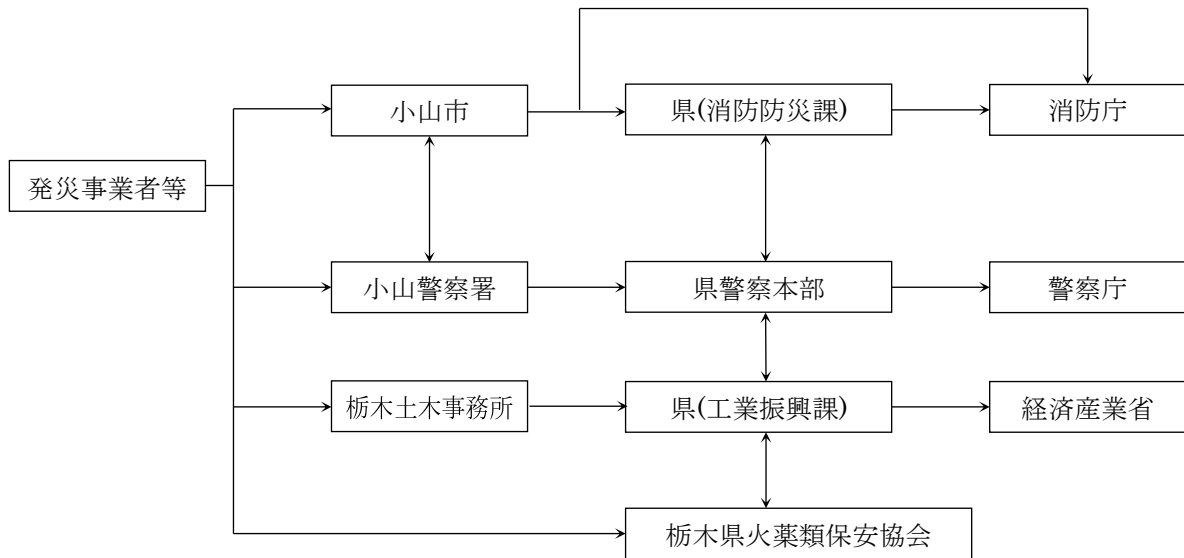
### 1 情報の収集・伝達

市は、火薬類取扱施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 応急対策

市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。



## 第5 毒物・劇物事故応急対策

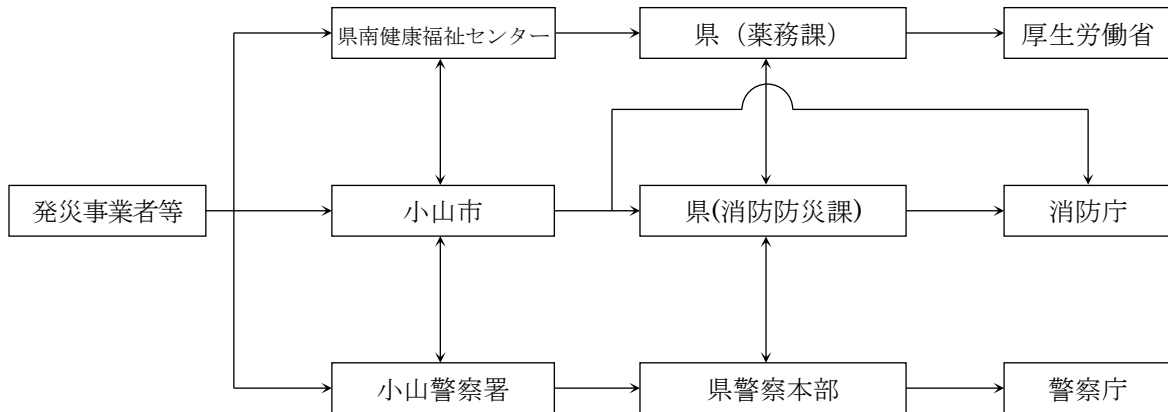
### 1 情報の収集・伝達

市は、毒物・劇物取扱施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 応急対策

市は、毒物・劇物が流出したときは、漏えい範囲を最小限に抑えるため必要な措置を実施する。

また、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

## 第24節 文教対策（教育委員会）

学校は、災害が発生したときは、児童生徒の生命、身体の安全を、第一に確保するとともに、復旧状況に応じ、適切な応急教育を実施するよう努める。市は、教育の早期再開に向け、必要な応急復旧措置を実施する。

### 第1 学校における応急対策

学校長は、災害が発生したときは、あらかじめ定める学校安全計画に基づき、児童生徒の生命、身体の安全確保を図るとともに、適切な応急教育の実施等、必要な応急措置を実施する。

#### 1 災害発生前における事前措置

市は、各学校等との連絡体制を整え、第1次警戒体制段階で、避難所開設に対応できるよう、学校長に対して学校での待機を指示するとともに、市内の高校・大学等の学校長に対しても自宅での待機を依頼する。

学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ、又は繰り上げ、部活動の停止等、児童生徒の安全確保を図るため、必要な応急措置を実施する。また、臨時休業等の措置を実施したときは、速やかに市教育委員会に報告する。

#### 2 災害発生直後における応急措置

##### (1) 児童生徒の避難誘導

学校長は、災害の状況を的確に判断し、児童生徒を安全な場所に避難誘導するとともに、児童生徒の被災状況を確認し、負傷者等が発生した場合は、応急救護措置を実施するほか、市教育委員会に報告する。

##### (2) 施設の被害状況の調査

学校長は、学校施設の被害状況を調査し、被害の有無にかかわらず、速やかに市教育委員会に報告する。

##### (3) 避難所開設・運営の協力

学校長は、災害対策本部から、避難所の指定について指示を受けたとき、又は住民が自主的に学校に避難してきたときは、避難所として開設するとともに、運営に協力する。

また、要配慮者が避難するときは、要配慮者の特性に配慮した施設の開放に努める。

##### (4) 児童生徒の安全確保

学校長は、市教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒の安全確保に努める。

### 3 教育活動の再開

学校長は、施設の復旧状況を考慮しながら、教育活動の早期再開に努める。

#### (1) 教育施設の確保

ア 学校長は、当該敷地内で被災を免れた施設がある場合はその施設を使用し、使用可能な施設がない場合は最寄りの公共施設を使用するなど、教育施設を確保する。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
県内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

イ 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

#### (2) 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携し、教職員の確保に努める。

ア 同一市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。

イ 同一市における被災の状況がひどく、前出のアによることが困難な場合は、県教育委員会が、県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

ウ 県立学校については、県教育委員会は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校に支援のために派遣する。

#### (3) 給食の実施

市教育委員会は、学校の再開に合わせて、給食も再開できるよう必要な措置を実施する。ただし、食材等の調達が困難な場合は、食料品関係業者等の協力を得て、食料を確保し、児童生徒に供給する。

#### (4) こころのケア対策

市教育委員会は、災害の発生による衝撃や、長引く避難生活により、ストレス等精神的不調をきたした児童生徒に対し、適切な処置を施すため、次の対策を実施する。

ア 学校へのカウンセラーの派遣

イ こころのケア対策に関する教職員研修の実施

ウ その他、必要なこころのケア対策

#### (5) 学用品等の調達・支給

市教育委員会は、災害救助法が適用された場合は、教科書、学用品等の調達・供給を行う。

《災害救助法の適用基準》

ア 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童、特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 給与の品目

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

エ 給与の期間

災害発生の日から、教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

## 第2 学校以外の文教施設における応急対策

博物館、公民館、体育館等学校以外の文教施設の管理者は、施設利用者の安全を確保するとともに、施設の被害状況を速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。

### 第3 文化財の保護

#### 1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合にはただちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、文化振興課長とする。通報を受理したときは、被害状況をとりまてめて県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

#### 2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

### 第4 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

## 第25節 住宅応急対策（都市整備部、建設水道部）

市は、被災した住宅の被害調査を実施し、二次災害を防止するとともに、住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することが困難な被災者の住居の確保を図るため、関係機関と連携し、仮設住宅の建設等、必要な応急復旧措置を実施する。

### 第1 被災住宅の調査

#### 1 被災建築物応急危険度判定調査

市は、地震により被災した建築物・構造物の余震に伴う倒壊、外壁や窓ガラスの落下等の二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士による、被災建築物応急危険度判定を実施する。

#### 2 調査体制の整備

市は、災害により建築物被害が発生したときは、ただちに応急危険度判定士による、建築物等の危険度判定を実施する。ただし、応急危険度判定士が不足する場合は、県に対し、判定士の派遣を要請する。

#### 3 調査の実施

応急危険度判定士は、あらかじめ定められた調査票により、被災した建築物等の客観的な危険度を判定する。判定結果は、3種類の判定ステッカーを用い、建築物等所有者の他、通行人に対しても判定内容が分かるように、道路から見やすい場所に表示する。

ステッカーの種類	判定内容
危険（赤）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この建築物に立ち入ることは危険です。</li> <li>立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。</li> </ul>
要注意（黄）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。</li> <li>応急的に補強する場合には専門家にご相談ください。</li> </ul>
調査済（青）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この建築物の被災程度は小さいと考えられます。</li> <li>建築物は使用可能です。</li> </ul>

#### 4 広報

市は、判定結果に対し、住民の混乱を招かないよう、制度の目的・内容等を周知徹底する。

#### 5 住家の被害認定と意向調査

市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等の基礎資料を作成するため、第4節に定める住家の被害認定調査を迅速に実施する。

また、被害認定調査の際に、仮設住宅への入居希望の有無等、住宅のニーズ調査もあわせて実施し、住宅応急対策の目標設定のための基準とする。

## 第2 公営住宅等の一時供給

市は、市営住宅等のうち入居可能な施設がある場合は、被災者に対し、仮住宅として提供する。

### 1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

### 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合は、市は県に対し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを要請する。

## 第3 応急仮設住宅の供与

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

### 1 対象

住家が全焼し、全壊し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできない者。

### 2 内容

#### (1) 建設型仮設住宅（建設し供与するもの）

##### ア 建設予定地の選定方法・基準

##### (ア) 建設予定地の選定方法

建設予定場所については、あらかじめ建設可能な用地を選定する。

##### (イ) 建設予定地の基準

応急仮設住宅の建設用地については、飲料水が得やすく、安全上、保健衛生上適当な場所とする。

##### イ 住宅の規模

1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

ウ 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

(2) 借上型仮設住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの）

ア 住戸の規模

世帯の人数に応じて(1)のイの規模に準ずる。

イ 実施方法

県と連携し、「災害時における民間賃貸住宅の被災者に関する協定」に基づき応急借上げ住宅の提供を行う。

3 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期 間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3か月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

## 第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対 象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内 容

市は、業者活用等により修理を実施する。



## 第25節 住宅応急対策（都市整備部、建設水道部）

### 3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

### 4 期間

応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

## 第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

### 1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

### 2 内容

市は、県と連携し、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を被災者に提供する。

## 第26節 ボランティア受入・活動支援（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）

災害により、市内外のボランティアから救援活動等の申出を受けた場合、市は、社会福祉協議会及びボランティア関係団体に積極的に協力し、円滑で効果的なボランティア活動を実施できるよう、必要な環境整備に努める。

### 第1 専門ボランティアの派遣要請

市は、災害応急活動を実施するにあたり、医療・介護や土木・建築等、専門的な知識・技術を有する者又は特定の資格を有する職業の者の応援が必要な場合は、県又は各関係機関に対し、専門ボランティアの派遣を要請する。

#### 1 専門ボランティアの応援要請

市は、被害状況及び各応急活動の実施状況に応じて、必要と判断される専門ボランティアを把握し、県又は各関係機関に応援を要請する。

#### 2 受入体制の整備

市は、専門ボランティアの活動範囲を、他の実施機関と競合しないよう調整するとともに、参集場所や宿泊先を確保するなど、受入体制を整備する。

### 第2 一般ボランティアの受入

市は、災害ボランティアによる支援が必要と判断し、救援活動等の申出を受け入れる場合は、社会福祉協議会及びボランティア関係団体に積極的に協力し、災害ボランティアセンターの開設場所の提供等、円滑で効果的なボランティア活動を実施するため、必要な支援を実施するよう努める。

#### 1 災害ボランティアセンターの開設

社会福祉協議会は、被災状況に応じ、ボランティア活動の総合調整を行うため、災害ボランティアセンターを開設する。また、被災者のニーズ調査を実施するなど、地域の実情に応じたボランティア活動が実施できるよう、必要な体制の整備を行う。

#### 2 ボランティアの主な活動分野

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 避難所における炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動

## 第26節 ボランティア受入・活動支援（市民生活部、保健福祉部、社会福祉協議会）

- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

### 3 市の支援等

- (1) 市は、災害ボランティアセンターの開設場所について、社会福祉協議会と調整し、必要な公共施設の提供を行う。
- (2) 市は、災害ボランティアセンターに対し、ボランティア活動に必要な情報を提供するとともに、情報の共有を図るため、災害ボランティアセンターに職員を派遣する。また、活動に必要な資機材等の提供について支援する。

## 第27節 義援物資・義援金・見舞金の受入 （総合政策部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業観光部、出納室）

災害が発生し、他市町村又は民間団体等から、義援物資及び義援金の提供の申出を受けた場合、市は、関係機関の協力を得て、必要な受入体制を迅速に整備するとともに、適正な保管に努める。

### 第1 義援物資の受入

#### 1 義援物資受入の周知

市は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により、次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 受入を希望する物資及び希望しない物資の一覧（必要とする物資は、需給状況により常に変更されるため、随時情報の更新を行う。）
- (2) 受入担当窓口（行政総務課）
- (3) 義援物資の受入場所

#### 2 義援物資の受入・保管

義援物資は、物資集積場所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資リストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

また、物資の過不足が生じないように、物資の保管状況を常に把握するとともに、特に消費期限のある物資は期限切れとならないよう、留意する。

#### 3 義援物資の需給調整と情報発信

市は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結びつけ、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

#### 4 義援物資の配分

市は、避難所における状況を踏まえて、物資の配分基準を作成し、効率的な配分を行う。

### 第2 義援金等の受入

#### 1 義援金及び見舞金受入の周知

市は、義援金及び見舞金を受け入れる場合は、報道機関等の協力を得て、次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名等）
- (2) 受入窓口（危機管理課）

## 2 義援金及び見舞金の受入・保管

市は、受け入れた義援金については、配分が決定するまで、歳入歳出外現金として適正に管理し、見舞金については、市の歳入とする。

## 3 義援金の配分

- (1) 市は、総合政策部を事務局とし、市及び社会福祉協議会等により構成された配分委員会を設置する。
- (2) 配分委員会は、配分の対象、基準、方法等を定めた配分計画を作成する。義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。
- (3) 市民生活部は、配分計画に基づき義援金の配分を行う。

## 4 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

## 第3 義援物資・義援金の受入に関する留意事項

- (1) 市は、原則として、災害時応援協定等を締結する自治体・企業等から義援物資を調達し、不足する場合にそれ以外の団体等へ物資提供の協力依頼を行う。
- (2) 原則として、個人からの義援物資は受け入れないこととし、義援金での支援に理解を求めるよう努める。
- (3) 市は、災害ボランティアセンターの協力を得て、義援物資の適正な保管・配分に努める。



## 第3章 災害復旧・復興対策計画

災害応急活動が概ね終了した後、民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るとともに、被害の再発を防止するため、市及び各防災関係機関が講じるべき措置を、以下のとおり定める。

### 第1節 災害の復旧と災害復興計画の策定（全 部）

大規模な災害により、地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合、市は、関係機関と連携し、総合的かつ計画的に復興対策を推進する。

#### 第1 迅速な現状復旧

市その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘察し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (4) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

#### 第2 復興方針の策定

市は、被災状況及び地域特性等を踏まえ、災害に強くかつ快適な都市環境の再生を目指した復興方針を、住民及び防災関係機関等と協働して、策定する。

#### 第3 復興事業計画の策定

市は、復興の方針に基づき、具体的な復興事業計画を策定する。主な復興事業計画及びその具体的内容については、次のとおりである。

- (1) 都市基盤の復興に関する計画
  - ア 市街地の再生
  - イ 交通網の整備
  - ウ 新たな防災拠点の整備
- (2) 生活の復興に関する計画
  - ア コミュニティの再生
  - イ 住環境の整備
  - ウ 保健福祉・教育環境の充実

第1節 災害の復旧と災害復興計画の策定（全 部）

(3) 産業の復興に関する計画

- ア 中小企業等の再建
- イ 雇用の確保
- ウ 企業の誘致促進



## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

災害により住居を喪失するなどの被害を受けた住民に対し、自力復興を促進するため、市及び関係機関は、経済的援助等の各種支援制度を整備し、市民生活の早期安定を図るよう努める。

### 第1 相談所の設置

市は、避難所等における被災生活や被災者の自立支援に関する相談窓口として、市役所内又は必要に応じ、市民相談所を設置する。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整えるものとする。

### 第2 罹災証明書の発行

市は、「被災者生活再建支援法（平成10年法律66号。以下「支援法」という。）」等による各種支援措置や租税の減免措置の適用に必要な、家屋の被害程度を証明するため、以下の事項を記載した、罹災証明書を遅滞なく発行する。

#### 1 罹災証明の証明する項目

- (1) 家屋の損壊等に関するもの。
  - ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊
  - イ 流失、床上浸水、床下浸水等
- (2) 家屋の火災に関するもの。
  - ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
  - イ 全損、半損、小損等

#### 2 罹災台帳の作成

市は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被災した家屋の被害認定調査を実施し、その結果を罹災台帳に登録する。罹災台帳の作成は納税課、市民税課、資産税課が行う。

#### 3 罹災証明書の発行事務

市は、被災者から、罹災証明の申請があったときは、上記台帳で罹災状況を確認し、罹災証明書を遅滞なく発行する。

なお、罹災証明書の様式は、資料8-8に示すとおりとする。

### 第3 市民税等の徴収猶予・減免

市は、被害の状況に応じて、法令、条例の規定に基づき市税の申告・納付期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を実施する。

## 第4 融資・貸付等による生活再建支援

### 1 経済・生活面の主な支援制度

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度		窓 口
住家が被害を受け、又は死亡等の人的被害を受けたとき。	小山市小災害見舞金 (小山市小災害見舞金支給規則)	支給	福祉課
世帯主が死亡し、経済基盤を失ったとき。	災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	支給	福祉課
負傷や疾病により障害を被ったとき。	災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	支給	福祉課
当面の生活資金や生活再建の資金が必要などとき。	被災者生活再建支援制度 (栃木県被災者生活再建支援金交付要綱)	支給	福祉課
	小山市被災者生活再建支援金 (小山市被災者生活再建支援金支給要綱)	支給	福祉課
	災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する条例)	貸付	福祉課
	生活福祉資金貸付制度 (栃木県社会福祉協議会)	貸付	社会福祉協議会
	母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	貸付	子育て家庭支援課

#### (1) 小山市小災害見舞金

小災害により被災した市民に対して支給するものとする。

##### ア 用語の定義

(ア) 小災害 火災、風水害等の不慮の災害で災害救助法の適用されないもの。

(イ) 全壊世帯 小災害により住家が全焼、全壊、流出、又は全埋没した世帯。

(ウ) 半壊世帯 小災害により住家が半焼、半壊又は半埋没した世帯。

(エ) 床上浸水世帯 小災害により住家が床上浸水した(半壊に至る場合を除く。)世帯。

(オ) 遺族 小災害により死亡した者の遺族(災害弔慰金の支給等に関する条例第4条に規定する範囲及び順位によるものとし、同条例第3条の規定により災害弔慰金の支給を受けた遺族を除く。)

(カ) 負傷者 小災害により負傷し、当該不詳の程度が1か月以上の入院加療を要すると認められる者。

イ 見舞金の支給基準

(ア) 住家の被害

- a 全壊世帯の世帯主に対し 100,000円
- b 半壊世帯の世帯主に対し 50,000円
- c 床上浸水世帯の世帯主に対し 30,000円

(イ) 人的被害

- a 遺族に対し（弔慰金） 100,000円
- b 負傷者に対し（負傷者見舞金） 50,000円

(2) 災害弔慰金

災害により死亡した遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する。

ア 災害弔慰金の支給額

- (ア) 生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給
- (イ) その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給

イ 支給の対象

- (ア) 災害により死亡した方（小山市に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族
- (イ) 支給の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母

※対象となる災害は、自然災害において市内で住居が5世帯以上滅失した災害等

(3) 災害障害見舞金

災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

ア 災害障害見舞金の支給額

- (ア) 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給
- (イ) その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給

イ 支給の対象

- (ア) 両眼が失明した人
- (イ) 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った人
- (カ) 両上肢の用を全廃した人
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った人
- (ク) 両下肢の用を全廃した人
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

※対象となる災害は、自然災害において市内で住居が5世帯以上滅失した災害等

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### (4) 被災者生活再建支援制度

災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援することで、住民生活の安定と被災地の速やかな復興を目指す。

#### ア 対象となる自然災害

- (ア) 本市において災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生したとき。
- (イ) 本市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したとき。
- (ウ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生したとき。

#### イ 対象となる被災世帯

- (ア) 住宅が「全壊」した世帯
- (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### ウ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

#### (ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (イ(ア)に該当)	解体 (イ(イ)に該当)	長期避難 (イ(ウ)に該当)	大規模半壊 (イ(エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### (イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

#### エ 支給に係るその他の要件

- （申請時の添付書面）・基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- ・加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
- （申請期間）・基礎支援金：災害発生日から13か月以内
- ・加算支援金：災害発生日から37か月以内

### (5) 小山市被災者生活再建支援金

市内で発生する自然災害（支援法第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。）において、住家に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援するため支給する小山市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

支援対象となる災害は、支援法が適用されない区域に係る自然災害とし、栃木県の被災者生活再建支援制度に基づき公益財団法人栃木県市町村振興協会が支援対象の災害として認定したものとする。

(6) 災害援護資金貸付金

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸付を行う。

ア 貸付限度額

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）	

イ 対象

- (ア) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上
- (イ) 家財の1/3以上の損害
- (ウ) 住居の半壊又は全壊・流失

ウ 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円

※対象となる災害は、自然災害において県で災害救助法が適応された市町が1以上ある場合の災害

(7) 生活福祉資金貸付制度（事業主体：栃木県社会福祉協議会）

生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行う。

生活福祉資金には、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）や、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）の貸付がある。

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### ア 緊急小口資金

（火災等被災によって生活費が必要な時）

貸付上限額	10万円
据置期間	2ヵ月以内
償還期限	1年以内
貸付利子	無利子
対象世帯	低所得世帯

### イ 福祉資金福祉費

（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

貸付上限額	150万円（目安）
据置期間	6ヵ月以内
償還期限	7年以内（目安）
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
対象世帯	低所得世帯

### ウ 福祉資金福祉費

（住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費）

貸付上限額	250万円（目安）
据置期間	6ヵ月以内
償還期限	7年以内（目安）
貸付利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%
対象世帯	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※イ及びウは、「災害弔慰金の支給に等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる場合は対象外（災害援護資金）

## (8) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金

### ア 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金とは、母子・父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行う。

災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講ずる。

イ 対象

(ア) 母子福祉資金

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母とその児童

(イ) 父子福祉資金

20歳未満の子を扶養している父子家庭の父とその児童

(ウ) 寡婦福祉資金

寡婦、40歳以上の配偶者のいない女子であって現に児童を扶養していない方（扶養している子どもがいない方は、前年の所得が一定額以下の方）

2 住居の確保・再建のための主な支援

再建の意向	活用できる支援制度	窓口
応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理 (災害救助法)	建築課
住まいを補修したい	小山市被災者住宅復旧支援事業 (小山市被災者住宅復旧支援条例)	福祉課
住まいを補修したい 住まいを建て替え・取得したい	住宅金融支援機構の融資 ①災害復興住宅融資（建設） ②災害復興住宅融資 （新築購入、リ・ユース購入） ③災害復興住宅融資（補修） ④機構融資の返済方法の変更	住宅金融支援機構

(1) 住宅の応急修理

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 応急修理は、市が業者に委託して実施する。

イ 修理限度額は1世帯当たり58万4千円（平成30年度基準）である。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。

ウ 以下の要件を満たす者が対象となる。

(ア) 災害により住宅が半壊又は半焼した者

(イ) 応急仮設住宅等に入居していない者

(ウ) 自ら修理する資力のない世帯（生活保護法による被保護者・要保護者、失業した世帯等）

(2) 小山市被災者住宅復旧支援事業

自然災害により住宅に被害を受けた市民のうち国等の生活再建支援制度の対象とならない世帯に対し住宅の復旧費用の一部を支給する。

ア 対象者

(ア) 自然災害により市内の住宅（持家）に被害を受け復旧工事を行った者、又は行う者。

(イ) 国や県等の被災者生活再建支援制度を受けていない者。

(ウ) 利子補給金（住宅）の交付を受けていない者。

第2節 民生の安定化対策（全 部）



イ 対象工事

事業者が施工した被災住宅本体及び住宅と一体の付属設備の復旧工事（※）

※工事費用10万円以上のもの

※添付県住宅の場合は住宅部分の復旧工事が対象

ウ 支援金の額

(ア) 半壊世帯 50万円上限（住宅復旧費の全額）

(イ) 半壊に至らない世帯 10万円上限（住宅復旧費の2分の1）

※いずれも千円未満は切り捨て

(3) 災害復興住宅融資

ア 建設

(ア) 住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資である。

(イ) 自らが居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）。

イ 新築購入、リ・ユース購入

(ア) 住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資である。

(イ) 自らが居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）。

ウ 補修

(ア) 住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資である。

(イ) 自らが居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる。

エ 返済方法の変更

住宅金融支援機構融資の返済中の被災者に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものである。

(ア) 支援の内容の概要

a 返済金の払込みの据置：1～3年間

b 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減

c 返済期間の延長：1～3年

(イ) 対象

a 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者

b 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者

c 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者

## 第2節 民生の安定化対策（全 部）

### 3 中小企業・自営業への主な支援

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度	窓 口
農林漁業の再建資金が必要なとき。	天災融資制度	市
	農林漁業公庫による資金貸付	(株)日本政策金融公庫
中小企業の再建資金が必要なとき。	災害復旧資金貸付	(株)日本政策金融公庫 (株)商工組合中央金庫
	災害関係特例保証	信用保証協会

#### (1) 天災融資制度

ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

イ 次の基準に該当する市長の認定を受けた者が対象となる。

被害農林漁業者	特別被害農林漁業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上かつ損失額が平均農業収入の10%以上</li> <li>・樹体の損失額が30%以上</li> </ul>	左のうち損失額が50%以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上</li> <li>・林業施設の損失額が50%以上</li> </ul>	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上</li> <li>・水産施設の損失額が50%以上</li> </ul>	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

#### (2) 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行う。

##### ア 主な農業融資

(ア) 農業経営維持安定資金：災害等により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金

(イ) 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金

##### イ 主な林業融資

(ア) 林業経営安定資金：樹苗等に係る災害により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金

(イ) 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金

##### ウ 主な漁業融資

(ア) 沿岸漁業経営安定資金：経営再建・収入減補てんのための資金

(イ) 漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧等の資金

##### エ 農林漁業共通

農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金

#### (3) 災害復旧資金貸付

災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資する。

災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。

ア 株式会社日本政策金融公庫の貸付限度額等

(ア) 国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万を加えた額
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）

(イ) 中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）

イ 株式会社商工組合中央金庫の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

(4) 災害関係特例保証

激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。

対象

被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）

4 被災者への制度の周知

市は被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送（TV、ラジオ等）
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト、ホームページ



## 第3節 公共施設等災害復旧対策（全 部）

被災した公共施設の早期復旧復を図るため、市は、県及び防災関係機関と連携して、被害状況を的確に調査し、早急に復旧事業を実施する。

### 第1 災害復旧事業計画の作成

市は、被災した公共施設等の早期復旧を図るため、速やかに災害査定を行い、復旧事業計画を作成する。

また、復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止及び迅速な復旧事業の完了を図るため、事業期間の短縮等に努める。

### 第2 災害復旧事業の種別

復旧に当たり、国等の補助等により財政援助が受けられる主な事業は、次のとおりである。

災害復旧事業名	根拠法等	対象施設
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 下水道 公園
農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地・農業用施設 林業用施設 共同利用施設
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設
	激甚災害法	私立学校施設 公立社会教育施設
		文化財
社会福祉施設災害復旧事業	生活保護法	生活保護施設
	児童福祉法	児童福祉施設
	老人福祉法	老人福祉施設
	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設
廃棄物処理施設災害復旧事業	環境衛生金融公庫による資金融資	ごみ処理施設
医療施設災害復旧事業		公的医療機関、民間医療機関
水道施設災害復旧事業	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設

第3節 公共施設等災害復旧対策（全 部）

災害復旧事業名	根拠法等	対象施設
都市施設災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路 都市排水施設 堆積土砂排除事業 湛水排除事業
住宅災害復旧事業	公営住宅法	罹災者公営住宅の建設 既設公営住宅の復旧 既設改良住宅の復旧
災害関連緊急事業		災害関連緊急治山事業 災害関連緊急地すべり防止事業 災害関連緊急砂防事業 災害関連緊急地すべり対策事業 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特） 災害関連緊急雪崩対策事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
その他の災害復旧事業	鉄道軌跡整備法	鉄道施設 その他の復旧事業

### 第3 激甚災害の指定

#### 1 激甚災害指定の促進

市は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査するとともに必要な措置を行い、公共施設等における災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

#### 2 激甚災害に関する調査

市は、県が実施する激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

#### 3 激甚災害に該当する対象事業

区 分	適 用 措 置
激甚災害	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
	森林災害復旧事業に対する補助
	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
局地激甚災害	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
	森林災害復旧事業に対する補助
	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等





# 第4編 火災・事故災害対策 編



# 第1章 火災対策

## 第1節 災害予防計画

### 第1 火災予防対策の推進

#### 1 事業所における火災予防

##### (1) 防火管理者等の育成・指導

市は、防火管理者等を育成し、防火管理体制の整備を図る。

また、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に対し、消防計画の策定や消防訓練の実施等、必要な火災予防対策を講じるよう指導する。

##### (2) 消防同意制度に基づく指導

市は、消防同意制度を通じ、「消防法」等防火に関する規定に基づき、建築物を審査し、その設置者等に対する具体的な指導を行うことで、建築物の安全性の確保を図る。

また、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設を設置するよう指導を行う。

##### (3) 予防査察の強化

市は、消防法に規定する建築物等の消防対象物の用途、地域等に応じ、予防査察を計画的に実施し、区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、当該対象物の関係者に対して、火災の発生や拡大の防止に万全を期すよう指導する。

##### (4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、多数の者が利用する防火対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組を推進する。

#### 2 地域における火災予防

##### (1) 自主防災意識の普及・徹底

市は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

##### (2) 自主防災組織の結成促進

市は、災害発生時において、延焼等の火災被害を最小限に抑えるためには、地域住民が自ら初期消火や救出救助等の応急活動を実施することが必要であることから、地域における自主防災組織の結成を推進する。

##### (3) 地域防災活動推進員の配置

市は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、県からの支援を受

## 第1節 災害予防計画

けて、地域防災活動推進員を配置するものとする。

### (4) 女性防火クラブの育成

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成を推進する。

### (5) 消防団の活性化

市は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等の応急活動を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど消防職員とともに地域防災の核として重要な役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

### (6) 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

## 3 防火知識の普及啓発

市は、防火知識の普及啓発を図るため、全国火災予防運動期間（春季・秋季）等を活用し、次の方法により普及啓発を行う。

- (1) ポスターの掲示
- (2) 防火チラシの配布
- (3) 広報紙による広報活動
- (4) 各種講習会の開催

## 第2 火災に強いまちづくり

### 1 火災に強いまちづくりの計画的な推進

市は、将来の望ましい都市像を明確にし、都市計画策定上の指針として、土地利用や都市施設の整備計画等を定めた「小山市都市計画マスタープラン」に基づき、火災に強いまちづくりを推進するため、必要な各種施策を計画的に実施する。

### 2 火災に強い都市基盤の整備

#### (1) 総合的なまちづくりの推進

市は、木造家屋密集市街地や消防活動困難地域の解消のため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による、総合的な都市整備を推進し、都市の防災化を図る。

#### (2) 建築物の不燃化・耐震化の促進

市は、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域等に指定し、

市街地における土地利用の適正な規制・誘導を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

(3) 安全な基盤形成

市は、住民が安全に避難する際の避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地などの狭隘道路地区については、建築物の更新などにあわせた、拡幅や改善整備を推進する。

(4) 沿道等の不燃化促進

市は、主要な幹線道路の沿線において、建築物の不燃化や耐震性の向上を図るとともに、街路樹を整備し延焼遮断帯機能の向上を図る。

(5) 準防火地域の指定

市街地における火災の危険を排除するため指定された準防火地域において、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を促進する（第1編第4節参照）。

(6) ヘリコプター離着陸場の設置

市及び事業者等は、高層建築物や火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置を促進するよう努める。

### 3 火災に強い公共施設の整備

(1) 防災拠点の整備

市は、災害発生時における防災対策の活動拠点を確保するため、本庁舎や、地域における防災活動の拠点となる学校や公民館等の不燃化・耐震性の強化を図る。

(2) 都市公園等の整備

市は、火災発生時において、延焼を防止し、かつ一時的な避難地を確保するため、緑地の保全や備蓄倉庫・耐震性貯水槽等の設置等、防災上必要な機能を備えられるよう、適切な配置と広さを確保した、都市公園の整備を図る。

### 4 火災に強い建築物等の整備

(1) 消防用設備等の設置

市及び多数の人が利用する施設の管理者は、消防法に適合する消防用設備等を設置し、設備の定期的な点検を行う。また、その他の施設においても、施設管理者は、避難経路の適正な配置や不燃材料や防災物品の使用等、施設の防火対策の推進に努める。

(2) 建物火災安全対策の充実

市、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、ガスの安全な使用など火災安全対策の充実を図る。

(3) 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年6月1日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器

## 第1節 災害予防計画

等を設置することが義務付けられた。これを受けて、市は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

### (4) 文化財等の安全対策

市は、文化財等を火災から保護するため、次の安全対策を実施する。

ア 文化財又は文化財施設等の所有者等に対し、防災に関する指導・助言を行う。

イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知機、消火栓、避雷針等の防火施設・設備充実を促進する。

ウ 非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

エ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心に防火訓練を実施し、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

## 5 林野火災予防

### (1) 現況

本市は、市全体が平坦地であり、大規模な森林は存在しないが、無管理で放置されている中小の平地林等が、各所に存在し住宅地に近接している。

このため、市は、これらの平地林等の火災を防御するとともに、林野火災から住宅等への延焼を防止することを主眼として、必要な火災予防対策を講じる。

### (2) 予防対策

市は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

また、林野に近いところでの火入れについては、小山市火入れに関する条例に基づき、遵守事項の徹底を図り、失火の防止に努める。

## 第3 情報収集・伝達体制の整備

市は、火災が発生したときに必要な情報を迅速に収集伝達するため、警察と連携し、情報の収集・伝達体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、災害時における通信の確保を図るため、定期的は無線設備の点検を実施するとともに、非常通信の取扱い方法や機器の操作技術の習得を図るため、他の防災関係機関と連携した通信訓練を実施するよう努める。

### 1 情報の収集・伝達

(1) 市は、県、警察、消防本部及びその他の防災関係機関と、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 市は、県、警察、消防本部及びその他の防災関係機関と、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・

連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

## 2 機動的な情報収集体制の整備

市は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

## 3 多様な情報収集体制の整備

市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

## 4 通信確保対策

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

# 第4 消火活動体制の整備

## 1 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織の整備を推進し、消防組織の充実・強化に努める。

また、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

## 2 消防施設等の整備・強化

### (1) 消防施設・設備の整備

市は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう、年次計画を立て、計画的に整備する。

### (2) 消防水利の整備

市は、大規模火災の発生に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を消防水利として指定し、活用等を行うことにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

### (3) 消防用資機材等の整備

ア 市は、地域の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

イ 市は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

### (4) 空中消火活動の支援

市は、災害発生時に空中消火活動の拠点となるヘリコプターの離着陸場等を確保するほか、空中消火

## 第1節 災害予防計画

用資機材の整備、備蓄、維持管理等必要な支援体制を整備する。（資料6-2）

## 第5 救急救助、医療活動体制の整備

### 1 救急救助体制の充実

市は、救急救助隊員の資質の向上を図るとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

### 2 医療活動体制の整備

#### (1) 医療関係機関との連携

市は、同時多発する救急救助要請に迅速に対処するため、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### (2) 医薬品、医療資機材の整備

市は、多数の負傷者が発生する事態に備え、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄・調達体制の整備に努める。

## 第6 避難誘導体制の整備

### 1 緊急避難場所

市は、大規模火災の発生による延焼の拡大に備え、大規模公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設を対象に、緊急避難場所としてあらかじめ指定するとともに、住民への周知徹底に努める。また、緊急避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。（資料7）

### 2 避難誘導への備え

市は、緊急避難場所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者の避難誘導を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平時より個々に応じた避難支援内容の具体化に努める。



## 第2節 災害応急対策

### 第1 活動体制の確立

市（消防本部）は、大規模な火災が発生した場合は、警察等と連携し、被害の状況を迅速に把握するとともに、被害の拡大防止を図るため、必要な活動体制を整備する。

### 第2 被害情報の収集・伝達

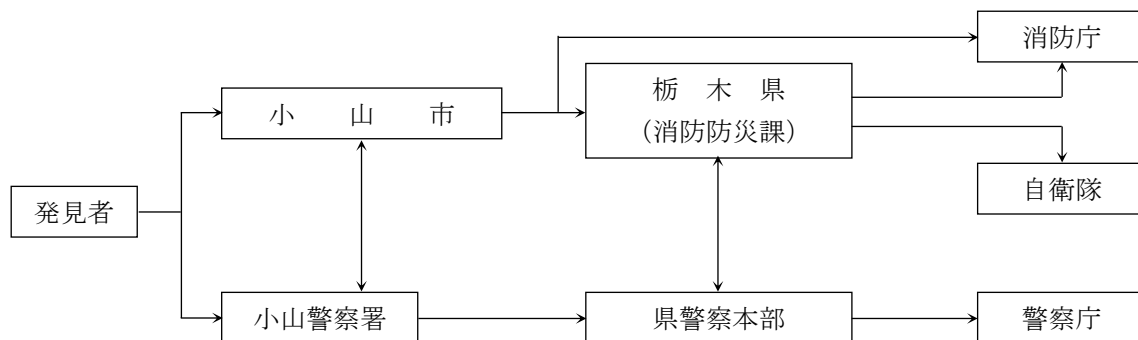
#### 1 大規模火災

市は、大規模な火災が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で第2編第2章第4節「被害情報の収集・報告」に掲載する、「栃木県火災・災害等即報要領」（以下「要領」という。）の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



#### 2 林野火災

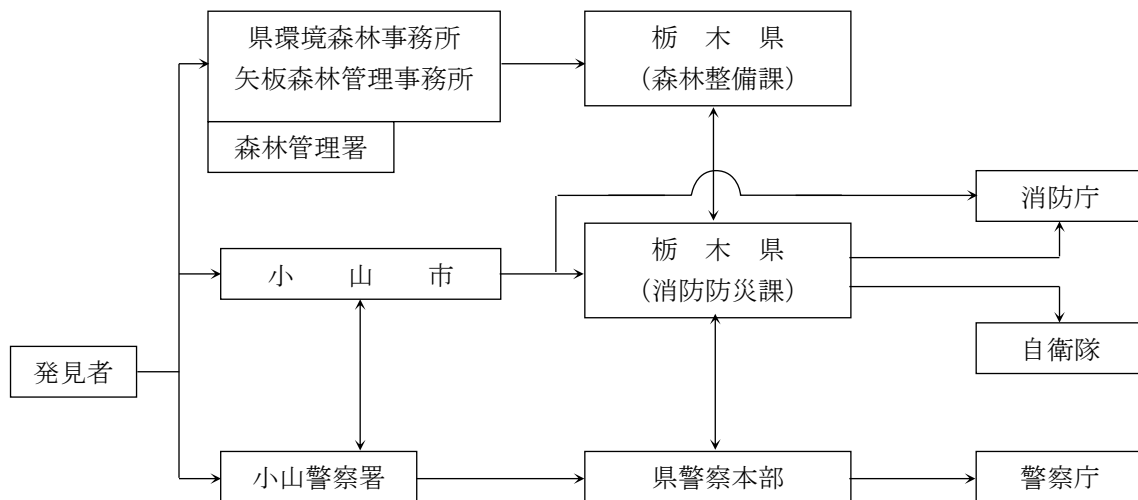
市は、林野火災が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

## 第2節 災害応急対策

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第3 消火活動及び救急救助活動

### 1 消火活動及び救急救助活動の実施

市は、あらかじめ定める「消防計画」に基づき、迅速かつ的確な消防活動を実施する。また、負傷者等が発生した場合は、警察、医療機関等と連携し、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する。

#### (1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じ現場指揮本部を設置するとともに、関係機関と連携し、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

#### (2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

#### (3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒を行う。

#### (4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認める場合は、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

#### (5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

#### (6) 消防団の活動

消防団は、現場指揮本部の指揮に基づき、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止対策を実施する。

## 2 広域応援の要請

### (1) 県内消防相互応援協力等

一の消防機関の対応能力を超える大規模な火災が発生したときは、県内全消防本部により締結した「特殊災害消防相互応援協定書」に基づき作成された、「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより、出動要請を行う。

### (2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力の対処能力を超える大規模な火災が発生したときは、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、総務省消防庁に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### ア 要請手続

市は、緊急消防援助隊の応援要請の必要があると認めた場合は、県に対し、次に掲げる事項を明記し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案し、国に対し応援要請を行う。

ただし、県と連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁に応援要請を行う。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要な部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先
- (ク) 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報（必要資機材、装備等）

#### イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に定めるところによる。

## 3 大規模火災等の対策

### (1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等により、火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、必要に応じ、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等、適切な消火活動に努める。

### (2) 古タイヤ火災

大量に放置された古タイヤ堆積場において火災が発生した場合、重機等を使用し可燃物を除去するとともに、化学消火剤の使用、覆土等、適切な消火活動を行うことにより、火災拡大の防止に努める。

## 第2節 災害応急対策

また、鎮火までに多大な時間を必要とすることがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度の測定等、適切な消火活動に努める。

### 4 林野火災

#### (1) 迅速な消火活動

消防ポンプによる消火活動を実施するとともに、水のう付消防ポンプ等を使用した人海戦術による消火活動、及び県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動等により、早期鎮火に努める。

また、鎮火まで時間を要し、延焼阻止が困難と判断したときは、森林所有者等と調整し、森林の伐採による臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

#### (2) 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

#### (3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

#### (4) 空中消火活動の実施

市は、県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

## 第4 住民の避難

市は、警察と連携し、大規模火災事故の現場付近にいる住民の安全を確保するため、第2編第2章第9節「避難指示等の発令」に準じ、迅速に避難誘導を行う。

## 第5 広報

### 1 情報発信

市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、県や警察が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を安全安心情報メール等の通信手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

### 2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

## 第6 自衛隊の災害派遣要請

市は、大規模火災が発生し、住民の生命、身体、財産を保護するため、必要と判断した場合、第2編第2章第6節「相互応援協力・応援・派遣要請」の定めるところにより、県に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

## 第3節 復旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、県や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

### 第1 施設の復旧

市は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

### 第2 林野の荒廃の復旧

市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

## 第2章 交通関係事故災害対策

### 第1節 災害予防計画

#### 第1 事業者・管理者等の情報提供

##### 1 道路情報の収集・伝達

- (1) 道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

##### 2 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

##### 3 航空交通の安全情報の活用

航空運行事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報活用を促進する。

#### 第2 普及啓発活動

市は、県の行う「交通安全県民総ぐるみ運動」、幼児から高齢者に至るあらゆる世代での交通安全教育の徹底等の交通安全の普及・啓発活動に協力する。

#### 第3 情報収集・伝達体制の整備

- (1) 市は、事故災害が発生したときに必要な情報を迅速に収集伝達するため、警察、鉄道事業者、道路管理者その他関係機関と連携し、情報の収集・伝達体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。
- (2) 市は、災害時における通信の確保を図るため、定期的に無線設備の点検を実施するとともに、非常通信の取扱い方法や機器の操作技術の習得を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を

## 第1節 災害予防計画

定期的に実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

- (3) 市は、県、警察、消防本部及びその他の防災関係機関と同様に、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのI C T化に努める。
- (4) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。
- (5) 市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

## 第4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

### 1 搜索活動への備え

市は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

### 2 救助・救急活動への備え

- (1) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、救急救助隊員の資質の向上及び救急救命士の育成に努める。
- (2) 市は、資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ自衛隊、県、警察等と情報交換を行うよう努める。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

### 3 医療活動への備え

- (1) 市は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- (2) 市は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

### 4 消火活動への備え

- (1) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 道路管理者及び消防機関等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (4) 市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。



## 5 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

### (1) 防除資機材等の整備

市は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

### (2) 関係機関の協力体制の整備

ア 市は、危険物等が大量に流出した場合に備えるため、オイルフェンス等の防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 市は、県、警察、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 市は、県、警察等の関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

## 第5 緊急輸送、代替輸送への備え

(1) 市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(2) 市は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

(3) 警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

## 第6 関係機関の防災訓練の実施

市は、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、県と連携して、事故災害が発生した場合に応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し実践的なものとなるよう工夫した訓練を実施する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

## 第2節 災害応急対策

### 第1 活動体制の確立

市（消防本部）は、大規模な交通事故災害が発生した場合は、警察等と連携し、被害の状況を迅速に把握するとともに、被害の拡大防止を図るため、必要な活動体制を整備する。

### 第2 被害情報の収集・伝達

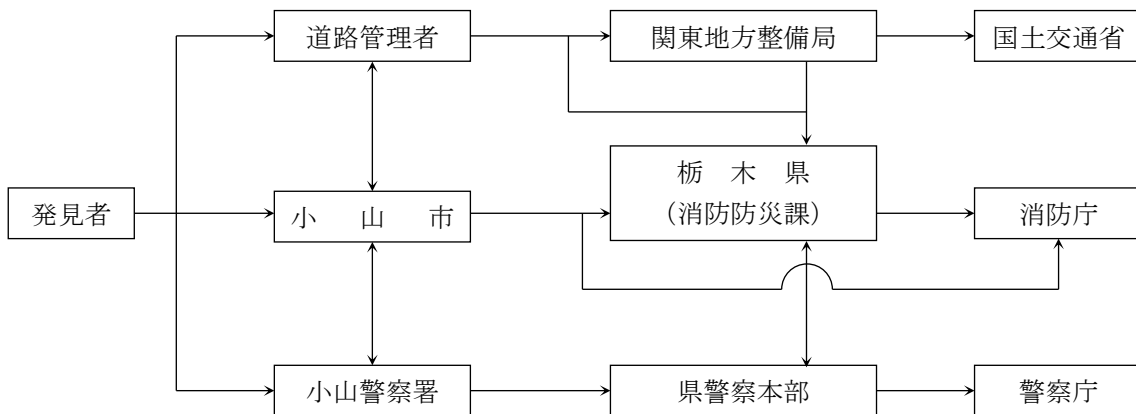
#### 1 道路事故災害

市は、大規模な道路事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で第2編第2章第4節「被害情報の収集・報告」に掲載する、「栃木県火災・災害等即報要領」（以下「要領」という。）の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



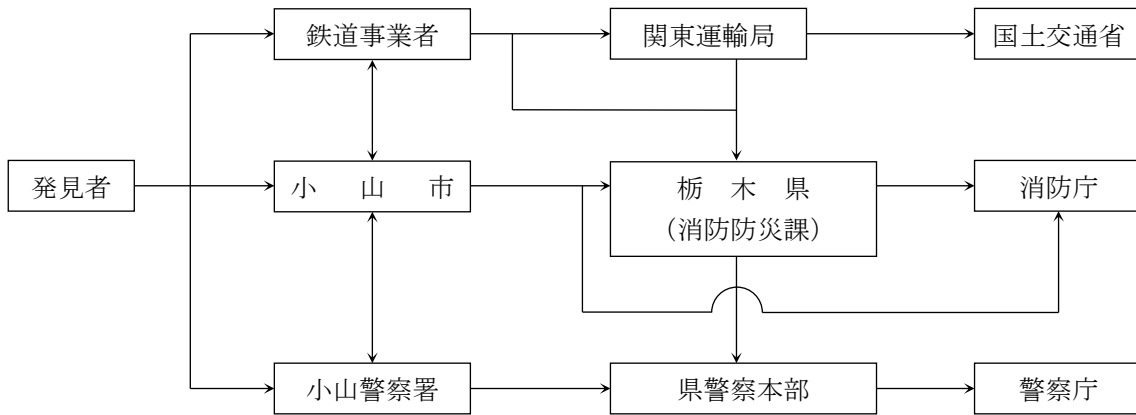
#### 2 鉄道事故災害

市は、大規模な鉄道事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



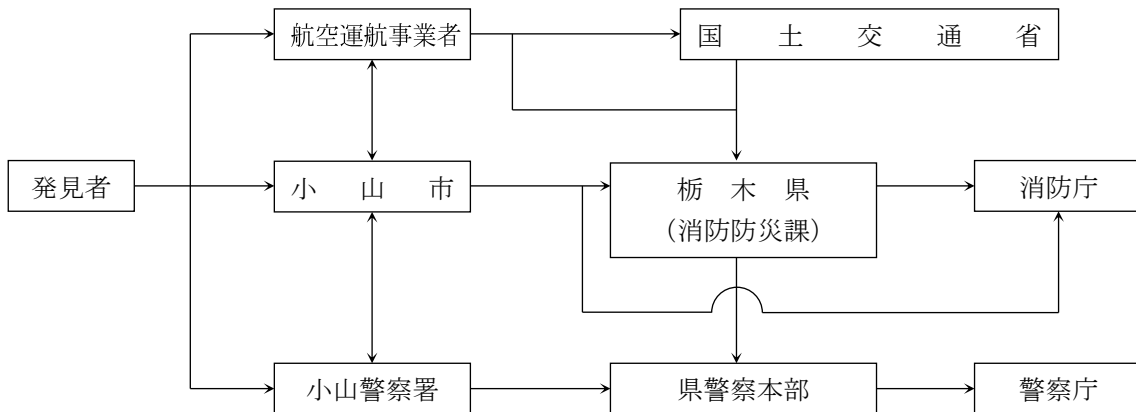
### 3 航空機事故災害

市は、大規模な航空事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第3 被害の拡大防止

#### 1 危険物流出対策

市は、大規模な交通事故により危険物が流出したときは、警察等関係機関と連携し、流出した危険物の除去等、危険物による二次災害防止のため必要な措置を実施する。

#### 2 救急・救助及び消火活動

市は、警察と連携し、負傷した者の救急・救助活動を実施するとともに、事故により火災が発生したときは、速やかに消火活動を行う。

#### 3 施設の応急措置

市は、警察及び各道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、障害物の除去を行うとともに、速やかに施設の点検を実施し、被害箇所の応急復旧措置を行うなど、交通の確保に努める。

#### 4 交通規制

警察は、各道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

#### 5 避難のための立ち退きの指示

市は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

#### 6 住民の避難

市は、大規模な事故災害が発生し、住民の生命に危険を及ぼすと判断したときは、警察と連携し、事故現場付近の住民を、第2編第2章第9節「避難指示等の発令」に準じ、安全な場所まで避難誘導する。

### 第4 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、捜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

#### 1 捜索活動

(1) 市は、県、警察、消防機関と連携して捜索を実施する。

(2) 自衛隊は、必要に応じて、捜索活動を行う。

## 2 救助・救急活動

- (1) 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等の国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

## 3 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

## 4 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

## 第5 緊急輸送活動、代替輸送活動

応急対策に必要な人員・緊急物資等を確実・迅速に輸送するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。また、乗客の速やかな代替輸送を実施する。

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 交通の状況の把握

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### (2) 交通規制・誘導

市は、警察と連携し、緊急輸送を確保するため、ただちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との災害時応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

## 第2節 災害応急対策

### 2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

## 第6 施設、設備の応急対策

交通事故災害が発生した場合、交通の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

警察、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

## 第7 広報対策

具体的な対策については、本編第1章第2節第5「広報」を準用する。

## 第3節 復旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、復旧事業を実施する。

市は、県、鉄道事業者及び道路管理者と協力し、事故災害に伴う施設の被害状況に応じてあらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。





## 第3章 放射性物質・危険物等事故対策計画

### 第1節 災害予防計画

#### 第1 危険物施設等の種類

消防法上の危険物、火薬類、高圧ガス等（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱い上の不備により、ただちに災害発生の原因となる。

そのため、危険物等を取扱う施設においては、自衛消防組織等の自主保安体制の充実を図るとともに、各監督機関は施設の適正な管理について、指導を行う。

危険物等を取扱う施設は、下記のとおりである。

- (1) 消防法上の危険物取扱施設
- (2) 火薬類製造施設等
- (3) LPガス販売施設等
- (4) 高圧ガス製造施設等
- (5) 毒物・劇物取扱施設等
- (6) 放射性物質取扱施設等

#### 第2 消防法上の危険物取扱施設の災害予防

##### 1 保安体制の整備

(1) 消防法上の危険物を取扱う施設（以下「危険物施設」という。）の管理者は、危険物の漏えい、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。具体的な対策は以下のとおり。

ア 危険物施設の巡視、点検、検査を定期的実施するとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握する。

イ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等を明確にする。

ウ 大規模災害による施設の損壊を防止するため、施設の耐震化を促進する。

エ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

オ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

カ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止のため、必要な資機材の整備を行う。

(2) 市は、県と連携して、安全管理の徹底を図るため、施設への立入検査を実施するなど、施設管理者に対し指導助言を行う。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明の結果必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

## 2 保安教育の実施

市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。具体的な対策は以下のとおり。

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたり、災害の拡大防止を考慮した構造、設備を備えるよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 危険物施設の安全管理を徹底するため、次の事項に留意した立入検査の実施等の予防査察を実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (3) 危険物安全週間等を活用した安全推進に関する行事の実施等、自主保安意識の高揚を図る。
- (4) 化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

## 第3 情報収集・伝達体制の整備

具体的な対策については、本編第1章第1節第3「情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

## 第4 防災意識の高揚、訓練の実施

### 1 防災知識の普及啓発

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所等での行動等防災意識の普及啓発を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

### 2 防災訓練の実施

市は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

### 3 要配慮者の支援体制の整備

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、災害時の男女のニーズの違い等、男女や性的少数者の方（性的マイノリティ）の視点に十分配慮するよう努める。

## 第5 火薬類取扱施設の災害予防

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等、火薬類取扱施設の管理者は、火薬類の事故等に備え、火薬類取扱法等に基づく施設の安全確保に努めるとともに、市は、県及び関係機関の実施する次の災害予防対策に協力し、施設の安全確保に努める。

- (1) 火薬類取扱施設の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。
- (2) 火薬類取扱施設の管理者等を対象とした、保安確保のための講習会を開催するなど、火薬類取扱施設関係者の保安意識の高揚を図る。
- (3) 火薬類取扱施設における自主保安体制の強化・充実を図る。

## 第6 LPガス販売事業者等の災害予防

LPガス（高圧ガスのうち、一般消費者等に供給される液化石油ガス）の販売事業者、保安機関、充てん事業者等（以下「LPガス販売事業者等」という。）は、LPガスの事故に備え、ガス容器の適正な管理等必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

### 1 LPガス販売事業者等の実施する災害予防

#### (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガス容器の転倒及び転落防止のため必要な措置を行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ 浸水のおそれのある地域においては、容器の流出防止のため必要な措置を行う。

ウ ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。

エ 災害時のガス事故防止のため、パンフレットの配布等、必要な広報活動を行う。

#### (2) LPガス販売事業者等の災害予防

ア 保安講習会等への参加等、従業員の資質向上のため、保安教育の充実に努める。

イ 災害に起因するガス漏えい事故等に備えるため、緊急出動態勢や点検に必要な資機材を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を図る。

ウ 容器の転倒及び転落防止のため必要な措置を行うなど、容器置場の適正な管理に努める。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

### 2 監督機関の規制・指導等

(1) 販売事業者等を対象に保安講習会、法令研修会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(2) 販売事業者等に対する立入検査等を実施し、安全管理の徹底を図る。

## 第7 高圧ガス製造施設等の災害予防

高圧ガス製造施設等の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガスの事故に備え、高圧ガス保安法等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県の実施する災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

### 1 高圧ガス事業者が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- (2) 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。
- (3) 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。
- (4) 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
- (5) 緊急時には高圧ガス設備を速やかに点検できる体制を整備する。
- (6) 高圧ガス移動の際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。また、移動開始前には必ず安全装置の作動状況、配管等からのガスの漏えい等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を必ず実施する。
- (7) 保安管理体制の整備を図るとともに、従業員等に対し、保安技術の向上又は災害時の措置等に関する教育・訓練を計画的、効率的に実施し、保安意識の高揚に努めるなど、自主保安体制の充実強化に努める。
- (8) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

### 2 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス事業者を対象に保安講習会、法令研修会等を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 高圧ガス事業者に対する立入検査等を実施し、安全管理の徹底を図る。

## 第8 毒物・劇物取扱施設等の災害予防

### 1 事業者の対策

毒物・劇物の製造所、販売所、メッキ工場等、毒物・劇物を取扱う施設の管理者は、毒物・劇物の流出を防止するため、毒物及び劇物取締法等に基づき必要な予防措置を講じる。

### 2 市、県等の対策

市は、県の実施する次の災害予防対策に協力し、安全の確保に努める。

- (1) 毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- (2) シアン化合物を業務上取扱っている電気メッキ事業者等に対し保管設備の設置及びその取扱について指導する。
- (3) 毒物及び劇物取締法に基づき届出義務のない業務取扱者を含め、毒物・劇物を大量に取扱う者を把握し、保管施設や毒物・劇物の取扱いに関する指導を行う。
- (4) 毒物・劇物の製造所等における貯蔵量を把握する。
- (5) 毒物・劇物営業者等を対象として、法令講習会等を実施する。
- (6) 市、県、消防本部及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

## 第9 放射性物質取扱施設の予防対策

放射性同位元素及び放射線使用施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）の管理者は、漏えいによる人体及び環境への被害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づき必要な予防措置を講じるとともに、市は、県と連携し、次の災害予防対策を実施し、安全の確保に努める。

- (1) 県が策定する「放射性物質事故・災害対応マニュアル（平成14年策定）」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制を整備する。
- (2) 放射性物質取扱施設及び取扱物質の種類等を把握する。
- (3) 救助活動等に必要放射線防護資機材を整備する。

## 第2節 災害応急対策

### 第1 活動体制の確立

市（消防本部）は、危険物等の爆発・流出等の災害が発生した場合は、県及び警察等と連携し、被害の状況を迅速に把握するとともに、被害の拡大防止を図るため、必要な活動体制を整備する。

### 第2 被害の拡大防止に関する共通事項

#### 1 被害の拡大防止活動

市は、危険物災害が発生した場合、危険物等の流出・拡散の防止、危険物等取扱事業所と連携して、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

また、被害を受けた施設の管理者に速やかに情報を伝達し、二次災害の発生を防止する。

#### 2 交通の状況の把握

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 3 交通規制・誘導

市は、警察及び各道路管理者と連携し、緊急輸送を確保するため、ただちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との災害時応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

#### 4 危険物等の大量流出に対する応急措置

市は、危険物等が河川等に大量流出した場合、ただちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

#### 5 救急救助及び消火活動

市は、危険物災害の発生により負傷した者に対し、救急救助活動を実施するとともに、火災が発生した場合は速やかに消火活動にあたりるとともに、周辺への延焼を防止する。

## 第2節 災害応急対策

### 6 施設の応急措置

危険物等を取扱う事業所は、施設の損壊等異常個所を発見したときは、迅速に応急修理等を実施するとともに、被害状況から判断して、機器類の緊急停止を行う。

### 7 住民の避難

市は、警察と連携し、事故現場付近の住民の安全を確保するため、第2編第2章第9節「避難指示等の発令」に準じ、迅速に避難誘導を行う。

### 8 広報

具体的な対策については、本編第1章第2節第5「広報」を準用する。

## 第3 危険物事故の応急対策

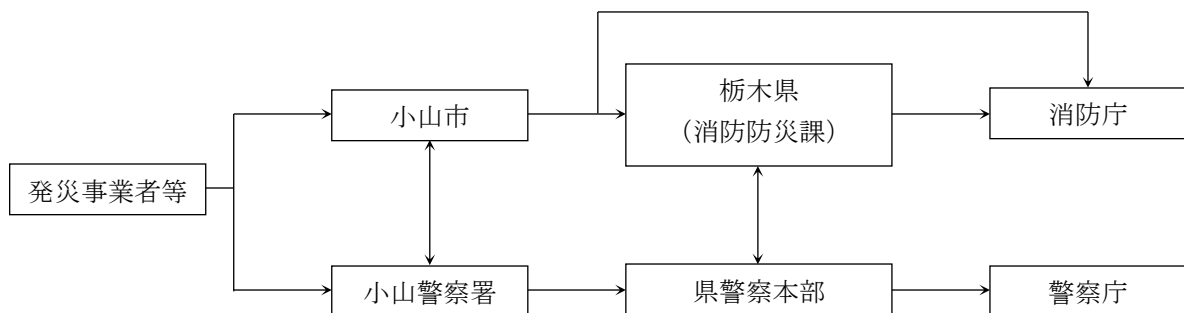
### 1 情報の収集・伝達

市は、危険物施設等における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で第2編第2章第4節「被害情報の収集・報告」に掲載する、「栃木県火災・災害等即報要領」（以下「要領」という。）の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 市は、危険物施設から危険物が流出したときは、河川等への流出を防止するため、ただちに土のう措

置、排水溝閉止、オイルフェンスの展張、吸着マット等回収資機材等を活用し、漏えい範囲を最小限に抑えるため必要な措置を実施する。

また、危険物の現状を把握し、引火による火災発生のおそれがある場合は、薬剤等を使用するなど必要な措置を実施する。

- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏えい危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 第4 ガス事故応急対策

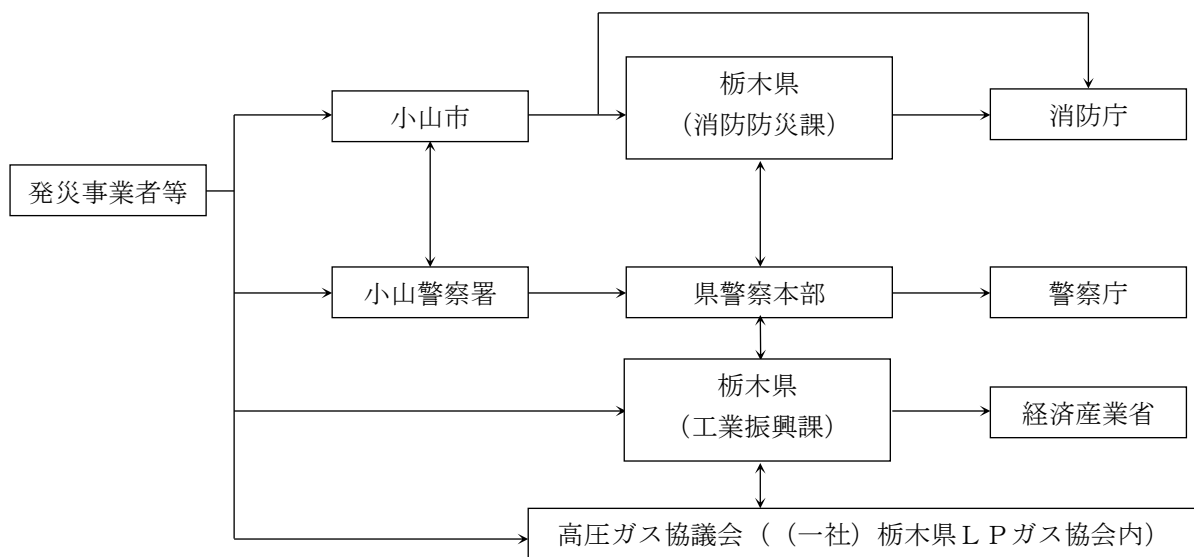
### 1 情報の収集・伝達

市は、ガス製造等施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 LPガス・一般高圧ガス災害の対策

- (1) 市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。



## 第2節 災害応急対策

- (2) 市は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を実施する。
- (3) 市は、ガス濃度の測定を適時実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に備える。

### 3 都市ガス災害の対策

- (1) 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。
- (2) 市は、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害に留意し、消火活動等応急対策を実施する。

## 第5 火薬類事故応急対策

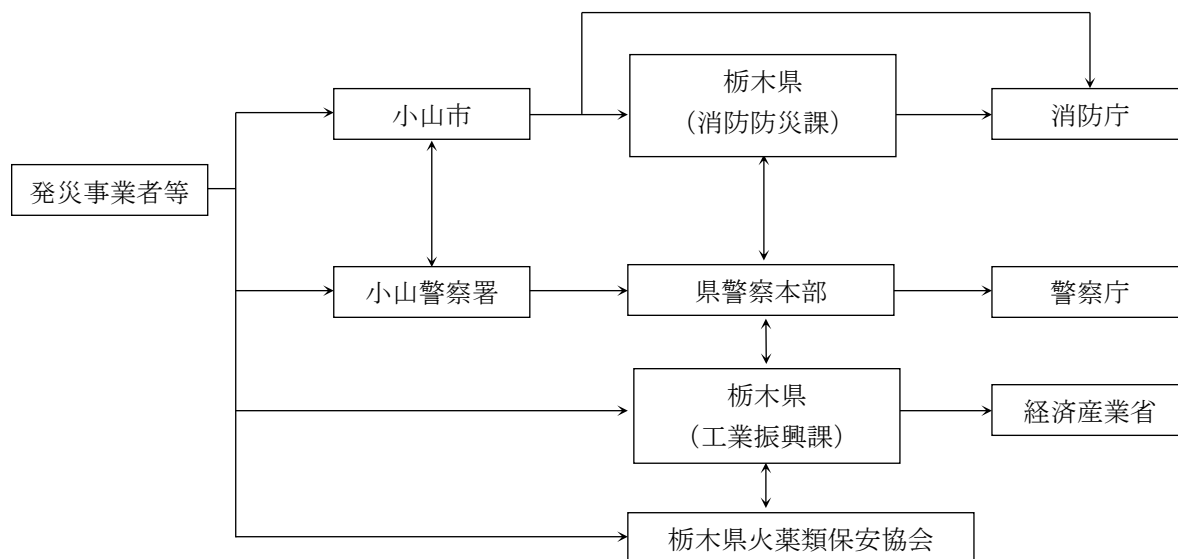
### 1 情報の収集・伝達

市は、火薬類取扱施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 応急対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 毒物・劇物事故応急対策

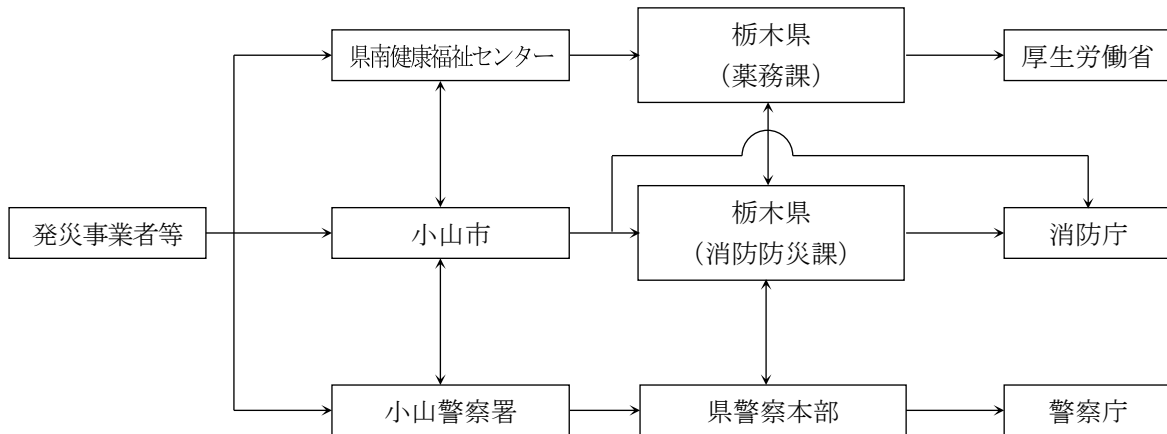
1 情報の収集・伝達

市は、毒物・劇物取扱施設における事故災害が発生したとの通報を受けたときは、警察その他各施設管理者等に対し、速やかに情報伝達を行うとともに、区域内で要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、総務省消防庁にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況をただちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 応急対策

状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

## 第3節 復旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定して、早期に復旧事業を実施する。

市は、県及び事業者等と協力し、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じてあらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。



# 第5編 原子力災害対策編



# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、栃木県においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、県内経済や県民生活等に多大な影響を及ぼした。

栃木県には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する市の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

### 第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外<sup>\*1</sup>においてもプルーム<sup>\*2</sup>通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのためUPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

※1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）とは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL<sup>\*3</sup>に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

※2 プルームとは、「放射性プルーム」のことで、気体状あるいは粒子状の放射性物質が環境中に放出されると、これが大気中を雲のような塊となって流れる状態で移動する可能性があることを示す。

※3 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）とは、放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準である。

### 第3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL<sup>\*4</sup>（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

## 第 1 節 計画策定の趣旨

- ※4 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）とは、避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準である。



## 第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本市において必要な防護措置について整備する。

### 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

#### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

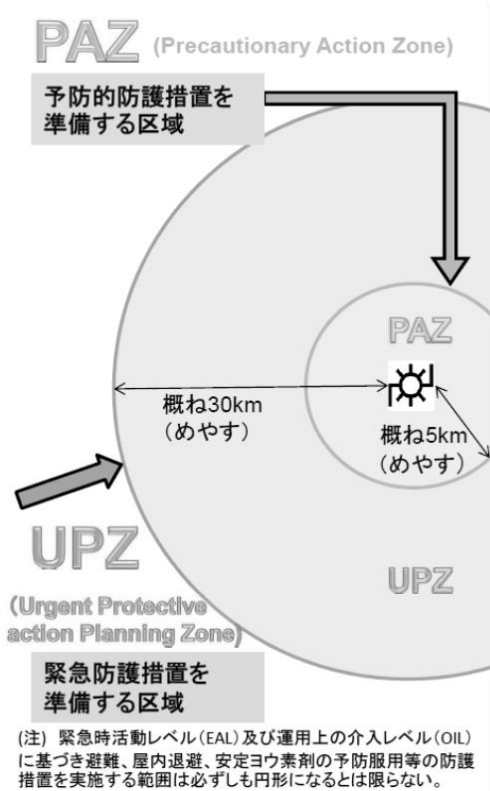
PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

#### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、県内に該当する区域はない。

原子力災害対策重点区域



**PAZ**

(予防的防護措置を準備する区域:  
施設から概ね半径5 km)

緊急事態の判断基準(EAL)に基づき、放射性物質放出前における即時避難等を、予防的に準備する区域。

**UPZ**

(緊急防護措置を準備する区域:  
施設から概ね半径30km)

防護措置実施の判断基準(OIL)や緊急事態の判断基準(EAL)に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

出典:「原子力災害対策指針」  
(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)

### 第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

#### 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

別表1

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
県の住民防護措置の例 福島第一原発に係る福島	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

## 第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L（Operational Intervention Level）が設定された。

### 運用上の介入レベル（O I L）

運用上の介入レベル（O I L）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

#### 1 防護措置

##### (1) 避難等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物 <sup>*</sup> の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

##### (2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm  $\beta$ 線：13,000cpm 【1か月後の値】	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/Kg	2,000Bq/Kg	
		放射性セシウム	200Bq/Kg	500Bq/Kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/Kg	10Bq/Kg	
		ウラン	20Bq/Kg	100Bq/Kg	

## 第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

### 第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	栃木県境から約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県檜葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	栃木県境から約77km				栃木県境から32km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	栃木県境から約93km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万 kw	329.3万 kw	329.3万 kw	329.3万 kw	329.3万 kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万 kw	135.6万 kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中（現在も稼働せず）						

## 第2 原子力災害の想定

### 1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ:Emergency Planning Zone)にも栃木県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

## 第3 予測される影響

### 1 栃木県における具体的影響、想定等

#### (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など、県民生活と県の産業に大きな影響を与えた。

## 第5節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

### (2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。市は県と連携して放射性物質が到達する前に予防的な屋内避難の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

市は県と連携して環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物資モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災意識の高揚

災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

また、原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

#### 第1 住民に対する原子力防災知識の普及、啓発

原子力発電所事故が発生した場合、住民等において放射線に関する様々な不安が生じるおそれがあることから、市は、国や県と連携し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、広報活動を実施する必要がある。

市は、市ホームページへの掲載、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関による啓発、広報紙等の印刷物の配布、講演会や市政出前講座の開催等の方法により、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本市の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10)放射線物質による汚染の除去

#### 第2 職員に対する原子力防災知識の普及、啓発

福島第一原子力発電所事故への対応から、原子力の安全や原子力災害対策に係る人材の育成が重要であることが改めて認識された。原子力災害という特殊性から、その対応においては専門的知識が重要であり、事故の広域化や長期化を想定した場合、より多くの要員に対して研修などを実施し、人材の育成に努めていくことが必要となる。

市は、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、職員を含めた防災業務関係者に対し、県、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、県等と連携して、住民等に対する普及・啓発に加え、次に掲げる事項について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

## 第1節 防災意識の高揚

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) モニタリング機器の種類、実施方法等
- (3) 緊急時に、国や県等が講じる対策の内容
- (4) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項

## 第3 訓練計画の策定及び実施

市は、国、県、消防機関、原子力事業者等と連携し、国、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 市民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

## 第2節 初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県及び関係機関等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

### 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係市町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

## 第3節 市民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 第1 情報伝達体制の整備

市は、県、関係機関及び報道機関等からの情報を踏まえて、市民に対して、同報系防災行政無線や消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク、市ホームページ、安全安心情報メール、エリアメール／緊急速報メール、テレビ小山のL字放送、Lアラート、フェイスブック、コミュニティFM（おーラジ）、小山市公式SNS各種（ツイッター、フェイスブック、LINE）・市防災ポータルサイト等を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備に努める。

### 第2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県は、市が行う要配慮者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

### 第3 相談窓口の設置

市は、県が警察、消防機関等と連携して設置する住民相談窓口の設置や体制等の整備に協力する。

### 第4 情報提供項目

市は県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

## 第4節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

### 第1 避難体制等の整備

#### 1 避難等の準備

市は、屋内退避の指示が出された場合を想定し、県と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

#### 2 避難所の指定等

##### (1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、県の助言を受けて、学校、公民館、老人福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

##### (2) 避難誘導用資機材

市及び消防機関は、県の助言を受けて、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

#### 3 避難所、避難方法等の周知

市は、県の助言を受けて、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

#### 4 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県及び市は、必要に応じて県と連携して配布体制の整備を検討する。

### 第2 避難指示の判断

#### 1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市町長等に対し、OILに基づき避難等の指示が発出される。

基準の種類については、第1章第4節 1 「(1) 避難等の基準と措置の概要」を参照のこと。

## 第4節 避難活動体制等の整備

### 2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて小山市に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国及び県と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

市は県と連携して、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

### 第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

### 第4 要配慮者等への対応

市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

## 第5節 住民等の健康対策

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期原子力災害医療を中心とした医療体制の整備について、県に協力し実施する。

### 第1 資機材等の整備等

#### 1 活動用資機材の整備

市は、県が行う避難退避時検査（O I L 4以下であるか否かを確認する検査）、人体への除染等の実施のための必要な資機材の整備に協力する。

#### 2 医療活動用資機材及び緊急原子力災害医療活動体制等の整備

市は、国及び県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

#### 3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、県が実施する資機材の整備・維持管理に協力する。

また、平常時から県及び関係機関との情報交換に努める。

### 第2 医療救護活動体制の整備

#### 1 基本方針

県及び市は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）、医療救護及び健康管理等の実施体制を整備する。

#### 2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急原子力災害医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

#### 3 情報提供システムの充実・活用

##### (1) 救急医療・広域災害情報システムの充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う救急医療・広域災害情報システムの充実に努める。

## 第5節 住民等の健康対策

### (2) 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。



## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

### 第1 検査体制の整備

福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域において、原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。栃木県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされた。また、市においてもカキナの出荷制限の指示がなされた。

事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するためには、平常時から以下のような体制整備を構築しておく。

食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の使用方法について体得する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得ておく。

### 第2 連絡通報、情報提供体制の整備

モニタリング検査の結果、市内で生産された食品等が基準値を超えた場合、出荷制限や自主回収が迅速かつ適切に実施・徹底できるよう、県や関係団体等との緊急連絡体制を整備する。

また、放射性物質に汚染された可能性のあるものが市内に流通するおそれがある場合又は流通した場合を想定し、出荷制限や摂取制限食品等に関する住民への注意喚起や、関係者への情報提供を迅速かつ的確に実施するための連絡体制を整備する。

## 第7節 児童生徒等の安全対策

幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校等（以下「学校等」という。）は、安全に関する計画等を策定するとともに、児童生徒等に対し、放射線に関する普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努める。また、原子力災害等が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等設置者と連携し防災体制や緊急連絡体制を整備する。

### 原子力防災体制の整備

学校等においては、原子力災害に備え、児童生徒等及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

市は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 情報の収集・初期活動

市は、原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県等から速やかな情報収集を行い、関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達して、災害応急対策活動や市民の避難等に必要情報伝達を行う。

#### 第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や県民等への周知を行う。

#### 第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

市は、隣接県等で特定事象が発生した場合、県に対し情報を求め、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

#### 第3 応急対策活動情報の連絡

##### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

市は、県や隣接県等から入手した情報を、関係団体等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

##### 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

市は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

市は、県から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県、隣接市町の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

## 第2節 災害対策本部等の設置

小山市に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、国、県、近隣市町村、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

### 第1 情報収集・連絡活動のために必要な体制

市は、特定事象発生情報を把握した場合、速やかに職員の非常参集等人員の確保、情報の収集・連絡を行うことができるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等を作成し、併せて関係職員への周知徹底を図る。

### 第2 原子力災害発生時の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	活動体制	責任者	基準	業務の概要
注意体制	関係課対応	危機管理監	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	情報収集及び応急対策の実施
警戒体制	災害警戒本部	副市長	県から特定事象発生（EAL2）の連絡を受けた場合	災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策の実施
非常体制	災害対策本部	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から原子力緊急事態発生（EAL3）の連絡を受けた場合</li> <li>大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合</li> </ul>	全組織をあげて災害応急対策を実施

### 第3 災害対策本部等の整備

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、ただちに警戒態勢をとるために必要な体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、職員の参集・配備体制等についてあらかじめ定めておく。

#### 1 注意体制（小規模災害）

近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。危機管理課職員はただちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の概要
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県（危機管理課）等への報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

## 2 災害警戒本部の設置

県から特定事象発生（EAL2）の連絡を受けた場合は、副市長を本部長、教育長を副本部長とし、各部長を構成員とする災害警戒本部を設置する。

### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から県を通じて、原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

### (2) 災害警戒本部の業務

警戒本部においては、各種情報の収集、指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

### (3) 災害警戒本部の解散基準

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと県からの連絡があったとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと県からの連絡があったとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

## 3 災害対策本部の設置

県から原子力緊急事態発生（EAL3）の連絡を受けた場合は、市長を本部長、副市長、教育長を副本部長とし、各部長等を構成員とする災害対策本部を設置する。

### (1) 災害対策本部の設置基準

- ア 原子力防災管理者から県を通じて、原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- イ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）。
- ウ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- エ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

## 第2節 災害対策本部等の設置

### (2) 災害対策本部の業務

災害対策本部の任務分担については災害時に備え、検討する。

### (3) 災害対策本部の解散基準

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと県からの連絡があったとき。

## 4 県の職員及び専門家等の派遣要請

原子力緊急事態に伴い、市内において屋内退避等が必要となるおそれがある場合など、市だけでは対応することが困難である場合は、県に対し専門家の派遣、又は原子力事業者職員に職員の派遣を要請する。

## 5 防災業務関係者の安全確保

市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

防護対策としては、市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、消防機関その他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

(2) 女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(3) 市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(4) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

## 第3節 住民等への情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り小さくするため、多様な媒体を活用して住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や隣接市町等と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

### 第1 住民等への情報伝達活動

#### 1 広報の方法等

市は、住民等への情報提供にあたっては県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、県や隣接市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、定期的な情報提供に努める。

#### 2 住民ニーズの把握及び情報提供

(1) 市は、住民等のニーズを十分把握し、周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を迅速かつ適切に提供する。考えられる情報の例示については、以下のとおりである。

- ア 原子力災害・事故の状況
- イ 住民等の安否情報
- ウ 市役所及び市内各地の公共施設における空間放射線量測定値
- エ 放射線による健康影響、医療機関等の情報
- オ 農林水産物の生産、食品の安全等に関する相談
- カ 交通規制情報
- キ その他県が講じている施策に関する情報

(2) 情報の公表及び広報活動を行う際には、十分に内容を確認して行う。

#### 3 要配慮者への配慮

市は、住民等への情報伝達にあたっては、要配慮者に配慮する。

#### 4 報道機関との協力体制

市は、情報伝達にあたって、広報紙等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。特に報道機関の協力を得ることにより、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネ

### 第3節 住民等への情報伝達

ット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

#### 5 市が行う広報事項

- (1) 事故が発生した原子力事業所施設名、発生年月日及び事故の概要
- (2) 災害の状況及び今後の予測
- (3) 原子力事業者の対策状況
- (4) 国、県、関係市町の災害対策本部設置及び応急対策の状況
- (5) 住民がとるべき措置
- (6) 緊急事態対応への決定状況
  - ア 原子力緊急事態宣言、解除宣言
  - イ 避難（範囲）の決定及び解除
  - ウ 飲食物摂取制限、食品の出荷制限の決定及び解除
  - エ 緊急事態応急対策を実施する区域の拡張、縮小等
- (7) その他必要な事項（安否情報、交通情報等）

## 第2 住民等からの問い合わせへの対応

緊急時においては、住民からの相当数の問い合わせが予想されることから、事故の状況や放射線による健康影響等について、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。特に事故発生後は、短時間で相当数の問い合わせに応じる必要があると想定される。

また、特に住民が安心できる情報について、収集・整理・提供を行う。



## 第4節 屋内退避・避難誘導等

市は、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

### 第1 避難等措置の実施主体

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

### 第2 屋内退避、避難等の実施

#### 1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、住民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

#### 2 避難誘導等

(1) 市は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

(2) 市は、警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

#### 3 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握する。

### 第3 安定ヨウ素剤の服用等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、市は、国、県及び関係機関と連携して対応する。

### 第4 避難所等の開設、運営

#### 1 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等

### 2 避難所の管理・運営

- (1) 市は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
- (2) 市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときにただちに配備できるよう準備しておく。
- (3) 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

## 第5 県外からの避難者の受入

市は、県と連携して県の保有する施設を避難所として一時的に提供するとともに、県の要請を受けてその保有する施設を避難所として設置する。市が避難所を設置・運営するのに当たっては、県は市に必要な支援・調整等を行う。

さらに、市は、必要に応じて、県と協議の上、市内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、県営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することを検討する。

また、市は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入所者等の受入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国、県及び関係機関との連携により、市内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。(入院患者等の受入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する。)

## 第6 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク等や哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

## 第5節 医療救護活動等

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

### 第1 周辺住民等を対象とする初期対応

避難所、救護所等における、住民等を対象とした避難退域時検査を県に要請し、放射性物質による対表面汚染がある場合には、簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）の措置を行う。

除染の基準については、第1章第4節 1「(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要」を参照のこと。  
また、住民等に対し放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、健康相談を行う。

### 第2 医療活動の実施

#### 1 緊急原子力災害医療派遣チームの派遣

必要に応じ、県等に対し、緊急原子力災害医療チームの派遣を要請する。

#### 2 医療救護活動

市は、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、避難退域時検査、汚染の程度に応じた簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

### 第3 相談窓口の設置等

住民等の放射線の影響等に関する理解を深めるため、健康相談や心のケアに関する巡回相談について、必要に応じて実施する。

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民に対して広く周知する。

### 第1 出荷制限・解除等

#### 1 食品等の安全性等の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

市は県と連携して、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づき飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、市は県と連携して、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画書に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

飲食物摂取量制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/Kg	2,000Bq/Kg	
		放射性セシウム	200Bq/Kg	500Bq/Kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/Kg	10Bq/Kg	
		ウラン	20Bq/Kg	100Bq/Kg	

食品中の放射性物質の基準値

食品群	基準値（ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

（平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用）

※飲食物摂取制限の基準については、第1章第4節 1「(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要」を参照のこと。

## 2 食品等の出荷制限及び解除

モニタリング検査の結果、食品衛生法に定める基準値を超過した食品等が発見された場合は、市は速やかに県に報告し、関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請する。

国の指示を受けて出荷自粛等が解除された場合、生産者及び住民等へも広く周知し、検査結果が国の設定する基準値未満であることにより、安全性が確認された場合においては、対象物の安全性を速やかに周知する。

## 第2 飲料水の安全対策の実施

市は、国、県の指導・助言、指示及び市が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限、広報等必要な措置をとるよう関係機関等に要請する。

また、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況をただちに伝えるとともに、下記事項についての指導等を行う。

### 1 水道水の安全確保等

- (1) 水道水の検査及び結果の公表
- (2) 水源が汚染又は汚染のおそれのある場合の浄水施設での汚染防止対策の実施
- (3) 供給水が国の示す指標値を上回った際の、摂取制限及び広報の実施
- (4) 応援給水の調整等

### 2 飲料水の安全確保等

- (1) 飲用井戸等設置者に対する助言
- (2) 応急給水の調整等
- (3) 市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

### 第3 食品等の供給

市は、県から食品等の摂取制限等の措置について指示を受けた際、第2編第2章第16節「食料・飲料水・生活必需品等の確保対策」を参照し、県と協力して関係住民への応急措置を講じる。

## 第7節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、次のような対応を行うことにより、適切な情報に基づき児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

### 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合、次のような対応を行う。

- (1) 屋外にいる児童生徒等を速やかに屋内に退避させる。
- (2) 児童生徒等の出欠の確認により、所在の確認等を行う。
- (3) 長時間の屋内退避においては、体調や気持ちの変化に配慮し、健康観察を行う。
- (4) 保護者への引渡しを円滑に行う。

また、市は、県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。





## 第4章 災害復旧対策

### 第1節 住民等の健康対策

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

#### 第1 住民への対応

##### 1 健康相談

市は県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

##### 2 健康影響調査のための検討

市は県と協力し、救護所等で応急対策として行う医療救護活動とは別に、復旧対策として、必要に応じて、地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供等についても検討する。

##### 3 健康影響調査等の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力し、実施に移していく。

##### 4 メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

## 第2 学校等における対策

学校等における健康対策については、基本的には住民に対するものと同様であるが、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮し、次のような対応に努める。

### 1 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数か月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする必要がある。

### 2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠である。学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

### 3 その他

原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食について放射線量の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

## 第2節 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

### 第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

#### 1 農林水産物

市は、農林水産物等について、風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

また、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を発信していく。

#### 2 工業製品等

市は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

### 第2 観光業に係る対策

市は、放射性物質に関するデータの収集により安全性を迅速かつ確実に把握し、安全性を確認できた場合には安全宣言を行うことに加え、報道発表や市ホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信していく。

また、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

## 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

### 第1 基本方針

県及び市は放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

### 第2 除染の実施

市、その他防災関係機関及び市民は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、県、市等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所（園）・認定こども園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考えに基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮<sup>※1</sup>して、収集、運搬、保管及び処分を適正に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※1 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を越えないようにする。
- ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を越えないことが望ましい。比較的高

### 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

い放射能濃度の物を取扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭、騒音・振動防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考資料編)

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成28年9月追補環境省）

## 第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

市は、国、県、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を実施する。

### 1 国が処理する廃棄物

市は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ を超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。

### 2 市が処理する廃棄物

市は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県から専門的な知見等に関する情報提供をしてもらう。

### 3 その他

市は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、発生した廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

市は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する。

## 第4節 損害賠償

県は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

### 事業者等への支援

#### 1 損害状況等の情報収集

賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、県は、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

また、県は、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生するおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

県は、県内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

#### 2 事業者等への支援内容

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

## 第5節 各種制限の解除

市は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

### 状況の把握及び解除の指示

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断又は県からの指示等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。